# 川崎市地域防災計画

震 災 対 策 編

(平成24年度修正)

川崎市防災会議

## 目 次

計画の方針 計画の目的・
国・県の防災計画との関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
計画の修正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
計画の習熟・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
計画の構成及び内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
個別防災計画の策定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
男女共同参画の視点への配慮・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
計画の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
<b>市の概況と過去の震災</b> 地勢の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
地勢の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
社会的条件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
震災の記録・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
過去の地震による被害の概要・・・・・・・・・・・10
坡害の想定
被害想定地震の経過及び設定・・・・・・・・・・・・・・・・14
被害の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
川崎市直下の地震(冬 18 時)における主な被害想定結果(平成 22 年 3 月) ・・・ 18
咸災目標、地震防災戦略及び業務継続計画
減災目標及び川崎市地震防災戦略の策定・・・・・・・・・・・・20
業務継続計画の策定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22
市及び防災関係機関等の業務大綱
川崎市・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
神奈川県・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23
神奈川県警察・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
指定地方行政機関・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24
自衛隊・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
指定公共機関・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
指定地方公共機関・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者・・・・・・・・・・28
住民組織 25
市民及び事業者の基本的責務
市民の基本的責務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・30
事業者の基本的責務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・30

第2節		
第3節		
第4節		
第5節		
資料	川崎市都市計画概要表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	35
第2章	公共施設等の安全対策	
第1節		
第2節		
第3節		
第4節		
第5節		
第6節		
第7節	災害時交通ネットワークの形成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	43
第3章	土砂災害・宅地災害対策	
第1節		
第2節		
第3節		
第4節	地盤の液状化の危険性の周知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	47
資料		
資料	<ul><li>急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律概要図・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>	50
資料		
資料	川崎市宅地防災工事助成金制度 既存擁壁判定票その1~3 ・・・・・・・・・・	52
第4章	地震火災の防止	
第1節		
第2節		
第3節	指導計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	55
第4節	防火対象物の火災予防・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第5節	消防施設等の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	57
第5章	震災に対応するための情報システムの整備	
第1節		
第2節		
第3節	総合防災情報システム・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	58
第6章	地域防災拠点及び避難所の整備	
第1節		
第2節	避難所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	60
第7章	物資・資機材等の備蓄及び協定	
第1節		
第2節		
第3節		
第4節	各局の備蓄業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	63
第5節	応援協定の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	63

第8草	緊急輸送体制の整備	
第1節		
第2節	緊急輸送路	66
第9章	防災力の向上	
第1節	基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	67
第2節	防災知識の普及と意識の高揚・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	68
第3節	自主防災組織等の育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	69
第4節	防災ネットワークづくりの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	70
第5節	消防団の充実・強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	71
第6節	企業市民としての企業の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第7節	その他防災力の活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	72
第 10 章	防災訓練の実施	
第1節	訓練の方針及び実施時期・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第2節	訓練の検証・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	75
第 11 章	ボランティアとの連携	
第1節	ボランティアの活動分野・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	76
第2節	ボランティアの活動支援のための環境整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	76
第3節	災害時におけるボランティアの活動支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	77
第 12 章	災害時要援護者対策	
第1節	社会福祉施設等における対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	79
第2節	地域と連携した共助体制の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	79
第3節	迅速な避難支援体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	80
第4節	難病患者等に対する対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	80
第5節	外国人等に関する対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	81
第6節	避難所等の対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	81
第 13 章	混乱防止及び帰宅困難者対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	83
第 14 章		
第1節	予防対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	85
第2節	市の活動体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	86
第3節	津波警報・注意報、津波情報、津波予報の発表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	87
第4節		
第5節	市及び防災関係機関等の措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	90
資料	川崎港防潮堤築造位置及び防潮扉位置図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	92
第 15 章	高層集合住宅の震災対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	93
第3部 初	D動対策計画	
	組織	
	川崎市災害警戒体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	95
第2節		
第2章		, ,
	動員区分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	()1

第2節	配備体制及び基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	104
第3章	初動活動体制	
第1節	災害対策本部における各要員の初動体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	107
第2節	災害対策本部・区本部の初動体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第3節	災害対策本部・区本部における初動対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	108
第4章	災害情報の収集・伝達	
第1節	連絡体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第2節	通信の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第3節	災害情報の収集・伝達・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	113
第4節	防災行政無線の運用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第5節	衛星通信の運用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第6節	防災相互無線の運用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第7節	災害情報の整理・報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第8節	地震関連情報の収集・伝達・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第9節	広報·広聴·····	120
第4部 応	5急対策計画	
第1章	消防対策	
第1節	消防の組織・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第2節	警防活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第3節	消防団・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第4節	他の防災関係機関との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
資料	消防署所配置図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	126
第2章	警備活動	
第1節	警察の警備体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	127
第3章	交通対策	
第1節	道路の啓開活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	129
第2節	道路交通対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	130
第3節	海上交通安全の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
資料	交通規制路線図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	132
第4章	医療救護	
第1節	医療救護活動体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第2節	医療救護班の編成・活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第3節	被災傷病者の収容医療施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	137
第4節	応援要請・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	138
第5章	応援体制	
第1節	要請方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第2節	応援の要請・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	140
第3節	九都県市応援調整本部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第4節	自衛隊に対する災害派遣要請・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第5節	活動拠点の配置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	145

第6章	章	避難対策	
第1	節	広域避難場所、一時(いっとき)避難場所及び避難所の定義・・・・・・・・・	148
第2	2 節	勧告・指示に基づく避難・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	149
第3	3節	被災者の受入れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	151
第7章	章	混乱防止及び帰宅困難者対策	
第1	節	情報パニックによる混乱防止措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	154
第2	2 節	主要ターミナル駅頭の混乱防止措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第3	3節	帰宅困難者の支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	154
第8章	章	輸送計画	
第1	節	輸送対象及び輸送手段・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第2	2 節	救援物資等の集積場所・輸送拠点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第3	3 節	基幹的広域防災拠点(東扇島地区)との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第4	1 節	ヘリコプターの離着陸場及び調整等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	158
第9章	章	飲料水・食料・生活必需品の供給	
第1	節	飲料水の供給・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第2	2 節	食料の供給・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第3	3 節	生活必需品の供給・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第4	1 節	応援要請・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第5		災害対策要員の飲料水・食料の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	164
第 10	章	応急危険度判定及び被災宅地危険度判定	
第1	節	被災建築物応急危険度判定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第2	2 節	被災宅地危険度判定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	167
第 11	章	災害廃棄物等処理計画	
第1	節	計画の対象・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第2	2 節	災害廃棄物等処理に係る組織体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第3		災害廃棄物等の処理に係る基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第4		総務班の業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第5	-	災害廃棄物処理班の業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第6		廃棄物収集班の業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第7		廃棄物処理班の業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	料	施設の処理能力等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	191
第 12	-	防疫・保健衛生	
第1	-	防疫対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第2	-	環境・食品衛生対策等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第3	-	保健衛生対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	195
第 13	•	行方不明者の捜索、遺体の取扱い	
第1	-	行方不明者・遺体の捜索・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第2	-	遺体の収容及び処理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第3	-	火葬	198
第 14	•	文教対策	
第1	節	学校施設の応急対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	199

第2節	児童・生徒の措置、臨時休業の措置及び応急教育の実施方法	199
第3節	勤務時間外における教職員体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	200
第4節	学用品等の調達・支給・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	200
第5節	学校給食等の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	200
第6節	教育施設の応急対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	201
第7節	文化財の保護・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	201
第 15 章	応急住宅対策	
第1節	応急仮設住宅・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第2節	住宅の応急修理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	202
第3節	民間住宅等の提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第4節	一時的居住先として公営住宅等の活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
資料	応急仮設住宅の建設概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	204
第 16 章	公共施設等の応急対策	
第1節	土木施設の応急対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第2節	建築物等応急対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第3節	上水道施設応急対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第4節	下水道施設応急対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第5節	港湾施設応急対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	208
第 17 章	災害救助法	
第1節	災害救助法の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	209
第2節	災害救助法の適用基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第3節	被害程度の認定基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第4節	災害救助法の適用要請・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第5節	救助の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第6節	費用の負担・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	211
第5部 復	<b>担計画・復興体制</b>	
第1章	民生安定のための緊急措置	
第1節	相談窓口の開設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第2節	義援金等の配分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第3節	弔慰金・見舞金等の支給・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第4節	資金の貸付・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第5節	市税・保険料等の減免措置等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第6節	り災証明書の発行・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第7節	被災者生活再建支援金の支給・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	223
第2章	公共施設の災害復旧	
第1節	事業実施に伴う国の財政援助等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第2節	激甚災害の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第3節	激甚法に定める財政援助等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	227
第3章	復興体制	
第1節	復興本部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	229

第2節	被害状況の把握とまちづくりの検討・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	229
第3節	復興方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	229
第4節	復興計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	229
第6部 東	海地震に係る事前対策計画	
第1章	基本方針	
第1節	主旨	
第2節	計画の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第3節	業務の大綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	231
第2章	東海地震に関連する情報及び警戒宣言	
第1節	東海地震に関連する情報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第2節	警戒宣言の発令・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第3節	警戒宣言等の伝達・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	233
第3章	東海地震に関連する調査情報発表から警戒宣言発令(東海地震予知情報	级発表)
	までの対	応措置
第1節	市の活動体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	234
第2節	職員の配備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第3節	消防局の対応措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	234
第4節	東海地震注意情報発表時の措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	235
第4章	警戒宣言発令(東海地震予知情報発表)時の対応措置	
第1節	組織・配備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第2節	広報	
第3節	事前避難	
第4節	児童・生徒の保護・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第5節	飲料水に係る措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第6節	食料・生活必需品の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第7節	資機材・人員の配備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第8節	医療救護	
第9節	緊急輸送・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第 10 飲		
第 11 飲		
第 12 飲		
第 13 節		
第 14 節		
第 15 第		254
	混乱防止対策	050
第1節	情報パニックによる混乱防止措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第2節	主要ターミナル駅頭の混乱防止措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	258
	地震防災上必要な事前対策の推進	
第1節	市職員に対する啓発・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第2節	住民等に対する広報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	259

第3節	地震防災事前措置計画の策定・・・・・・・・・・・・・・・・・259
第7部 公	*共事業施設防災計画
	電力施設防災計画(東京電力株式会社)
第1節	計画方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・261
第2節	防災体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・261
第3節	非常災害対策活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・262
第2章	ガス施設防災計画(東京ガス株式会社)
第1節	ガス施設の災害予防措置に関する事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 264
第2節	災害応急対策に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 264
第3節	災害復旧に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 266
第3章	通信施設防災計画(東日本電信電話株式会社)
第1節	計画方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 268
第2節	支店の所在地・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 268
第3節	事前措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第4節	発災時等の措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 268
第4章	東日本旅客鉄道株式会社防災業務実施計画(横浜支社)
第1節	計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 270
第2節	施設の現況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 270
第3節	災害予防計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 270
第4節	災害応急対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 270
第5節	復旧対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
資料	1 鉄道施設の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 273
第5章	東京急行電鉄株式会社防災計画
第1節	計画方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 275
第2節	施設の現況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 275
第3節	施設の災害予防計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 275
第4節	応急対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 276
第5節	応急復旧計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 277
資料	
資料	
資料	
第6章	京浜急行電鉄株式会社防災計画
第1節	計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・281
第2節	施設の現況
第3節	事前対策・・・・・・・・・・281
第4節	警戒宣言対策・・・・・・・・・・282
第5節	災害応急対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・283
第6節	応急復旧対策······· 286
資料	
資料	2 連絡系統図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

第	7 草	京王電鉄株式会社防災計画	
<u>\$</u>	第1節	計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28	39
É	第2節	施設の現況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28	39
夸	第3節	事前対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	39
复	第4節	応急対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28	39
复	第5節	応急復旧計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29	€1
第	8章	小田急電鉄株式会社防災計画	
É	第1節	計画方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29	<b>3</b> 2
É	第2節	路線の現況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	<b>3</b> 2
É	第3節	事前対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29	<b>3</b> 2
复	第4節	応急対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29	<b>3</b> 3
5	第5節	災害復旧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29	<b>3</b> 4
	資料	1 総合対策本部組織・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	<b>)</b> 5
	資料	2 地震発生時の初動体制・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29	<b>9</b> 6
	資料	3 情報収集及び伝達経路・・・・・・・・・・・ 29	<b>3</b> 7
第	9章	首都高速道路株式会社防災計画(神奈川管理局)	
复	第1節	計画方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29	<b>3</b> 8
复	第2節	施設の現況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29	<b>3</b> 8
<u>\$</u>	第3節	事業計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29	
É	第4節	応急対策計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・29	96
第	10 章	中日本高速道路㈱横浜支社横浜保全・サービスセンター防災計画	
		(東名高速道路)	
<u>\$</u>	第1節	計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30	)1
É	第2節	防災体制30	)1
É	第3節	交通規制等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30	)1
夸	第4節	応急復旧対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・30	)2
	資料	1 緊急連絡体制フロー図・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30	)4
	資料	2 特別巡回、警戒体制及び緊急体制発令基準・・・・・・・・・・・・・ 30	)5
	資料		)6
	資料		)7
	資料	5 特別巡回、警戒体制及び緊急体制解除基準・・・・・・・・・・・・ 30	)8

# 第1部総則

#### 第1章 計画の方針 【総務局危機管理室】

#### 第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 42 条の規定に基づき、川崎市防災会議が作成する地震防災に関する計画であり、市、県、県警察、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等(以下「市及び防災関係機関等」という。)が連携し、その有する全機能を発揮して、市域における震災の予防、初動対策、応急対策及び復旧・復興を総合的、計画的かつ有効的に実施することにより、被害の軽減を図り、市域並びに市民の生命、身体及び財産を保護し、社会の秩序の維持及び公共の福祉に資することを目的とするとともに、各局室区、防災関係機関等における防災計画及び諸活動を実施する際の基本的・総合的な活動指針としての役割を果たすものである。

- 1 防災行政を進める上での指針
- 2 住民等の防災活動に際しての指針
- 3 市や指定公共機関等が、各種の防災計画を策定し、事業を行うにあたり尊重すべき役割

なお、市域は大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)第3条の規定に基づく地震防災対策強化地域ではないが、当該地域に係る警戒宣言の発令等に伴う混乱を未然に防止し、かつ地震発生に伴う被害を最小限に止めるため、大規模地震対策特別措置法第6条に基づき作成が義務付けられている地震防災強化計画に準じ、第6部において市の東海地震対策を定める。

また、この計画は、地震防災対策特別措置法(平成7年法律第111号)に基づいて、地震防災緊急事業五箇年計画の基礎となるものである。

※ この計画において、市の組織については、川崎市災害警戒本部、川崎市災害対策本部又は川崎市東海地震警戒本部が設置された場合には、川崎市災害対策本部規程、川崎市災害対策本部設置要綱、川崎市災害警戒本部設置要綱、川崎市東海地震警戒本部設置要綱に定めるところにより読み替えを行うものとする。

(資料編 川崎市防災会議条例)

(資料編 川崎市防災会議運営要綱・構成表)

(資料編 川崎市防災会議専門部会運営規定)

(資料編 川崎市災害対策本部規程)

(資料編 川崎市災害対策本部実施要綱)

(資料編 川崎市災害警戒本部設置要綱)

(資料編 川崎市東海地震警戒本部設置要綱)

#### 第2節 国・県の防災計画との関係

1 防災業務計画及び神奈川県地域防災計画との関係

この計画は、国の防災基本計画に基づき作成される防災業務計画及び神奈川県地域防災計画との整合性・関連性を有するものとする。

2 神奈川県石油コンビナート等防災計画との関係

石油コンビナート等災害防止法に基づく石油コンビナート等特別防災区域(京浜臨海地区)に係る災害については、原則として神奈川県石油コンビナート等防災計画により対応するものとする。

#### 第3節 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、 これを修正する。

また、修正した場合は、これを広く公表することとする。

#### 第4節 計画の習熟

市及び防災関係機関等は、平素から調査研究、教育、訓練等により、この計画及びこれに関連する他の計画の習熟に努めなければならない。

また、このうち特に必要と認めるものについては、市における震災対策の総合的な推進を図るため、 市民・事業者への周知徹底を図るものとする。

#### 第5節 計画の構成及び内容

この計画は、震災対策に関して、総合的かつ基本的な性格を有するものであり、市及び防災関係機関等が行うべき各種対策を「予防計画」「初動対策計画」「応急対策計画」「復旧計画・復興体制」と時系列的に配し、市及び防災関係機関等の防災計画の策定、防災活動の実施等に係る基本指針を示すとともに、東海地震に係る事前対策計画を示すものである。

この計画の構成及び主な内容は、次のとおりとする。

	構	成		主 な 内 容
総			則	市域への影響が懸念される地震とその被害想定、市及び防災関係 機関等が地震防災に関し処理すべき事務又は業務の大綱について 定める。
予	防	計	画	災害の発生を未然に防止し、又は被害を最小限に止めるため、市 及び防災関係機関等が日頃から行うべき措置等について定める。
初重	動 対	策計	画	災害の発生に備えた初動体制、市及び防災関係機関等との情報通 信体制等について定める。
応続	急 対	策計	画	災害発生から応急対策の終了に至るまで、市及び防災関係機関等が行う応急対策に係る措置について定める。
復 •	旧 復 興	計 ! 体	画制	被災者の生活支援、公共施設等の災害復旧と都市の復興等につい て定める。
''		に係 策計	_	大規模地震対策特別措置法に定める、東海地震に関する警戒宣言 等が発令された場合に市及び防災関係機関等が対処する、事前対策 について定める。 ただし、発災後は、応急対策計画に定めるところによる。
公共	事業施調	設防災割	十画	ライフライン施設管理者及び輸送施設管理者の防災計画につい て定める。

#### 第6節 個別防災計画の策定【各局室区】

1 防災関係機関等個別防災計画の策定

この計画で業務を定められた防災関係機関等は、業務大綱に基づく防災計画の策定に努めるものとする。

#### 2 市個別防災計画の策定

各局室長は、この計画で定める予防、初動対策、応急対策及び復旧・復興対策の実施に関し、「局(室)防災計画」をあらかじめ策定するものとする。また、各区長は、区民の視点を踏まえ、地域の役割を明確にし、防災上とるべき措置及び区の応急対策について、区の実情や地域特性に合わせた「区防災計画」をあらかじめ定めるものとする。

地域防災計画 (震災対策編)

局(室)防災計画

(防災計画、マニュアル等)

区防災計画

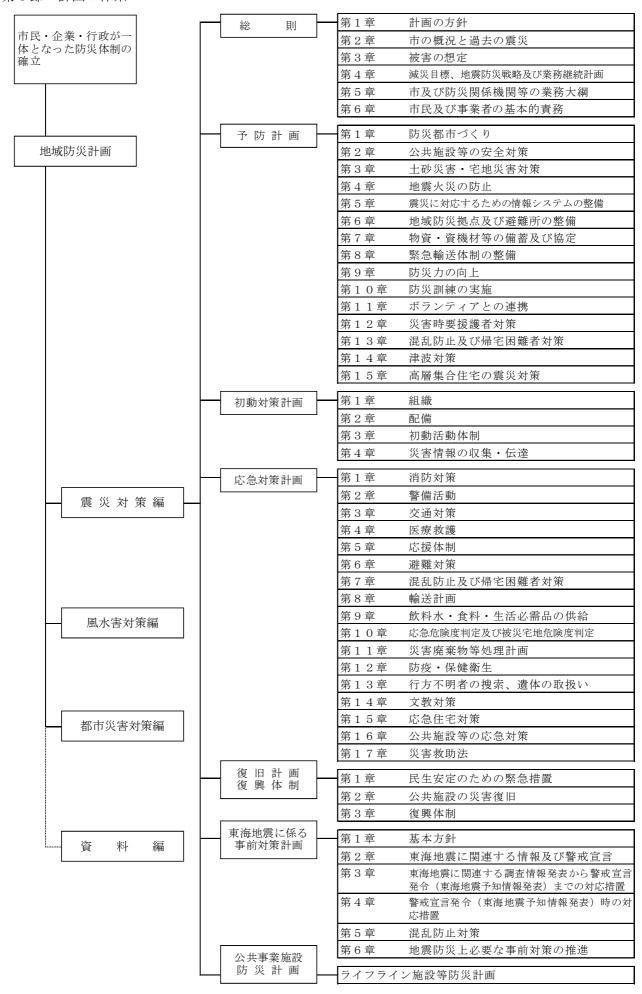
(地域実情や特性に合わせた防災計画、マニュアル等)

#### 第7節 男女共同参画の視点への配慮

過去の災害発生時の経験から、被災時に増大した家事、育児、介護などの家庭的責任が女性に集中することなどの問題が明らかになっている。

こうした被災・復興状況における女性をめぐる諸問題を解決するため、市では、この計画のすべての 事項を通じて、被災時の男女のニーズの違いなど男女双方の視点への配慮を行うとともに、地域防災活動における女性の参画推進など、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努めるものとする。

#### 第8節 計画の体系



#### 第2章 市の概況と過去の震災

#### 第1節 地勢の概況

#### 1 位置及び面積

本市は、神奈川県の北東部に位置し、北は多摩川を挟んで東京都に、南は横浜市にそれぞれ隣接し、西は多摩丘陵を控え、東は東京湾に臨んでいる。

位置及び面積は、東経 139 度 47 分 46 秒から 139 度 26 分 55 秒、北緯 35 度 38 分 34 秒から 35 度 28 分 11 秒に位置し、面積は 144. 35 k ㎡ (神奈川県の約 6 %) である。

#### 2 地 勢

市域は多摩川右岸に沿い、多摩川の三角州上流域に東西に長く南北に狭く帯状をなし、東西の最長距離約33km、南北の最短距離は約1kmのところもあり、北西部一帯は、多摩丘陵に連なる最高110m余の高地をなし、これより東方へ順次低くなって多摩沖積地の上に発達してきた都市である。市内を流れる河川は、多摩川のほか、矢上川、麻生川、三沢川、平瀬川等があり、麻生川は北西部丘陵地帯から南に流れ鶴見川に流入し、矢上川は横浜市との市境付近を流れ鶴見川に流入する。三沢川・平瀬川は市域を横断して多摩川に注いでいる。

なお、臨海工業地域を南北に走る産業道路の沿線付近は地盤が低く、この地域の下水はポンプにより排水を行っている。

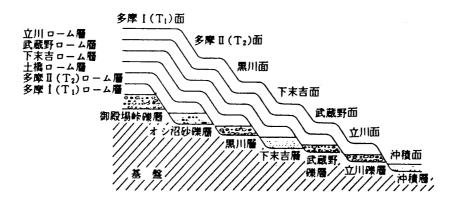
#### 3 地質

台地丘陵地には、顕著な段丘面として高い方から多摩 I 面、多摩 II 面、黒川面、下末吉面及び武蔵野面の主に5つの段丘面が残されている。なお、武蔵野面より新しい立川面は、局部的に台地の縁辺部に残っている程度である。

これらの段丘面は、古い段丘面ほどより高所に保存されているため、高い段丘ほど古い時期のローム層(火山灰層)から新しい時期のローム層を堆積しており、低い段丘には新しい時期のローム層だけを堆積している。このローム層は、更新世中期から後期にかけて、降下した火山灰であり関東ローム層の総称で知られている。ローム層の大部分は箱根火山の噴出物であるが、その最上部は富士火山の噴出物(黒土層)が主体をなしている。これらのローム層の中には、直径1~5 mm、最大 20 mm位の黄白色の軽石や赤色・青色のスコリヤからなる薄層が狭在している。この薄層は台地丘陵地においてローム層中に帯状に連続してみられ、層序区分や堆積環境の形成時期などの解明や段丘面の対比などの指標となる重要な鍵層である。

このように、台地丘陵地の形成時期は、ローム層によって識別され、本市にみられる主な段丘面は、多摩 I ローム層と多摩 I 面、多摩 I ローム層と多摩 I 面、下末吉ローム層と下末吉面などにより構成される。

多摩川や鶴見川周辺地域や臨海部の低地は、最終氷河期(ウルム氷期最盛期の約2万年前)以後の完新世につくられた沖積層からなる。古多摩川の河床には、最終氷河期に蓄積した基底礫層が10~15mで見られる。その後は気候の温暖化に伴い海進が進み、約6,000~5,000年前の最盛期には、当時の海面が現在のそれよりも若干高位に達していた。この現象を縄文海進(又は有楽町海進)と呼んでいる。この時期の様子は貝塚の分布から求められた旧汀線位置によると多摩川流域では溝口付近まで海が進入していたと考えられる。



関東ローム層と段丘の関係

ところで、第四紀層の基盤は、全体に上総層群から構成されているが、多摩川河口付近では沖積 層下に相模層群が局部的に分布している。

上総層群は、第三紀~第四紀更新世前期にかけて堆積した海成層である。この上総層群の分布の中心地域は、房総半島にあり厚さは3,000m以上に達している。一方、本市域やその周辺地域では、約350m以上の層厚を示す程度で、それ程厚く堆積していない。本市域に分布する本層群は、一般に固結したシルト層(土丹)や半固結状の砂層からなっているが、礫層をレンズ状に挟むこともある。泥層は所により植物化石や貝化石を含むこともある。本層群の地質構造は、溝ノ口~原町田にかけて東北東~西南西の方向に伸びる向斜軸をもち、北東方向に2~3度程度の極めてゆるい傾斜をもつ。本層群は多摩川沿いでは、下位から稲城砂層、生田砂層、飯室泥岩層、高津互層と呼ばれ、また、多摩丘陵中部では、鶴川互層、柿生泥岩層、王禅寺互層と呼ばれている。

#### 第2節 社会的条件

#### 1 市勢の概況

本市は、大正 13 年 7 月 1 日に市制を施行し、その後数次にわたり隣接町村を合併編入するとともに、海岸地帯の埋立造成を順次行い市域を拡大し平成 23 年 10 月 1 日現在、人口 1,430,773 人、面積 144.35km²となっている。工業都市として発展してきた主な理由は、多摩川に面し、船の便がよく、東京・横浜という大都市に挟まれ、未開発な低湿地で、地価低廉のため工業立地の条件に適した土地であったことと、大正初期より工場誘地が行われたこと等があげられる。

戦前はもとより、特に戦後は海岸地帯における工業用地の埋立事業が大いに行われ大工場群を誘致し、この地域に石油化学部門を主軸とする重化学工業が集結し、日本有数の石油化学センターと称せられ京浜工業地帯の中核として日本の高度経済成長を支えてきた。

その後、バブル経済の崩壊を契機に、生産拠点の海外移転や集約、サービス経済化の進展などにより、その産業構造は大きく変貌し、本市においても、大規模な工場等の市外移転などが発生したものの、最近では、本市の首都圏における地理的優位性などを反映して、新たな研究開発機能の進出や立地企業の機能転換などが進み、最先端の科学技術をはじめ、環境やライフサイエンス分野などの研究開発機関や企業が集積する世界有数の先端技術産業都市へと大きく変貌している。

#### 2 人口・世帯数

平成 23 年 10 月 1 日現在で、本市の人口は 1,430,773 人、世帯数は 666,787 世帯であり、この 5 年間で人口は 6.6%、世帯数は 9.7%増加している。また、人口密度は、1 km あたり 9,912 人で、区別に見ると 1 万人を超えている区が幸区、中原区、高津区、宮前区、多摩区となっている。

このように、本市では、人口及び住宅の過密集中による被害拡大についても、十分留意しなければならない。

人口・世帯数の推移

各年10月1日現在

年別	, D	人 口 増 △ 減		
中 別	人口	実 数	増加率(%)	世帯数
19 年	1, 369, 443	27, 181	2.03	626, 239
20 年	1, 390, 270	20, 827	1.52	640, 658
21 年	1, 409, 558	19, 288	1. 39	652, 609
22 年	1, 425, 512	15, 954	1. 13	662, 694
23 年	1, 430, 773	5, 261	0. 37	666, 787

#### 区別面積と人口

平成 23 年 10 月 1 日現在

区	面積(km²)	人口 (人)	人口密度(人/k㎡)
川崎	40. 25	216, 856	5, 388
幸	10. 09	155, 071	15, 369
中原	14. 81	234, 732	15, 850
高津	17. 10	219, 215	12, 820
宮前	18. 60	220, 448	11, 852
多摩	20. 39	213, 490	10, 470
麻生	23. 11	170, 961	7, 398
計	144. 35	1, 430, 773	9, 912

#### 3 建物の概況

本市の建物棟数は平成 20 年 3 月時点で 242,638 棟であり、このうち木造は 166,376 棟(全体の 約 69%)である。また、建築年代別に見ると、新耐震設計基準(昭和 56 年)以前の建物棟数が 98,904 棟あり、全体の 41%を占めている。(「川崎市地震被害想定調査報告書(平成 22 年 3 月)」より)

なお、市内には平成15年7月11日に国土交通省が「地震時等において大規模な火災の可能性があり、重点的に改善すべき密集市街地」として指定した地区が2地区(3丁目)存在しており、整備が急がれている。

また、市内では、住宅の中高層化が進んでおり、特に武蔵小杉駅周辺においては、民間活力を中心とした再開発により都市型マンションが建築され、超高層ビル群が形成されている。

#### 4 道路及び橋りょうの概況

本市は、東京都と横浜市の2大都市に挟まれた細長い地形のため、東京を中心とする多数の放射 状の交通幹線が市域を横断している。それに比べて本市の臨海部と北西部丘陵地帯とを結び市域を 縦貫する交通網は質、量とも弱体である。

本市が管理する道路延長は 2463. 441 kmであり、舗装率は 96. 49%である。また、本市の都市計画 道路 (104 路線・総延長約 307 km) のうち、完成延長は約 203 km (進捗率=約 66%) で、他の大都 市と比べると低い水準にあり、特に市北部の多摩区や麻生区において整備が遅れている。(平成 23 年4月1日現在)

道路網については、市域を横断する国道、県道、自動車専用道路などの主要幹線道路が9路線あり、その大部分が4車線以上に整備されているのに比べ、市域を縦貫する路線は、国道409号~川崎府中線(府中街道)、鶴見溝口線~野川菅生線(尻手黒川道路)、幸多摩線(多摩沿線道路)の3路線で、しかも、その大部分が2車線である。また、鉄道との平面交差、道路幅員の狭小などの問題もあり、縦貫交通の未整備と相まって自動車交通量の増大に対応しきれないでいるのが現状である。これらの状況緩和のため、平成2年12月にはJR南武線の高架事業が完成し、平成14年4月には、東京湾アクアラインと接続する川崎縦貫道路(I期区間)のうち、殿町出入口までが供用開始となり、平成22年10月には、殿町出入口~大師ジャンクション間が供用開始となった。

また、本市が管理する橋りょうは 617 橋であり、内訳は国道に 6 橋、主要地方道に 45 橋、一般 県道に 13 橋、市道に 553 橋となっている。緊急輸送路など防災上重要な道路等に架かる 124 橋の うち、91 橋については既に耐震対策が完了しており、残りの 33 橋についても、耐震性の向上に努 めていく。

#### 5 鉄道の概況

鉄道網については、JR、私鉄合わせて6鉄道事業者・15路線(旅客線)が市内で運行している。 主要駅の1日平均乗車人員は、JR川崎駅が187,148人で最も多く、次いで東急溝の口駅が109,146人、東急武蔵小杉駅が103,160人となっている。(「平成22年版川崎市統計書」より)

#### 6 産業

#### (1) 臨海部工業地帯

川崎臨海部工業地帯は、大正初期から順次海岸地帯の埋立事業に着手するとともに積極的に工場誘致を行い、全国屈指の工業地帯に発展した。

これら造成事業により埋め立てられた地域は、多摩川の沖積層上に造成された埋立地であるため軟弱地盤、地盤沈下という二つの宿命を担っていること及びこれら大川町地区、扇町地区、水江町地区、千鳥町地区、浮島町地区がいずれも一本の道路・橋りょうにより内陸部と結ばれており、また、扇島地区、東扇島地区は京浜運河を隔てて水江町地区、千鳥町地区と海底トンネルだけで結ばれていることから、地震による災害又は地震発生に伴う複合的な大火災等が発生した場合、これらの地帯は災害による被害を受けるとともに当該地区が市街地から孤立する危険性を多分に含んでいる。

近年、この地域は、国際化の進展に伴う産業構造の転換により、立地企業が研究開発機能と生産機能をあわせ持つ拠点として整備を進めているほか、環境調和型の新たな事業を展開や、物流関連施設の進出など、大きな変貌をとげつつある。

#### (2) 高度研究機能の集積

産業・経済のグローバル化、情報化の進展により産業構造が大きく変化しているなか、市内に 立地している企業にあっては、研究開発センター化しているところも多く見られ、研究者や技術 者、技能者が多数就業するなど地域の産業資源が豊富に蓄積されている。

また、過去の環境問題の経験で培われた環境技術が集積するとともに、世界的なハイテク企業 や研究開発機関が集積し、先端産業都市として成長を続けており、この経験と技術力を駆使し、 地球環境を守る新しい技術やシステムを創出し、広く世界へ発信している。

#### 7 危険物施設の概況

平成 22 年 3 月末現在の市内の危険物施設数は 4,791 施設であり、このうち川崎区内が 4,085 施設で 85.2%を占めている。また、市内の屋外タンク貯蔵所における石油類等第 4 類の設置許可施設数は 1,733 施設で、貯蔵量は約 5,417,091k0となっている。また、貯蔵状況を地区別に見ると、石油コンビナート等特別防災区域(京浜臨海地区)内が約 5,416,823k0と市全体の 99.9%以上を占め、石油コンビナート地域の特性を表している。

#### 第3節 震災の記録

本市において、岩盤での加速度振幅が大きかったと推定される過去の地震について、その被害の状況を整理したものを別表(本章末)に示す。

(本章末資料 過去の地震による被害の概要)

### 過去の地震による被害の概要

No	発生年月日	北緯東経	М	震源距離 (km)	岩盤での 加速度振幅 (gal)	地 震 名 [地 域]
1	818	35. 20 139. 30	7. 9	51.8	194. 9	[関東諸国]
2	878. 11. 1	35. 50 139. 30	7. 4	36. 9	170.5	[関東諸国]
3	1241. 5.22	35. 10 139. 40	7. 0	55. 1	85. 5	[鎌 倉]
4	1498. 9.20	34. 10 138. 20	8. 6	210.0	105. 6	[東海道全般]
5	1615. 6.26	35. 70 139. 70	6. 4	19. 1	127.8	[江 戸]
6	1633. 3. 1	35. 20 139. 20	7. 1	58. 6	88. 3	[相模,駿河,伊 豆]
7	1648. 6.13	35. 20 139. 30	7. 1	51.8	98. 2	[相模]
8	1649. 7.30	36. 10 139. 70	7. 1	63. 6	82. 2	[武蔵,下野]
9	1649. 9. 1	35. 50 139. 60	6. 4	10. 1	222. 5	[江戸,川崎]
10	1697. 11. 25	35. 30 139. 50	6. 9	31. 5	127. 4	[相模,武蔵]
11	1703. 12. 31	34. 70 139. 80	8. 2	92. 5	152.6	元禄地震
12	1782. 8.23	35. 20 139. 20	7. 3	58. 6	104.8	[相模,武蔵]
13	1812. 12. 7	35. 40 139. 60	6. 6	17. 2	166. 6	[武蔵,神奈川]
14	1854. 12. 23	34. 10 137. 80	8. 4	235. 6	80. 6	安政東海地震
15	1855. 11. 11	35. 80 139. 80	6. 9	31. 4	127. 6	安政江戸地震
16	1889. 2.18	35. 50 139. 70	6. 0	3. 2	431. 4	[神奈川県東部]

被害	その概要
川崎市	その他
(記載なし)	相模、武蔵、下総、常陸、上野、下野にて山崩れ、 谷埋まること数里。百姓の圧死多数
相模、武蔵が特にひどく、5~6日震動継続。 地陥り、家屋破壊し、圧死者多数。	相模国分寺の金色薬師丈六像1体、挟侍菩薩像2体 摧破す。国分尼寺の堂舎頽潰す。京都、奈良で有感
(記載なし)	津波を伴い、由比ヶ浜大鳥居内拝殿が流出。 岸にあった船10艘破損
(記載なし)	紀伊〜房総、甲斐で震動強し。遠江で山崩れ、地裂けた余震月を重ねたり。津波が紀伊〜房総を襲い死者、家屋流出多数。由比ヶ浜では津波が大仏殿に達し流死200人
(記載なし)	家屋破壊、死者多く、地割れを生じた。
(記載なし)	小田原で最も強く、小田原城矢倉、門塀などことごとく破壊。民家倒壊多く、圧死150人。箱根で山崩れ。吉原で地割れ潰家。熱海に津波襲来
(記載なし)	小田原城破損、領内壊家多し。箱根の坂崩れる。江 戸にて屋根瓦落ち、土蔵や練塀半ばくずれ倒れる。
(記載なし)	江戸城石垣破損。家屋破損し圧死多し。 余震日々40~50回。伊那で有感
川崎駅の民家、140~150戸、寺7宇崩壊。	付近の村で民家破倒、死傷者多し。 江戸で被害あり。
(記載なし)	鶴岡八幡宮の鳥居が倒れ潰家あり。江戸平川口梅林 坂御多門の石垣崩れる。日光で有感
川崎で10軒ほどを残し、ほとんど全壊。 [震度VI~VII]	津波は東京湾内品川を襲った。
(記載なし)	小田原城の櫓、石垣破損、民家倒壊1,000戸。箱根大山で山崩れ。江戸でも壊家、死者あり。名古屋、富山、金沢、飛騨で有感。津波あり。前震あり。
(記載なし)	神奈川、保土ヶ谷、品川で激しく、潰家死者多数。 江戸で土蔵の壁落ち、江戸城の土塀小破
(記載なし) [震度V]	伊豆~伊勢沿岸と甲斐、信濃、近江、越前、加賀で 家屋倒壊。津波が房総~土佐を襲う。倒壊流出8,300 戸余、焼失600戸、圧死300人、流死300人
(記載なし) [震度IV~V]	江戸とその東、径20kmの範囲に被害大。山手で被害 少なく下町で大。死者4,000人余。倒壊、焼失14,346 戸。有感半径500km。津波はなかった。
(記載なし)	東京で壁に亀裂を生じ、土蔵の鉢巻の崩れたもの、 石燈籠の倒れたものあり。愛甲郡や剣崎で土蔵の壁 に亀裂を生じた。

No	発生年月日	北緯東経	М	震源距離 (km)	岩盤での 加速度振幅 (gal)	地 震 名 [地 域]
17	1892. 6. 3	35. 70 139. 90	6. 2	26. 0	82. 7	[下総]
18	1894. 6.20	35. 70 139. 80	7. 0	20. 9	197. 7	東京湾北部地震
19	1894. 10. 7	35. 60 139. 80	6. 7	11.7	253. 3	[東京湾北部]
20	1901. 4.23	35. 50 139. 50	6. 0	18.9	91. 7	[神奈川県東部]
21	1906. 2.24	35. 50 139. 80	6. 4	9. 1	244. 1	多摩川河口地震
22	1909. 7. 3	35. 60 139. 80	6. 1	11.7	151.5	[東京湾]
23	1922. 4.26	35. 20 139. 80	6.8	37. 5	100.6	[浦賀水道]
24	1923. 9. 1	35. 10 139. 50	7. 9	51. 1	197. 1	関東地震
25	1923. 9. 1	35. 40 138. 40	6. 6	31. 2	99. 4	[神奈川県中部]
26	1923. 9. 1	35. 20 139. 70	6. 6	36. 5	86. 7	[三浦半島沿岸]
27	1923. 9. 1	35. 40 139. 80	7. 0	16.6	241.7	[東京湾]
28	1923. 11. 23	35. 40 139. 50	6. 2	23. 5	90. 2	[神奈川県東部]
29	1924. 1.15	35. 50 139. 20	7. 3	45. 9	129. 5	[丹沢山塊]
30	1930. 11. 26	35. 08 139. 05	7. 3	77. 6	82. 1	北伊豆地震
31	2011. 3. 11	38. 10 142. 86	9. 0	23. 7	_	東日本大震災

被害	の概要
川崎市	その他
(記載なし)	(記載なし)
橘樹郡で被害がひどく、家屋全半壊24、破損 2,434、煙突17が崩れる。川崎大師の石塀倒 れ、死3、傷4。この他、山崩れ、地盤亀裂あ り。 [震度IV~VI]	青森から中国、四国地方まで有感。東京の神田、本 所、深川で被害多し。横浜と橘樹郡で被害大。鎌 倉、浦和方面にも被害
(記載なし) [震度IV]	東京は芝、赤坂、下谷で建物小被害。南足立郡小台 で震動やや強し。横浜ではところにより壁土剥落す る。
(記載なし)	(記載なし)
(記載なし)	京浜地域で震度大。東京では麻布、芝、赤坂、淀 橋、四谷で土蔵に小被害
(記載なし)	東京湾の西岸で強く、特に、本所、深川辺で古い土 蔵壁に亀裂を生じた。
(記載なし) [震度IV]	東京湾沿岸に被害。東京、横浜で水道管破裂。横 浜、横須賀で家屋、土蔵が破損
橘樹郡で死者1,060、負傷者1,261、行方不明33、 家屋全壊5,249、半壊9,295、全半壊5。 [震度IV]	被害は南関東全域、静岡県に及んだ。死者99,331 人、行方不明43,476人、家屋全壊128,266戸、半壊 126,233戸、焼失447,128戸。山崩れ、崖くずれが多 い。津波あり。
(記載なし)	(記載なし)
橘樹郡で傷22、 全半壊14。 [震度IV〜V]	関東地震の余震。東京、神奈川、山梨、静岡各県に被害。死者19人、全壊1,302戸。神奈川県中南部の高座郡、中郡、愛甲郡に被害集中
(記載なし) [震度IV~V]	2~5月伊東で群発。11日より前震あり。余震多し。死者272人、家屋全壊2,165戸。山崩れ、崖崩れ多し。丹那断層(長さ35km、横ずれ最大2~3 m)及び、それに直交する姫之湯断層を生じる。
壊が133、非住家一部損壊が13、公共施設被害	東北〜関東地方の広い範囲で死者16,019人、不明 3,805人、負傷者6,121人、住家全壊118,621、半壊 181,801の被害が発生。(平成23年10月現在)被害の 多くは巨大津波によるものである。

被害の概要は、「日本被害地震総覧」宇佐見龍夫 (1975)、「理科年表 平成24年度版」東京天文台編による。

#### 第3章 被害の想定 【総務局危機管理室】

#### 第1節 被害想定地震の経過及び設定

本市では、将来に発生が予想される地震の危険性をあらかじめ明らかにしておき、地震防災対策をより効果的に進めていくために、これまで昭和 63 年、平成 9 年及び平成 22 年に地震被害想定調査結果を公表した。

昭和63年報告書の想定地震は、「南関東地震」、「東海地震」、「近距離地震」の3地震で表1を基礎的条件とし、平成9年報告書では追加として「三浦半島の断層群による地震」、「プレート間地震」、「立川断層」の3地震で表2を基礎的条件とした。

その後、平成 22 年報告書では市内の社会情勢の変化などを考慮するとともに、最新の知見や研究の成果を取り入れて、「川崎市直下の地震」、「南関東地震」、「東京湾北部地震」の3地震で表3を基礎的条件とした。

詳細事項については、川崎市地震被害想定調査報告書(昭和63年、平成9年3月及び平成22年3月) に記載した。

これらの想定結果に基づき、本市への影響が最も大きい「川崎市直下の地震」を被害想定地震とし、 兵庫県南部地震(阪神・淡路大震災)クラスの震災へも対応できるよう「川崎市地域防災計画」を策定 することとした。

なお、平成23年3月11日に東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)が発生したことを受けて、被 害想定の見直しを実施する予定としている。

昭和63年報告書の基礎的条件

表 1

項目	設 定 内 容						
季節	冬						
曜日	平日						
時 刻	夕方(午後5時頃)						
風向・風速	北北西 6 m/s						
潮 位	川崎港平均朔望満潮位(K P + 1.95m)						
人口、建物など	60年4月1日 以降の新しいデータ						
地域の区分	1/2 標準メッシュ、町丁目、地域の3種類の区分						
地盤条件	112 種類の地盤タイプによる分類						
	① 南関東地震 (M7.9)						
想定地震	② 東海地震 (M8.0)						
	③ 近距離地震 (M7.0)						

※平成13年度に東海地震の震源域が西側にずれた形の新たな想定震源域を中央防災会議で公表したが、本市の被害想定調査との差異が少ないと思われるので、再検討については当面行わないこととした。

#### 平成9年報告書の基礎的条件

表 2

項目	設 定 内 容						
季節	「夏・昼・非強風(南南東)」						
字 即	「冬・夕方・強風(北北西)」						
人口	平成7年10月現在のデータ						
建物	平成7年度の家屋マスターテープからの全課税建物						
地域の区分	1/4 地域メッシュ、 町丁目、 区、 地区						
地盤条件	112 種類の地盤タイプによる分類						
相学地震	① プレート間地震 (M7.0)						
想定地震	② 立川断層による地震 (M6.6)						

#### 平成22年報告書の基礎的条件

表3

項目	設 定 内 容
	① 冬・早朝5時(兵庫県南部地震と同様の時間帯)
想定時間帯	② 夏・昼 12 時(日中の社会活動が盛んな時間帯)
	③ 冬・夕刻 18 時(出火危険性の高い時間帯)
人口	平成 12 年国勢調査・平成 13 年事業所・企業統計調査地域メッ
Λ <sup>μ</sup>	シュ統計リンク結果を川崎市統計(平成 20 年 9 月)で補正
建物	平成 20 年 3 月時点の固定資産データ
地域の区分	1/4 地域メッシュ、市区等、地点・路線等
	① 川崎市直下の地震(M7.3)
想定地震	② 南関東地震(大正型関東地震の再来型)(M7. 9)
	③ 東京湾北部地震(M7.3)

(本章末資料 川崎市直下の地震(冬18時)における主な被害想定結果(平成22年3月))

#### 第2節 被害の概要(冬・夕刻18時の場合)

#### 1 震度

川崎市内においては、震度 5 強~ 7 の揺れになると想定され、市内のほとんどの地域で震度 6 弱以上の揺れになると想定される。震度 7 となる地域が、中原区、高津区の一部の地域にあり、幸区、中原区、高津区ではほとんどの地域が震度 6 強となり、川崎区、宮前区も大半は震度 6 強の揺れになると想定される。多摩区、麻生区のほとんどの地域は震度 6 弱だが、一部には震度 6 強となる地域もある。震度 5 強にとどまる地域は非常に限られた所だけと想定される。

#### 2 人的被害

市内での人的被害は、死者 1,144 人、負傷者 19,730 人と想定される。死者の要因別の内訳は次のとおり。

要因	死者数 (人)
建物被害	826
急傾斜地崩壊	11
屋外落下物	2
家具転倒	22
ブロック塀等の倒壊	19
火災	263
合計	1, 144

※合計は四捨五入の関係で合わない。

#### 3 自力脱出困難者

救出が必要となる自力脱出困難者は、市内で 607 人と想定される。建物被害の大きい地域では、中原区で 156 人、川崎区で 144 人の自力脱出困難者が発生すると想定される。

#### 4 避難者

建物被害、断水、エレベータ停止(停止台数は、地震直後に市内で 5,928 台)による地震発生1日後の避難者数は、およそ41万人、市の人口の約30%と想定される。地域でみると川崎区、中原区の各区が約8万人(川崎区では人口の約30%、中原区では人口の約37%)と多く、幸区、高津区、宮前区の各区では約6~7万人の避難者が想定される。

#### 5 帰宅困難者

地震直後には、鉄道は路線点検等により不通となるため、帰宅困難者が発生する。川崎市内から 市外へ帰宅する帰宅困難者は約44万人、市外から川崎市内へ帰宅する帰宅困難者は約50万人に達 すると想定される。

#### 6 建物被害

建物の被害は、市内で全壊棟数が 33,862 棟(全建物の 14%)、半壊棟数が 56,700 棟(全建物の 23%)と想定される。このうち、揺れによる被害が最も多く、全壊は 32,942 棟(被害全体の 85%が 木造の建物)と想定される。地域でみると、最も被害が多いのは、全壊が川崎区で 8,403 棟、次いで中原区で 7,487 棟と想定される。急傾斜地崩壊による被害は、市内で全壊が 279 棟と想定される。

#### 7 急傾斜地崩壊

急傾斜で崖崩れの生じる可能性が高い地点は、市内で314箇所に達すると想定される。

#### 8 液状化

臨海部の埋立地や多摩川沿いの地域で液状化の可能性がかなり高いと想定される。また、幸区、中原区、高津区の低地部や多摩川沿いの地域でも液状化の可能性がかなり高いと想定される。

#### 9 火災

出火件数は、市内で247件と想定される。出火地点は市内全域にわたるが、中原区が最も多く想定される。焼失棟数は市内で17,372棟と想定される。地域でみると、最も被害が多いのは川崎区で5,386棟、次いで中原区で4,161棟の焼失が想定される。

#### 10 ライフライン

上水道は、市内で 574 箇所の被害が発生し、被災直後の断水世帯は約 41 万世帯に達すると想定される。下水道は、市内で 885 箇所の被害が発生し、約 26 万世帯に機能支障が生じると想定される。電柱被害が市内で約 9 千本発生し、停電が約 33 万件、固定電話の不通が約 18 万件になると想定され、携帯電話も使えない可能性がある。都市ガスは、約 40 万件の供給停止が生じると想定される。

#### 11 道路·鉄道

市内で橋梁・橋脚の被害が発生し、大規模な損傷を被る橋梁・橋脚も想定され、1か月程度以上にわたって通行規制となる区間が生じると想定される。鉄道については、市内においては、8路線(貨物線も含む)について不通となると想定され、数日間不通となる路線も想定される。また、市外についても、不通となる路線が発生する可能性がある。

#### 12 港湾施設

川崎港では、2バースについて耐震岸壁として整備済みであり、非耐震バースのうち、14 バースに被害が発生すると想定される。

#### 13 災害廃棄物

建物の全・半壊や焼失等により生じる災害廃棄物の総量は、市内で約369万トンに達すると想定される。

#### 14 経済被害

経済的な被害額は、直接被害が約5.3兆円と想定される。

### 川崎市直下の地震(冬18時)における主な被害想定結果(平成22年3月)

地震動 建物被害

	-0.0.4										
	震度	揺れ		液状化		急傾斜地崩壊		津波			
区名	震度範囲	全壊数	半壊数	全壊数	半壊数	全壊数	半壊数	全壊数	半壊数	床上浸水	床下浸水
		(棟)	(棟)	(棟)	(棟)	(棟)	(棟)	(棟)	(棟)	数(棟)	数(棟)
川崎区	5強-6強	8,069	11,108	335	598	0	0	0	0	0	2
幸区	5強-6強	4,775	6,159	125	286	0	0	0	0	0	0
中原区	6弱-7	7,315	8,996	158	389	14	32	0	0	0	0
高津区	6弱-7	6,269	8,616	19	55	98	230	0	0	0	0
宮前区	6弱-6強	3,202	7,548	1	2	50	116	0	0	0	0
多摩区	6弱-6強	1,936	6,645	4	12	52	122	0	0	0	0
麻生区	6弱-6強	1,377	5,634	0	1	65	151	0	0	0	0
合計	5強-7	32,942	54,707	640	1,343	279	651	0	0	0	2

#### 人的被害

		建物	倒壊		急傾斜	地崩壊	屋外落	喜下物 📗	家具	転倒	ブロック
区名	死者	1	負傷者(人)		死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者	死者
	(人)	入院	重傷	軽傷	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)
川崎区	215	161	396	2,461	0	0	0	34	5	62	3
幸区	117	98	232	1,365	0	0	0	20	3	36	2
中原区	219	188	442	2,292	1	12	0	32	4	54	4
高津区	158	167	370	1,937	4	71	0	22	4	51	3
宮前区	63	78	166	1,267	2	37	0	8	3	41	3
多摩区	36	39	85	955	3	51	0	5	2	32	2
麻生区	18	25	51	635	3	49	0	3	2	23	2
合計	826	755	1,740	10,913	11	220	2	125	22	299	19

生活支障等 ライフライン

	71771								エルス件サ			
	上2	k道	下れ	k道		通信·電力		都市ガス	LPガス	避	誰者(避難声	
区名	被害数	断水世帯	被害数	機能支障世	電柱被害	不通台数	停電件数	供給停止	ガスポンヘ	1~3日後	10日後	
	(箇所)	(1~3日 後)(世帯)	(箇所)	帯(1~3日 後)(世帯)	(本)	(件)	(件)	件数(件)	被害 (世帯)	(人)	(人)	
川崎区	139	77,730	236	66,643				96,998	68	79,167	69,088	
幸区	63	53,590	96	38,236				61,598	80	56,439	55,534	
中原区	93	78,642	111	42,576				105,139	137	82,979	71,465	
高津区	89	71,020	131	33,513				74,459	310	71,133	58,798	
宮前区	88	62,223	67	30,545				59,024	223	58,660	51,051	
多摩区	43	40,621	139	32,888		/		6,713	188	36,469	14,578	
麻生区	58	31,026	103	19,003	/	/	/	0	54	29,867	13,803	
合計	574	414,852	885	263,404	9,016	175,934	329,661	403,931	1,060	414,715	334,315	

#### 交通等

	道路橋	鉄道	港湾	医療機能	帰宅国	<b>日難者</b>	経済被害
全市	大規模	1日後	被害	1~3日	川崎市	川崎市へ	直接経済
	損傷	不通路線	バース	間来院者	から帰宅	帰宅	被害
	(箇所)	(路線数)	(パース数)	(人)	(人)	(人)	(億円)
合計	7	8	14	19,784	443,414	502,339	53,067

- ※津波は「東京湾北部地震」と同程度と想定した。 ※※合計は四捨五入の関係で合わない場合がある。

~基礎データ~

総世帯数と時間帯別人口

(平成 20 年 9 月末現在)

	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	全市計
総世帯数	110,037	70,031	112,504	99,011	91,409	98,126	69,575	650,693
	(16.9%)	(10.8%)	(17.3%)	(15.2%)	(14.0%)	(15.1%)	(10.7%)	(100%)
18 時	267,599	149,484	226,127	201,729	185,958	188,629	147,908	1,367,434
	(19.6%)	(10.9%)	(16.5%)	(14.8%)	(13.6%)	(13.8%)	(10.8%)	(100%)

地震火災

合	計	出火	延焼
全壊数	半壊数	出火件数	焼失棟数
(棟)	(棟)	(件)	(棟)
8,403	11,707	42	5,386
4,899	6,445	28	2,330
7,487	9,417	53	4,161
6,386	8,901	50	1,671
3,252	7,667	37	1,238
1,992	6,778	19	1,313
1,442	5,786	18	1,274
33,862	56,700	247	17,372

′塀倒壊	火		津		合				り災世帯		
負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者	全壊世帯	半壊世帯	焼失世帯	床上浸水世	床下浸水世
(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(世帯)	(世帯)	(世帯)	帯(世帯)	帯(世帯)
112	79	1,705	0	0	302	4,930	17.852	24,868	12,969	0	5
72	36	677	0	0	159	2,500	12,921	16,998	6,802	0	0
126	65	1,354	0	0	293	4,500	20,976	26,384	13,209	0	0
104	26	442	0	0	196	3,165	18,570	25,883	5,124	0	0
93	19	270	0	0	89	1,960	8,627	20,337	3,412	0	0
83	20	295	0	0	63	1,544	5,072	17,259	3,465	0	0
67	19	279	0	0	43	1,131	2,770	11,115	2,539	0	0
656	263	5,023	0	0	1,144	19,730	86,788	142,846	47,521	0	5

所)	災害用トイレ		災害廃棄物		自力脱出		-タ停止
28日後	需要基数		生量推計		困難者	停止台数	閉じ込め
(人)	(1~3日 後)(個)	可燃物 (チトン)	不燃物 (チトン)	合計 (チトン)	(人)	(基)	台数(基)
45,094	792	267	1,069	1,336	144	1,692	1
30,403	564	92	367	458	83	608	1
49,710	830	146	583	729	156	1,035	1
35,968	711	111	445	556	125	940	1
20,327	587	58	232	290	54	651	1
13,378	365	35	142	177	28	570	0
9,828	299	30	120	150	16	431	0
204,708	4,147	739	2,957	3,696	607	5,928	5

全建物棟数と	内訳
--------	----

(平成 20 年 3 月末現在)

	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	全市計
総数	45,694	23,974	35,441	32,286	33,174	37,176	34,893	242,638
	(18.8%)	(9.9%)	(14.6%)	(13.3%)	(13.7%)	(15.3%)	(14.4%)	(100%)
木造	26,428	16,483	22,877	22,235	24,360	26,767	27,226	166,376
	(15.9%)	(9.9%)	(13.8%)	(13.4%)	(14.6%)	(16.1%)	(16.4%)	(100%)
RC造	4,511	1,735	3,841	3,386	3,607	3,748	3,062	23,890
	(18.9%)	(7.3%)	(16.1%)	(14.2%)	(15.1%)	(15.7%)	(12.8%)	(100%)
S造	14,755	5,756	8,723	6,665	5,207	6,661	4,605	52,372
	(28.2%)	(11.0%)	(16.7%)	(12.7%)	(9.9%)	(12.7%)	(8.8%)	(100%)

※RC造・・・鉄筋コンクリート造、S造・・・鉄骨造

#### 第4章 減災目標、地震防災戦略及び業務継続計画【総務局危機管理室、各局室区】

#### 第1節 減災目標及び川崎市地震防災戦略の策定

国の中央防災会議では、東京湾北部地震を想定地震とした被害想定を基にして、人的被害、経済被害の軽減について、達成時期を含めた具体的目標(減災目標)等が盛り込まれた「首都直下地震の地震防災戦略(平成18年4月)」を策定した。また、国は、災害対策基本法の規定に基づき、中央防災会議が作成する政府の防災対策に関する基本的な計画である防災基本計画において、国の地震防災戦略が対象とする大規模地震(=東京湾北部地震)以外についても、地方公共団体に地域の特性を踏まえた被害想定を実施し、それに基づく減災目標を策定することを求めている。

これを受け、本市では、平成 20~21 年度に実施した地震被害想定調査結果に基づき、市域に大規模な被害をもたらす恐れのある地震の人的被害及び直接経済被害に対する減災目標、及びその達成のために必要な施策に係る具体的な目標と達成時期を明らかにし、被害軽減のための対策を着実に推進していくことを目的として、本市における地域目標である「川崎市地震防災戦略」を平成 22 年度に策定した。

なお、本市においては、平成 20 年度に「川崎市震災対策行動計画」を策定しており、各局において 事業を展開してきたところだが、施策がもたらす数値的な効果や、一部の事業を除き具体的な達成年次 にまで言及していなかったため、「川崎市地震防災戦略」をこの行動計画の後継計画として位置付け、 新たな施策を展開するとともに、基本理念や、実行中の各施策も、継続・推進していくものとした。 なお、川崎市地震被害想定報告書の見直しを実施後に、これらの計画を見直す予定としている。

#### 【川崎市地震防災戦略における減災目標】

項目	減災目標
死 者	計画期間 (平成 23~27 年度の 5 年間) において、想定される死者数の4割減を目標とする。
直接経済被害	計画期間 (平成 23~27 年度の 5 年間) において、想定される直接経済被害の 3 割減を目標とする。

#### 【川崎市地震防災戦略における具体的な取組】

基本目標	施策の柱	行 動 計 画
地震に強いまちづくりの推進	I 耐震化の推進	1 一般建築物の耐震化推進
《人的被害・直接経済被害の減		2 学校施設の耐震化
少》		3 公共施設の耐震化
		4 公共構造物の耐震化
		5 上下水道施設の耐震化
		6 造成地の耐震化
	Ⅱ 消防署所等の整備	7 消防署所等の整備
	Ⅲ 防災住環境の整備	8 地域の不燃化促進
		9 身近な危険回避対策
		10 交通障害の防止
		11 高層住宅対策
	IV 臨海部等の安全対策	12 コンビナート対策

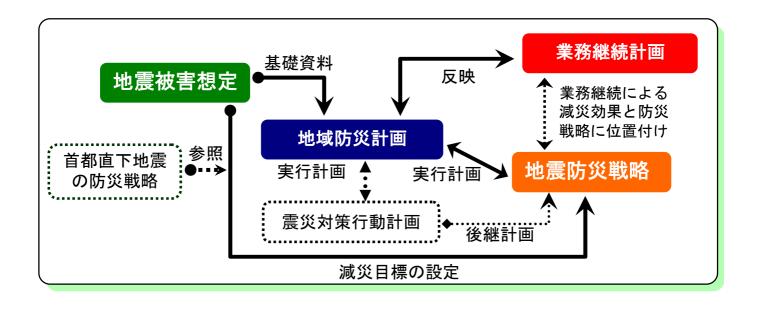
		13 液状化対策
地域防災力の向上	V 地域における防災環境の整備	14 地域防災力・活動実効力の向
《被害軽減を推進するための防		上
災力の向上》		15 企業防災の促進
	VI 企業等との連携強化	16 企業との連携
		17 ボランティアとの連携
	VII 防災意識の醸成	18 地震防災に関する調査・研究
		の実施
		19 防災教育活動の推進
		20 防災研修環境の整備
市民生活の安定と都市復興	Ⅷ 行政機能の保持	21 行政の業務継続力の向上
《震災からの回復力の向上》		22 情報収集処理・広報の強化・
		運用
	IX 医療救護体制の整備	23 医療救護体制の強化・運用
	X 避難対策の推進	24 応急危険度判定体制の整備
		25 空地・避難路の確保
		26 避難収容対策の推進
		27 津波・土砂災害避難対策等の
		推進
		28 避難所運営体制の整備
		29 帰宅困難者対策の推進
	XI 災害時要援護者対策の推進	30 災害時要援護者対策の推進
	XⅡ 生活安定対策の推進	31 生活環境の確保
		32 飲料水・食料等の確保
		33 遺体取扱の体制確立
		34 廃棄物処理体制の確立
	XⅢ 都市の復興	35 復興に向けた取組の推進

#### 第2節 業務継続計画の策定

大規模な地震発生時においては、被災による公共団体の行政機能の低下が懸念されるが、その一方で、 人命救助や避難者対策、ライフラインの維持など、行政機能を維持することが求められる。

業務継続計画は、地震防災戦略における行政としての減災施策の1つであり、震災対策として本計画で定める業務等の細部計画として、あらかじめ発災時に優先して実施する業務を選定し、限られた人員や資機材の資源を効率的に投入することで、行政機能の継続と早期復旧を図ることを目的とした計画である。

市は業務継続計画を策定し、計画に基づき、災害発生時における業務の早期立ち上げの実現や業務レベルの向上を図るものとする。



#### 第5章 市及び防災関係機関等の業務大綱

市は、市域並びに市民の生命、身体及び財産を震災から安全に守るため、防災関係機関等との連携のもとに防災活動を実施する。市及び防災関係機関等の処理すべき業務は、おおむね次のとおりである。

#### 第1節 川崎市

- 1 地震対策計画の策定
- 2 地震防災に関する施設及び組織の整備
- 3 防災知識の普及及び教育
- 4 防災訓練の実施
- 5 警戒宣言発令前の東海地震に関連する調査情報、東海地震注意情報等の収集伝達及 び広報
- 6 地震防災応急計画の作成指導、届け出の受理
- 7 自主防災組織等地域防災体制の整備推進
- 8 避難対策及び児童生徒等の保護対策

# 川崎市

9 被害の拡大防止対策

- 10 り災者の救助、救護及び医療
- 11 清掃及び防疫
- 12 障害物の除去及び輸送
- 13 遺体の処理
- 14 飲料水、食料及び生活必需品の確保
- 15 文教対策
- 16 災害救助法の運用
- 17 災害用物資、資機材の備蓄及び整備
- 18 住宅対策
- 19 その他震災応急対策の準備及び実施

#### 第2節 神奈川県

- 1 防災組織の整備
- 2 市町村及び防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整
- 3 防災知識の普及及び教育
- 4 防災訓練の実施神

件 奈

Ш

県

5 防災施設の整備

6 防災に必要な物資及び資機材の備蓄、整備

7 地震に関する情報の収集、伝達及び広報

- 8 緊急輸送の確保
- 9 保健衛生
- 10 文教対策
- 11 市町村が実施する被災者の救助及び救護の応援

- 12 災害救助法に基づく被災者の救助
- 13 被災施設の復旧
- 14 その他災害の発生の防御及び拡大防止のための措置

#### 第3節 神奈川県警察

神 1 警備体制の整備

奈 2 災害に関する情報の収集及び被害調査

川 3 避難誘導、被災者の救出その他人命保護の措置

県 4 犯罪の予防取締その他治安維持の措置

警 5 交通規制・管制

察 6 遺体の検視等に関する措置

#### 第4節 指定地方行政機関

関東総合通信局	1 電波の統制監理及び有線電気通信の監理
	2 非常無線通信の確保等
神奈川労働局	1 事業所等に対する防災対策の周知及び指導
(川崎南・北労働基準監督署)	2 事業所等の被災状況の把握
関東農政局	1 災害時における応急用食料の調達・供給に関する連絡調整
(横浜地域センター)	
関東経済産業局	1 生活必需品、復旧用資材等防災関係物資の円滑な供給確保
	2 商工業の事業者の業務の正常な運営の確保
	3 被災中小企業の振興
関東東北産業保安監督部	1 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物の保全
関東地方整備局	1 災害時における道路啓開等交通確保
(川崎国道事務所)	2 災害応急工事及び復旧工事の施工
(横浜国道事務所)	3 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施
関東地方整備局	1 所管区域河川の改良工事・維持修繕その他の管理
(京浜河川事務所)	2 地震防災対策の実施
	3 災害応急工事及び復旧工事の施工
	4 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施
関東地方整備局	1 港湾施設及び海岸保全施設等の整備
(京浜港湾事務所)	2 港湾施設、海岸保全施設に係わる災害情報の収集及び応急対策
	並びに復旧対策の指導、協力
	3 港湾施設、海岸保全施設の災害応急対策及び復旧対策の実施
	4 東京湾内における海洋環境整備
	5 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施
関東運輸局	1 災害時における関係機関、輸送機関との連絡調整事務
(神奈川運輸支局)	2 災害時における応急海上輸送対策
(川崎海事事務所)	3 代替輸送の輸送機関への指導調整
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	

## 第三管区海上保安本部 横浜海上保安部 (川崎海上保安署)

- 1 大規模地震災害対策訓練等の実施
- 2 関係者及び国民に対する海上防災講習会等による防災思想の啓 発
- 3 港湾の状況等の調査研究
- 4 船艇、航空機等による警報等の伝達
- 5 船艇、航空機等を活用した情報収集
- 6 活動体制の確立
- 7 船艇、航空機等による海難救助等
- 8 船艇、航空機等による傷病者、医師等及び救助物資の緊急輸送
- 9 被災者に対する物資の無償貸与又は譲与
- 10 要請に基づく、関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援
- 11 排出油等の防除等
- 12 避難勧告、入港制限、移動命令等船舶交通の整理、指導による 海上交通安全の確保
- 13 警戒区域の設定並びに船舶等の区域外への退去及び入域の制限 又は禁止の指示
- 14 海上における治安の維持
- 15 危険物等積載船舶に対する移動命令、航行制限若しくは禁止及び荷役の中止等危険物の保安に関する措置
- 16 海洋環境への汚染の未然防止及び拡大防止のための適切な措置
- 17 災害復旧・復興に係る工事に関する海上交通安全の確保

# 東京管区気象台 (横浜地方気象台)

- 1 津波警報・注意報、津波予報及び地震、津波に関する各種情報 の関係機関への通報
- 2 東海地震に関連する情報の通報並びに周知
- 3 地震、津波等に係わる防災情報伝達体制の整備
- 4 地震、潮位及び地殻歪に係わる観測施設の整備及び運用
- 5 地震活動に関する調査及び資料の作成、提供
- 6 地震、津波等防災に係わる広報活動、知識の普及及び関係機関 の計画等への助言
- 7 地震、津波防災に係わる防災訓練の実施及び関係機関との協力
- 8 二次災害の防止のための余震に関する情報、気象警報・注意報、 気象等に関する情報等の提供及び専門職員の派遣
- 9 復旧・復興に向けた支援のための気象・地象等総合的な情報提供及び解説

# 第5節 自衛隊

1 Al- H10103	
陸上自衛隊	1 防災関係資料の基礎調査
第31普通科連隊	2 自衛隊災害派遣計画の作成
海上自衛隊	3 川崎市地域防災計画に合わせた防災に関する訓練の実施
横須賀地方総監部	4 人命又は財産の保護のために緊急に行う必要のある応急救護又
	は応急復旧
	5 災害救助のための防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲
	与

# 第6節 指定公共機関

郵便事業株式会社	1 災害時における郵便物の送達の確保
郵便局株式会社	2 救助用物資を内容とする小包郵便物及び被災者が差し出
	す郵便物の料金免除
	3 被災者の救援を目的とする寄付金の送金のための郵便振
	替の料金免除
東日本旅客鉄道㈱	1 鉄道、軌道施設の整備及び保全
東海旅客鉄道㈱	2 災害時の応急輸送対策
日本貨物鉄道㈱	3 旅客の避難及び誘導
	4 警戒宣言時の列車の運転規制措置及び広報
	5 鉄道、軌道関係被害調査及び復旧
東日本電信電話㈱(神奈川支店)	1 電気通信施設の整備及び点検
エヌ・ティ・ティ・コミュニケ	2 電気通信の特別取扱い
ーションズ㈱、	3 電気通信施設の被害調査及び災害復旧
㈱エヌ・ティ・ティ・ドコモ	
(神奈川支店)	
日本赤十字社	1 医療救護
(神奈川県支部)	2 救援物資の備蓄及び配分
	3 災害時の血液製剤の確保及び供給
	4 義援金の受付及び配分
	5 その他災害救護に必要な業務
中日本高速道路㈱	1 東名高速・第三京浜・東京湾アクアラインの保全
(東京支社横浜保全・サービス	2 災害時における緊急交通路の確保
センター)	3 東名高速・第三京浜・東京湾アクアラインの災害復旧
東日本高速道路㈱	
(関東支社京浜管理事務所、東	
京湾アクアライン管理事務所)	
<u> </u>	

首都高速道路㈱	1 首都高速道路の保全
(神奈川管理局)	2 首都高速道路の災害復旧
	3 災害時における緊急交通路の確保
KDDI㈱	1 電気通信施設の整備
	2 災害時における電気通信の疎通
日本通運㈱	1 災害対策用物資の輸送確保
(川崎支店)	2 災害時の応急輸送対策
東京電力㈱	1 電力供給施設の整備及び点検
(川崎支社)	2 災害時における電力供給の確保
	3 被災害施設の調査及び復旧
東京ガス㈱	1 予防活動(教育、訓練、施設及び関連設備の整備・点検
(川崎支店、神奈川導管ネット	等)
ワークセンター、神奈川ガス	2 応急活動(連絡体制の確立、緊急点検、広報、要員及び
ライト 24)	資機材の確保、危険予防措置)
	3 復旧活動(復旧計画の策定、復旧作業の実施)
日本放送協会	1 気象予報、警報等の放送周知
(横浜放送局)	2 緊急地震速報の迅速な伝達
	3 災害情報及び災害対策に関する放送
	4 放送施設の保安

# 第7節 指定地方公共機関

東京急行電鉄㈱	1	鉄道施設の整備及び保全
京浜急行電鉄㈱	2	災害時の応急輸送対策
小田急電鉄㈱	3	旅客の避難及び誘導
	4	鉄道、軌道関係被害調査及び復旧
	5	警戒宣言時の列車の運転規制措置及び広報
東急バス㈱	1	被災地の人員輸送の確保
京浜急行バス㈱	2	災害時の応急輸送対策
小田急バス㈱	3	警戒宣言時のバスの運転規制措置及び広報
川崎鶴見臨港バス㈱		
神奈川中央交通㈱		
(社)神奈川県医師会	1	医療助産等救護活動の実施
(社)神奈川県歯科医師会	2	救護活動に必要な医薬品及び医療器材の提供
(社)神奈川県薬剤師会		
(社)神奈川県看護協会		
(社)神奈川県トラック協会	1	災害対策用物資の輸送確保
	2	災害時の応急輸送対策
㈱アール・エフ・ラジオ日本	1	気象予報、警報等の放送周知
㈱テレビ神奈川	2	緊急地震速報の迅速な伝達
横浜エフエム放送㈱	3	災害情報及び災害対策に関する放送

	4	放送施設の保全
㈱神奈川新聞社	1	災害状況及び災害対策に関する報道

# 第8節 その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

セレサ川崎農業協同組合	1	被害状況調査及び応急対策への協力
	2	農作物災害応急対策の指導
	3	農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっ旋
	4	被害農家に対する融資のあっ旋
川崎河川漁業協同組合	1	被害状況調査及び応急対策への協力
	2	被災組合員に対する融資のあっ旋
	3	漁船、協同施設の災害応急対策及び復旧対策の確立
(社)川崎建設業協会	1	道路・河川等応急対策に関する協力
	2	復旧用資機材及び人員の確保
神奈川建設重機協同組合	1	復旧用建設重機等資機材及び人員の確保
商工会議所等商工関係団体	1	被害調査及び応急対策への協力
	2	物資・資機材の確保についての協力
金融機関	1	被災事業者に対する資金融資
京王電鉄㈱	1	鉄道施設の整備及び保全
神奈川臨海鉄道㈱	2	災害時の応急輸送対策
	3	警戒宣言時の列車の運転規制及び広報
	4	旅客の避難及び誘導
	5	鉄道、軌道関係被害調査及び復旧
(社)川崎市病院協会	1	医療救護病院における医療対策
(社)川崎市医師会	1	医療助産等救護活動の実施
(社)川崎市歯科医師会	2	救護活動に必要な医薬品及び医療器材の提供
(社)川崎市薬剤師会		
(社)川崎市看護協会		
(社)川崎市柔道整復師会		
(社)神奈川県バス協会	1	災害時の応急輸送対策
	2	バスの運転規制措置
	3	警戒宣言時のバスの運転規制及び広報
	4	旅客の避難及び誘導
	1	防災用施設の整備及び避難訓練の実施
社会福祉施設管理者		
社会福祉施設管理者	2	入所者の保護及び安全確保
社会福祉施設管理者	2 3	入所者の保護及び安全確保 災害時要援護者に関すること

_	
2	災害時の文教対策
1	燃料の確保に関する協力
2	復旧用資機材の確保及び復旧対策
1	安全管理の徹底
2	防護施設の整備
3	自衛消防組織の整備
4	施設利用者の避難等安全確保
1	安全管理の徹底
2	防護施設の整備
3	自衛消防組織の整備
4	施設利用者の避難等安全確保
1	安全管理の徹底
2	防災施設の整備及び点検の実施
3	自衛消防組織の整備
4	従業員への研修及び訓練の実施
1	気象情報等の放送周知
2	災害状況及び災害対策に関する放送
3	放送施設の保全
4	緊急地震速報の迅速な伝達
1	公共ふ頭における救援物資に係る荷役及び輸送
2	災害応急活動に必要な人員又は重傷者等の輸送
3	人的被害及び港湾施設の被害状況に係る情報収集及び通
幸	报
1	港湾施設の応急復旧対策
1	救援物資の一時保管場所の提供
2	救援物資の提供
	2 1 2 3 4 1 2 3 4 1 2 3 4 1 2 3 4 1 1 2 3 4 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1

# 第9節 住民組織

自主防災組織	1	防災知識の普及
町内会・自治会	2	情報伝達・消火・避難・救護等の計画及び訓練の実施
	3	防災用資器材の整備・点検
	4	災害時要援護者の支援

#### 第6章 市民及び事業者の基本的責務

本市では、地震対策の総合的な推進を図り、もって市民の生命、身体及び財産の安全を確保することを目的とし、震災の予防、大規模な地震に係る緊急時の事前措置、震災応急対策その他必要な事項を定めた「川崎市地震対策条例(昭和 56 年 4 月 1 日条例第 26 号)」を制定し、その中で、市民及び事業者の基本的な責務について定めている。

地震被害の軽減を目指して、行政が目標意識を持って計画的に施策を推進していくためには、市民・ 事業者等の理解と協力が不可欠であり、また、市民・事業者等が自主的に行動することも、減災のため には重要な要素となる。

### 第1節 市民の基本的責務

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、市民は地震及び地震防災に関する知識の習得に努め、相互に協力するとともに、市が実施する地震防災に関する事業に積極的に協力し、防災体制の強化に寄与することが求められる。

平常時から建物の耐震性・耐火性及び家具、家電等の転倒・落下防止措置に配慮するとともに、家庭において3日分以上の飲料水・食料や非常用品等の備蓄を図るよう努めなければならない。

また、行政や地域が行う防災訓練に積極的に参加し、地震が発生した場合に、出火の防止や初期消火その他必要な応急措置をとれるよう備える必要がある。

# 第2節 事業者の基本的責務

事業者は震災の防止について、常に配慮するとともに、市が実施する地震防災に関する事業に積極的に協力し、その社会的責任に基づき、自らの責任と負担において地震防災に必要な体制の確立に努めなければならない。

そのため、管理する施設の耐震性・耐火性の強化や事業所内収容物の転倒防止、屋外広告物の落下防止に積極的に取り組み、従業員や来場者の安全確保を図るとともに、地震が発生した場合に応急措置を迅速かつ的確に講じることができるよう、資器材を備蓄し、積極的に防災訓練を実施する必要がある。

また、災害時の駅周辺における滞留や混乱を防止するため、「むやみに移動を開始しない」を基本に、 従業員等が一斉に帰宅することを抑制し、事業所内に留まることや、必要な備蓄に努めるとともに、住 民と協力し周辺地域における防災活動を行うことが求められる。

# 第2部 予防計画

# 第1章 防災都市づくり【まちづくり局、消防局、総務局危機管理室、建設緑政局、 経済労働局】

#### 第1節 基本的な方針

防災都市づくりは、安全性を基底にした市民総ぐるみによるまちづくりの積み重ねである。

災害のうち、最も大きな被害が予想される大地震が発生しても壊れず、火災が起こらず、逃げ惑うことのないまちづくり、これが防災都市の基本であり、防災都市計画の方向である。

換言すれば、市民の生命と暮らしを守るため、市街地の耐震・不燃化、そして緑地、水辺などの空間 や、安全な施設にともなわれた都市生活環境の整備であり、とりもなおさず誰もが住みたくなる " まち づくり " そのものであるといえる。

しかし、現実には関東大地震以来、科学技術の急速な進展とともに、工業の過度集積や都市人口の急激な増加など、都市構造を複雑多様なものにし、同時に災害危険要因も「新しい型」の都市災害として 懸念されるほど増加し、多岐にわたっている。

したがって、防災都市づくりも、すでに構築された都市の災害危険要因の除去とともに、このような新たに増大する災害危険要因の抑制を図りながら、従来の耐震・不燃化など個別的な対策に加えて、再開発を含めた市街地の改造など面的、地域空間的な対策が急務となっている。

しかし、これには、住宅問題、土地問題などが複雑に絡み、法制度上の制約、あるいは財政負担の限界などもあって地方自治体だけの力では非常に困難であり、防災都市づくり事業も長期化せざるを得ない状況である。

今後、防災都市づくりを進めるにあたってはこのような諸事情を踏まえ、日常の緊急対策の基礎に立って総合的な防災都市の方向を目指し、全ての事業が安全性を第一義として実施されるような着実な指導の積み重ねが必要であり、加えて市民の日常的な "安全なまちづくり"への積極的な参加と、防災対策事業に対する全市民的なコンセンサスを得て、行財政制度等の抜本的な改善を同時に国へ働きかけていく必要がある。また、都市計画マスタープラン等、防災都市計画に関する取組を推進していく。

このための基本的な方針は次のとおりである。

- 1 都市全体を災害に強い体質にするため、市、市民、事業者等各々の防災に対する責務の明確化や、 防災意識の高揚を図るとともに、全市をあげて安全性を第一義とした都市づくりを進める。
- 2 災害に強い都市構造の形成を図るため、都市施設の強化、建築物の耐震・不燃化、市街地の再開 発による避難空地・避難道路の確保、公共建築物の強化など総合的な対策を進める。
- 3 危険物施設の改善指導体制を強化し、二次的災害の発生防止に努める。
- 4 災害予防行政の強化と、迅速な消火活動ができる消防体制の確立を図る。
- 5 崖崩れによる被害をなくすため、急傾斜地崩壊防止対策事業の促進を国・県へ要請するとともに、 防護工事や危険地域への建築物の立地規制等を積極的に進める。

#### 第2節 災害に強い市街地の形成

1 拠点地域等の整備

本市の広域拠点である川崎駅周辺地区、小杉駅周辺地区では、交通広場等の都市基盤の整備を進めるとともに、市街地開発事業の促進や地区計画等による土地利用の適切な誘導により、オープンスペース等を確保し、災害に強い都市づくりを推進する。

また、新川崎・鹿島田駅、登戸・向ヶ丘遊園駅周辺等の地域生活拠点では、市街地再開発事業、

土地区画整理事業等の推進により、道路・公園等の都市基盤施設の整備による安全なまちづくりを推進する。

#### 2 市街地の整備

従来は、商業地を中心とした再開発計画が中心であったが、これに加えて既成市街地における木造密集地域など防災性や住環境に問題のある地域の改善が必要であり、速やかにこれら木造密集住宅を中心とした住宅地の防災性の向上や住環境の整備を図らなければならない。

このため、局部的な再開発にとどまらず、広域な区域を対象とした基盤整備事業が必要であり、 避難地としての公園、緊急輸送路、延焼遮断帯としての幹線街路、避難路としての区画道路、特に 歩行者専用道路等の機能的な配置、整備が重要である。密集市街地の整備手法としては、「土地区 画整理法」「都市再開発法」「住宅地区改良法」「密集市街地における防災街区の整備の促進に関す る法律」等の法律に基づくもののほか、住宅市街地総合整備事業(密集住宅市街地整備型)及び優 良建築物等整備事業等の手法の中から地区に適した手法を選択し、地元関係者の理解と協力のもと に事業を実施し、市民とともに安全で健全なまちづくりを進めていく必要がある。

また、多摩川の河川流域では、氾濫を防止するため、高規格堤防事業と一体となった市街地整備を進めることにより、防災上重要な役割を担うとともに、まちなみに潤いをもたらすオープンスペースの確保に努める。

なお、本市において、防災的整備を図る市街地開発事業は以下のとおりである。

- (1) 市街地再開発事業
  - ア 鹿島田駅西部地区
  - イ 小杉駅南口地区東街区
  - ウ 小杉駅南口地区西街区
  - 工 小杉町三丁目中央地区
  - 才 小杉町三丁目東地区
  - 力 柿生駅南口地区
- (2) 土地区画整理事業
  - ア 登戸土地区画整理事業

## 第3節 都市の防災構造化

本市の都市計画は、都市計画法に基づいて定められており、その概要は本章末資料1のとおりである。 これらのうちで、特に都市の防災化に関係の深いものは、防火地域及び準防火地域である。

なお、都市の防災化を図るためには、防火地域の指定や市街地再開発事業等の推進が今後の課題とされている。

1 防火地域及び準防火地域の指定

本市の防火地域は、原則として拠点地域等(川崎駅、新川崎・鹿島田駅、小杉駅、溝口駅、宮前平・鷺沼駅、登戸・向ヶ丘遊園駅、新百合ヶ丘駅の各周辺地区)で容積率 400%以上の区域に指定している。

また、概ね東急東横線以東の主要幹線道路沿いの容積率 300%の区域において、道路端より奥行 11mまでの区域に路線的に防火地域を指定している。

準防火地域は、防火地域の指定区域を除く商業地域、近隣商業地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域及び準工業地域のう

ち、土地利用の状況をふまえ指定が必要な区域等で、容積率 200%以上の区域に指定している。 平成 24 年 3 月現在(単位: ha)

	川崎区	幸 区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合 計
防火地域	256	104	102	31	7	21	14	535
準防火地域	1, 303	706	1,067	995	1, 117	1, 271	439	6, 898
計	1, 559	810	1, 169	1,026	1, 124	1, 292	453	7, 433

#### 2 都市の防災構造化

防災性の向上のための施策として、防火地域及び準防火地域の拡大等により、災害時における避難地及び避難路として重要な幹線街路の機能の確保並びに都市の不燃化等を推進し、災害に強い都市づくりを図る。

このため、概ね東急東横線以東の既成市街地内の主要幹線道路沿いについて、路線的防火地域(道路境界線から奥行11m、原則として両側)を指定し、耐火建築物の建築を促進することにより延焼遮断機能を持たせ、都市の防災構造化を図る。また、特に災害の危険性が高い川崎区及び幸区の密集市街地については、建物の不燃化を促進するとともに区画道路の拡幅や空地の整備等の誘導を図る。

# 第4節 総合的な耐震対策の促進

#### 1 一般建築物の災害予防対策【まちづくり局】

住宅の耐震性を高めるために、木造住宅耐震診断士派遣制度、木造住宅耐震改修助成制度及びマンション耐震診断・改修工事等助成事業制度等を活用すること、また、特定建築物の耐震性を高めるために、特定建築物耐震改修等助成制度を活用することにより、市民の生命、身体及び財産の保護を図る。

#### 2 公共建築物の災害予防対策

設計及び施工にあたり、耐震性の配慮と防災上有効な不燃性資材の使用、消防設備及び排水設備 の完備並びに災害発生時の避難口等を十分考慮し、安全性の高い建物の建築を促進する。

### 3 既成市街地の災害予防対策

都市の防災性を高めるため、老朽木造建築物が密集した市街地において、密集住宅市街地整備促進事業を始め、市街地開発事業や優良建築物等整備事業等の手法を採り入れ、土地の有効利用とオープンスペースを確保した耐火建築物を建築することにより都市の不燃化と市街地環境の整備改善を促進する。

#### 4 分譲住宅の災害予防対策

川崎市住宅供給公社が建設する分譲住宅の設計及び施工にあたっては、防災上有効な不燃性資材の使用、消防設備及び排水設備の完備並びに災害発生時の避難等を十分考慮して、安全性の高い建築物の建築を促進する。

#### 5 川崎市防災行政無線回線の保護【総務局危機管理室】

無線回線のうち、多重系無線回線については、その回線に影響する開発、再開発を行う事業者に対し、回線が遮断されないよう指導又は協力を要請する。

(資料編 川崎市木造住宅耐震診断士派遣事業実施要綱)

(資料編 川崎市木造住宅耐震改修工事助成金交付要綱)

(資料編 川崎市マンション耐震診断事業費用助成制度要綱)

(資料編 川崎市マンション耐震改修工事等事業助成制度要綱)

(資料編 川崎市特定建築物耐震改修等事業助成制度要綱)

#### 第5節 オープンスペースの確保

1 公園緑地の確保【建設緑政局】

公園緑地は、市民のいこいの場、スポーツ・レクリエーションの場であるとともに、震災時には、 避難場所、避難路、市街地の延焼防止などの機能を持っている。

また、ヘリポート・緊急車両の配置、救急医療など救援活動や物資集積等の拠点としても重要な役割を果たすものである。そこで、国・公有地の積極的活用、国の交付金の活用等により引続き整備・拡充を図り、公園緑地のオープンスペースの確保に努めるとともに、広域避難場所に指定されている公園緑地については、再整備等にあたって防災機能の向上に努める。

2 市民防災農地の確保【経済労働局】

震災時の市民の一時避難場所又は仮設住宅建設用地・復旧用資材置場として、農地をあらかじめ 防災農地として登録し、市民の安全確保と円滑な復旧活動に役立てるものである。

毎年、JAの協力を得て市民防災農地の追加登録を行なっており、登録した農地については、引き続き、防災農地のシール又は標識柱で表示することにより市民に周知する。なお、平成23年1月1日現在で、477箇所、75.9haの市民防災農地を登録している。

3 企業等との連携による一時避難場所等の確保【総務局危機管理室】

企業等が所有・管理するグラウンドや駐車場等については、震災時の市民の一時避難場所等としての機能が期待できるため、協定による場所の確保に努めるとともに、川崎市防災協力連絡会や川崎市防災協力事業所登録制度を通じて企業等へ協力を求めていく。

4 緑化の推進【建設緑政局】

街路樹などの樹木は家屋の倒壊を防止したり、火災の延焼を防止したりするなど、優れた防災機能を有している。そこで、街路樹・グリーンベルトの植栽、学校・庁舎など公共公益施設の緑化を推進するとともに、工場緑化、生垣緑化、駐車場緑化など民有地の緑化を促進する。特に避難地や避難路では耐火性に優れた樹木を植栽し、防災に資する緑のネットワークの形成に努める。

5 川崎臨海部の整備の推進

臨海部の石油コンビナート地域には、危険物・高圧ガス施設等が集中的に存在し、大規模地震が発生した場合には隣接市街地に被害が波及するおそれがあるので、緑地及び不燃化施設の立地等有効な手法により整備推進を図る。

また、コンビナート等の災害発生源対策、災害拡大防止策、避難体制等を緩衝ゾーンの実現と合わせ整備し、臨海部における防災ネットワークの整備推進を図るものとする。

(本章末資料 川崎市都市計画概要表)

(資料編 川崎市防災協力連絡会設置要綱)

(資料編 川崎市防災協力事業所登録制度実施要綱)

7 士 惊 五 锤	1.4.495 1
ア 市 域 面 積 イ 都市計画区域	14, 435 ha
	14, 435 ha
	12, 726 ha
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1,709 ha
<ul><li>ウ 用途地域等指定面積及び割合</li><li>(ア) 用途地域</li></ul>	
<b>佐</b> 任任日本日本日山日	2,753 ha (21.6 %)
a 第一種低層任居専用地域 b 第二種低層住居専用地域	2, 733 ha (21.0 %)
c 第一種似層住居専用地域	2, 205 ha (17.3 %)
d 第二種中高層住居専用地域	442 ha ( 3.5 %)
e 第一種住居地域	1, 397 ha (11.0 %)
f 第二種住居地域	944 ha (7.4 %)
g 準住居地域	632 ha ( 5.0 %)
h 近隣商業地域	620 ha ( 4.9 %)
i 商業地域	783 ha ( 6.2 %)
j 準工業地域	676 ha ( 5.3 %)
k 工業地域	477 ha ( 3.7 %)
1 工業専用地域	1,782 ha (14.0 %)
(イ) 防火地域及び準防火地域	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
a 防火地域	535 ha
b 準防火地域	6,898 ha
(ウ) 高 度 地 区	
a 第1種高度地区	2,769 ha
b 第2種高度地区	2,647 ha
c 第3種高度地区	3, 923 ha
d 第4種高度地区	477 ha
(工) 都市計画道路	
a 自動車専用道路 3路線延長	23, 150 m
b 幹 線 街 路 73 路線延長	273, 950 m
c 区 画 街 路 11 路線延長	3,890 m
d 特 殊 街 路 14 路線延長	3,810 m
(オ)都市計画公園 緑地	
a 公 園 321 箇所 面積	198 ha
b 緑 地 39 箇所 面積	797 ha
(カ) そ の 他	

# 第2章 公共施設等の安全対策【建設緑政局、港湾局、まちづくり局、上下水道局、 交通局、市民・こども局、消防局、健康福祉局、総務局危機管理室】

# 第1節 道路・橋りょう施設の安全対策【建設緑政局、まちづくり局】

1 道路の安全性の向上【建設緑政局、まちづくり局】

道路は、発災後の初動・応急活動期における避難路、救助・救急及び消火活動等の緊急活動を実施する道路、緊急物資等の輸送路、さらには火災の延焼防止機能を併せ持つなど、防災上の役割は極めて重要であることから、着実な道路整備に努めるとともに、電線類の地中化を進めることにより防災機能の強化を図る。また、緊急活動道路(第2部第8章「緊急輸送体制の整備」参照)を選定し、優先的に道路施設の安全対策を図る。

- (1) 路線の持つ性格や予想される被害の程度とその発生確率等を総合的に考慮した耐震補強を推進し被害の軽減に努めるとともに、被害を受けた場合の影響を最小限に抑えるため、代替する道路構造物、路線の整備について配慮するものとする。
- (2) 選定された路線が広幅員であっても、発災時に路上に車両が放置されると有効幅員が狭められ、緊急活動道路としてその機能を十分に発揮することが困難であるため、発災時のドライバーの心構えの広報を徹底するとともに、選定路線・避難場所付近の駐車禁止措置に配慮する。
- (3) 路上占用物件、隣接建築物等の倒壊による道路の閉塞及び沿道の可燃物、集堆積物、落下物等による道路の閉塞が予想されるので、建築物の耐震化の促進や危険箇所の改善指示とともにパトロール、取締りを実施し、地域ぐるみで総点検し安全性の向上を図る。
- (4) 地震後の道路交通の混乱を避けるため、通過交通や主要幹線道路の一般車両の通行止めの実施措置と、規制される道路の周知徹底を図る。
- 2 橋りょう等の安全性の向上【建設緑政局】

橋りょう等の安全性に関する総点検の結果に基づき、緊急活動道路に指定された路線及び駅前広場等の交通拠点施設から優先的に耐震対策を実施する。また、横断歩道橋については、耐震性の高い構造物であるが、倒壊・落橋した場合は道路を閉塞し避難・消火・救援等が著しく阻害されるため、さらに引き続き安全性の向上を図るための点検・整備を推進する。

3 応急復旧体制の整備【建設緑政局】

迅速かつ適切な応急活動が行えるよう、あらかじめ次の事項について整備しておくものとする。

- (1) 要員及び資機材の確保
- (2) 応急復旧活動実施要領の整備
- (3) 応援協力依頼及び受入体制の充実

#### 第2節 河川の安全対策【建設緑政局河川課】

市内を流れる河川は、地盤の高さが河川水位より低いところはほとんどないが、地震による護岸の沈下や、土砂等によりせき止められた河川の溢水等による二次災害の発生防止に重点を置き安全対策の推進を図るものとする。

- 1 河川構造物の耐震性
  - 国、県又は市管理の河川については、浸水被害等の影響を考慮して護岸・防潮堤等の耐震を配慮する。
- 2 応急復旧体制の整備

地震後の二次災害を防止するため、あらかじめ次の事項について整備しておくものとする。

- (1) 要員及び資材の確保
- (2) 応急措置実施要領の整備
- (3) 応援協力体制の充実

#### 第3節 港湾施設の安全対策【港湾局】

震災直後やその後の応急復旧期に港湾施設が果たす役割は大きく、特に岸壁、桟橋等の係留施設は救援物資・人員あるいは避難者の移送等、海上輸送施設の拠点として、また、海底トンネルは救援物資等の市街地への輸送路として重要な施設である。このため地震による施設の被害等を防止するため、施設の耐震性を強化するとともに、救援物資・人員あるいは避難者の移送に必要な緊急輸送路等の液状化対策を検討し、施設の安全対策と輸送路確保を図る。

さらに、川崎港における港湾施設は、港湾管理者の管理する施設と民間企業の保有する施設とが一体となって機能を形成しており、災害発生時の機能の保守については官民一体の対策が必要である。したがって、各運河に接する施設を管理する企業又は防災組織等と密接な協力関係を設定し、地区を分担して対処する。

- 1 公共岸壁の耐震性強化
  - (1) 東扇島耐震強化岸壁公共バース (-12m) 及び (-7.5m) 2バース (現在整備済み)
  - (2) 千鳥町耐震強化岸壁公共バース (-10m) 1バース (計画)
  - (3) 東扇島外貿コンテナ耐震強化岸壁1バース(計画)
- 2 緊急輸送等の安全性確保

海上から搬入された救援物資の市街地への速やかな輸送を確保するため、緊急輸送路等を対象に 液状化対策を進めるとともに、川崎港海底トンネルの耐震性・止水性向上等、安全性の強化を図る。

3 港湾 BCP 協働体制の確立

大規模地震発生時に、早期の機能回復を行い、海上から円滑に救援物資の受入れができるよう、 川崎港連絡協議会を開催し、港湾関係者との連携協働体制を確立する。

#### 第4節 重要建築物及び特定建築物等の安全対策【まちづくり局、関係局】

地震による建築物の被害が市民生活や社会経済活動全般に及ぼす影響は、計りしれないものがある。 このため、既存の一般建築物はもとより、発災時における応急復旧活動の中枢的な拠点となる公共建築 物については、より効果的な地震対策が望まれるため、川崎市公共建築物耐震対策推進会議を設置し、 総合的な安全対策の推進を図るものとする。

1 地震防災上重要となる公共建築物とその耐震化

地震発災時における情報拠点、応急復旧活動の中枢拠点、医療救護拠点、避難収容拠点等となる 公共建築物の耐震・不燃化の確保に努める。

- (1) 主な対象施設
  - ア 市役所
  - イ 区役所
  - ウ消防署
  - エ 道路公園センター
  - オ 川崎港管理センター

- カ 保健福祉センター
- キ病院
- ク学校
- ケ 社会教育施設
- コ 社会福祉施設
- サ 卸売市場
- シ競輪場
- (2) 耐震性の確保
  - (1)の施設の耐震性の確保については、これまでに耐震補強工事等に取り組んできており、今後は平成27年度までに必要な耐震対策を実施するものとする。

なお、これらの施設における電気、水道、ガス及び電話等の設備の機能確保についても配慮しておくものとする。

2 各種施設の耐震性の確保【市民・こども局、消防局】

防災活動の拠点となる「消防出張所・消防団器具置場」及び住民自治活動の拠点である「町内会・自治会会館」についても、改築や耐震改修費補助などの支援等により、計画的に耐震性を確保し、拠点の機能確保や市民の安全確保に努める。

3 一般建築物の耐震性の促進

新たに建築されるものについては、建築基準法の新耐震設計法に従って耐震性が配慮されるが、既存の建築物で現行基準に適合していないものについては耐震性が十分でないものもある。阪神・淡路大震災でも新耐震基準施行以前に建築された建築物に被害が集中したことから、平成7年 12 月に施行され平成 18 年 1 月に改正された「建築物の耐震改修の促進に関する法律」により、地震による被害の影響が大きいと想定される特定建築物の所有者に対する耐震診断、耐震改修に関する指導、助言等総合的な措置を講ずること等により、建築物の耐震性の向上を図る。

(1) 川崎市耐震改修促進計画の推進

川崎市耐震改修促進計画に基づき、市内に存する既存建築物の耐震性の向上の促進のための総合的な施策を推進する。

(2) 耐震診断、耐震改修に関する普及、啓発

阪神・淡路大震災で多大な被害にあった木造住宅の耐震性の向上のために、「木造住宅の耐震 診断と耐震改修」リーフレットを区役所等に備えるとともに、木造以外の分譲共同住宅(マンション)についても耐震診断の普及を図るため、耐震施策のパンフレットを相談窓口に常備し、希望者に配布する。

(3) 耐震診断、耐震改修に関する相談窓口の開設

まちづくり局建築監察課、㈱川崎市まちづくり公社及び川崎市住宅供給公社に耐震相談窓口を 常設するとともに、建築関係団体の協力を得て臨時窓口等を開設し、市民からの相談を受け付け る。

(4) 耐震性の向上のための講習会の開催

各種研究機関や建築関係団体の協力を得て、木造住宅所有者に向けて耐震性の向上のための講習会を行う。

(5) 住宅の耐震性の向上のための支援制度

木造住宅耐震診断士派遣制度、木造住宅耐震改修助成制度及びマンション耐震診断費用補助事

業制度の支援制度を活用することにより、住宅の耐震性の向上の促進を図る。

(6) 耐震診断を行うべき建築物の台帳の作成、指導及び支援制度

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の改正により、法の対象となる特定建築物の台帳を作成し、耐震診断・改修の実施状況の把握と未実施の建築物に対する指導を行う。また、特定建築物耐震改修等助成制度により、特定建築物の耐震改修等にかかった費用の一部を助成することにより、特定建築物の耐震性の向上を図る。

(7) 耐震診断・改修を促進するための関連団体等との連携 耐震診断・改修を促進するための組織体制の整備と県及び関連団体との連携を図る。

(資料編 川崎市木造住宅耐震診断士派遣事業実施要綱)

(資料編 川崎市木造住宅耐震改修工事助成金交付要綱)

(資料編 川崎市マンション耐震診断事業費用助成制度要綱)

(資料編 川崎市マンション耐震改修工事等事業助成制度要綱)

(資料編 川崎市特定建築物耐震改修等事業助成制度要綱)

# 第5節 上下水道施設の安全対策【上下水道局】

1 上水道施設

水道事業は、市民生活に欠くことのできない重要な社会公共事業である。市における水道施設は、 地震によって壊滅的な打撃を受けるとは考えられないが、水道施設の安全性強化のための具体策を 検討し、施設の破損により給水に重大な影響を与えるもの、二次災害のおそれのあるもの等を重点 に施設の改良・整備を行い、被害を最小限に止めるための諸施策を実施している。

(1) 浄水施設(取水・導水施設を含む。)

#### ア 取水・導水施設

昭和27年に完成した第1導水ずい道の改良工事を全線に渡って実施し、耐震性を確保した。 さらに、施設の耐震診断及び耐震補強を実施し、耐震化を進めるとともに、常時監視を行い施 設の保全に努めている。

#### イ 浄水施設

現在、長沢・生田・潮見台の3浄水場を長沢浄水場に機能集約して更新する再構築事業を実施中であり、この事業の完成により浄水施設の耐震化率が100%となる。また、浄水場の受電を2系統とするとともに、自家発電設備や太陽光発電を設置し、災害時に停電が発生しても浄水場の運転が継続できる態勢を確保する。

### (2) 送·配水施設

#### ア 送水施設

送水管は主として鋼管を使用し、耐震性の向上を図っている。また、ポンプ施設の耐震化や 電機計装設備の二重化として自家発電設備や非常用無停電電源装置の設置などを実施してお り、地震時にも安定して送水が可能となるよう施設を整備している。

#### イ 配水池

高台にある配水池の耐震診断及び耐震補強を実施し、耐震化を進めるとともに、配水池内に 仕切弁を設置して、貯水性等の向上を図る改良を実施している。また、電機計装設備の二重化 を実施しており、地震時にも安定して配水が可能となるよう施設を整備している。

#### ウ配水管

配水管の新設・改良時には耐震管を採用し、地震に強い配水システムを構築しており、鋳鉄管、ビニル管等の老朽配水管についてはすべて更新する計画を実施している。また、応急給水拠点や重要な医療機関等に供給する管路については、早急に耐震化を完了するものとする。

#### 工 給水装置

地盤の軟弱な箇所においては、給水管の抜け、折損等による漏水や、建物の被害による給水 装置の破損が考えられる。これら給水装置は、上下水道局の管理外であるが、災害時には大き な被害が予想されることから、老朽化した給水装置の改良を配水管布設替に伴う給水管の付替 や老朽給水管対策事業などにより、耐震性のある管を用いて更新を積極的に行っている。

#### (3) その他の安全対策

- ア 災害復旧用資材備蓄計画を策定し、市内3箇所に復旧用資材を備蓄している。
- イ 応急給水用資器材備蓄計画を策定し、応急給水に必要な資器材を確保している。
- ウ 災害時に半径 750m で市民が水を確保できるよう、地域防災拠点である市立中学校を含む全 138 箇所に災害時応急給水拠点の整備を進めている。
- エ 事故時の影響軽減のため、配水管網を中配水ブロック化し、水道システムの安定性を図る。
- オ 地震発生後の他都市等応援隊受入体制の確立を図る。
- カ 応急対策活動を円滑に行うため、図面等の充実・管理に努める。
- キ 関係機関、関係団体と協定の締結を行い、応急対策活動の強化を図る。

#### 2 下水道施設

下水道は、都市における雨水及び汚水を排除するための施設であり、市民が健康で文化的な生活を営み、また快適で美しい都市環境を作り出すために欠かせない都市施設であるが、その大部分が地下に築造されるため、地震による被害が発生すると、その復旧に長時間を要する。

また、下水道施設は、都市の基幹的施設であり、震災によりその機能が麻痺した場合、市民生活に与える影響は大きく、また、二次被害が発生するおそれもあるため、過去の震災の教訓を生かし、今後次のような予防対策を推進するとともに都市の貴重なオープンスペースとしての水処理センター、雨水貯留管の防災利用などの施策を進めるものとする。

#### (1) 下水管きょ

- ア 可とう性のある管きょを用いるなど、耐震性能の向上を図る。
- イ 雨水貯留管の洗浄用水槽を災害時には防火水槽としても利用するなど、防災利用としての取 組を進める。
- ウ 地盤の液状化が予想される区域では、液状化対策に有効とされる改良土等の埋戻し材を使用 し、埋戻しを行う。

#### (2) ポンプ場・水処理センター

- ア 構造物の設計は、下水道地震対策技術調査検討委員会の「下水道の地震対策についての最終 提言」に基づき作成された「下水道施設の耐震対策指針と解説」に従い、必要な地震対策を実 施する。
- イ 地盤の液状化が予想される施設周辺地域においては、必要に応じ液状化防止対策を行う。
- ウ 緊急用としてポンプ場設備の汚水系統と雨水系統をバイパス管等で連絡する。

- エ 停電に備え、自家発電設備を設置するとともに、水処理センターでは2回線受電を行う。
- オーポンプ室は、外水を遮断できる構造とし、ポンプ設備の基礎はポンプ室と一体構造とする。
- カ 各種配管には、伸縮管を挿入し、震動・変位を吸収できる構造とする。
- キ 遮断器類は、油なし型式とし、変圧器類は、難燃性のものを使用する。
- ク 施設の維持管理においては、点検による危険箇所の早期発見や改善をはじめ、施設の機能保 持に努める。
- ケ 加瀬水処理センター施設上部に整備した、消火設備を有する「加瀬ふれあいの広場」を緊急 時には一時避難場所として利用する。
- (3) 応急復旧体制の確立

ライフラインとしての下水道の迅速な応急復旧活動のための体制整備のほかに、地域防災体制 への支援が行えるよう、あらかじめ次の事項について整備しておくものとする。

- ア 地震発生後の各都市からの下水道支援に対する受入体制の整備を行う。
- イ 応急対策を円滑に行うために下水道台帳を整備し、共有化を図る。
- ウ 関連機関や関係団体と協定の締結を行い、応急復旧体制の強化を行う。

# 第6節 転倒・落下物防止対策【まちづくり局、建設緑政局、健康福祉局、総務局危機管理室】

地震動による建築物の窓ガラス、外壁、広告物等の破損落下及びブロック塀、組積造の塀等の倒壊は、 多くの人命を奪うだけでなく、避難・消防・救援活動に大きな障害となるため、危険なものに対して改 善指導を行うなど耐震性を向上させる対策が必要である。

#### 1 転倒防止対策

(1) ブロック塀、組積造の塀等の転倒防止【まちづくり局】

危険なブロック塀、組積造の塀等について、可能な限り補強、改修、フェンス化、生け垣化を行うよう次の対策を実施する。

- ア 市有施設のブロック塀について、補強、改善等の措置をさらに推進する。
- イ 教育施設の塀等のフェンス化を引続き推進する。
- ウ 避難所である小学校の通学路に面した危険なブロック塀について平成 9 年度から平成 11 年 度まで行った実態調査に基づき、補強、改善等の指導を行うとともに、生け垣化の啓発を図る。
- エ ブロック塀等を新設又は改修しようとする者に対して、技術指導する。
- オ ブロック塀等の安全点検について、広報誌等を活用して啓発を図るとともに、ブロック塀の 造り方、点検方法及び補強方法等についてパンフレットを配布し、知識の普及を図る。
- カ 関係業界に対して、建築基準法に定める工事の実施を指導する。
- (2) 家具等の転倒防止【健康福祉局、総務局危機管理室】

転倒により危険を及ぼす次のものについて、転倒防止の指導・啓発を図るとともに、ひとり暮らし高齢者又はひとり暮らし障害者等が居住する家屋への家具転倒防止金具の設置を推進する。

- ア 家具類
- イ 自動販売機
- ウ 自立型の暖房機器
- エ プロパンガスボンベ
- オその他
- 2 落下物防止対策【まちづくり局、建設緑政局】

地震時における建築物の窓ガラス、看板等落下物による危険を防止するため、次の対策を実施する。

(1) 一般建築物の落下物防止対策

#### ア 実態調査

- (ア) 多くの市民が集まる繁華街(容積率 300%以上の地域)の道路沿いにある3階建以上の建築物を対象に昭和61年度に行った実態調査の追跡
- (4) 避難所である小学校の通学路に面した3階建以上の建築物

### イ 実態調査の内容

- ・ 外壁の落下防止 壁面のひび割れ・浮き上がり、はくり、剥落
- ・ 窓ガラスの落下防止 枠の錆び・腐食、ガラスパテによる固定、ひび割れ
- ・ 看板等の落下防止 枠及びボルトの緩み・錆び・腐食
- ウ 実態調査の結果、落下物のおそれのある建築物について、その所有者又は管理者に対し改修 を指導する。
- エ その他の地域における建築物の所有者又は管理者に対し、広報紙、リーフレット等を活用し、 建築物からの落下防止対策の重要性について啓発を行う。
- (2) 公共建築物の落下防止対策

公共建築物の管理者は、建築基準法第 12 条第 2 項に基づき定期点検を行い、建築物の窓ガラス、外壁、看板等についての落下防止措置を実施する。

(3) 屋外広告物条例に基づいて設置されている広告物【建設緑政局】

許可広告物の落下・損壊等による事故を未然に防止するため、広告物の安全性の確保及び保守 点検等の執行状況を調査し、広告物管理者に適正管理の周知を図る。

#### ア 実態調査の対象

- (ア) 建築基準法の規定に基づく工作物確認を受けて設置された広告物
- (4) 建築物の上部に設置されたもので表示面積が50㎡を超えた広告物
- (ウ) 建築物の壁面を利用して掲出されたもので表示面積が30㎡を超えた広告物
- (エ) 建築物から突き出したもの(袖看板等)で、表示面積が20㎡を超えた広告物
- (オ) その他市長が特に必要と認めたもの

## イ 調査事項

- (ア) アンカーボルト(取付部分)に関すること
- (イ) 主要な部分の鉄骨部分に関すること
- (ウ) 主要な部分の接合部 (ネジ・ビス等) に関すること
- (エ) その他市長が特に点検調査を必要と認めたもの

#### ウ調査方法

2年に1回、対象となる広告物の設置者又は管理者に対し点検を依頼し、報告書により点検 結果の報告を求める。

#### 工 指導

- (ア) 提出された報告書について審査を行い、必要な場合は補修等の助言・指導を行う。
- (4) 点検率の向上を図るため、報告書の提出につき広告物の設置者又は管理者に対し指導する。
- (ウ) 自主的な定期点検を行うよう、広告物管理者に対し指導する。

### 第7節 災害時交通ネットワークの形成【建設緑政局、まちづくり局、交通局、港湾局】

本市では、成熟社会における持続可能なまちづくりを進めるために、「広域調和・地域連携型」の都市構造の形成に資する、「広域交通ネットワークの形成」、さらに、都市の再生や活力を高める「市内の幹線交通ネットワーク」の形成をめざして、道路、鉄道に係わる市域の交通幹線網の整備を推進しており、災害時においても有効に活用できるよう検討していく。

#### 1 基幹とネットワークの整備

「広域拠点」、「地域生活拠点」、「臨海都市拠点」それぞれを連携した交通ネットワークの形成は、 初動対策、応急対策、復旧・復興対策期にも重要な要素となることから、災害における相互補助の ネットワーク化を含めて、各拠点を結ぶ連携体制の形成に努める。

#### (1) 道路網の整備【建設緑政局】

隣接都市及び臨海部を利用した広域的な応援が受けられるよう、首都圏における広域的な幹線 道路網の整備を進める。

是四州 5 正州 6 之	- 9	
区分	交通機能	配慮すべき機能
ア 広域幹線道路	・自動車の通行に特化し、広域交通	• 防災空間機能
(自動車専用道路等)	を大量かつ高速に処理する道路	・緊急活動道路
イ 幹線道路	・隣接都市拠点や市内の拠点間を連	・歩車分離等により、歩行者や自転車
	絡し、各地区間の交通を集約して	が安全・快適に通行できるよう配慮
	処理をする市街地の骨格を形成す	・防災空間機能
	る道路	・緊急活動道路
ウ 補助幹線道路	・幹線道路に囲まれた区域内におい	・歩行者や自転車が安全・快適に通行
	て、外周の幹線道路を補完し、区	できるよう配慮
	域内に発生集中する交通を効率的	
	に集散させる道路	
工 区画道路	・街区内の交通を集散させるととも	・歩行者や自転車が安全・快適に通行
(生活道路)	に、宅地への出入交通を処理する、	できるよう配慮
	日常生活に密着した道路	
才 歩行者専用道路	・歩行者の通行のための道路	

# (2) 鉄道網の整備【まちづくり局、交通局】

新線整備や新駅設置のほか、鉄道機関の相互乗入れ、空港、高速交通機関、臨海都市拠点等との接続について検討し、災害対応力の向上を図る。

#### (3) 海上・河川交通網の整備【港湾局、建設緑政局】

川崎港における内陸域との陸路寸断時のアクセス確保のため、浮桟橋等の係留施設や大師河原 河川防災ステーション等を活用した船舶による輸送体制について検討する。

# 2 配慮すべき事項【建設緑政局、まちづくり局、港湾局】

地域特性に応じて、次の取組を進める。

- (1) 幹線道路の延焼遮断帯機能や緊急活動道路の確保といった防災空間形成を推進する。
- (2) 災害時要援護者に配慮した道路のバリアフリー化に寄与する電線類の地中化を推進する。
- (3) 主要な鉄道駅(川崎駅、武蔵溝ノ口駅、武蔵小杉駅、新百合ヶ丘駅等)周辺を、バリアフリー

法に基づく「重点整備地区」として、交通事業者による鉄道駅舎やバスターミナル等の旅客施設のバリアフリー化を促進するとともに、駅周辺の公共公益施設等への主要な移動経路である歩道のバリアフリー化に努める。

- (4) バリアフリー社会の実現に向けたガイドラインに基づき、市民・事業者と連携した取組を進める。
- (5) 生活道路の安全性の確保に向けて、一定の幅員が確保されている道路の歩道設置に努める。
- (6) 災害時に有効に機能する、道路、鉄道、船舶の交通機関が相互に連携したネットワークによる 広域的な輸送・交通体制の整備を検討する。

# 第3章 土砂災害・宅地災害対策【県、まちづくり局指導部、総務局危機管理室、区、 建設緑政局】

市域において、崖崩れが発生するおそれのある傾斜度が30度以上で高さが5m以上の急傾斜地崩壊危険箇所は506箇所(平成13年度調査)あり、市北西部に集中している。このような崖崩れが発生するおそれのある区域に対し、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)や急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)に基づき、県知事は、市長の意見を聴いて、土砂災害警戒区域等や急傾斜地崩壊危険区域として指定し、市とともに土砂災害の防止に努める。

この他、崖附近地等に建築物や擁壁を設ける場合は建築基準法令、また、宅地造成工事規制区域においては宅地造成等規制法令及び建築基準法令に規定された技術基準により建築物の敷地、排水施設、基礎及び擁壁等の構造等に関し、規制・指導を行う。

また、未然に崖崩れ災害を防止するため、危険崖や擁壁の巡視、崖の保全、改善工事等の指導により、 崖崩れ防災対策を進める。

# 第1節 土砂災害防止対策【県、まちづくり局指導部、総務局危機管理室、区】

- 1 土砂災害警戒区域の指定
  - (1) 土砂災害警戒区域の基準(急傾斜地の崩壊)
    - ア 傾斜度が 30 度以上であって、高さが 5m以上の区域
    - イ 急傾斜地の上端から水平距離が 10m以内の区域
    - ウ 急傾斜地の下端から急傾斜地の高さの2倍(50mを超える場合は50m)以内の区域
  - (2) 土砂災害警戒区域への対策
    - ア 市は、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、避難体制の整備を図る。情報の伝達手段としては、防災気象情報メール、緊急速報メール、市ホームページ、テレビ神奈川データ放送、ケーブルテレビ、コミュニティーFM(かわさきFM)、防災行政無線等を活用する。
    - イ 市は、警戒区域内の高齢者、障害者、乳幼児等が利用する施設に対して、円滑な避難が行われるよう防災行政無線等による情報伝達を行う。
    - ウ 市は、土砂災害ハザードマップを作成し、土砂災害の情報や避難について周知する。
- 2 十砂災害特別警戒区域の指定
  - (1) 土砂災害特別警戒区域の基準

土砂災害警戒区域のうち、土石の移動又は堆積により建築物に作用する力の大きさが、通常の建築物が土石等の移動又は堆積に対して住民等の生命又は身体に著しい危害を生ずるおそれのある損壊を生ずることなく耐えることのできる力の大きさを上回る区域

- (2) 土砂災害特別警戒区域への対策
  - ア 県は、特定開発行為に対し、許可制として、一定の規制を行う。
  - イ 市は、居室を有する建築物に対し、建築基準法に基づく構造規程を定める。
  - ウ 県は、災害防止のため必要に応じて、建築物の所有者に対し、移転等の勧告を行う。
- 3 急傾斜地崩壊危険区域の指定
  - (1) 急傾斜地崩壊危険区域の基準

急傾斜地の高さが5メートル以上のもので、急傾斜地の崩壊により危険が生ずるおそれのある

人家が 5 戸以上あるもの又は、5 戸未満であっても、官公署、学校、病院、旅館等に危険が生ずるおそれがある区域

- (2) 急傾斜地崩壊危険区域への対策
  - ア 県は、災害防止のため、必要に応じ土地所有者、行為者に防災工事の勧告を行う。また、一 定の基準を満たす場合は、急傾斜地崩壊防止工事を実施する。
  - イ 県は、制限行為が行われ、崖崩れが起こるおそれが著しい場合は、土地所有者等に改善命令 を出す。
  - ウ 市は、建築基準条例に基づき、急傾斜地崩壊危険区域で市長が必要と認めた区域を災害危険 区域として指定を行い、区域内に建築物を建設する場合、居室を有する建築物に対し、構造規 程を定める。
  - エ 県、市、防災関係機関等は、定期的にパトロールを実施し、危険箇所の把握及び管理者等に 対する防災措置の勧告等を実施する。
  - オ 市は、防災気象情報メール、(仮) 緊急速報メール (エリアメール等)、市ホームページ、テレビ神奈川データ放送、ケーブルテレビ、コミュニティーFM (かわさきFM)、防災行政無線等により、情報の伝達を行う。

(本章末資料 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律概要図)

(本章末資料 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律概要図)

(資料編 急傾斜地崩壊危険区域一覧表)

(資料編 土砂災害警戒区域一覧表)

### 第2節 宅地災害の予防対策【県、まちづくり局指導部】

1 宅地造成工事に対する規制と指導

市は、市域における宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)に基づく、宅地造成工事規制区域(多摩丘陵一帯約5,790ha)内で行われる宅地造成工事の許可・指導・監督・検査等を行うとともに、災害の防止上必要があると認めるときは、同法による宅地保全の努力義務の規定に基づき、宅地所有者等に対し、擁壁又は排水施設の設置及び改善等の措置をとることの勧告又は改善命令を行い、災害の防止を図っている。

また、老朽化した擁壁等の改修工事の促進を図るために宅地災害の防止または復旧工事に対し工事費の一部を助成する「川崎市宅地防災工事助成金制度」の活用や、住宅金融支援機構で行っている「宅地防災工事資金融資制度」の活用を促していく。

さらに、梅雨時期前に広報等を活用し、宅地防災の啓発活動を行うとともに、台風等の大雨時には市 内崖地等の巡回を行い、宅地の情報把握に努める。

(本章末資料 川崎市宅地防災工事助成金制度 法面・自然斜面判定票)

(本章末資料 川崎市宅地防災工事助成金制度 既存擁壁判定票 その1)

(本章末資料 川崎市宅地防災工事助成金制度 既存擁壁判定票 その2)

(本章末資料 川崎市宅地防災工事助成金制度 既存擁壁判定票 その3)

#### 2 崖崩れ災害防止対策

市は、崖崩れ災害を防止するため、急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律(昭和 44 年法律第 57 号)に基づく、急傾斜地崩壊危険区域の新規指定又は区域拡大がされるよう、県と共に事業を推進するほか、指定区域内については、梅雨期前に県及び関係機関と合同でパトロールを実施し、崖の所有者に対して、崖崩れを誘発するような行為(水の放流、切土、盛土、立木の伐採など)の防止について周知・啓発を行う。

また、市民から崖地に関する相談等があった場合には現場調査を実施し、その結果、災害のおそれのある崖については、所有者に対して、改善工事の指導を行うとともに、必要に応じて勧告や改善命令を行い、崖地の安全対策を推進する。

#### 3 危険箇所の把握

市は、急傾斜地崩壊危険箇所等を調査し、実態把握を行うほか、関係機関との情報の共有化に努め、災害時等に迅速な対応ができるよう、体制づくりを図る。

# 4 擁壁の改修等、宅地防災工事に係る助成制度

市は、宅地災害の防止又は復旧を目的とした工事に対し、工事費用の一部を助成することで、擁壁等の改修促進を図る。

制度名称	川崎市宅地防災工事助成金制度
助成額	工事資金の3分の1 かつ 上限300万円
対 象	1 擁壁の倒壊等の崖崩れにより、崖上又は崖下の家屋に被害が生じるおそれのある、個人が所有する宅地で、次のいずれかに該当する高さが2mを超える崖に対して行う工事 (1) 宅地造成等規制法施行以前に築造された擁壁等、宅地防災工事を要すると判断された擁壁 (2) 擁壁の倒壊等危険な状態にある崖 2 宅地災害の防止又は復旧を目的とした宅地造成等規制法又は建築基準法で定める技術的基準に適合する工事
根拠法令	川崎市宅地防災工事助成金交付要綱

(資料編 川崎市宅地防災工事助成金交付要綱)

#### 第3節 道路崖防災工事【建設緑政局、区】

市が管理する道路に接している法面については、災害時の道路機能確保と交通安全の確保を図るため、計画的な道路防災事業の整備を推進する。

#### 第4節 地盤の液状化の危険性の周知【建設緑政局、港湾局】

地震時に砂地盤が液状化し、構造物に被害を及ぼすことは、昭和 39 年の新潟地震を契機に注目されるようになった。

また、阪神・淡路大震災でもポートアイランドや六甲アイランドの埋立地においてかなりの範囲で液 状化に伴う噴砂現象が発生し、地下埋設物等の被害が報告されている。

本市の地震被害想定調査報告書にも、臨海部から幸区、中原区にかけて液状化が発生する可能性が極

めて高く、高津区においても液状化危険度の高い地域がややまとまって分布すると指摘されている。本 市では、この被害想定調査のデータや神奈川県アボイドマップ等を公表するなど、液状化の危険性を周 知していくとともに、マンホール等の更新・埋設工事の際に、下水道工事標準仕様書に埋戻しの施工方 法について規定し、工事の監督業務を通じて、地震時における陥没、マンホール管路の浮き上がりを防 止する対策を図るよう徹底していく。

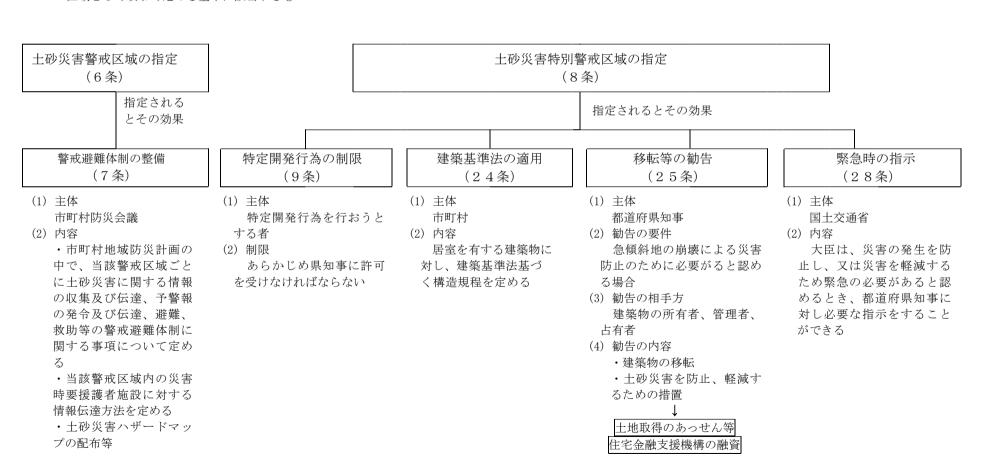
## 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律概要図

- 1 指定権者 都道府県知事
- 2 区域の要件
- (1) 土砂災害警戒区域

急傾斜地の崩壊が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがある土地の区域で、警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域で政令に定める基準に該当するもの

(2) 十砂災害特別警戒区域

警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊が発生した場合には建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい 危害が生ずる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造の規制をすべき土地 の区域として政令で定める基準に該当するもの

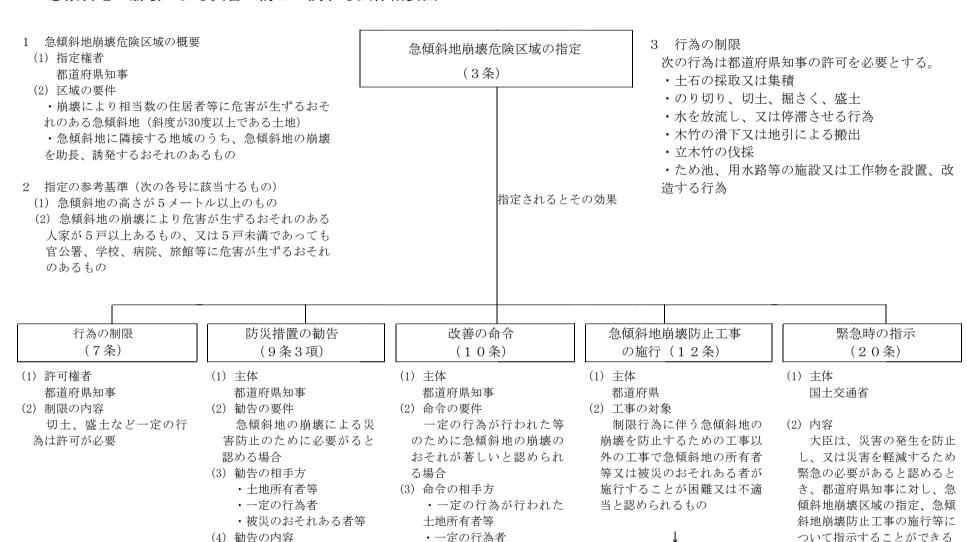


#### 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律概要図

急傾斜地崩壊防止工事の

住宅金融支援機構等の貸付け

施行等



(4) 命令の内容

施行

急傾斜地崩壊防災工事の

住宅金融支援機構等の貸付け

国の補助

補助額1/2以内

# 「川崎市宅地防災工事助成金制度 法面・自然斜面判定票」

	のり面・自然斜面の基礎的条件													
ᅫ	,盤	岩	軟岩 •	硬岩 ・ 🤄	不明		オーバーハング なし・あり							
坦	<b>, 益</b>	土 砂	砂質土• 砂	質土·粘	生土・ローム		排水施設	なし・	なし・ あり(のり肩・小段排水)					
	のり高最大高			m(平均	高 m)		法面保護工							
(複合	合法面は擁壁	高含む)	(うち擁壁高	iさ m)			<b>拉吐儿里</b>	法面位	の上音	『・ 法面の中部				
	法面勾	配					擁壁位置	法面の	の下音	『・ 全 面				
	<b>DUE</b>	<u> </u>					家屋の有無	(崖上)ね	有·	無 (崖下)有・無				
L	のり長	<u>~</u>					家屋までの距离	催し(崖上・渡	(崖上•崖下) m					
	変状形	態のチェッ	ク(複数可)		小			中		大				
	1 クラ	ック		3cm未満又	 スは単数	1	3cm~15cm又は	 複数	2	15cm以上又は全面	3			
		ミ・盤ぶく 建・規模)	h		又は1宅地ごとの 積に対し10%未	3	10~30cm、又に 法面等面積に対		4	30cm 以上、又は宅地ごとの 法面等面積に対し50%以上	5			
法面	3 ガリ	一侵食		クラックな	どが誘引となって る侵食が現れ始	6	法面の表土が雨 るなど、放置して が広がる恐れの	ていると被害	7	洞穴上や滝壺上にガリーが 進展して、家屋の基礎や法 面の下側に被害を及ぼすよ うな状態	8			
自然	4 滑落	 <b>\$-</b> 崩壊		部分的な: 法面上部(	表層すべり、又は の小崩壊	7	表層すべりが進んでえぐり取 られたような状態。放置する と拡大する恐れのあるもの、 又は法面中部までの崩壊 おこれがあるも 又は法面底部を含む全 崩壊				9			
斜面		「保護工の 注工は除く)	変状	法面の間詰め陥没や、コン クリート吹付エにクラックは あるが、ズレは認められな い程度のもの			法面の部分的な クリート吹付エの で陥没・ズレが見	クラック部分	8	法枠の浮上がり破壊や、コンクリート吹付工のラス金網が露出し、吹付面にも破損が見受けられるもの	9			
	6 排水施設の変状			天端排水溝にズレ・欠損が ある。又は天端背面、舗装 面にクラックが見られる。			左に加え、法面のは目地からの湧		5	排水溝が破断沈下するな ど、排水機能が失われてい る状態	7			
	7 法面	i内の水道管	管等の破裂	明らかに破裂していて水が流出している										
	8 湧水	ぐ落石・転る		無・有 ※有の場合には+1点を上の点数に加える										
(上記	被害の判定値 (上記の最大値を被害程度 の点数とする。)			☆被害程度の点数と危険度判定 小被害 1~3点(当面は防災上の問題なし) 点 中被害 4~7点(宅地防災工事を実施する必要あり) 大被害 8~10点(崩壊の恐れが非常に高い。危険。)						:の問題なし) を実施する必要あり)				
	危 険 度 判 定						大·	中 •	/]	<b>\</b>				
	所 見 拡大の			●崖上 上端が	いら	<b>5 H内</b> ( )棟•公共施設( )								
			1	設の状況	下端力	<b>N</b> 52	2H内( )棟·公共施設( )							
					●崖下 下端が	<u> </u>	H内()棟•纮	公共施設(		)				
/			-	の見込			有		無					
(現場調査員の意見等)		払大の見込												

# 「川崎市宅地防災工事助成金制度 既存擁壁判定票 その1」

			判断項目	内 容		分 類	配点	結果	判断 (点数)										
				擁壁背後地盤からの擁壁表面に対する湧															
		地		水の程度を示したもの	П	常に擁壁表面が湿っている。	0.5												
		盤	湧水		ш	擁壁背後が湿潤状態で目地や水抜き穴から湿気が感じられる状態	0.0												
	条 件					水がしみ出し、流出している。	1.0												
				I	水抜き穴はあるが、天端付近で水が浸透しやすい状況にあり、かつ湧水がある場合。	1.0			環境条件										
	環境			空積み擁壁の場合は、背面排水施設の設置状況のみについて区分する	Ш	3.㎡に1ヶ所で内径75mm以上の水抜き穴及び排水施設があるか、または、天端 付近雨水の地盤への浸透が阻止されている場合。	0			の最大点									
	条	塂	排水施設 の状況		П	水抜き穴はあるが、天端付近で雨水が浸透し水抜穴の詰りが生じてい状況にある場合。	1.0												
	造				I	水抜き穴が設置されていないか、3m2に1ヶ所で内径75mm以上を満たしていない場合で雨水が浸透しやすい状況である場合。	2.0												
		諸		H:擁壁の最大地上高さ		1m <h≦3m< td=""><td>0</td><td></td><td></td><td></td></h≦3m<>	0												
	元		体腔の言と			3m <h≦4m< td=""><td>1.0</td><td></td><td></td><td></td></h≦4m<>	1.0												
			擁壁の高さ			4m <h≦5m< td=""><td>1.5</td><td></td><td></td><td></td></h≦5m<>	1.5												
						5m <h< td=""><td>2.0</td><td></td><td></td><td></td></h<>	2.0												
基				擁壁天端にある排水溝のずれや水抜き穴	異常なし		0												
礎点			排水施設	の詰まりなど、排水施設の機能障害状況を示す										障害A	擁壁天端の排水溝に土砂が堆積し、雑草が繁茂するなどその排水機能を損なうものを示します。さらに、排水溝の目地部分がずれるなど、擁壁背面部に水が侵入する状況等を示します。	0.5			
	障		の障害		障害B	擁壁の水抜き穴の詰まり、擁壁のクラック(ひび)や目地からの湧水、天端の小 陥没などがある状況等を示します。	1.0			障害状況									
					障害C	障害Bに加え、破損、沈下、ずれなどがあり、排水機能が失われている状況等を 示します。	1.5	.5		の最大点									
			練石積み・Coブロック積み擁壁に、風化・	異常なし		0													
	扫			湧水等による浸食程度の劣化状況を示している。また、重力式及び鉄筋Co擁壁は、	障害A		0.5												
	3		劣化障害	アルカリ骨材反応の前面劣化及び当該の		別紙参照	1.0												
				端面劣化状況を示している。	<del></del> 障害C		1.5												
				練石積み・Coブロック積み擁壁に裏込め	異常なし		0			•									
			白色生成物	Coのクラックによる白色生成物を示している。また、重力式及び鉄筋Co擁壁は、コン	障害A		0.5												
			障害	クリートの背面からのクラックによる白色	 障害B	別紙参照	1.0												
				生成物の折出を示している。			1.5												
					7113			(基	礎点)合計										

# 「川崎市宅地防災工事助成金制度 既存擁壁判定票 その2」

		程度			小多	变状					中多	变状					大图	变状		
×	分	推壁種類 項目	鉄筋Co	重力式Co	練石積み CB積み	増積み	二段	張出し	鉄筋Co	重力式Co	練石積み CB積み	増積み	二段	張出し	鉄筋Co	重力式Co	練石積み CB積み	増積み	二段	張出し
		縦クラック	1	1.5	2	2.5	3	3.5	2.5	3	3.5	4	4.5	5	4	4.5	5	5.5	6	6.5
		コーナー部 クラック	1.5	2	2.5	3	3.5	4	3	3.5	4	4.5	5	5.5	4.5	5	5.5	6	6.5	7
		水平移動	2	2.5	3	3.5	4	4.5	3.5	4	4.5	5	5.5	6	5	5.5	6	6.5	7	7.5
		横クラック	2.5	3	3.5	4	4.5	5	4	4.5	5	5.5	6	6.5	5.5	6	6.5	7	7.5	8
変	擁	不同沈下	3	3.5	4	4.5	5	5.5	4.5	5	5.5	6	6.5	7	6	6.5	7	7.5	8	8.5
状		目地の開き	3		4	4.5	5	5.5	4.5		5.5	6	6.5	7	6		7	7.5	8	8.5
点	壁	ふくらみ			4.5	5	5.5	6			6	6.5	7	7.5			8	8.5	9	9.5
		傾斜·折損	4	4.5	5	6	6.5	7	5.5	6	6.5	7	7.5	8	8	8.5	9	9.5	10	9.5
		鉄筋の腐食	4.5			6	6.5	7	6			7.5	8	8.5	8			9.5	10	10
		張出し床版付 擁壁の支柱の損傷						8						9						10
		空石積み擁壁 の変状	5						6.5					8						

危険度の評価

危険度評価区分(点数の最大値) = 基礎点 + 変状点

〈参考〉宅地擁壁の危険度評価区分

点数の最大値	危険度評価区分 危険度評価区分	評価内容						
5.0点未満	小	小さなクラック等の障害について補修し、雨水の浸透を防止すれば、当面の危険性はないと考えられる宅地擁壁である。						
5.0点以上 ~ 9.0点未満	Ф	変状程度の著しい宅地擁壁であるが、経過観察で対応し、変状が進行性のものになった場合は継続的に点検を行うものとする。また、必要がある場合は、変状等の内容及び規模により、必要に応じて勧告・改善命令の発令を検討し、防災工事の必要性についても検討を行う必要がある。						
9.0点以上	†	変状等の程度が特に顕著で、危険な宅地擁壁である。 早急に所有者等に対して勧告・改善命令の発令を検討す る必要があり、防災工事を行うとともに、周辺に被害を及ぼ さないよう指導する。						

# 「川崎市宅地防災工事助成金制度 既存擁壁判定票(別紙) その3」

# 〇劣化障害

1 練石積み・コンクリートブロック積み擁壁

	擁壁の石積み、又はコンクリートブロックの表面が風化により摩耗し、ざらざらとなっている状況等を示します。
	表面の摩耗に加え、合わせ目の破損が目立ち、目地モルタルが剥落している状況等を示します。
障害C	表面が剥離したり、欠損などが目立ち、抜け石も見られるなど風化の末期状況等を示します。

# 2 重力式・鉄筋コンクリート擁壁

# 全面劣化障害

<u> </u>	
障害A	<b>擁壁全面に規則性のないクラックが散見される状況等を示します。</b>
障害B	障害Aに加え、アルカリ骨材反応による亀甲状のクラックが発生している状況等を示します。
障害C	アルカリ骨材反応による亀甲状のクラックが明確となり、そのクラック幅も大きくなる状況等を示します。

# 端面劣化障害

障害A	積雪寒冷地等における凍害により擁壁端面の長手方向に沿って細かなクラックが発生して
牌音A	いる状況等を示します。
障害B	擁壁端面周辺の長手方向に沿ってクラックが多数発生している状況等を示します。
院宝 C	凍害によるポップアウトやスケーリング現象を生じるなど、擁壁端面周辺の長手方向に広範
障害C	囲にクラックが発生し、角が欠け落ちている状況等を示します。

# 〇白色生成物障害

1 練石積み・コンクリートブロック積み擁壁

障害A	積石の一部から裏込めコンクリートの白色生成物が析出している状況等を示します。
障害B	積石の数箇所から白色生成物が析出しており、その高さが一定である状況等を示します。
障害C	積石の全面に白色生成物が析出し、漏水も見られる状況等を示します。

# 2 重力式・鉄筋コンクリート擁壁

障害A	<b>擁壁表面のクラックが生じている一部に白色生成物が析出している状況等を示します。</b>
障害B	擁壁表面の数箇所のクラックを生じている部分に、白色生成物が析出している状況等を示します。
障害C	擁壁全面に白色生成物が析出し、漏水も見られる状況等を示します。

# ●宅地擁壁の変状点項目

小変状	変状を生じているが、その部分を補修することにより、その機能が回復するもの。
小支扒	(使用限界状態)
<b>中本北</b>	被災を受けており、補修または部分的な改修によりその機能が回復するもの。
中変状	(損傷限界状態)
	致命的な打撃を受け、その機能を失っているもの。また、復旧には全体の改修を要するも
大変状	の。
	(終局限界状態)

### 第4章 地震火災の防止【消防局】

#### 第1節 計画方針

地震時の出火防止を図るための諸施策を計画し、その適正な執行によって効果的な運営を図る。

#### 第2節 広報・広聴計画

地震時の地域社会の安全を守るため、出火防止等を重点とした消防の広報・広聴を実施し、防災知識の普及高揚を図る。

- 1 予防広報
  - (1) 集会広報

講演会・講習会・研修会・座談会及び防火の集い等により実施する。

(2) 巡回広報

広報車・消防車・消防へリコプター等の放送設備による機動性のある広報活動及び立入検査時 等の個別広報により実施する。

(3) 印刷物広報

ポスター・パンフレット・チラシ・その他の印刷物を活用して実施する。

(4) インターネット広報

ホームページを活用し実施する。

(5) その他の広報

消防施設の見学と合わせて、消防機器及び訓練の展示等により実施する。

2 広聴活動

消防に対する市民の考え方や、意見・要望等、世論の動向を常に把握して消防行政に反映させる ための活動を行うものとし、アンケート調査、集会等を積極的に行うほか、市長への手紙・陳情・ 苦情・提案その他の方法により市民の声を広聴する。

#### 第3節 指導計画

予防行政は、法令規制事項の執行と合わせ、市民及び防火対象物の関係者等の消防に対する理解と協力が必要であり、第2節に掲げる広報・広聴と合わせて一層具体的な実践活動として、次に掲げる各種指導を行う。

- 1 市民防火意識の高揚と協力組織の確立
  - (1) 婦人消防隊の育成指導

平素の火災予防意識を高揚するために、次の組織を通じて、家庭における火災予防の徹底と地域ぐるみの自主防災体制の万全を図る。

- ア 川崎市婦人消防育成検討委員会(消防局)
- イ 地区婦人消防隊委員会(各消防署単位)
- ウ 家庭婦人消防隊 (町内会、自治会単位)
- (2) 少年消防クラブの育成指導

少年及び少女に対して次の組織を通じて、防火意識の普及高揚を図る。

- ア 川崎市少年消防クラブ運営委員会(消防局)
- イ 地区少年消防クラブ運営委員会(各消防署単位)

ウ 地区少年消防クラブ (各消防署単位)

(3) みんなが消防士事業の実施

小学生に対して授業を通じて、防火意識の普及高揚を図る。

(4) 幼年消防クラブの育成指導

幼年消防クラブは、市内の各幼稚園単位で結成し、幼児がいろいろな事に興味を持ちはじめるような時期を捉えて、地震・火事の恐ろしさを教える。

(5) 地域防災スクール事業の実施

大規模地震、豪雨などをはじめとする災害の被害を軽減するために、次代を担う青少年への防 災教育を通して、自助・共助の精神を醸成するとともに、地域の防災力を高める。

(6) 一般家庭における初期消火等の推進

出火防止を図るため、安全装置付火気使用設備、器具の普及及び消火器等住宅用防災機器の設置、促進を指導するとともに、婦人消防隊の消火訓練や「区民の集い」、その他自主防災組織の防災訓練等において初期消火対策等を推進する。

- 2 防火管理者及び防災管理者(以下「防火防災管理者」という。)の育成並びに防火管理業務及び 防災管理業務の指導
  - (1) 防火防災管理者の育成

消防法第8条に定める防火管理者制度及び消防法第36条第1項において準用する法第8条に 定める防災管理者制度は、消防行政を補完し、自主管理体制を確立する意味から極めて重要であ る。

したがって、各種の防火管理者講習会及び法令説明会を開催して、防火防災管理者を育成する。

(2) 消防計画の指導

防火防災管理者が作成する消防計画については、内容の充実した計画になるよう事前に指導するとともに、届出(変更を含む。)時の審査を行い、実態に即して運用されるよう指導を徹底する。

(3) 共同防火管理及び共同防災管理(以下「共同防火防災管理」という。)

共同防火防災管理の協議は、複数の権原者の意思統一を図る必要があるので、まず関係者の理解が得られるよう個々具体的に指導し、その協議内容については、届出時の審査を行い、実態に即して運用されるよう指導を徹底する。

(4) 消防計画に基づく消防訓練の指導

消防計画及び共同防火防災管理の協議事項に基づき、防火対象物の関係者が行う消火・通報・ 避難及び防災避難の訓練(以下「消防訓練」という。)については、内容を把握し実態に即した 消防訓練が行われるよう指導する。

(5) 危険物安全担当者等の育成

危険物施設等の所有者、管理者、危険物取扱者及び安全担当者を対象に講習会を定期的に開催 し、地震対策の確立、防災意識の高揚について指導する。

(6) 予防規程

予防規程を作成しなければならない事業者については、川崎市地震対策条例に規定する「地震 防災事前措置計画」を含め充実した内容になるよう指導するとともに、保安管理の徹底を図らせ る。

#### 3 自衛消防力の強化

(1) 設置推進

自衛消防組織は、消防法の規定に基づき設置させるとともに、設置対象以外の事業所について も、その実態から必要と認められるものについては設置を推進する。

(2) 育成指導

自衛消防力の育成指導は、次により積極的に行う。

- ア 消防用設備その他諸施設の点検強化にあわせて、防火管理の徹底と防災意識の高揚について 指導する。
- イ 災害発生時における有事即応の体制を確立するため、消防用機器資材取扱い等実践的な消防 訓練の実施を指導する。

#### 第4節 防火対象物の火災予防

立入検査等の各種予防業務を計画的に実施して、出火危険・延焼危険の排除、危険物の保安の確保、消防用設備等の設置・維持管理及び防火管理体制等を強化し、防火対象物の火災予防の徹底を図る。

# 第5節 消防施設等の整備

消防活動を強化するため、次の整備充実を図る。

1 消防施設の整備

消防活動拠点となる消防庁舎等の耐震化を促進する。

また、初動体制の強化を図るため、消防職員管理公舎を整備する。

2 情報収集設備及び消防機械器具の整備

被害情報を収集するための設備及び消火、救助、救急活動のための車両・資機材の整備を強化する。

3 消防水利施設の確保

消火栓使用不能時に備え、耐震性防火水槽の整備を促進する。

4 特別高度救助隊等の充実強化

大規模災害や特殊災害に対応するため、高度な技術、資機材を有する特別高度救助隊、高度救助 隊を中心に特別救助隊、水難救助隊及び航空救助の充実強化を図る。

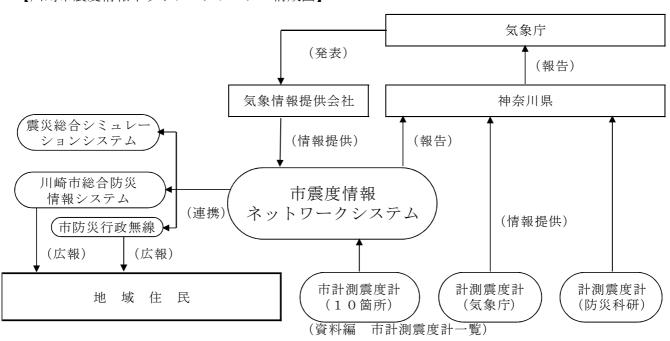
### 第5章 震災に対応するための情報システムの整備【総務局危機管理室】

被害状況や災害関連情報を迅速に集約し、市及び防災関係機関等相互の適切な情報共有を図ることにより、災害応急対策の円滑な実施と、地域住民に対する正確な情報提供を行うため、平素から訓練等により機器操作に習熟し、インターネット、電子メール、市震度情報ネットワークシステム、震災総合シミュレーションシステム及び総合防災情報システム(一斉通知を含む。)を駆使して、情報の収集、集約、分析、共有及び伝達を行う。

# 第1節 市震度情報ネットワークシステム

市が設置した計測震度計の稼動状況の監視、震度情報の集計、防災関係機関が設置した計測震度計の 震度情報の集計、防災関係機関への情報配信等を行うためのシステムであり、市が設置した10箇所の 計測震度計、サーバ等から構成している。計測震度計が地震を計測すると、すべての計測震度計の震度 情報がサーバに集約され、必要に応じて他システムとデータ連携を行い、市民や防災関係機関等に電子 メールや同報系無線により情報伝達を行う。

## 【川崎市震度情報ネットワークシステム構成図】



#### 第2節 震災総合シミュレーションシステム

市内の人口分布や建物分布等に基づいて、地震による被害を予測するためのシステムであり、市震度情報ネットワークシステムと連携している。市震度情報ネットワークシステムで大きな地震を計測すると、市内10箇所の計測震度計の実測値に基づき、市域における人的被害、建物被害、道路被害等のシミュレーションを実施する。

#### 第3節 総合防災情報システム

災害発生時又は災害発生のおそれがある時に、市民、本市及び各防災関係機関の情報共有の中核となるシステムであり、各種システムとの連携サーバ並びに通報情報や被害情報等を収集するアプリケーションサーバ及びデータベースサーバ、市民、職員及び各防災関係機関に情報提供するためのWebサー

バ、震度情報や市内の被害概況等を携帯電話やパソコンにメール配信するための電子メール配信サーバ 等から構成されている。

災害時における地域及び行政内部での情報共有基盤として、平成21年度から運用している。 次の3点を基本方針とし、それぞれを実現するための機能が備わっている。

#### 1 情報空白期を埋め、初動対応力を高める取組

災害情報カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム等の映像情報を本市で広く活用することで迅速に被害状況を把握できるほか、震度情報ネットワークシステムから送信される震度情報を職員に即座に伝達し、本市の災害対応における迅速かつ的確な意思決定を支援する。

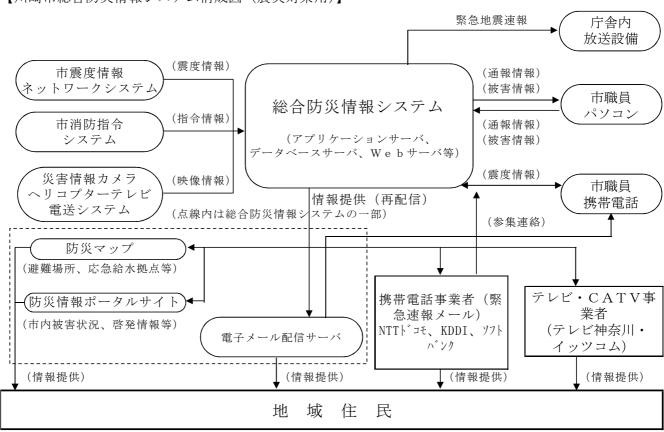
# 2 過去の教訓を活かすとともに防災情報を共有し、被害を軽減する取組

市民からの通報、被害情報、本市の災害対応に係る活動内容や進捗等の情報を川崎市総合防災情報システムによって管理する。また、必要に応じて市民、本市及び各防災関係機関で共有できるよう、川崎市防災情報ポータルサイトを通じて情報提供する。なお、川崎市総合防災情報システムによって過去の災害や訓練の災害情報や活動内容等を履歴として管理することで、その後の災害対応における改善点の検討に活用するなど、ノウハウの蓄積を行う。

### 3 災害情報を確実に伝える取組

市内の被害概況や震度情報など、本市の災害情報を一元的に管理するとともに、必要に応じて、 インターネット、電子メール、緊急速報メール、テレビ神奈川データ放送、ケーブルテレビ、防災 行政無線等、それぞれの情報伝達手段の特性に応じて幅広く市民に情報提供を行う。

#### 【川崎市総合防災情報システム構成図 (震災対策用)】



# 第6章 地域防災拠点及び避難所の整備【総務局危機管理室、教育委員会、健康福祉局、 まちづくり局、区】

#### 第1節 地域防災拠点【総務局危機管理室、教育委員会、健康福祉局】

市立中学校を地域防災拠点として位置付け、避難者の収容機能のほか、物資備蓄機能、応急医療救護機能、情報収集伝達機能を有する施設として整備を図るものとする。

- 1 防災資器材等の備蓄【総務局危機管理室】
  - 一時的余裕教室等又は校地を利用して、備蓄倉庫を整備又は設置し、食料品、生活必需品及び防 災資器材等を備蓄する。
- 2 ヘリサインの整備【総務局危機管理室】

ヘリコプターによる救援活動等を円滑に行うため、九都県市防災・危機管理対策委員会の申し合わせ事項に基づき、地域防災拠点である市立中学校の校舎屋上に学校名の略称を表示し、災害時に上空から視認できるよう整備する。

3 応急医療機能の確保【健康福祉局】

災害時に応急医療活動ができる体制を、川崎市医師会、川崎市病院協会等医療関係団体との連携のもとに整えておく。

(資料編 地域防災拠点一覧表)

(資料編 九都県市公共建築物におけるヘリサイン表示に関する申合せ事項)

#### 第2節 避難所【総務局危機管理室、まちづくり局、教育委員会、区】

1 避難所の指定【総務局危機管理室】

災害時における被災者の安全と安心を確保するため、原則として小学校の通学区域を基本に、関係局区と協議の上、周辺の人口、町丁界の区域、地形等を考慮し、おおむね地域コミュニティの単位で、地域防災拠点のほか、市立小学校及び高等学校等を、避難収容機能及び情報収集伝達機能を備えた避難所として指定するものとする。

避難所は災害発生直後の緊急的な避難に活用されるだけではなく、危険が去った段階において、 生活の場を失った被災者の臨時的な生活の場となる施設とする。

なお、避難所に指定している学校が、統廃合等により廃校となった場合においても、避難所としての機能を有していれば、関係機関と協議の上で引き続き避難所として指定することができるものとする。

2 住民への周知【総務局危機管理室、各区】

災害時に円滑に避難することができるよう、市の広報紙、ホームページ及び避難所標識等により、 住民へ避難所の周知徹底を図る。

- 3 情報受伝達手段の整備【総務局危機管理室】
  - 避難所には、次の情報受伝達手段について、整備する。
  - (1) 移動系防災行政無線の整備

避難所と区の情報受伝達手段として、260MHz 帯デジタル移動系防災行政無線を整備する。災害時には、市内及び避難所の被害状況、火災発生状況、住民の避難状況、負傷者等の状況、食料・飲料水及び生活物資の状況、住民の安否等の情報の受伝達に活用する。

# (2) 防災行政無線同報系屋外受信機の整備

避難所に避難してきた近隣住民等に対する情報伝達手段として屋外受信機を整備する。 なお、災害時には、地震に関する情報、津波に関する情報、東海地震に関する情報、被害状況、 避難勧告に関する情報、ライフラインや交通機関に関する情報、人心の安定に関する情報等を伝達する。

# (3) 総合防災情報システムの整備

避難所に避難してきた近隣住民等の状況、安否情報等の入力、集計、検索に加え、災害に関する情報の受伝達手段として、総合防災情報システムを整備する。

# (4) 災害時優先電話の整備

避難所から関係機関等への連絡を円滑に行うため、災害時優先電話の整備を図る。

#### 4 施設の整備

避難所となる施設について、耐震性などの安全性を確保するよう努めるとともに、災害時要援護者が不安なく安全な生活を送れるよう、あらかじめ多機能用トイレの設置や施設内の段差解消等バリアフリー対策に努めるものとする。

また、避難者が災害情報を入手できるようテレビアンテナの整備やラジオの配置を図る。

#### (資料編 避難所指定一覧表)

# 第7章 物資・資機材等の備蓄及び協定【総務局危機管理室、各局区】

震災時には、家屋の倒壊、焼失等により、多数の避難者、負傷者の発生が予想される。そこで、各局は災害応急対策活動に必要な資機材、被災者の災害救助のための医薬品等や食料、生活必需品の備蓄をする。

また、平常時から卸・小売業者等と締結している「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定」等の内容について検証を行い、必要に応じて見直しを行うとともに、全国展開している企業等と協定を締結し、災害時の物資供給体制の整備に努める。

現在、市の備蓄物資の数量、品目及び保管場所等については、「川崎市地震被害想定調査報告書(平成22年3月)」の調査結果を基に策定した「川崎市備蓄計画」において定めている。

なお、今後、川崎市地震被害想定調査の見直しに合わせ、川崎市備蓄計画の見直しを進める。

## 第1節 食料及び生活必需品の備蓄【総務局危機管理室】

- 1 市の備蓄
  - (1) 備蓄数量

市の備蓄数量は、川崎市地震被害想定調査報告書(平成 22 年 3 月)における川崎市直下の地震による推定避難者数を基に川崎市備蓄計画に定める。災害時の食料及び生活必需品は、「自助」「共助」の考え方に基づいて確保されることを基本とし、その上で家屋の倒壊及び焼失などの原因により避難所で生活せざるを得ず、かつ食料等の確保が困難な者を対象として備蓄するものとする。

#### (2) 備蓄品目

市の備蓄品目については、緊急性があり、かつ災害発生から流通在庫備蓄及び救援物資が到達するまでの間、避難者に必要不可欠な食料、生活必需品とし、次の品目を中心に計画的に備蓄するものとする。

また、食物アレルギーを持つ避難者対策として、食物アレルギーに配慮した食料品の備蓄も進める。

ア 食料品

アルファ化米、おかゆ、粉ミルク等

イ 生活必需品

毛布、紙オムツ、生理用品 等

# 第2節 防災資器材の備蓄【総務局危機管理室】

市は、救出救助活動に必要なシャベル、手斧、発電機、投光機、つるはし等の備蓄を推進するとともに、定期的に資器材の点検を行い、常に良好な状態を保つよう努めるものとする。

なお、地域の住民が災害時にガソリンスタンドの工具類を利用できる援助協定を神奈川県石油業協同 組合と締結し、円滑に救出救助活動が実施できるよう体制を整備するものとする。

(資料編 災害時における応急対策用資器材の提供及び燃料の供給協力に関する協定(神奈川県石油業協同組合各支部))

# 第3節 備蓄場所【総務局危機管理室、区】

市は、食料、生活必需品、資器材等を地域防災拠点である市立中学校を中心に分散備蓄する。また、各区にある備蓄倉庫(別表参照)を集中備蓄倉庫と位置づけ、避難者の多い避難所への円滑な物資の補充を図るものとする。

# 第4節 各局の備蓄業務

各局は災害対策本部規程の分掌事務に基づき、各局の確保する備蓄倉庫に迅速かつ的確な供給を考慮 に入れた備蓄を実施する。

#### 1 経済労働局

卸・小売店舗や生活協同組合と物資の供給協定を、米穀卸業者と米穀の供給協定を締結し、流通 在庫備蓄品の供給体制を確保する。

#### 2 健康福祉局

医薬品及び医療救護用資機材、食料・生活必需品等を備蓄し、円滑な管理保管体制をとる。

3 建設緑政局

道路等の応急復旧用の資機材等を備蓄し、円滑な管理保管体制をとる。

4 環境局

災害用トイレを備蓄し、円滑な管理保管体制をとる。

5 港湾局

神奈川倉庫協会等との保管物品の供給協定を締結し、緊急時支援物資の供給体制を確保する。

6 上下水道局

上下水道等の応急復旧用の資機材等を備蓄し、円滑な管理保管体制をとる。

#### 第5節 応援協定の推進

各局では災害対策本部規程の分掌事務に基づき、他都市、全国展開している関連業者等と災害時の応援協定を締結し、安定した物資、資機材の確保・供給を図る。

また、各局は、締結している協定内容を検証し、流通在庫の備蓄品の保有量の把握に努めるとともに、必要に応じて協定内容の見直しを行う。

# 別表 集中備蓄倉庫一覧

区 名	備蓄倉庫名	所 在 地		
	大師公園備蓄倉庫	川崎区大師公園 1		
/川岬[凸	川崎区備蓄倉庫	川崎区大島1-25-10 (川崎区道路公園センター内)		
幸区	御幸公園備蓄倉庫	幸区東古市場1		
華 区	幸区備蓄倉庫	幸区下平間357-3 (幸区道路公園センター内)		
	中原区備蓄倉庫	中原区下小田中2-9-1 (中原区道路公園センター内)		
中原区	中原区役所備蓄倉庫	中原区小杉町3-245		
中原区	等々力公園備蓄倉庫	中原区等々力1-1(等々力陸上競技場内)		
	国際交流センター備蓄倉庫	中原区木月祇園町2-2		
	緑ヶ丘霊園備蓄倉庫	高津区下作延5-23-3		
高津区	高津区備蓄倉庫	高津区溝口5-15-7(高津区道路公園センター内)		
	高津スポーツセンター備蓄倉庫	高津区二子3-15-1		
宮前区	馬絹備蓄倉庫	宮前区馬絹2877-1		
当 用 <u>色</u>	宮前区備蓄倉庫	宮前区有馬2-6-4 (宮前区道路公園センター内)		
	稲田公園備蓄倉庫	多摩区菅稲田堤2-9-1		
多摩区	明治大学地域産学連携 研究センター備蓄倉庫	多摩区三田2-3227		
麻生区	麻生区備蓄倉庫	麻生区古沢120 (麻生区道路公園センター内)		

# 第8章 緊急輸送体制の整備【建設緑政局、神奈川県警察】

震災時における救出救助活動、救命救急活動、消火活動及び救援物資の輸送等を効率的かつ円滑に実施するため、隣接する他都市との整合性を勘案し、緊急活動道路を確保する。

なお、緊急活動道路には、県公安委員会が災害対策基本法第76条第1項に基づき交通規制をする 緊急交通路と、市が事前に指定をする緊急輸送路とがある。

#### 第1節 緊急交通路

1 緊急交通路の指定【神奈川県警察】

県公安委員会は、災害応急対策の円滑な実施を図るため、都市間を結ぶ国道、主要な県道等から緊急交通路指定想定路線を選定している。震災発生時には、被災状況等を勘案し、各道路管理者と協議の上、その中から緊急交通路を指定し、必要な区間について交通規制を行う。

緊急交通路は、救出・救助活動が一段落した後は「緊急輸送路」に移行する。

2 緊急交通路の周知徹底【建設緑政局】

県全体で決められた緊急交通路のネットワークを形成する上で重要となる地点に、33基の緊 急交通路標識を設置し、道路利用者への周知徹底を図っている。

3 緊急通行車両

災害対策基本法第76条第1項に基づき交通規制が実施された場合、緊急交通路、通行禁止区域、通行制限区域のうち、指定された区間及び区域において、災害対策基本法施行令第32条の2に定める緊急通行車両以外の車両の通行が禁止又は制限される。

(1) 緊急通行車両の要件

ア 道路交通法第39条第1項の緊急自動車

- イ 災害対策基本法第50条第2項に規定する災害応急対策の実施責任者又はその委託を受けた者が使用する車両で、次に掲げる業務に従事する車両
  - (ア) 警報発令及び伝達並びに避難の勧告、指示
  - (イ)消防、水防その他の応急措置
  - (ウ) 被災者の救難、救助その他の保護
  - (エ)被害を受けた児童及び生徒の応急教育
  - (オ) 施設及び設備の応急復旧
  - (カ) 清掃、防疫その他の保健衛生
  - (キ) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持
  - (ク) 緊急輸送の確保
  - (ケ) その他災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置
- (2) 緊急通行車両の事前届出

各局区は、市で実施する災害応急対策等に使用する予定の車両について、県公安委員会に緊 急通行車両の事前届出を行い、事前届出済証の交付を受ける。

(3) 緊急通行車両の確認申請

車両を災害応急対策等に使用する場合は、県公安委員会に緊急通行車両の確認申請を行い、 次により緊急通行車両確認証明書及び標章の交付を受け、標章は当該車両前面の見やすい箇所 に掲示する。

#### ア 事前届出済の車両

事前届出済車両については、事前届出済証を県公安委員会(県警察交通規制課、第一交 通機動隊、第二交通機動隊、高速道路交通警察隊、各警察署及び交通検問所)に提出し、 緊急通行車両確認証明書及び標章の交付を受ける。

#### イ 事前届出のない車両

各局区は、事前届出をしていない車両を災害応急対策等に使用する場合は、車両の把握 を行い速やかに県公安委員会へ緊急通行車両の確認申請を行う。

# 第2節 緊急輸送路【建設緑政局】

市は、発災時に被災者が避難するため及び被災者の生活を確保する物資を輸送するために利用する緊急輸送路を指定する。

機能区分の考え方、路線及び区間は、次のとおりとする。

第1次路線:高規格幹線道路、一般国道等で構成する広域的ネットワーク及び臨港地区の 耐震強化岸壁等に連絡する路線で緊急輸送路の骨格をなす路線

第2次路線:第1次緊急輸送路を補完し、地域的ネットワークを形成する路線及び市町村 庁舎等を連絡する路線

(資料編 緊急交通路指定想定路線及び緊急輸送路一覧表)

# 第9章 防災力の向上【総務局危機管理室、人材育成課、教育委員会、経済労働局、 建設緑政局、上下水道局、環境局、区、消防局】

地震による被害を最小限にとどめるためには、市民一人ひとりの防災意識の高揚と、地域住民の自主的かつ効果的な防災活動、さらに行政との連携を併せて行うことが必要であることから、個人(企業市民を含む。)・地域・行政が協働して、自助・共助・公助の理念に基づいた防災体制を推進し、地域における防災力の向上を図るものとする。

# 第1節 基本理念

1 災害発生前及び災害時における、個人、地域及び行政の基本理念はおおむね次のとおりである。

区分	基本理念
自助	「自らの生命は自ら守る」という考えに基づき、市民一人ひとり、
(個人)	企業それぞれが自分自身の生命、身体及び財産を守る。
共 助	「地域のことは地域で守る」という考えに基づき、地域内及び地
(地域)	域同士で連携して地域の安全を守る。
公 助 (行 政)	「総合的な防災対策の推進」という考えに基づき、行政・防災関係機関は個人、地域と連携した防災対策を実施し、市域を守る。

#### 2 役割

# (1) 個人(自助)

市民一人ひとり、あるいは各企業が各家庭や各事業所における防災対策を推進し、地震に対する備えを万全にするため、防災関連行事等へ参加し、地震に対する関心と理解を深める。

#### (2) 地域(共助)

#### ア 市民(個人)の連携

市民一人ひとりが隣人等と協力してお互いに助け合い地域を守る。

また、震災を防止するため、相互に協力して自主防災組織の結成に努めるとともに、平素から地域住民や地域の事業所、行政等との連携を図り、地域コミュニティの協働社会の形成に努める。

#### イ 企業

企業は地域社会の一員として、自主防災組織の訓練への参加などを通じて、地域との連携を 推進し、地域防災力の向上に努める。

# ウ 自主防災組織

被害を最小に抑えるためには、防災活動を組織的に行うことが必要であり、平素から地域に おける良好なコミュニティを形成し、いざというときに役立つ地域防災の基盤を確立する。

また、避難所運営会議や防災ネットワーク連絡会議において、震災時の対策や連携について検討を行う。

#### (3) 行政(公助)

市域及び市民の生命、身体及び財産を守るという行政の責務を果たすため、自らの防災力の向上を図るとともに、防災関係機関等との連携強化に努める。

# 第2節 防災知識の普及と意識の高揚【総務局危機管理室、人材育成課、教育委員会、消防局】

1 市民等に対する啓発【総務局危機管理室、区、消防局】

市及び防災関係機関等は、市民地震防災デー(毎月15日)、防災週間(8月30日~9月5日)、 防災とボランティア週間(1月15日~21日)、防災関連行事等あらゆる機会を活用し、市民等に対 し、防災知識の普及啓発に努め、防災意識の高揚を図るものとする。

- (1) 啓発方法、手段
  - ア 市民地震防災デーによる啓発
  - イ 市政だより、防災啓発冊子、パンフレット等による広報・啓発
  - ウ 防災講演会、ぼうさい出前講座等による啓発
  - エ 各種イベント、各区防災コーナーでの啓発
  - オ 川崎市ホームページ (防災情報ポータルサイト等) での啓発
  - カ 新聞、ラジオ、テレビ等のマスメディアでの啓発
  - キ 防災訓練や災害図上訓練の実施
  - ク ハザードマップ作り
  - ケ 防災関係図書等の貸出 (ぼうさいライブラリー)
- (2) 啓発内容
  - ア 地震及び津波に関する基礎知識
  - イ 地震発生時にとるべき行動
  - ウ 地震に対する日常の備えと心構え(家庭内での安全対策、食料・水の備蓄、非常持ち出し品 の用意、災害時の家族の連絡方法等)
  - エ 津波警報等発表時にとるべき行動
  - オ 緊急地震速報発表時等にとるべき行動
  - カ 企業の防災対策
  - キ 企業と地域住民との連携
  - ク 避難所の周知
  - ケ 市及び防災関係機関等の防災対策
  - コ 自主防災組織、避難所運営会議、防災ネットワークについて
  - サ 災害に関する情報の入手方法
  - シ その他必要な事項
- 2 市職員に対する防災教育【総務局危機管理室、人材育成課】

市民の生命、身体及び財産を災害から守るという市の最も重要な責務を遂行するため、職員に対する防災教育を行い、職員の防災に関する知識を高め、これらの知識に基づく適切な判断力及び行動力を養うものとする。

(1) 教育方法、手段

ア 自主的な研修

市で実施する研修、講演会のほか、防災関係機関の実施する研修・講演会等に自主的に参加 し、自身の防災知識を向上させる。

# イ 職場研修【各局、室、区】

一般的な防災知識のほか、各職場に定められた災害対応業務の内容、職員個々の任務、防災 業務に関する創意工夫などについて教育する。 ウ 集合研修【総務局危機管理室、人材育成課】

職員の集合教育の機会を利用して、防災に関する知識を普及・啓発する。

エ その他【総務局危機管理室】

災害時の対応などを盛り込んだ個人用携帯冊子を作成し、職員自ら所持することにより意識、 知識、行動力の向上を行う。

- (2) 教育内容
  - ア 地震及び津波に関する基礎知識
  - イ 地震発生時にとるべき行動、役割
  - ウ 市の防災対策
  - エ その他必要な事項
- 3 学校での防災教育【教育委員会、総務局危機管理室】

防災教育の充実を図るため、地震発生時の対応について、「防災学習テキスト」の活用や防災訓練等により、児童、生徒に対し年齢に応じた指導・教育を行う。

4 企業市民に対する啓発【消防局】

企業の自衛消防組織等が実施する消防訓練等の指導を通じて、防災知識の普及啓発に努め、防災 意識の高揚を図るものとする。

(資料編 川崎市市民地震防災デー実施要綱)

(資料編 川崎市自主防災組織育成指導要綱)

(資料編 川崎市ぼうさい出前講座実施要綱)

(資料編 川崎市ぼうさいライブラリー実施要綱)

# 第3節 自主防災組織等の育成【総務局危機管理室、区、上下水道局、建設緑政局、環境局、

消防局】

災害時の被害を最小限にくい止めるためには、各家庭での日頃からの災害に対する備えに加え、地域 ぐるみの防災活動が重要である。地域住民の連帯に基づき結成された自主防災組織が迅速かつ的確な防 災活動が行えるように、自主防災意識の育成・指導に努めるとともに、自主防災組織を中心とした、地 域のコミュニティーづくりを推進する。

- 1 自主防災体制の充実・強化
  - (1) 自主防災組織リーダー等養成研修の実施

自主防災活動を円滑に行うためには、その中核となるべきリーダーの役割が極めて重要であることから、リーダーを対象にした研修会を開催し、自主防災組織の充実・強化を図る。

(2) 自主防災組織連絡協議会

各区自主防災組織連絡協議会は、自主防災組織相互の連携を深め、地域における自主防災体制を充実・強化するとともに、行政との連携を密にし、地域防災力の向上を図る。

また、川崎市自主防災組織連絡協議会は、各区自主防災組織連絡協議会相互の連携を図る。

- 2 自主防災組織の活動支援
  - (1) 自主防災組織の活動に対する助成(自主防災組織活動助成金)

自主防災組織が防災訓練及び防災知識の啓発活動を通して、防災に関する地域住民の連帯感を 高め、災害発生時にその機能を十分発揮できるよう、平常時からの組織活動を促進するために活 動助成金を交付する。

- (2) 自主防災組織の防災資器材購入に対する補助(自主防災組織防災資器材購入補助金) 災害時の防災活動を行う上で必要な、防災資器材の購入に対して補助金を交付し、地域の防災 体制の充実を図る。
- (3) 地域防災活動への助成(川崎市地域防災活動促進助成金) 各区の自主防災組織連絡協議会の自主的な活動を奨励し、災害時の避難生活に備えた訓練及び 啓発活動等の地域防災活動を促進するために、協議会に対して助成金を交付する。
- (4) 自主防災組織の防災資器材の備蓄場所の確保【上下水道局、建設緑政局】 市は、防災資器材の備蓄場所を確保できない自主防災組織に対して、可能な限り備蓄場所の確保に協力する。
- (5) 自主防災組織に対する訓練指導【区、消防局、上下水道局、環境局】 市は、自主防災組織が実施する訓練に対し、所管業務に応じた訓練指導を実施する。
- 3 自主防災組織の普及・啓発

市及び自主防災組織連絡協議会は、市民及び事業所等に対し、定期的な広報誌の発行、ホームページ、区民祭や地域の集会などのあらゆる機会を活用して自主防災組織の取組・活動を広報するとともに、積極的に自主防災組織の活動に参加するよう呼びかけるなど、広く普及・啓発を行う。

4 自主防災組織以外の団体への活動支援(川崎市地域防災パワーアップモデル事業補助金) 市内で活動する自主防災組織以外の団体が、自助・共助の基本理念に基づき、地域防災力の向上 に資することを目的として行う防災活動に要する経費について補助金を交付する。

(資料編 川崎市自主防災組織育成指導要綱)

(資料編 「川崎市自主防災組織連絡協議会」設置に関する要綱)

(資料編 川崎市自主防災組織活動助成金交付要綱)

(資料編 川崎市自主防災組織防災資器材購入補助金交付要綱)

(資料編 川崎市地域防災活動促進助成金交付要綱)

(資料編 川崎市地域防災パワーアップモデル事業補助金交付要綱)

(資料編 下水道施設における市民利用施設内に自主防災組織が設置する防災用資器材保管庫に 関する取扱い要領)

(資料編 都市公園内に自主防災組織が設置する防災用資器材保管庫の取り扱いに関する確認書)

#### 第4節 防災ネットワークづくりの推進【総務局危機管理室、区】

地域防災拠点を中心とした地域に密着した防災体制づくりを推進するため、避難所ごとに自主防災組織と地域住民等による地域住民のネットワークづくりを推進する。

1 防災ネットワーク連絡会議・避難所運営会議の設置 防災ネットワークづくりのため、避難所ごとに自主防災組織のほか、PTA、子ども会、婦人消 防隊等、様々な分野で活躍している人たちや団体を構成員とした「避難所運営会議」の設置を推進 するとともに、地域防災拠点区域内の各避難所運営会議の代表者で構成する防災ネットワーク連絡

2 防災ネットワーク連絡会議・避難所運営会議の活動

会議の設置を推進する。

		防災ネットワーク連絡会議	避難所運営会議	
	構成	地域防災拠点区域内の各避難所 運営会議の代表者	自主防災組織、PTA、子ども会、婦人消 防隊、学校施設管理者等	
平常時	役割	各避難所運営会議の活動につい ての協議・情報交換など	啓発活動、避難所運営訓練などの活動を通して、避難所区域内にある自主防災組織・PTA、子ども会、婦人消防隊等、様々な分野で活躍している人たちや団体を結ぶネットワークを形成する。	
災害時	構成	地域防災拠点区域内の各避難所 運営会議の代表者	自主防災組織、PTA、子ども会、婦人消 防隊、学校施設管理者等	
時	役割	各避難所運営についての協議・ 情報交換及び避難所間の調整など	避難所の運営	

# 第5節 消防団の充実・強化【消防局】

消防団は、防災活動、応急救護活動等を消防署と連携して実施し、震災等各種災害による被害の軽減を図ることを任務としているが、発災後、地域住民による積極的な自主防災活動が行われるためには、地域における防災の要である消防団の的確なリードが不可欠であることから、「共助」の推進のため、次のとおり消防団の防災活動力の充実・強化に努める。

- 1 消防団員に対する防災教育 配置した救助・応急資器材を安全かつ効果的に活用できるよう、大規模災害を想定した実践的な 各種訓練の充実を図る。
- 2 情報伝達手段の確立 迅速に災害情報を伝達するため、消防団幹部等への通信手段を整備し、情報伝達手段の確立を図 る。
- 3 救助、応急救護用資器材等の増強配置 発災後、地域において各消防団が円滑かつ効果的に活動できるよう、救助・応急救護資機材の配 置を図る。

# 第6節 企業市民としての企業の役割【総務局危機管理室、経済労働局】

企業は、災害時の事業継続性(Business Continuity)の確保に努めるにとどまらず、地域においては事業活動を行う地域社会の一員として、その社会的責任を果たすため、災害発生時には、その組織力や所有する敷地、資器材等をもって、住民とともに周辺地域における防災活動を行うことが求められる。このため、日頃から防災関係機関や地域住民、他の事業所自衛消防組織等と連携するなど、事業所及びその周辺地域の被害を軽減するための地域防災体制づくりや災害からの早期復旧など地域社会の貢献に努める。

# 1 企業の防災対策

事業所における被害を軽減するため、施設・設備の耐震対策の実施、従業員への防災教育・訓練の実施、防災対応、事業継続計画(Business Continuity Plan: BCP)の策定等を推進し、防災力の向上に努める。また、効果的な防災を推進するため、自衛消防組織等の防災組織を編成し、発災対応に努める。

なお、従業員が安心して防災対応、業務の継続ができるよう家族との安否確認体制の整備、3日 分以上の備蓄等についても推進する。

さらに、発災後には「むやみに移動を開始しない」という基本原則のもとに、一定期間従業員を収容できる体制を整える。

このような企業の防災体制の構築を図るため、市内企業・事業所で構成された団体の代表者関係 局長等で構成した「川崎市防災協力連絡会」において、情報や意見の交換、提案を行う。

また、市内企業・事業所における防災の取組を促進するため、企業・事業所独自の防災対策(従業員及び顧客の安全確保、経済活動の維持)のほか、地域と協働で取り組む防災活動の必要性や方向性、内容等についてまとめた防災啓発冊子を作成し、地域防災力の向上を図る。

# 2 地域住民等との連携

企業は、地域社会の一員として、地域住民、市、他の事業所自衛消防組織等と協力し、災害発生時に、次の事項について相互連携した災害応急活動が円滑に実施できるよう、「川崎市防災協力事業所登録制度」等を活用し、日頃から訓練を実施するなど協調体制づくりを進める。

- (1) 救出救護活動、応急手当等の実施に関すること。
- (2) 被害情報の収集、伝達に関すること。
- (3) 救出救護資器材、備蓄物資の提供に関すること。
- (4) 被災者の避難収容に関すること。
- 3 事業継続計画(BCP)の策定

企業は、個々の部署ごとの対応ではなく、組織全体の経営戦略として、災害時に可能な限り短時間で重要な機能を再開するための対応方針を、事前に準備することが重要である。このため、企業がBCPを策定し、同計画に基づき対策を実践し、それを改善・発展・定着させるための継続的な取組を平時から、次のように実施する。

- ① 経営者が方針を立て、
- ② 計画を立案し、
- ③ 日常業務として実施・運用し、
- ④ 従業員の教育・訓練を行い、
- ⑤ 結果を点検・是正し、
- ⑥ 経営者が見直すことを繰り返す、

このような一連のサイクルをBCPとして明確に規定、遵守することを進める。

(資料編 川崎市防災協力連絡会設置要綱)

(資料編 川崎市防災協力事業所登録制度実施要綱)

## 第7節 その他防災力の活用【総務局危機管理室、消防局】

市は、市民が災害時に活躍できるよう、防災に関する知識及び技術を持つ市民を登録、あるいは養成

- し、災害時はもとより平常時の防災に関する普及啓発活動等の指導者として活動できるよう支援する。
  - 1 川崎市防災インストラクター制度【総務局危機管理室】 防災に関する知識及び技術を持つ市民を、地域での防災啓発や訓練等の指導者として、「川崎市 防災インストラクター」に登録、公表し、防災に関する正しい知識と技術の普及を推進する。
  - 2 市民救命士等の養成【消防局】

発災時の地域での応急手当の実施者として、また平常時においては、応急手当の普及啓発活動の 指導者として「市民救命士等」を養成し、応急手当に関する正しい知識と技術の普及を推進する。

(資料編 川崎市防災インストラクター登録要綱)

# 第10章 防災訓練の実施【総務局危機管理室、各局室区】

市民、企業、市及び防災関係機関等は、災害時における防災活動の円滑な実施を期するため、「防災週間 (8月30日~9月5日)」や「防災とボランティア週間 (1月15日~1月21日)」などのあらゆる機会を活用して、それぞれの協力体制の確立に重点を置いた防災訓練又は講習会などを実施又は参加し、防災意識の普及・啓発と、災害に対する防災行動力を醸成するものとする。

# 第1節 訓練の方針及び実施時期【総務局危機管理室】

市民、企業、市及び防災関係機関等は、災害時に的確かつ迅速な災害応急活動が実施できるよう、平常時から相互に連携した実践的な訓練を実施する。

なお、訓練は年間を通して定期的かつ継続的に実施する。

#### 1 総合防災訓練

九都県市、相互援助協定市、防災関係機関、地域住民、企業等と一体となって、震災対策を中心 とした総合的な防災訓練を実施する。

# (1) 実施時期及び場所

9月1日の「防災の日」を含む「防災週間」(8月30日~9月5日)を考慮した適切な日に市内全域を対象として実施する。

# (2) 訓練内容

予知対応型訓練 (東海地震)	発災対応型訓練(首都直下地震)
災害対策本部訓練、情報伝達·広報訓練、交通	災害対策本部訓練、情報伝達・広報訓練、避難・
対策訓練、混乱防止訓練等	救護訓練、火災防ぎょ訓練、交通対策訓練、混
	乱防止訓練、ライフライン応急復旧訓練、広域
	応援訓練、中央会場訓練等

予知対応型訓練・発災対応型訓練(東海地震・首都直下地震)		
石油コンビナート等対策訓練	個別訓練	
事前対策訓練、応急対策訓練等	まちかど防災訓練、自主防災組織等訓練、防災	
	ボランティア活動訓練、学校等訓練、医療機関	
	等訓練、デパート等訓練、一般事業所等訓練等	

# 2 市、防災関係機関、自主防災組織等の訓練

市、防災関係機関等は各機関毎に、各種防災計画・マニュアルに基づいた訓練を定期的に実施する。

#### (1) 市の訓練

災害発生時に応急対策が迅速かつ的確に実施できるよう、災害対策本部設置訓練、情報受伝達 訓練、所管業務訓練等を実施する。なお、訓練の実施にあたっては、シナリオに緊急地震速報を 取り入れるなど、発災時の対応の習熟に努める。

また、実地訓練のほか、地震発生を想定した災害図上訓練を実施することで、災害対応能力や意思決定能力などを養うものとする。

## (2) 防災関係機関の訓練

災害発生時に所管業務が迅速かつ的確に実施できるよう、各種防災計画・マニュアルに基づいた訓練を実施する。

また、東扇島基幹的広域防災拠点及び大師河原河川防災ステーションにおける国の訓練と連携した防災訓練を実施し、災害発生時の国と本市双方の機動性の向上を図る。

# (3) 自主防災組織の訓練

「自らの生命は自ら守る。地域のことは地域で守る。」という防災の基本に即した訓練を実施する。

また、実施に際しては、高齢者、障害者、外国人等のいわゆる災害時要援護者の保護に配慮した訓練とする。

# (4) 事業所等の訓練

災害発生時に顧客、従業員等の安全確保及び設備等の防護措置に重点を置いた訓練を、各種防災計画・マニュアルに基づき実施する。

# 第2節 訓練の検証

市及び防災関係機関等は、各種訓練の実施結果を踏まえて、地域防災計画や各機関等で作成する防災 計画及び各種マニュアル等を検証するとともに、必要に応じて体制等を改善し、防災対応力の向上を図 るものとする。

# 第11章 ボランティアとの連携 【市民・こども局市民協働推進課、健康福祉局、 総務局危機管理室、国際施策調整室、まちづくり局、消防局】

#### 第1節 ボランティアの活動分野

災害時のボランティアは、自発的な参加により、被災者支援に関わる社会福祉活動を行う者で、避難 所での炊出しや物資の配送などを行う「一般ボランティア」と、医師、看護師、通訳などそれぞれの専 門的な資格、技能、知識などを要する「専門ボランティア」に区分される。

#### 1 一般ボランティア

専門的技能を必要としない、自己完結による支援を基本とする一般のボランティアで、区あるいは社会福祉法人川崎市社会福祉協議会(以下「市社会福祉協議会」という。)・区社会福祉協議会及び公益財団法人かわさき市民活動センター(以下「市民活動センター」という。)等を通じて全般的な活動を地域において行う。

#### 2 専門ボランティア

(1) 医療ボランティア

医師、看護師等の医療従事者をはじめとするボランティアで、健康福祉局及び医師会、看護協会、病院協会等を通じて被災住民に対して医療活動を行う。

(2) 消防ボランティア

消防活動等に関する知識と経験を有する消防OB・OGや婦人消防隊等で構成されるボランティアで、各消防署を通じて、平時の防災啓発のほか、災害時の消防活動の支援等を行う。

(3) 応急危険度判定ボランティア

応急危険度判定に関する知識を有するボランティアで、余震等による建物の倒壊などの二次災害を防止するため、まちづくり局を通じて市職員の行政判定士であるコーディネーターの指示により、被災した一般建築物の応急危険度判定を行う。

(4) 外国語通訳ボランティア

外国語の通訳や翻訳能力を有するボランティアで、公益財団法人川崎市国際交流協会を通じて、被災した外国人等への被災地域に関する広報・広聴活動、避難所・コミュニティFM(かわさき FM)等での通訳・翻訳活動を行う。

(5) 介護ボランティア

様々な原因により介護・介助が必要となる災害時要援護者等に対する支援が行えるボランティアで、健康福祉局を通じて活動を行う。

(6) その他専門ボランティア

一定の知識や経験、資格等を有するボランティアで、被災地のニーズに応じて、市関係局、市 社会福祉協議会・区社会福祉協議会等を通じて被災地及び被災住民の支援活動を行う。

(資料編 災害時における川崎市OB・OG等の医療救護ボランティア活動に関する要綱)

(資料編 川崎市外国人震災時情報センターの設置・運営に関する協定書)

#### 第2節 ボランティアの活動支援のための環境整備

市及び防災関係機関等は、それぞれの災害対応業務に係るボランティアの育成に努め、活動環境を整備し、各ボランティア相互の連携体制の構築に努める。

#### 1 一般ボランティア

災害時における一般ボランティア活動支援の環境整備を図るため、市は、次の取組みを行う。

- (1) 市社会福祉協議会、市民活動センターと連携を図り、災害時に活動可能なボランティアの事前登録、教育、研修・訓練等総合的な推進を図る。
- (2) 市社会福祉協議会、市民活動センターと連携を図り災害時に対応できるボランティアコーディネーター等の人材育成に努める。
- (3) 市社会福祉協議会、市民活動センター及び企業や地域の市民団体等と連携しながら、ボランティアネットワークづくりに取り組む。
- (4) 市社会福祉協議会及び市民活動センターと災害時における情報連絡体制を構築するため、防災行政無線設備等の整備に努める。

# 2 専門ボランティア

所管局は、専門ボランティアの事前登録、教育、研修・訓練等を実施する他、ボランティアコーディネーターを育成し、地域、関係団体、行政との連携体制を整備する。

# 第3節 災害時におけるボランティアの活動支援

市は、被災者に対する救援と被災地の復旧・復興が円滑に進むよう、ボランティア活動に対して必要な支援を行う。

# 1 一般ボランティア

- (1) 市社会福祉協議会及び市民活動センター等と協働して、被災者のニーズ、被災地の状況など様々な情報の把握に努め、必要とするボランティアの活動内容、必要人員等について情報の提供を行う。
- (2) 災害ボランティアの活動調整等を実施する組織の設置が必要と認めたときは、市社会福祉協議会及び市民活動センターと協議の上、川崎市災害ボランティアセンターを川崎市総合福祉センター内に設置し、市社会福祉協議会及び市民活動センターに対し運営等の要請を行う。
- (3) 川崎市災害ボランティアセンターのほか、必要に応じ、各区における活動拠点(区センター)を設置する。

#### 区センター設置候補施設一覧

区	施設名	住所
川崎	教育文化会館	川崎区富士見2-1-3
	労働会館 (サンピアンかわさき)	川崎区富士見2-5-2
幸	幸市民館	幸区戸手本町 1-11-2
	中原市民館	中原区新丸子東3-1100-12
	聴覚障害者情報文化センター	中原区井田三舞町 14-16
中原	総合福祉センター	中原区上小田中6-22-5
	総合自治会館	中原区小杉町3-1
高津	生活文化会館 (てくのかわさき)	高津区溝口1-6-10
同伴	男女共同参画センター(すくらむ21)	高津区溝口2-20-1
宮前	宮前市民館	宮前区宮前平2-20-4
多摩	多摩市民館	多摩区登戸 1775-1
麻生	麻生市民館	麻生区万福寺1-5-2

(資料編 川崎市災害ボランティアセンターに関する協定書・細則)

# 2 専門ボランティア

専門ボランティアを活用する局については、各局に市専門ボランティア本部を設置し、情報及び活動場所の提供等を行う。また、区と協働し、効果的な活動ができるよう関係機関を含め連携体制を構築していく。

なお、消防ボランティアについては、各消防署においてボランティア対応窓口を設置し、情報及 び活動場所の提供等を行う。

# 第12章 災害時要援護者対策【健康福祉局、総務局危機管理室、国際施策調整室、 市民・こども局、区】

災害時要援護者とは、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊婦等で、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとることに支援を要する人々をいう。

市では、災害時要援護者に対し、行政機関と社会福祉機関、自主防災組織、消防団、自治会・町内会、 地域住民及び企業等との協力・連携により、支援体制の整備を推進するものとする。

## 第1節 社会福祉施設等における対策【健康福祉局】

社会福祉施設等には、高齢者、障害者等が多数入所・通所しており、通常、施設が備えるべき防災対策の他に災害時要援護者に対して、施設のもつ専門性等を効果的に活用できるよう、充分な事前対策が必要とされる。

#### 1 防災計画の策定

社会福祉施設等においては、災害発生時に在宅の災害時要援護者に対する的確な避難・誘導等の 安全措置を講じることができるよう、職員の役割や情報連絡体制、避難救護体制等を確立し、防災 計画を策定するものとする。

# 2 防災設備等の整備

社会福祉施設等においては、耐震性の向上、防災設備の整備・点検に努めるほか、災害発生時に 在宅の災害時要援護者に対する迅速かつ的確な対応を行うため、非常用発電設備、給水タンク、食 料・医薬品の備蓄等の整備を図るものとする。

## 3 防災教育・訓練の実施

社会福祉施設等においては、災害発生時に的確な行動がとれるよう、施設の実態に応じた訓練を 行うほか、定期的に地域住民と連携した訓練を実施するものとする。

また、防災週間や防災関連行事を通じ、震災等についての基礎的な知識や、災害時にとるべき行動等の習得に努めるものとする。

#### 4 社会福祉施設等管理者への防災知識の普及

社会福祉施設等の管理者に対して、災害時の対応能力の向上を目指して、防災研修等を開催する。

#### 5 地域との連携強化

社会福祉施設等の入所・通所者には、自力で避難することが困難で、介助の必要な要援護者も多いことから、迅速かつ安全に避難するためには地域住民等の協力が不可欠である。このため、近隣の町内会・自治会、自主防災組織等と平常時から連携・協力関係を築き、地域の協力による防災体制を推進するものとする。

#### 第2節 地域と連携した共助体制の確保【健康福祉局、総務局危機管理室】

災害発生時に災害時要援護者を守るには、日頃からの行政、自主防災組織及び地域住民等が連携した 支援体制が必要であり、積極的に支援体制の確立を図るとともに、災害時要援護者に配慮したきめ細か な防災対策の整備を推進する。

## 1 自主防災組織及び地域住民に対する啓発

市は、自主防災組織及び地域住民等に対して、災害時要援護者に関する知識の普及・啓発を行い、

理解を高めるようにする。

2 災害時要援護者に配慮した備蓄等の実施

市は、食料及び生活関連物資等の備蓄に際して、災害時要援護者に配慮した備蓄品目を検討し備蓄をするほか、関係団体、企業等からの物資供給のための体制づくりを推進するものとする。

(具体的検討品目 おかゆ、紙おむつ、杖、車椅子、ポータブルトイレ、簡易ベッド、ストマ装具他)

3 防災訓練への参加

市は、支援者と災害時要援護者がお互いに災害時の対応の流れを確認し、災害発生時に円滑な避難支援が行われるよう、災害時要援護者に対して防災訓練への積極的な参加を呼びかける。

4 家庭や地域での防災対策の推進

市は、ひとり暮らし高齢者世帯、寝たきり高齢者世帯及び障害者等の安全確保を図るため、防災器具や防災製品の普及の推進を図る。

また、日頃から、町内会・自治会、自主防災組織、地域住民、社会福祉機関等が相互に連携して、 在宅の災害時要援護者に対する支援体制を確立する。

# 第3節 迅速な避難支援体制の整備【健康福祉局、総務局危機管理室、区】

災害時において、災害時要援護者が正しい情報や支援を得て、適切な行動がとれるようにするため、 自主防災組織や地域住民の協力、連携体制を平常時から確立する。

在宅の災害時要援護者を適切に支援するためには、支援を必要とする災害時要援護者の状況を迅速かつ正確に把握することが重要である。そのため、各区は、災害時要援護者の身体及び生命の保護を目的として、災害時の迅速な避難方法や情報伝達体制を構築するとともに、関係機関や住民の役割等を定める「区災害時要援護者避難計画」を作成する。

また、市は、災害時要援護者、避難支援者に対し、迅速かつ正確な情報の伝達体制を整備する。

1 災害時要援護者避難支援制度【健康福祉局、総務局危機管理室、区】

地域の共助による災害時要援護者の避難支援体制づくりを推進するため、市は、支援を希望する 災害時要援護者からの申込みにより名簿を作成し、この名簿情報を町内会・自治会、自主防災組織 等の地域の支援組織に配布する。

支援組織は、平常時から災害時要援護者との面談を通じて身体等の状況を把握するとともに、災害時の情報伝達手段や避難支援の方法等について確認した上で、災害時の避難支援者の確保に努め、災害時には避難支援者による災害情報の伝達や的確な避難誘導を行うものとする。

また、平常時から避難誘導訓練の実施等を通じ、円滑な避難支援が行えるよう努めるものとする。

2 災害時における情報伝達体制の整備【総務局危機管理室、区】

市は、災害時要援護者や避難支援者に対し、気象情報・災害情報等を迅速かつ的確に伝達するため、インターネット、電子メール、緊急速報メール、テレビ神奈川データ放送、ケーブルテレビ、コミュニティーFM(かわさきFM)、防災行政無線等を活用する。

(資料編 川崎市災害時要援護者避難支援制度実施要綱)

#### 第4節 難病患者等に対する対策【健康福祉局】

1 難病患者・公害病被認定者対策

難病に関する医療機関情報と患者情報を把握することにより、難病患者の医療を確保するととも

に、公害病被認定者に対しても、区保健福祉センターを中心として支援を行う。

#### 2 人工诱析患者対策

人工透析については、災害時においても継続して行う必要があるほか、クラッシュシンドロームによる急性腎障害患者に対して行うことも必要であり、水・医薬品等の確保も重要であるので、透析医療機関の稼働状況等の情報収集、提供により受療の確保を図る。

#### 3 その他の災害時要援護者対策

地域における妊娠後期妊婦、出産直後の新生児・産婦、在宅重症心身障害者(児)、医療依存度 の高い療養者等に対し、区保健福祉センターは必要な保健指導・栄養指導を行う。

# 第5節 外国人等に関する対策

【総務局危機管理室、国際施策調整室、市民・こども局人権・男女共同参画室、

シティセールス・広報室、区】

国際化に伴い年々増加する外国人に対して、防災知識の普及・啓発を行い、防災行動力の向上に努めるものとする。

#### 1 防災知識の普及・啓発

外国人向けの「やさしい日本語」を基本とした防災啓発冊子の作成やのほか、避難所標識へのピクトグラムや英語、「やさしい日本語」の併記や、防災関連行事等を通じ、災害時に必要な知識・行動の習得を図り、外国人の防災力の向上に努めるとともに、地域住民による外国人のための支援体制の確立を図るものとする。

#### 2 外国人等への支援体制の整備

財団法人川崎市国際交流協会と連携し、災害発生時に必要な避難所、コミュニティFM(かわさきFM)等に通訳ボランティアが派遣できるよう、事前にボランティアの登録を行う等通訳ボランティアの確保に努めるとともに、必要な情報を迅速に伝達できるよう、情報伝達体制の整備を進める。

# 第6節 避難所等の対策【健康福祉局、まちづくり局】

高齢者、障害者、外国人等の災害時要援護者が生活可能な避難所の設置と整備を行い、各要援護者が 安全な生活を送れるよう、運営管理に関するシステムの確立を図る。

#### 1 避難所における災害時要援護者受入れ体制の整備

学校等の避難所において、高齢者、障害者等が一般健常者とともに一時的に安全を確保し、また、 外国人に対して言語、文化、宗教等の違いに配慮し、安定した避難生活を営めるよう運営体制を構 築していく。

また、避難所に指定された公共施設にあっては、災害時要援護者が不安なく安全に避難生活を送れるよう、あらかじめ車椅子用トイレの設置や施設内の段差解消等バリアフリー対策に努めておくものとする。

#### 2 災害時要援護者等の避難施設の整備【健康福祉局】

高齢者、障害者等で、通常の避難所と別の空間の確保が必要な者、介助を必要とする者が、より 適切な環境のもとで避難生活を送るため、社会福祉施設等の確保に努めるとともに、ホテル等の活 用について検討を進める。

3 応急仮設住宅の建設【まちづくり局】

応急仮設住宅の建設にあたっては、災害時要援護者に配慮した多様な住宅について、検討をする。

(資料編 川崎市災害時要援護者緊急対策 (二次避難所整備) 事業実施要綱)

(資料編 災害時に災害時要援護者等の避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書)

# 第13章 混乱防止及び帰宅困難者対策【総務局危機管理室】

大地震発生直後には、鉄道、バス等の交通機関の運行停止などにより、通勤・通学者、買い物客、ビジネス客、観光客等の滞留者や帰宅困難者が大量に発生し、大きな混乱が予想される。また、膨大な数の帰宅困難者の発生が想定される期間(大地震発生直後~数日後)は、人命救助が最優先となり、行政による支援は「救命救助」「消火活動」「避難誘導」等の応急活動を迅速・円滑に行う必要があるため、帰宅困難者対策は、まずは「自助」・「共助」が基本となる。国は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を徹底しており、市も、この基本原則の周知・徹底を図るとともに、関係機関と役割分担をし、連携・協力を行いながら次の対策を実施するものとする。

#### 1 市及び関係機関の役割

#### (1) 市の役割

市は、平素から「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底を図るとともに、 徒歩帰宅者の支援拠点(災害時帰宅支援ステーション)の確保及び周知に努めるものとする。ま た、一時滞在施設の確保等においては、公的・民間施設の協力を得て平常時からの指定作業に努 めるとともに、駅周辺及び地下街の通路等についても、歩行者等の通路を確保した上で、必要に 応じて一時滞在場所として活用していくものとする。

#### (2) 鉄道事業者の役割

鉄道事業者は、旅客及び駅利用者等の安全を確保するとともに、代替輸送手段の確保に努める ものとする。

#### (3) 企業等の役割

企業等は、交通機関の運行停止時における従業員の職場での待機を心掛けるとともに、従業員、 来場者等のために、安否確認体制の整備や一時収容体制の促進、食料及び資器材等の備蓄に努め るものとする。

#### (4) 市民の役割

市民は、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅経路の確認に努めるものとする。

#### 2 啓発普及

- (1) 市は、企業・学校等に対し、従業員、来場者、児童・生徒等を一定期間収容するための食料・飲料水及び生活必需品等の備蓄や、家族を含めた安否確認等の確認体制の整備について周知する。
- (2) 市は、災害時の安否確認のためのシステム(災害用伝言ダイヤル等)が十分活用できるよう、その啓発に努める。

# 3 情報収集伝達体制の整備

市は、鉄道事業者、バス運行業者等と連携し、有線電話の途絶に備えた鉄道運行や道路交通情報の収集伝達体制の整備に努める。

#### 4 広域的対策の推進

帰宅(帰宅困難者)支援については、行政区域を越えた支援施策となるため、市は、九都県市等と連携した広域的な支援体制を整備する。

#### (1) 神奈川県等と連携した取組

ア 神奈川県石油業協同組合 (ガソリンスタンド) との協定の締結

イ 自動車販売店等との協定の締結

神奈川県石油業協同組合に属するガソリンスタンド及び協定を締結した自動車販売店等において、情報、水道水、トイレ、一時休憩所の提供を行う。

# (2) 九都県市と連携した取組

ア 徒歩帰宅者に対して、幹線道路沿いを中心に、ガソリンスタンドやコンビニエンスストア等 を活用した災害時帰宅支援ステーションの確保に努める。

イ コンビニエンスストア及びファーストフード店との協定の締結 協定を締結したコンビニエンスストア及びファーストフード店において、情報、水道水、ト イレの提供を行う。

ウ ファミリーレストラン、居酒屋及びカラオケスペースとの協定の締結 協定を締結したファミリーレストラン、居酒屋及びカラオケスペースにおいて、情報、水道 水、トイレ、一時休憩場所の提供を行う。

(資料編 災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定(神奈川県石油業協同組合))

(資料編 災害時における帰宅困難者支援に関する協定書)

# 第14章 津波対策【総務局、建設緑政局、港湾局、上下水道局、消防局、区、 横浜地方気象台、第三管区海上保安本部横浜海上保安部】

川崎市直下の地震(M7.3)発生時の津波の高さは、東京湾北部地震発生時とほぼ同等の1.2m(満潮位+0.2m)と予想され、防潮堤の築造等により市域における津波被害はほぼ防止できると考えられるが、「津波対策の推進に関する法律」に基づき、国や神奈川県が想定を行った津波被害の大きい地震について考慮した津波対策について、本章では必要な事項を定める。

なお、海外等を震源とする地震による津波(遠地津波)についても、この計画を準用するものとする。

# 第1節 予防対策

- 1 海岸保全施設の点検・整備
  - (1) 防潮堤

防潮堤については、老朽化による機能不全を防ぐため、計画的に維持管理をし、老朽化した施 設の改修、補修を行う。

(2) 防潮扉

年数回、扉・閘門の開閉作業を実施し、その異常の有無を点検し所要の措置をとることと併せ、 常備器具の保管状況も点検する。また、順次、陸閘から引き戸式の防潮扉への改修をすすめると ともに、開閉作業について企業との連携を強化し、迅速確実な作業態勢を確保する。

- 2 下水道施設(ポンプ場)の機能維持 津波被災時においても、ポンプ場の機能が発揮できるよう適切な維持管理を行う。
- 3 潮位観測における検潮器の機能維持 津波等の異常潮位の発生時においても潮位観測ができるよう検潮器の適切な維持管理を行い、潮 位観測体制を確保する。
- 4 情報伝達体制の整備

インターネット、電子メール、緊急速報メール、テレビ神奈川データ放送、コミュニティーFM (かわさきFM) 等を活用するとともに、臨海部の公園施設利用者等に的確に津波警報等を伝達するため、海岸部に同報系防災行政無線屋外受信機の整備を図る。

5 防災意識の啓発

「海辺では"地震の次は津波"という認識を持ち、津波警報等を待たずに避難する。」ということを原則として、防災啓発冊子、防災講演会、ぼうさい出前講座等あらゆる機会を活用して、津波に関する正しい知識の普及啓発に努め、防災意識の高揚を図るものとする。

6 避難体制の整備

国や神奈川県が公表を行った津波浸水予測図等に基づき、人的・物的被害の算出を目的とした津波被害想定を実施するとともに、津波避難対象区域の設定及び津波避難施設の指定を行う。津波避難対象区域及び津波避難施設については、津波ハザードマップの作成や、各施設等に標識を設置するなど、市民及び事業者へ周知する。また、津波避難計画の策定等、必要な対策を検討・策定し、適宜公表していくものとする。

(本章末資料 川崎港防潮堤築造位置及び防潮扉位置図)

#### 第2節 市の活動体制

- 1 川崎市災害警戒本部等の設置及び廃止基準
  - (1) 設置基準

津波警報・注意報が発表された場合の本市の活動体制は、次のとおりとする。

発表された警報・注意報の種類	活動体制
津波注意報 (津波注意)	川崎市災害警戒体制
津波警報(津波)	川崎市災害警戒本部
津波警報(大津波)	川崎市災害対策本部

- ※地震の発生等により川崎市災害対策本部が設置されている場合は、その体制とする。
  - (2) 川崎市災害警戒体制の廃止基準
    - ア 川崎市災害対策本部、又は川崎市警戒本部が設置されたとき。
    - イ 津波注意報(津波注意)解除が発表されたとき。
    - ウ 市域において、応急対策がおおむね完了したと認められるとき。
    - エ 市域において、災害が発生するおそれが解消したと認められたとき。
  - (3) 川崎市災害警戒本部の廃止基準
    - ア 川崎市災害対策本部が設置されたとき。
    - イ 津波警報(津波)解除が発表されたとき。
    - ウ 市域において、応急対策がおおむね完了したと認められるとき。
    - エ 市域において、災害が発生するおそれが解消したと認められるとき。
  - (4) 川崎市災害対策本部の廃止基準
    - ア 津波警報 (大津波) 解除が発表されたとき。
    - イ 市域において、応急対策がおおむね完了したと認められるとき。
    - ウ 市域において、災害が発生するおそれが解消したと認められるとき。

#### 2 構成

#### (1) 災害警戒体制

総務局危機管理室長は、通常体制を強化した災害警戒体制をとり、情報収集及び関係機関との 連絡体制を確立し、状況に応じて関係局区職員の参集を指示する。

また、各局区も必要に応じて警戒体制を確立する。

# (2) 災害警戒本部

津波警報(津波)発表に伴う川崎市災害警戒本部の構成局は原則として総務局、建設緑政局、 港湾局、上下水道局、消防局とし、川崎区及び幸区に区本部を設置するものとする。

ただし、川崎市災害警戒本部長は状況に応じて、構成局及び設置する区本部を追加することができる

なお、川崎市災害警戒本部の組織及び運営については、川崎市災害警戒本部設置要綱において 定める。

#### (3) 災害対策本部

津波警報(大津波)発表に伴う川崎市災害対策本部の構成局は原則として第3部第1章第2節の川崎市災害対策本部体制をもって構成するものとする。

なお、川崎市災害対策本部の組織及び運営については、川崎市災害対策本部規程及び川崎市災

害対策本部実施要綱において定める。

(資料編 川崎市災害対策本部規程)

(資料編 川崎市災害対策本部実施要綱)

# 第3節 津波警報・注意報、津波情報、津波予報の発表【横浜地方気象台】

1 津波警報・注意報の種類

気象庁は津波による災害の発生が予想される場合に、地震が発生してから約3分(日本近海で発生し、緊急地震速報の技術によって精度の良い震源位置やマグニチュードが迅速に求められる地震については最速2分以内)を目標に津波警報(大津波、津波)又は津波注意報を発表する。

種	類	解說	発表される津波の高さ
津波警報	大津波	高いところで3m程度以上の津波が予想されますので、厳重に警戒してください	3 m、4 m、6 m、 8 m、10m以上
<b>净</b> 次音報	津 波	高いところで2m程度の津波が予想されま すので、警戒してください。	1 m, 2 m
津波注意報 津波注意		高いところで 0.5m程度の津波が予想されますので、注意してください。	$0.5 \mathrm{m}$

# (注)

- 1 津波による災害のおそれがないと予想される場合には、「津波の心配はない」旨又は「若 干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を、地震情報に付加して発表す る。
- 2 津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、「津波警報解除」または、「津 波注意報解除」として速やかに通知する。
- 3 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であり、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

# 2 津波予報区

本市沿岸部が属する津波予報区は次のとおり。

津波予報区名称	区 域
東京湾内湾	千葉県(富津岬西端以北の東京湾沿岸に限る。) 東京都(特別区に限る。) 神奈川県(観音崎東端以北の東京湾沿岸に限る。)

#### 3 津波情報

気象庁は、津波警報・注意報を発表した場合、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなど を知らせる。

津波情報の種類	内容	
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに 関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想され る津波の高さを発表します。	
各地の満潮時刻・津波の到達予想時刻に関す る情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達時刻を発表します。	
津波観測に関する情報	実際に津波を観測した場合に、その時刻の高さ を発表します。	

# 4 津波予報

気象庁は、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

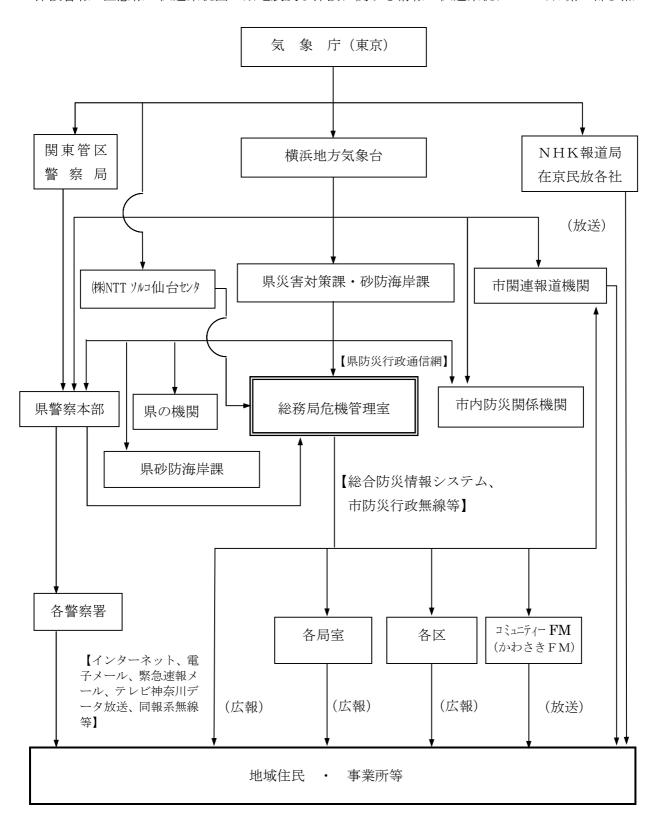
発表される場合	内容	
津波が予想されないとき	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表し ます。	
0.2m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも 0.2m未満の海面変動のため被害 の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を 発表します。	
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も 継続する可能性が高いため、海に入っての作業 や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必 要である旨を発表します。	

# 第4節 津波警報・注意報の受伝達

#### 1 伝達系統

津波による被害の軽減を図るため、気象庁が発表する津波警報・注意報を、次の伝達系統により 迅速かつ正確に伝達するものとする。

<津波警報・注意報の伝達系統図>※地震及び津波に関する情報の伝達系統については第3部参照



#### 2 津波警報・注意報等の標識

津波警報・注意報等を鐘音及びサイレン音により伝達する場合は、原則として次による。なお、 鳴鐘及び吹鳴の反復は適宜とする。

	種類	鐘  音	サイレン音
津波	津 波	● <b>一</b> ● ● <b>一</b> ● ● <b>一</b> ● (2点)	(約5秒) ○————————————————————————————————————
警報	大 津 波	<b>●●</b> ●● (連点)	(約3秒) ○ (約2秒)(短声連点)
津波注意報	津波注意	●─●─● ●─● (3点と2点の斑打)	(約 10 秒) ○ (約 2 秒)
意報	津波なし	鳴鐘、吹	鳴しない。
津波注意解除 津波警報解除		● ● ●● (1点2個と2点との斑打)	(約 10 秒) (約 1 分) ○————————————————————————————————————

# 3 津波警報・注意報等の伝達

#### (1) 住民等への情報伝達

住民の安全確保や二次災害の防止等を図るため、区、消防局、港湾局、総務局危機管理室は、 津波警報・注意報等の伝達を受けたときは、広報車、インターネット、電子メール、緊急速報メ ール、テレビ神奈川データ放送、コミュニティーFM(かわさきFM)、同報系無線、サイレン、 巡視船等により、関係する地域住民及び事業所等にその旨を伝達し津波注意の喚起をするととも に、海岸から離れた高台等への避難を広報するものとする。

#### (2) 船舶等への情報伝達

横浜海上保安部は、津波警報・注意報等が発表された場合、港内及び周辺海域の船舶等に対し、 巡視船等を巡回させ情報伝達を行うものとする。

# 第5節 市及び防災関係機関等の措置

# 1 地震発生時

市及び防災関係機関は、地震が発生したときは、直ちに津波関連情報の収集に努めるものとする。 なお、強い地震を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、 特に潮位の変動に留意し、必要に応じて巡回警戒を実施するものとする。

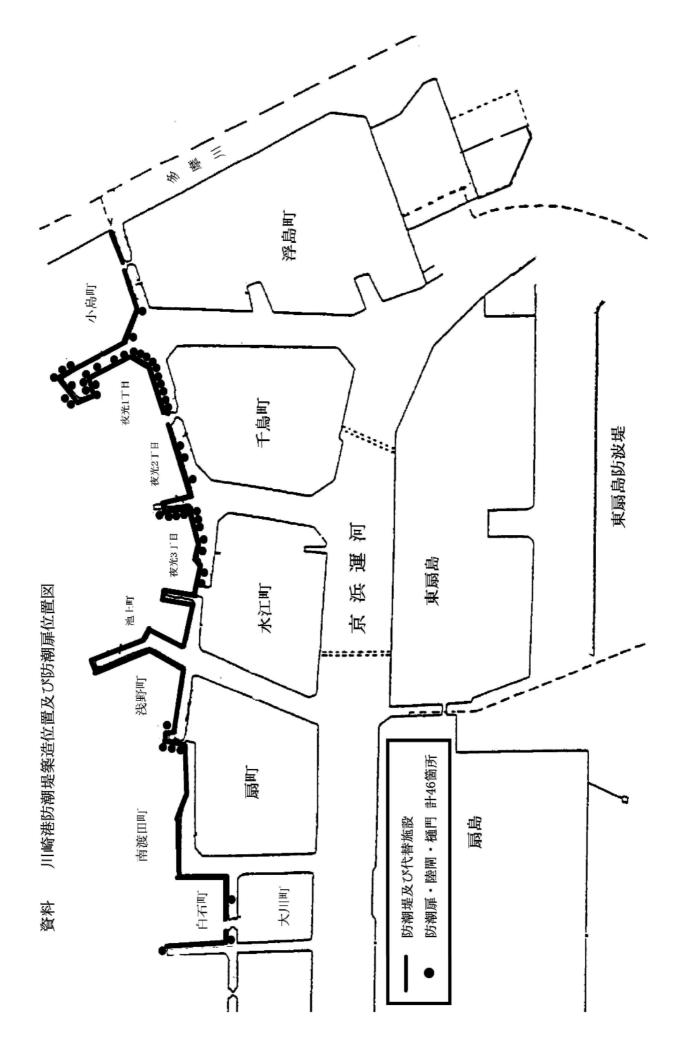
#### 2 津波警報発表時等

- (1) 市長(その補助執行機関として区長、消防局長又は消防署長)は、津波警報を覚知し、津波による被害が発生するおそれがある場合は、直ちに広報車、消防ヘリコプター、インターネット、電子メール、緊急速報メール、テレビ神奈川データ放送、同報系無線等により避難の勧告等の情報伝達を行うものとする。(第4部第6章第2節「勧告・指示に基づく避難」参照)
- (2) 港湾局長は、在港船舶に対して港外への避難を連絡するとともに、横浜海上保安部に対して、

船舶入港の制限や船舶の移動など所要の規制を要請するものとする。

- (3) 港湾局長は、潮位等の情報収集に努めるとともに、津波による被害が予想される場合は、防潮 扉を閉めるなど警戒体制を強化し、関係機関への連絡を行うものとする。
- (4) 川崎区長及び建設緑政局長は、津波の多摩川遡上による被害が予想される場合は、関係機関へ連絡の上、川崎河港水門の操作を行うものとする。
- (5) 港湾局長は、津波による被害が発生すると判断した場合は、道路管理者及び県警察と連絡調整を図り、川崎港海底トンネルの交通規制を要請するとともに、津波による被害が切迫していると認めるときは、通行止めなどの措置を講じるものとする。
- (6) 港湾局長は、津波から避難する港湾関係者等に対して、川崎市港湾振興会館(川崎マリエン)等の庁舎の一部を一時避難場所として提供するものとする。
- (7) 県警察は、津波による被害が発生すると判断した場合若しくは津波による危険が切迫している と自ら認めるときは、直ちに避難の措置を行い、安全な避難誘導を実施するものとする。また、 市長から要請があった場合は、避難の指示を実施するものとする。
- (8) 横浜海上保安部は、港外への避難を勧告するとともに、必要に応じて船舶の入港制限、船舶の移動など所要の規制を行うものとする。

(資料編 川崎河港水門の維持管理及び水門操作取扱要領)



# 第15章 高層集合住宅の震災対策【まちづくり局】

高層集合住宅は、一般的には耐火性や耐震性に優れ、大地震においても比較的安全と考えられるが、 地震動によりエレベーターや電気、ガス、上下水道などのライフラインが停止すると、高層階の居住者 は上下移動が困難となり、自立生活に大きな支障を来たすことが明らかとなっている。そして、震災対 策への取組は、川崎市地震防災戦略における「自助」・「共助」・「公助」の考え方に基づき、市、市民及 び事業者がそれぞれの責務と役割を果たし、相互に連携・協力していくことが基本となる。

そのため、市は、高層集合住宅に係る震災対策として、市民及び事業者と相互に連携・協力しながら、 ライフラインが復旧するまでの間、高層階の居住者が自立生活できるよう、高層集合住宅の震災対策と して有効な施設の整備誘導を推進するための対策を実施するものとする。

## 1 市、市民及び事業者の責務・役割

## (1) 市の責務・役割

市は、市民及び事業者の理解と協力の下に、高層集合住宅の震災対策に関し、必要な措置を講ずるように努めなければならない。

# (2) 市民の責務・役割

高層集合住宅に居住する市民は、管理組合等とともに、震災対策として整備された施設を適正 に管理することにより、安心して暮らすことのできる住環境の形成に資するよう努めなければな らない。

# (3) 事業者の責務・役割

事業者は、高層集合住宅の建築に当たっては、自らの責任と負担において、震災対策に関し必要な施設の整備を図ることにより、安心して暮らすことのできる住環境の形成に資するよう努めなければならない。

#### 2 震災対策用施設の整備

事業者は、新たに高層集合住宅を建築しようとするときは、高層集合住宅に居住する市民の震災 対策の用に供するため、その敷地内に、次の施設の整備を行うよう努めるものとする。

また、既存の高層集合住宅についても、次の施設の整備に努めるよう推進する。

施設	施設を整備する目的			
防災備蓄スペース	居住者が震災の備えとして必要な備蓄品を共同で備蓄するため			
	のスペースとして使用する。			
防災対応トイレ	常用の電源が復旧するまでの間、低層階に避難した居住者が共同			
	で使用する。			

# 3 普及啓発等

- (1) 市は、防災備蓄スペースに備蓄する備蓄品の計画的購入を促すとともに、賞味期限が迫った備蓄食料については、自主防災組織の訓練や啓発講座などで配付し活用する等によって、震災意識の高揚が図れるよう、その啓発に努める。
- (2) 市は、震災時の対応が速やかに行えるよう、震災対策用施設の適正な維持管理を促進するために必要な普及啓発を行う。

(3) 市は、既存住宅等に対する震災対策用施設の整備を促進するため、必要な普及啓発を行う。

# 第3部 初動対策計画

# 第1章 組織【総務局危機管理室】

災害の発生に際し、市民の生命・財産等を守るため、様々な災害対策を実施し、被害軽減に努めなければならない。その災害対策を迅速に行うためには、統制及び連携を図るための組織づくりが必要であるため、次のように定める。

なお、津波警報・注意報が発表されたときの活動体制については第2部第 14 章第2節において、東海 地震に関連する情報の発表時及び警戒宣言発令時の活動体制については第6部において定める。

# 第1節 川崎市災害警戒体制

#### 1 設置基準等

市内で震度4又は5弱の地震があったときは第2章第2節に定める基準により職員を配備して 災害警戒体制を確立する。参集した職員は、情報収集を行うとともに、状況に応じて災害応急対 策活動を実施するものとする。

#### 2 廃止の基準

災害対策本部事務局長は、次にあたる場合、災害警戒体制を廃止する。

- (1) 川崎市災害対策本部が設置されたとき。
- (2) 市域において、災害が発生するおそれが解消したと認められるとき。
- (3) 市域において、応急対策がおおむね完了したと認められるとき。

# 第2節 川崎市災害対策本部

地震により、大規模な被害が発生し、または発生するおそれがある場合、直ちに災害対策を行うための 組織について、次に定める。

#### 1 設置基準

市長は、次にあたる場合、災害対策を実施するため、災害対策基本法第 23 条の規定に基づき、川崎市災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)を設置する。

- (1) 市内で震度5強以上の地震を観測したとき(川崎市又は気象庁が設置した計測震度計による)
- (2) 市内で地震による大規模な被害が発生し、または発生するおそれがある場合

#### 2 設置場所

災害対策本部は、第3庁舎7階の防災センターの「災害対策本部室」及び「災害対策本部事務局室」 に設置するものとする。

なお、防災センターに被害が生じ、設備の応急措置等によっても機能が回復しない場合は、多摩区 役所 6 階の多摩防災センター等適切な場所を選定し、災害対策本部を設置するものとする。

#### 3 設置の伝達

災害対策本部が設置された場合、次によりその旨を伝達する。

- (1) 県知事及び防災関係機関へ伝達する。
- (2) 市庁舎・区庁舎等の入口に災害対策本部を設置した旨の掲示を行う。
- (3) 各報道機関へ発表する。また、インターネット、電子メール、テレビ神奈川データ放送、ケーブルテレビ、コミュニティーFM、防災行政無線等各種伝達手段を用いて市民向けに発表する。

## 4 廃止の基準

災害対策本部長(以下「本部長」という。)は、次にあたる場合、災害対策本部を廃止する。

- (1) 市域において、災害が発生するおそれが解消したと認められるとき。
- (2) 市域において、応急対策がおおむね完了したと認められるとき。

#### 5 廃止の伝達

災害対策本部を廃止した場合、次によりその旨を伝達する。

- (1) 県知事及び防災関係機関へ伝達する。
- (2) 市庁舎・区庁舎等の入口の掲示物を撤去する。
- (3) 各報道機関へ発表する。また、インターネット、電子メール、テレビ神奈川データ放送、ケーブルテレビ、コミュニティーFM、防災行政無線等各種伝達手段を用いて市民向けに発表する。

#### 6 指揮

災害対策本部は、本部長が指揮監督する。ただし、本部長に事故のあるとき等は、災害対策副本部長 (以下「副本部長」という。)がその職務を代理する。なお、副本部長が本部長の職務を代理する順序 は、川崎市長職務代理順序に関する規則(平成15年規則第17号)に定めるところによる。また、災害 対策本部参与(以下「参与」という。)は本部長及び副本部長に進言し、他の災害対策本部員(以下「本 部員」という。)に指示することができる。

#### 7 構成

災害対策本部は、本部会議、部、区本部及び本部事務局をもって構成するものとし、災害対策本部 の組織及び編成については、川崎市災害対策本部条例及び川崎市災害対策本部規程によるものとする。

#### 8 本部会議

災害に係わる様々な情報等から、市の災害対策活動の基本的事項について審議し、被害の軽減に努めるため、本部長は本部会議を開催するものとする。なお、本部長は必要に応じ、本部会議へ専門家等の出席を求め、助言を得ることができるものとする。

### (1) 構成員

- ア 本部長 (市長)
- イ 副本部長(副市長)
- ウ 参与 (病院事業管理者)
- エ 本部員(各局室長等及び本部長が必要と認める者。なお、不在のとき等はあらかじめ定められた職員がその職務を代理するものとする。)

## (2) 所掌事務

本部会議において審議策定及び推進すべき事項は、次のとおりとする。

- ア 災害対策本部の配備態勢及び廃止に関すること。
- イ 災害対策活動の総合調整に関すること。
- ウ 災害情報の収集及び伝達に関すること。
- エ 消火又は延焼の防止に関すること。
- オ 被災者の救出救助に関する措置に関すること。
- カ 医療救護に関する措置に関すること。
- キ 食料、飲料水その他の物資の供給に関すること。
- ク 避難所の開設及び避難者の救援に関すること。
- ケ 警戒区域の設定及び当該区域への立入制限等に関すること。
- コ 避難の勧告又は指示に関すること。
- サ 災害対策関係法令の運用に関すること。

- シ 指定地方行政機関その他の地方公共団体及び公共機関等に対する応援の要請等に関すること。
- ス 自衛隊の災害派遣に関すること。
- セ その他、応援要請に関すること。
- ソ 公用負担等に関すること。
- タ 災害対策に要する経費の処理に関すること。
- チーその他重要な災害対策に関すること。

#### 9 部

各部は、分掌事務の実施について必要な防災計画を定めるとともに、本部会議の決定に基づき、災害対策を実施するものとする。

#### (1) 構成員

- ア 部長(各局室長等)
- イ 副部長(部長が任命した職員)
- ウ 各部連絡員(部長が任命した職員)
- エ 各部事務局員(部長が任命した職員)

#### (2) 指揮

各部は、各部長が指揮監督するものとする。ただし、部長が不在のときは、副部長等のあらかじめ定められた職員がその職務を代理するものとする。

## (3) 分掌事務

資料編 川崎市災害対策本部規程別表第1参照

#### 10 区本部

各区本部は、分掌事務の実施について必要な防災計画を定めるとともに、本部会議の方針に基づき、 区の総合的な災害対策を実施するものとする。

なお、区本部に区本部事務局を置き、事務局長は副区長をもって充てる。

## (1) 構成員

- ア 区本部長(区長)
- イ 区副本部長(副区長及び区本部長が任命した職員)
- ウ 区本部員(区本部長が任命した職員)
- エ 区連絡員(区本部長が任命した職員)
- オ 区事務局員(区本部長が任命した職員)
- カ 応急活動要員(上記ア~オを除く区本部各班、各隊を構成する職員)

#### (2) 指揮

各区本部は、各区本部長が指揮監督するものとする。ただし、区本部長が不在のときは、区副本部長等のあらかじめ定められた職員がその職務を代理するものとする。

#### (3) 分掌事務

資料編 川崎市災害対策本部規程別表第2参照

#### (4) 区本部会議

本部会議の決定事項に基づき、応急対策について審議し、区の総合的な災害対策を実施するため、区本部長は区本部会議を開催するものとする。なお、区本部長は必要に応じ、区本部会議へ専門家等の出席を求め、助言を得ることができるものとする。

## ア 所掌事務

区本部会議において審議すべき事項は、次のとおりとする。

- (ア) 災害情報の収集及び伝達に関すること。
- (4) 消火又は延焼の防止に関すること。
- (ウ) 被災者の救出救助に関する措置に関すること。
- (エ) 医療救護に関する措置に関すること。
- (オ) 食料、飲料水その他の物資の供給に関すること。
- (カ) 避難所の開設及び避難者の救援に関すること。
- (キ) 緊急を要する避難の勧告又は指示に関すること。
- (ク) 区本部配備体制の緊急を要する変更に関すること。
- (ケ) 区内の災害対策活動の総合調整に関すること。
- (3) 災害時における区内災害対策総合計画の策定に関すること。
- (サ) その他、災害対策に必要な措置

#### イ その他

区本部会議の構成員ほか必要な事項については、区地域防災計画において定める。

#### 11 事務局

(1) 目的

災害対策本部の活動を速やかに実施するため、事務処理機関として、事務局を設置する。なお、 災害対策基本法第 46 条第1項に定める災害予防に関する業務に平時から取組むため、川崎市災害 対策本部規定第7条に基づき事務局は常設とする。

- (2) 構成員
  - ア 事務局長 (危機管理室長)
  - イ 事務局次長(危機管理室副室長)
  - ウ 本部事務局員(危機管理室員及び危機管理室長が指名した職員)
  - エ 本部連絡員(各部長が指名した職員)
- (3) 班構成

事務局の分掌事務を実施するため、次の班を設置する。

- ア 指揮・調整班
- イ 情報班
- ウ 広域支援班
- 工 広報班
- 才 物資班
- 12 災害対策本部組織は別表1のとおりである。
- 13 各部・区本部間の相互応援
  - (1) 目的

災害の状況及び応急措置の推移、また各部・区本部の業務の実態に応じて、応援可能な部・区本部にあっては、所属する職員を、応援を必要とする部・区本部に応援させ、災害応急対策を総合的に実施する。

#### (2) 応援の要請

各部長及び各区本部長は、所管する部又は区本部における災害対策の実施状況からみて必要があると認めるときは、本部長に他の部又は区本部の職員の派遣を要請することができる。

# (3) 応援職員の派遣

本部長は、職員の参集・配備状況を勘案のうえ、職員を派遣する。

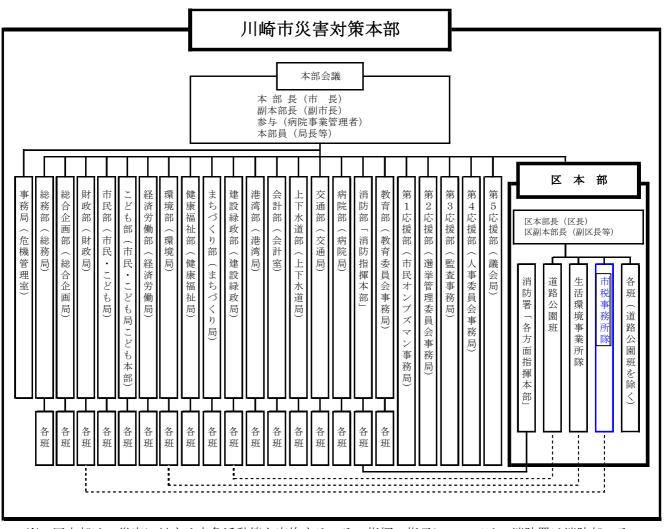
# (4) 派遣職員の活動

派遣された職員は、派遣を受けた部長又は区本部長の指揮を受けて活動する。

(資料編 川崎市災害対策本部条例)

(資料編 川崎市災害対策本部規程)

(資料編 川崎市災害対策本部実施要綱)



区本部は、災害に対する応急活動等を実施する。その指揮・指示については、消防署は消防部、その \* 他は区本部が行うものとする。
ただし、災害の種類、被害の程度により全市的・統一的な対応が必要な場合、関係する部が区本部と

の連携のもとに指揮・指示する。

## 第2章 配備【危機管理室】

大規模地震が発生した際、その対応の遅れが、被害やその後の対策に大きく影響を及ぼすものと考えられ、対応を迅速且つ効率的に行うことが必要であり、そのためには、発災時間・時間の経過・業務内容及び状況等に応じた人員の配備を行うことが必要であるため、次のように定める。

### 第1節 動員区分

大規模な災害の発生時における迅速な初動活動は、その後の被害に大きく影響することが考えられる。

その初動活動を大きく決定する、情報の収集と迅速な活動に重点を置き、近距離在住職員の配置を 考慮した動員体制を、次により定める。

1 勤務時間外

夜間・休日等、勤務時間外の発災の対応は、次のとおりとする。

(1) 動員区分

迅速且つ効率的な対応を行うため、動員区分を次のように定め、配置を行うこととする。なお、次に掲げる職員は動員対象から除外する。

- 本市以外の関係機関・団体等への出向職員
- 被災状況を勘案し、所属長が参集が不可能と認めた職員
- その他本部長が認める職員

※出向職員については、出向先の機関・団体等の応急活動等に従事するものとする

## ア 本部要員

災害時の応急活動を行う上で必要な、多角的な計画の策定・連絡・調整等を行う職員。 なお、原則として、参集場所へ徒歩参集可能な者とする。

- (ア) 本部会議及び事務局関係(第1章第2節川崎市災害対策本部参照)
  - 本部長・副本部長・参与・本部員
  - 本部連絡員(各部長が指名した職員)
  - 本部事務局員(危機管理室員、災害対策本部事務局長が指名した職員)
- (4) 各部関係(第1章第2節川崎市災害対策本部参照)
  - 部長(本部員)
  - 副部長(部長が任命した職員)
  - 各部連絡員(部長が任命した職員)
  - 各部事務局員(部長が任命した職員)
- (ウ) 区本部関係(第1章第2節川崎市災害対策本部参照)
  - 区本部長・区副本部長・区本部員
  - 区連絡員(区本部長が任命した職員)
  - 区本部事務局長
  - 区事務局員

#### イ 応急活動要員

災害時の初動活動として、人命等に係わる必要不可欠な活動を行う区本部の各班・各隊を 構成すると定められた職員(区本部関係の本部要員を除く)及び各部から区本部へ派遣され

### る職員。

参集場所・・・・・・・・・所属課及び所属する事業所等に参集する。

## ウ 地域要員

地域の情報収集・連絡、避難所と区との連絡調整等、大規模災害時に地域住民の人命に係わる初動的な活動を行うア及びイにあてはまらない川崎市内在住の職員。

参集場所・・・・・・・指定された避難所

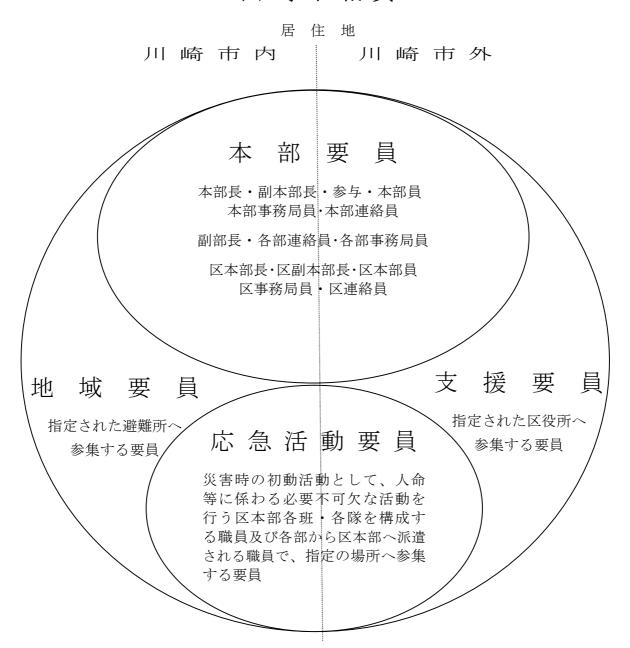
## 工 支援要員

大規模な災害時に、各区においての活動を期待される川崎市外在住の職員。

参集場所・・・・・・・居住する県市区別に指定された各区役所

## <参考> 勤務時間外における動員区分イメージ図

# 川崎市職員



#### (2) 活動内容

各要員の初動時の活動内容を次に定める。

#### ア 本部要員

本部・区本部・各部における所掌事務を遂行する。

(第1章 第2節 川崎市災害対策本部参照)

# イ 応急活動要員

#### (ア) 目的

人命救助上必要不可欠で、第一次的または第二次的な活動として、災害発生初期から必要な活動を実施する。

#### (4) 活動内容

区本部に所属する班・隊及び区本部に所属する事業所等における応急活動

#### ウ地域要員

#### (ア) 目的

区域住民の人命を最優先とするため、被災地域における情報収集、連絡等の活動を災害 発生当初から、地域住民や自主防災組織等の協力を得て実施する。

#### (4) 活動内容

- a 要救助者、傷病者、避難住民関係情報の収集
- b 火災の発生と延焼状況、消防関係情報の収集
- c 道路、橋りょう、鉄道等交通関係情報及び水路等河川情報の収集
- d ライフライン関係情報の収集
- e 区役所、地域防災拠点及び避難所間の情報受伝達
- f 被災地域住民への広報 (二次災害の防止、誤情報の抑制等)
- g 住民の安否情報等の収集
- h 避難所と区との連絡調整
- i その他、区本部からの指示による活動

## 工 支援要員

# (ア) 目的

各区本部の指示に基づき、避難所等において地域要員と同様の活動をするほか、区本部 の活動を支援する。

#### (4) 活動内容

区本部において活動する内容の支援

- a 情報の収集伝達
- b 区本部各隊の人的支援
- c 避難所と区との連絡調整
- d 広報·広聴
- e 区役所における各種災害対策事務
- f その他、区本部からの指示によること

#### 2 勤務時間内

勤務時間内において災害が発生した場合、市管理施設における施設の安全確認と施設内の市民の安全確認・避難対応等の実施はもとより、勤務時間外における対応と同様に、情報の収集等が急務になると考えられ、このような状況を考慮して、災害対策本部は、職員等の適切な配備を計画することとする。

# (1) 動員区分

勤務時間内に災害が発生した場合、「勤務時間外における配備体制」に準ずる。 ただし、次の者は除く。

- ア 応急対策を実施する事業所等にある者
- イ 施設にある市民(児童等)の保護等の特別の理由により、避難所・区役所へ参集できない 状態にある者
- ウ その他、災害対策本部により指定された者
  - ※ なお、地域要員の参集場所は、参集する避難所の所在する区本部(区役所)へ参集する ものとする。
- (2) 活動内容

参集した職員は、原則として参集場所の所属長の指示に従い応急対策を実施する。

#### 3 職員への周知

各職員へ参集場所を周知し、参集場所において参集する職員を把握するため、動員区分に基づき、毎年、災害時職員動員名簿を作成し、各所属へ配布する。

また、活動内容を熟知し、災害対応の迅速化を図るため、各局室区において、活動マニュアルを作成し、各職員に周知する。

## 第2節 配備体制及び基準

1 平常時の体制

予測することができない地震の発生に対して、発災時の対応を早急に行うため、危機管理室内 に事務局を常設し、事務局内にて当直及び宿日直体制を敷き、災害発生時の対応に備える。

2 初動時の体制

勤務時間外に災害が発生し、又はその恐れがある場合、本部長(市長)は、次の基準に基づき 職員の配備を指示する。

ただし、配備の基準により配備体制が明らかである場合は、緊急を要するため、災害対策本部 事務局がこれに代わり指示を行うことができる。

なお、参集を要さない職員も、参集できる体制をとることとする。

# (1) 配備体制及び基準

名 称	基準	配備区分	参集	備	考
	川崎市内で震度 4の地震があっ たとき(※)	予め指定された 危機管理室員	自動参集	・ はるとは、 はない情かを強い、民心を強いを強い、民心を強いない。 はいが 市のが おいまの はいが 市のが ない はい ない はい はい ない はい はい ない はい はい はい はい はい ない はい	
)ii		指示を受けた ・本部要員 ・応急活動要員	指示による 参集		
崎市災害警戒体制	川崎市内で震度 5弱の地震があ		自動参集		
	ったとき(※)	指示を受けた ・本部要員 ・応急活動要員	指示による 参集	局、消防局 ・被害状況(	の把握と市東情等への
災害対策本部	川崎市内で震度 5強以上の地震 があったとき (※)		自動参集		

<sup>※「</sup>川崎市内で震度○○の地震があったとき」とは、市内観測所の1箇所以上で当該震度 を計測したとき

# 東海地震に関連する情報発表時

名 称	基準	配備区分	参集	備	考
災害警戒体制	東海地震に関連 する調査情報 (臨時)発表時	予め指定された 危機管理室員	自動参集		
東海地震警戒本部	東海地震注意情報発表時	本 部 要 員	自動参集		
災害対策本部	東海地震 予知情報発表時 警戒宣言発令時	本 部 要 員 応急活動要員	自動参集		

津波警報·注意報発表時

名	称	基準	配備区分	参集	備	考	
災害警戒体	川崎市	津波予報区「東 京湾内湾」に津		予め指定された 危機管理室員	自動参集	・情報収集体制と市民	
		波注意報が発表されたとき	指示を受けた ・本部要員 ・応急活動要員	指示による 参集	からの問合せ等の対応を強化する。		
災害警戒本部	川崎市	津波予報区「東 京湾内湾」に津 波警報(津波・ 大津波)が発表 されたとき	1 11 11 17 17 17 1	自動参集	は、応急 局区(総 緑政局、	ιた局区と 活動を行う 務局、建湾局、 港湾局局、 上 (幸区)	

# (2) 配備体制の伝達

市及び気象庁が設置した計測震度計により計測した震度から、災害対策本部事務局は、配備 体制に基づき、電子メール、電話等をもって参集指示を伝達する。

## (3) 自動参集

自動参集基準に該当する事由が発生した場合、配備対象職員は、配備・参集指示の伝達の有無にかかわらず、ラジオ・テレビ等の情報に基づき、あらかじめ指定されている参集場所に速やかに参集することとする。

## 3 体制の移行

勤務時間外の発災における体制により、配備を行った場合において、本部長は、被害状況または、災害対策の活動状況から、人員の配備及び体制について判断し、必要があると認めるときは、各区本部、部に対し、各部の体制への移行・復帰について指示することができる。

また、被害状況又は、災害対策の活動状況により、体制移行の規模を限定することもできる。

(資料編 川崎市災害対策本部条例)

(資料編 川崎市災害対策本部規程)

(資料編 川崎市災害対策本部実施要綱)

(資料編 川崎市災害警戒本部設置要綱)

(資料編 川崎市東海地震警戒本部設置要綱)

## 第3章 初動活動体制【総務局危機管理室】

地震発生時において、初動時での体制をいかに確立させるかが、その後の防災対策の成否を決める ので、市では、本部長をはじめ、次の初動体制を執るものとする。

発災時間は勤務時間外に起きたことを想定し、勤務時間内の対応については各部の初動体制に基づき活動する。

なお、災害対策本部が設置された際に、本部長は①市内の複数の観測点で震度6強以上の震度が観測されたとき②市内で地震による相当程度の被害が確認又は予測されたとき③本部長が必要とみとめたときのいずれかにあたる場合、業務継続計画を発動する。

## 第1節 災害対策本部における各要員の初動体制

1 本部長の初動体制

本部長は、地震が発生し、又は地震による大規模な被害が発生したときは、直ちに災害対策本部へ参集するものとする。

なお、自宅において地震が発生したときの参集については、消防ヘリコプターなど安全かつ効率的な手段によるものとする。

2 災害対策本部事務局長の初動体制

災害対策本部事務局長は、地震が発生したときは、直ちに当直及び宿日直職員と連絡をとり、 本部長に計測震度計及び震災総合シミュレーションシステムによる震度情報・被害予測等の災害 情報を連絡し、職員の動員体制・災害対策本部の設置等必要な指示を得、直ちに災害対策本部へ 参集する。

3 災害対策本部及び各部における本部要員の初動体制

災害対策本部及び各部における本部要員は、地震が発生したときは、インターネット、電子メール、テレビ、ラジオ等により本市の被災状況を情報収集し、あらゆる手段を用いて、直ちに災害対策本部及び各部へ参集するものとする。

4 区本部における各要員の初動体制

区本部における各要員は、地震が発生したときは、インターネット、電子メール、テレビ、ラジオ、MCA無線等により本市の被災状況を情報収集し、あらゆる手段を用いて、直ちに区本部へ参集するものとする。

5 応急活動要員の初動体制

応急活動要員は、地震が発生したときは、インターネット、電子メール、テレビ、ラジオ等により本市の被災状況を情報収集し、あらゆる手段を用いて、直ちに指定された、区本部及び区本部に所属する事業所等へ参集するものとする。

6 地域要員の初動体制

地域要員は、地震が発生したときは、自宅周辺の被害状況等を調査し、直ちに指定された避難所に参集するものとする。

7 支援要員の初動体制

支援要員は、地震が発生したときは、あらゆる手段を用いて、直ちに指定された区本部に参集 するものとする。

8 当直及び宿日直担当者の初動体制

夜間・休日等の勤務時間外における災害発生に備え、第3庁舎7階防災センター等で当直及び 宿日直体制を執るが、地震が発生したときは、直ちに、庁内の安全確認を行うとともに、計測震 度計及び震災総合シミュレーションシステム、国及び県等の防災関係機関から情報収集し、本部 長及び災害対策本部事務局長へ連絡する。

次に、インターネット、電子メール、緊急速報メール、テレビ神奈川データ放送、ケーブルテレビ、コミュニティーFM、市防災行政無線及び「災害時等における放送要請に関する協定」に基づく放送各社の協力を得て、市民広報を実施し、また、職員には、電子メール等により動員指令を伝達する。

### 第2節 災害対策本部・区本部の初動体制

1 災害対策本部

災害対策本部が設置された場合、参集した本部事務局員は、直ちに災害対策本部が機能できるよう開設準備をする。

- (1) 本部室で準備するもの
  - ア 震災総合シミュレーションシステムによる予測結果
  - イ 震度情報ネットワークシステムによる震度情報
  - ウ 市防災行政無線、MCA無線、NTT電話等通信手段の確保
  - エ 災害情報カメラ及びヘリコプターテレビ電送システムの映像
  - オ 中央防災無線網テレビ会議システム
  - カ 被害状況表示板
  - キ 携帯ラジオ
- (2) 事務局室で準備するもの
  - ア 震災総合シミュレーションシステムによる予測結果
  - イ 震度情報ネットワークシステムによる震度情報
  - ウ 市防災行政無線、MCA無線、NTT電話等通信手段の確保
  - エ 災害情報カメラ及びヘリコプターテレビ電送システムの映像
  - オ 県防災無線の確保
  - カ 総合防災情報システム端末
  - キ 携帯ラジオ
- 2 区本部

区本部が設置された場合、参集した関係職員は、直ちにあらかじめ指定した場所で区本部室が 機能できるよう、必要なものを準備する。

#### 第3節 災害対策本部・区本部における初動対応

災害対策本部体制を執った時点において、消防局ではいち早く、消防指揮本部体制が執られており、 又、119番通報により、ある程度の被害状況把握も進んでいる。したがって、震災総合シミュレー ションシステムの被害予測結果と、消防局からの情報、災害情報カメラやヘリコプターテレビ電送シ ステムによる映像情報等に基づき、災害対策本部での災害対応の基本方針を決定する。

- 1 災害対策本部における災害対応方針
  - (1) 被害の全体像の把握

- (2) 人的被害(死者数)の把握
- (3) 火災被害の把握
- (4) 建物被害の把握
- (5) 応援要請の必要性(自衛隊の派遣・他都市への要請等)
- (6) 優先する応急活動の選択

## 2 区本部における災害対応方針

区本部における情報収集は、消防署・地域要員・市災害対策本部・その他の関係機関からの各種情報等により区本部の基本方針を決定する。

- (1) 被害の全体像の把握
- (2) 人的被害(死者数)の把握
- (3) 火災被害の把握
- (4) 建物被害の把握
- (5) 避難所の状況及び対応策の検討
- (6) 災害対策本部への要請事項の検討

## 第4章 災害情報の収集・伝達【総務局危機管理室、各局室区】

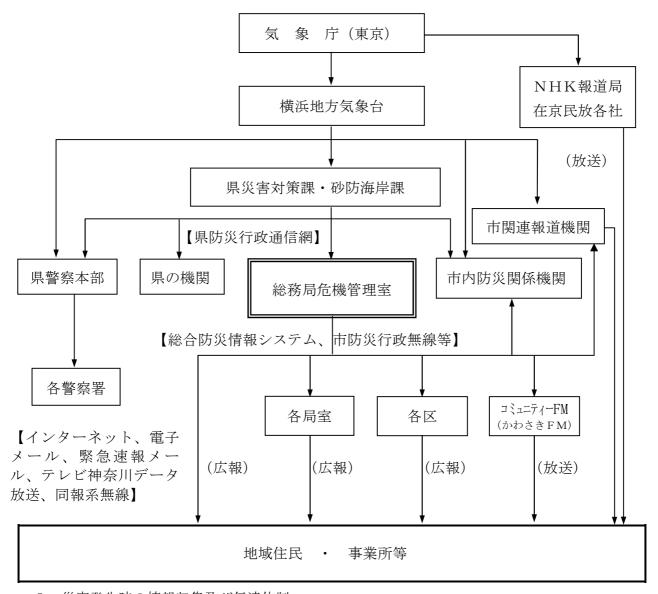
被害状況や災害関連情報の正確かつ迅速な収集伝達を図ることにより災害応急対策を円滑に実施し、 また、地域住民に対し正しい災害情報を適切な時期に提供するため、有線電話、インターネット、電 子メール、緊急速報メール、総合防災情報システム(一斉通知を含む。)、防災行政無線等あらゆる通 信手段を駆使して、通報、伝達、要請等の通信連絡を行うものとする。

## 第1節 連絡体制

1 気象庁からの地震関連情報等の連絡体制

災害が発生し、又は発生の恐れがあるときに、被害の軽減を図るため、防災関係機関、地域住 民等に気象庁からの地震関連情報等を、迅速かつ正確に伝達することが必要である。そのため地 震関連情報等に関する伝達系統は次のとおりとする。

<地震及び津波に関する情報の伝達系統図>津波警報等については第2部第14章「津波対策」参照

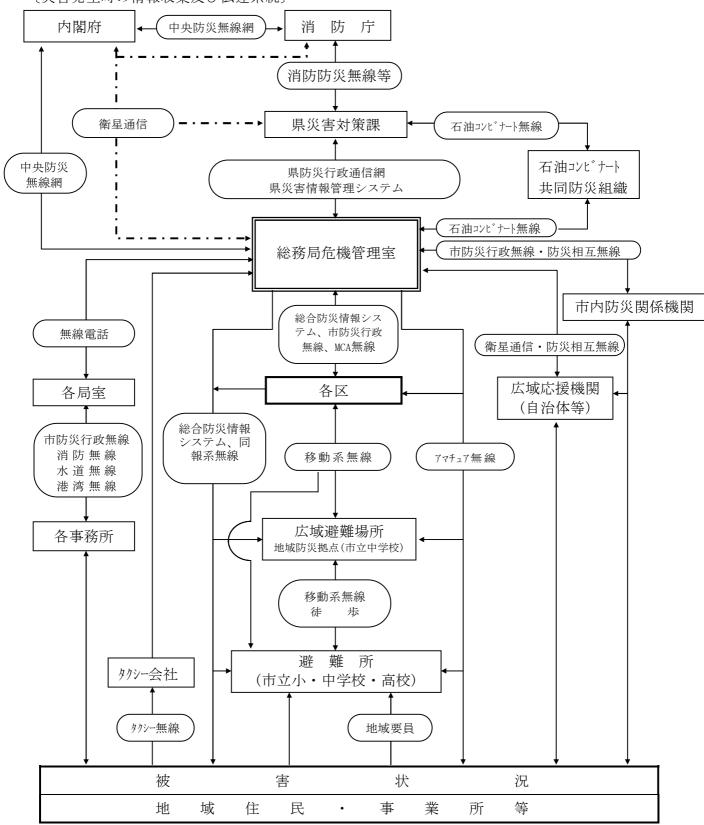


2 災害発生時の情報収集及び伝達体制

災害発生時において、円滑な応急対策活動を実施するためには、市及び防災関係機関等の緊密な連携のもと、災害に関する情報を的確かつ迅速に把握することが必要である。

そのため、災害発生時の情報収集及び伝達系統は次のとおりとする。

## [災害発生時の情報収集及び伝達系統]



#### 3 連絡窓口

災害発生後の情報錯綜等の混乱を避けるため、市及び防災関係機関等は情報連絡を総括する 連絡責任者を配置するとともに、通信連絡に使用する機器を指定して窓口を統一し、通信連絡体 制の確立を図る。

(資料編 連絡窓口一覧表)

## 第2節 通信の確保

災害時において、市及び防災関係機関等並びに地域住民との迅速な情報連絡を図るため、通信手段 の確保が非常に重要となる。ここでは、通信の確保等について定める。

## 1 連絡体制

(1) 連絡責任者の設置

市及び防災関係機関等においては、情報連絡に関する直接の責任者として、連絡責任者を置く。

(2) 習熟

連絡責任者のもとで通信事務を担当する者は、通信機器の的確な操作及び臨機応変な運用が行えるよう、習熟を図る。

## 2 通信設備の確保

(1) 防災行政無線設備

有線通信設備(以下、「有線等」という。)が途絶した場合、市が行う地震情報の伝達、災害対策の指示等は、市防災行政無線(多重系、移動系、同報系及びMCA)の使用を優先し、通信設備の監視、通信統制等を行い、通信の有効な活用に努める。

(2) 衛星通信設備

災害時において、国及び他自治体との情報連絡並びに災害映像の送受信<u>、</u>別途締結した災害時相互応援協定に基づく広域応援要請等を行うため、地域衛星通信ネットワークを活用する。

(3) 多摩防災センターの通信設備

市役所第3庁舎7階の防災センターの予備施設である多摩区役所6階の多摩防災センターには、情報受伝達及び指令ができる通信設備を整備しておくものとする。

(4) 県防災行政通信網及び県災害情報管理システム

県からの地震情報及び各種気象情報の入手並びに県への被害状況の報告を行う県防災行政通信網及び県災害情報管理システムの活用を図り、迅速な情報受伝達を行うものとする。

(5) 石油コンビナート無線

市の臨海部に位置するコンビナート地域に被害が発生した場合には、一般電話の他、県が設置している神奈川県石油コンビナート等防災相互通信用無線を利用して通信を行うものとする。

(6) 災害時優先電話等

市及び防災関係機関等は、災害時に使用する通信設備の確保に努めるものとし、特に電話の発信については、東日本電信電話(株)が指定する災害時優先電話を使用するものとする。また、電話回線数が不足する場合は、速やかに臨時電話の準備を行うものとする。

(7) 総合防災情報システムの整備

各種情報の収集・蓄積・共有・受伝達・集計、災害対策の指示、広報等を迅速・正確に行う

ため総合防災情報システムを活用するものとする。

#### (8) 設備の応急措置

有線・無線通信機能が損傷又は停止した場合、早急な機能回復を図るための体制をとる。

(資料編 災害時における通信施設等の整備協力に関する協定書(川崎市通信設備連絡協議会))

#### 第3節 災害情報の収集・伝達

市は、震災の発生直後、所管業務に基づき情報の収集を行うとともに、情報の集約を図り、必要な情報を防災関係機関等に提供するものとする。

また、一体的な災害応急対策を実施するため、防災関係機関や防災上重要な施設の被害状況並びに 地域住民からの通報・要請等について、詳細かつ具体的に把握し、調査結果を災害対策本部各組織及 び関係機関に対し周知する。

#### 1 情報収集・伝達体制

(1) 地域要員による情報収集

地域要員は発災直後、地域の災害情報の収集を行うものとし、情報を整理し各地域防災拠点で集約のうえ、所管する区本部に伝達を行うものとする。

(2) 防災関係機関の情報収集

災害対策本部への情報受伝達手段として、総合防災情報システム、有線等を使用し、有線等 が途絶した場合は、市防災行政無線等を使用するものとする。

(3) コミュニティーFM (かわさきFM) 等

多くの市民に、市からの災害情報を伝達するため、市内をサービスエリアとするコミュニティーFM(かわさきFM)を活用する。また、広域的には「災害時等における放送要請に関する協定」に基づき協定を締結する各報道機関に、放送要請を行うものとする。

(4) タクシー無線

災害発生直後の市内の被害状況の迅速な把握を行うため、社団法人神奈川県タクシー協会川崎支部、川崎個人タクシー協同組合及び川崎第一個人タクシー協同組合に協力依頼を行い、協会及び組合に加盟する各社が保有するタクシー無線を活用して、被害情報の収集を図る。

(5) アマチュア無線

災害対策本部と避難所間等の情報連絡及び災害情報の収集伝達のため、川崎市アマチュア無線情報ネットワークに協力依頼を行い、情報受伝達網の補完を図るものとする。

(6) インターネット等

災害対策本部、区本部、地域防災拠点、避難所間等の情報受伝達を迅速かつ的確に行うため、 総合防災情報システム及びインターネットを利用したパソコンや携帯電話の活用を図る。

(7) 市保有無線

市防災行政無線以外の各部が保有する消防用無線、港湾業務用無線等のあらゆる通信設備を 利用し、災害情報の受伝達を図るものとする。

(8) 非常無線

災害時において、有線等が途絶又は輻輳し、かつ無線通信設備についても重大な障害等が発生して防災関係機関等相互の通信が困難になった場合は、関東地方非常通信協議会に加入の各機関所属無線局等を利用し、災害に関する通信の確保を図るものとする。〔電波法第52条第4

項に定める非常無線に該当〕

2 映像による災害情報の活用

災害情報の受伝達手段として映像情報は被災地の情報の客観的かつ適切な判断に寄与するため、 初動対応及び応急対策等への活用を図るものとする。

(1) 災害情報カメラ

市役所第3庁舎、多摩区総合庁舎、西生田中継所及び川崎市港湾振興会館(川崎マリエン) に設置している災害情報カメラからの映像情報を、災害対策本部の大型映像画面、市総合防災 情報システム等に映し出し、被害状況の把握、応急対策活動等に活用する。

(2) ヘリコプターテレビ電送システム映像情報

消防ヘリコプターに設置しているテレビ電送システムを利用し、市内上空から撮影した映像 情報を、消防局から災害対策本部等に電送し、被害状況の把握、応急対策活動等に活用する。

- 3 異常現象発見者の通報
  - (1) 発見者の通報義務

災害が発生し、又は発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、直ちに最寄りの市行 政機関(職員)又は警察署(官)若しくは海上保安署(官)に通報する。

(2) 市の処置

異常現象の通報を受けた市は、遅滞なく県及び関係機関に通報する。

(資料編 神奈川県・横浜市・川崎市災害時映像情報相互提供システムの運用に関する覚書)

(資料編 神奈川県石油コンビナート等防災相互通信用無線局の管理及び運用に関する協定書)

(資料編 災害情報等の放送に関する協定書(かわさき市民放送))

(資料編 災害時等における放送要請に関する協定書(日本放送協会横浜放送局、

アールエフラジオ日本、テレビ神奈川、横浜エフエム放送))

(資料編 災害時等におけるケーブルテレビ事業者との情報伝達の要請に関する協定

(イッツコミュニケーションズ株式会社、株式会社ジェイコム関東せたまち局、YOUテレビ株式会社))

(資料編 ケーブルテレビ放送を活用した防災気象情報の提供に関する覚書

(イッツコミュニケーションズ株式会社))

(資料編 地上デジタル放送を活用した防災気象情報の提供に関する覚書(株式会社テレビ神奈川))

(資料編 災害情報等の相互提供に関する協定(株式会社レスキューナウ)

(資料編 災害時タクシー無線の災害情報通信の協力に関する協定

(神奈川県乗用自動車協会川崎支部ほか))

(資料編 災害時アマチュア無線の災害情報通信の協力に関する協定(川崎市アマチュア

無線情報ネットワーク))

(資料編 関東地方非常通信協議会会則)

#### 第4節 防災行政無線等の運用

市民に対する地震情報等の伝達、市及び防災関係機関等相互間の気象警報・注意報の伝達、災害対策の指示及び要請、災害関連情報の伝達等については、市防災行政無線等を有効に活用し運用するものとする。

なお、気象庁が発表する緊急地震速報の市民等への伝達については、市総合防災情報システムと市

役所庁舎、区役所庁舎等市施設の放送設備との連携を図るとともに、他の情報通信システムの活用など効果的な伝達方法についても検討を行うものとする。

#### 1 無線設備の配置

- (1) 市防災行政無線は、次の無線系をもって全体のシステムを構成する。
  - ア 多重系
  - イ デジタル移動系
  - ウ衛星系
  - 工 同報系
  - オ テレメータ系
  - カ MCA (財団法人移動無線センターによる運営)
- (2) 無線設備全体の運用を統制するため、第3庁舎7階に無線統制局を置く。ただし、MCAについては財団法人移動無線センターが統制を行う。
- (3) 災害による停電等に備えて、無線設備の運用に万全を期するため、発動発電機、蓄電池等の非常用電源設備の配置を行い、重要な無線設備の使用可能時間を3日以上確保できるよう努める。

#### 2 運用

市防災行政無線は、「川崎市防災行政無線管理運用規程」、「川崎市防災行政無線管理運用要綱」等に基づき、次のとおり運用する。

- (1) 無線通信の手段
  - ア 多重系は、市役所、区役所、支所、防災関係機関等との間で、音声及びファクシミリによる通信を行う。
  - イ 衛星系は、本市と国や他自治体との間で、音声、ファクシミリ、データ及び映像による通信を行う。
  - ウ 同報系は、屋外受信機及び戸別受信機に対し、音声による一斉通報を行う。
  - エ 移動系は、市役所、区役所、支所、防災関係機関等との間で、半固定型無線機、車載型無 線機及び携帯型無線機により、音声、ファクシミリによる通信を行う。
  - オ テレメータ系は、雨量、水位及び潮位の観測データの通信を行う。
- (2) 通信の種類
  - ア 個別通信:2無線局相互間の音声、ファクシミリ及び映像通信
  - イ 順次通報:ファクシミリ設置局に対し、組織別に順次行う通報
  - ウ 一斉通報:各無線局に対し、音声又はファクシミリにより一斉に行う通報
  - エ 非常一斉通報:緊急事態においてのみ、固定系、デジタル移動系、同報系の全無線局に対し、音声により一斉に行う最優先の通報
- (3) 運用時間

常時とする。

(4) 管理及び運用組織

無線局を統括する組織の長として、「統括管理者」及び「副統括管理者」を、また、無線設備を管理する責任者として「無線管理者」を、さらに各無線局には「無線使用管理者」をそれぞれ配置し、運用する組織として、「通信取扱責任者」及び「通信取扱者」を無線使用管理者の下に置く。

統括管理者は、総務局長とする。

(5) 通信統制

非常災害時において、通信回線の混信、輻輳等を避けるため統括管理者は次の通信統制を行う。ただし、MCAについては財団法人移動無線センターの統制に従う。

ア 通話時間統制

通話時間は5分以内とし、必要に応じて、統制局において通話強制終了10秒前に予告音を出した上で回線を遮断する。

#### イ 発着信統制

必要に応じて、統制局において市防災行政無線等の発着信を制限する。

(資料編 川崎市防災行政無線管理運用規程)

(資料編 川崎市防災行政無線管理運用要綱)

(資料編 川崎市防災行政無線系統図)

(資料編 同報系屋外受信機設置一覧表)

(資料編 雨量・水位テレメータ無線観測局設置図)

## 第5節 衛星通信の運用

国及び他自治体との情報受伝達並びに災害映像の送受信、他自治体との相互応援協定に基づく応援 要請を行うため、衛星通信を活用し運用するものとする。

1 無線設備の配置

電話及びファクシミリ並びに映像の送受信が行える衛星地球局設備を市役所に配置するとともに、各区役所、消防局及び多摩防災センターに衛星系映像受信専用装置 (TVRO)を配置する。

## 2 運用

- (1) 衛星地球局の運用については、「川崎市防災行政無線管理運用規程」、「川崎市防災行政無線管理運用要綱」等に基づき運用する。
- (2) 市役所に設置する衛星地球局の通信内容は、次のとおりとする。

ア 国からの音声一斉指令及びファクシミリー斉指令の受信

イ 国及び他自治体との電話、ファクシミリ、データ及び映像情報の送受信

(3) 消防局に設置する受令装置等の通信内容は、次のとおりとする。

ア 国(消防庁)からの音声一斉指令及びファクシミリー斉指令の受信

イ 市役所、国及び他自治体からの映像情報の受信

(4) 各区役所及び多摩防災センターにおける通信内容は、次のとおりとする。 市役所、国及び他自治体からの映像情報の受信

## 第6節 防災相互無線の運用

市と他自治体からの応援無線局及び防災関係機関所属の無線局との情報連絡には、防災相互通信用無線を活用するものとし、本市が他の都県市から応援を受ける場合の防災相互通信用無線局の運用は、次の方法による。なお、神奈川県石油コンビナート防災相互無線局についても同一の周波数を使用しているため、運用時には調整を図るものとする。

1 市から応援要請を行う際に、応援都県市との間で防災相互無線局の使用について調整を図るも

のとする。

- 2 応援車両等との連絡は、防災相互無線局を使用する。
- 3 市は応援要請を行った時点で統制局となる防災相互無線局を開局し、通信統制を行う。
- 4 応援活動を行うために派遣される車両等には、可能な限り防災相互無線局を携帯させるよう依頼するものとする。
- 5 市に派遣された車両等が防災相互無線局を開局した場合には、現に運用中の通信を妨げない範囲で速やかに、都県市名、識別符号、現在地等を統制局に対し連絡するものとする。
- 6 応援に駆けつけた都県市の防災相互無線局は、原則として統制局の指示に従い通信を行うもの とする。
- 7 防災相互無線局の閉局は、統制局の指示によるものとする。ただし、閉局の際に統制局が開局 していない場合は、開局中の防災相互無線局各局で協議して閉局するものとする。

# 第7節 災害情報の整理・報告

災害時における応急対策活動等で必要となる情報は、被害情報、避難情報、気象情報等の災害情報 であり、各局区長は速やかに各種情報の把握を行い、市長に報告する。

- 1 報告内容
  - (1) 被害の状況
  - (2) 災害応急対策の実施状況避難状況、救助活動、応急措置のほか、応急対策の実施方針、動員状況等
  - (3) 応急対策上参考となる情報
  - (4) その他必要な事項
- 2 情報の整理

災害応急対策を円滑に実施するため、被害等の情報は総合防災情報システムを用いて、次により具体的に整理するものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害が発生した日時
- (3) 災害が発生した場所又は地域
- (4) 被害の程度
- (5) 災害に対してとられた措置
- (6) その他必要な事項
- 3 報告の方法
  - (1)被害状況報告(速報)

発災直後において、被害状況の概要を全般的に把握することを目的として、迅速性を第一に 被害の有無やその程度等を概括的に収集し、逐次市長へ報告する。

(2)被害状況報告(中間·確定報告)

市長の指示に基づき、逐次、発生直後の情報に加え、新たに被害状況等が判明次第、その事項を加え中間報告する。

また、各局長・区長は被害の状況がすべて明らかになった時点で、最終の被害報告を行う。

4 県知事への報告

市長は、災害の状況と被害規模に関する概括的情報等を把握できた範囲から、直ちに県災害情

報管理システム等によって県知事に報告する。

# 第8節 地震関連情報の収集・伝達

# 1 地震関連情報

横浜地方気象台から、神奈川県を通じて通報される地震関連情報は、次のとおりとする。(津波 関連情報については第2部第14章に、東海地震に関連する情報については第6部第2章に掲載す る。)

地震情報の種類	発表基準	内容	
震度速報	• 震度 3 以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を187地域に区分)と地震の発生時刻を速報。	
震源に 関する 情報	・震度3以上(津波警報・注意報を発表した場合は発表しない)	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。	
震源・震度 に関する 情報	・震度3以上 ・津波警報・注意報発表時 ・若干の海面変動がある場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。	
各地の 震度に 関する 情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。	

# (2) 地域名

地震情報で用いる地域名は、次のとおりとする。

神奈川県東部	横浜市、川崎市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、 三浦市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、三浦郡(葉山町)、高座郡(寒 川町)、中郡(大磯町、二宮町)
神奈川県西部	小田原市、相模原市、秦野市、厚木市、伊勢原市、南足柄市、足柄上郡(中井町、大井町、松田町、山北町、開成町)、足柄下郡(箱根町、真鶴町、湯河原町)、愛甲郡(愛川町、清川村)

## (3) 気象庁が震度を発表する市内の震度観測点

## 観測地点

川崎川崎区宮前町※、川崎川崎区中島、川崎川崎区千鳥町、川崎幸区戸手本町、川崎中原区小杉陣屋町※、川崎中原区小杉町、川崎高津区下作延、川崎宮前区宮前平、川崎宮前区野川、川崎多摩区登戸、川崎麻生区万福寺、川崎麻生区片平

(計12か所)

※:本市以外で設置したもの

## 2 地震関連情報の伝達

県、その他の防災関係機関等から受理した地震関連情報、市で観測した震度情報等は、総合防災情報システム、インターネット、電子メール、市防災行政無線等により直ちに関係機関、住民等に伝達する。地震関連情報の流れは、「第1節 連絡体制」によるものとする。また、市防災行政無線の放送基準は次の要領による。

放送手段	放送手段    手動放送		自動放送 (全市一斉)
被害有無通報区分	被害・有	被害・無	
震度4	(選択ボタン:緊急一斉) 震度情報・被害情報		
震度 5 弱	(選択ボタン: 緊急一斉) 震度情報、被害発生情報	(選択ボタン:緊急一斉) 震度情報、被害なし情報	安全確認情報 「ただいま、川崎市内に 強い地震がありました。
震度 5 強			火の元や身の安全に気を つけ、落ち着いて行動し てください。」
(選択ボタン:緊急一斉) 震度情報、被害情報、避難勧告及び指示、避難所開 設情報 (地震発生後は、サイレンを使用しない)		注意喚起情報 「ただいま、大変強い地震がありました。火を消してください。あわてて、外に飛び出さないでください。落ち着いて行動してください。」	
津 波	(選択ボタン:海岸) ・津波注意報 ・津波警報(サイレン吹鳴とする) ・津波注意報解除、警報解		
ライフライン	(選択ボタン:対象地区一 ・「大規模事故に係る防? せ」に基づく		
誤報	(選択ボタン:対象地区一: 誤報訂正情報(自動放送の		

東海地震 予知情報	(選択ボタン:緊急一斉) ・東海地震注意情報 ・東海地震予知情報 ・警戒宣言(サイレン吹鳴:音声+サイレン+音声とする)	
--------------	--	--

# 第9節 広報・広聴【総務局危機管理室、市民情報室、市民・こども局シティセールス・広報室、 区、消防局】

地震発生後、広報及び広聴活動を積極的に実施し、救援救護対策や応急復旧対策の万全を期するとともに、必要に応じ、収集された広域のあらゆる情報やニーズを防災関係機関等や地域住民に情報を発信する地元密着型の地域情報ステーションを被災地近傍に設置し、人心の安定を図るものとする。

#### 1 災害広報の実施

地震発生後直ちに広報活動を開始し、住民に対して地震に関する正しい情報を提供することにより、混乱の発生防止に努めるものとする。

## (1) 広報事項

- ア 地震発生直後の広報
  - (ア) 地震・津波に関する情報
  - (イ) 混乱防止の呼びかけ
  - (ウ) 避難勧告、指示に関する事項
  - (エ) 出火防止の呼びかけ
  - (オ) 人命救助協力の呼びかけ
  - (カ) 被害状況
  - (キ) 応急対策進捗状況
  - (ク) その他必要な事項

# イ その後の広報

- (ア) 地震・津波に関する情報
- (イ) 被害情報及び応急対策実施状況
- (ウ) 生活関連情報
  - a ライフラインの被害と復旧の見込み
  - b 物資の供給状況
- (エ) 安否情報
- (オ) 教育に関する情報
- (カ) 医療機関の活動状況
- (キ) 道路交通状況
- (ク) その他必要な事項
- (2) 広報の方法

## ア ラジオ・テレビの利用

- (ア) 「災害時等における放送要請に関する協定書」に基づく放送依頼
- (イ) 災害時におけるスポット放送
- (ウ) 市政広報番組の利用

### (エ) 特別報道番組の要請

イ 市防災行政無線の活用

市防災行政無線同報系無線を活用し、音声による情報提供に努める。

- ウ コミュニティー FM (かわさき FM) の活用 コミュニティー FM (かわさき FM) を活用し、音声による情報提供に努める。
- エ テレビ神奈川データ放送の活用 テレビ神奈川の地上デジタル放送のデータ放送を活用し、文字による情報提供に努める。
- オ ケーブルテレビの活用

ケーブルテレビ事業者の情報媒体 (ケーブルテレビ、インターネット網) を活用し、文字による情報提供に努める。

カ インターネットの活用

インターネットによる「川崎市ホームページ」や「川崎市防災情報ポータルサイト」、携帯電話による「モバイル川崎」、電子メールによる「防災気象情報メール」等を活用し、文字や画像による情報提供に努める。

キ 緊急速報メールの活用

携帯電話による緊急速報メールを活用し、文字による情報提供に努める。

- ク 広報車の活用
  - (ア) 災害の状況に応じて、広報車等を確保し、必要と認める地区へ派遣し広報を実施する。
  - (4) 広報車による広報は、音声のみならず、状況によっては、印刷物の配布も行う。
- ケ 消防ヘリコプターの活用

必要に応じて消防ヘリコプターを使用し広報を実施する。

コ 職員による広報

広報車の活動不能な地域、その他必要と認められる地域については、職員を派遣し広報を 行う。

サ 広報印刷物等の配布

必要に応じて広報紙等を作成し、広報又は情報提供を行う。

シ 防災テレホンサービス

同報系無線屋外受信機で放送した内容については、防災テレホンサービスにより市民に 提供する。

- (3) 報道機関への情報提供
  - ア 災害発生後において把握した市内の被害状況については、報道機関を通じて発表する。定時的に発表するもののほか、必要に応じて臨時に発表するものとする。また、重大な被害が発生又は発生するおそれがあるときは、記者会見を開催し、状況説明等を行うものとする。
  - イ 報道機関から災害報道のための資料提供依頼を受けた場合は、積極的に協力するものとす る。
  - ウ 市内の被害状況等により必要に応じて、報道機関のためのプレスセンターを市役所第3庁 舎3階食堂に設置する。
- 2 災害広聴の実施

広域災害発生時において、甚大な被害が生じた場合には、人心の動揺、混乱により社会不安の おそれがあるため、被災者の生活相談や援助業務等の広聴活動を行い、応急対策・復旧対策に 住民の要望等を反映させることとする。

#### (1) 実施体制

- ア 平常時の広聴機能に加え、被災者の要望等を把握するため、必要に応じて被災地の公共施 設や避難所に、臨時相談所を設置するものとする。
- イ 相談業務の担当は、総務局及び区において所管する。
- ウ 臨時相談所を設置した場合は、インターネット、電子メール、同報系無線、コミュニティーFM(かわさきFM)、広報紙等によりその旨を広報する。
- (2) 要望等の処理
  - ア 相談要望、苦情等を聴取し、速やかに各機関に連絡し、早期解決に努める。
  - イ 処理方法の正確性を図るため、聴取用紙等を備える。
- (資料編 災害情報等の放送に関する協定書(かわさき市民放送))
- (資料編 災害時等における放送要請に関する協定書(日本放送協会横浜放送局、 アールエフラジオ日本、テレビ神奈川、横浜エフエム放送))
- (資料編 災害時等におけるケーブルテレビ事業者との情報伝達の要請に関する協定 (イッツコミュニケーションズ株式会社、株式会社ジェイコム関東せたまち局、YOUテレビ株式会社))
- (資料編 ケーブルテレビ放送を活用した防災気象情報の提供に関する覚書

(イッツコミュニケーションズ株式会社))

- (資料編 地上デジタル放送を活用した防災気象情報の提供に関する覚書(株式会社テレビ神奈川))
- (資料編 災害情報等の相互提供に関する協定(株式会社レスキューナウ)
- (資料編 災害時アマチュア無線の災害情報通信の協力に関する協定 (川崎市アマチュア

無線情報ネットワーク))

# 第4部 応急対策計画

## 第1章 消防対策【消防局】

我が国の地震発生による被害は、建築物の倒壊、がけ崩れ、道路・橋りょうの損壊等多岐にわたる。なかでも大正 12 年の関東大地震、平成7年1月に発生した兵庫県南部地震にみられるとおり、市民の生命、身体、財産に影響を及ぼすのは、地震による火災と家屋等の倒壊である。この地震による被害の拡大を防止し、又は軽減を図るため、防災関係機関が一体となった消防対策を定め、消防機関の指揮、調整のもとに消防活動を実施する。

#### 第1節 消防の組織

1 消防指揮本部の組織

川崎市災害対策本部が設置されたとき、又は消防長が必要と認めたときは、警防体制の確立と指揮命令の徹底を期すため、消防局に消防指揮本部を、各消防署に方面指揮本部を設置し、震災時の特別警戒体制を確立する。

2 事務分掌

消防指揮本部及び方面指揮本部の事務分掌は、川崎市災害対策本部規程による。

- 3 消防隊等の編成
  - (1) 事前計画に基づき、参集職員によって非常用消防自動車、特殊車両等による増強隊を編成する。
  - (2) 地震時の同時多発火災等に対応するため、消防隊・救助隊・救急隊を主体に編成し運用する。
- 4 消防職員の動員体制

市域に震度「5強」以上の地震が発生したときは、次により非直職員(命令時勤務を要しない者) の動員を行って特別警戒体制を確立し、警防活動の万全を図る。

(1) 自主参集

市域に震度「5強」以上の地震を認知した非直職員は自発的に参集する。

(2) 参集場所

消防職員は、自らの勤務場所又は指定された場所とする。

#### (本章末資料 消防署所配置図)

(資料編 川崎市災害対策本部規程)

## 第2節 警防活動

1 活動方針

地震時の警防活動は、災害発生件数、災害規模及び災害態様に応じて、消防力を効率的に運用し、 次により、人命の安全確保と被害の軽減を図ることを主眼とする。

(1) 消火活動

火災が多発したときは、全消防力をもって消火活動を行う。

(2) 救助活動

火災発生件数より消防力が優位な場合は、消火活動と平行して救助活動を行う。

- 2 部隊運用
  - (1) 地震発生後の初動時における消防隊運用は、方面指揮本部長が決定するものとし、消防隊等の編成は、事前計画により行う。

(2) 火災が拡大し、方面指揮本部の運用では対応が困難な場合においては、消防指揮本部長が全市 的な見地から統括して消防隊の運用を行う。

#### 3 情報収集伝達

市全域の被害状況を収集するために消防ヘリコプターに装備するヘリコプターテレビ電送システムにより、被害映像を消防指揮本部及び災害対策本部に対して伝送する。消防指揮本部、方面指揮本部は、災害対策本部及び区本部に対して収集した情報を提供し、また必要な情報の提供を受ける。

4 消火活動(地震火災防ぎょ)

次の原則に基づき、消火活動を実施する。

(1) 攻勢防ぎょ

火災件数が少なく現有消防力での初動時に鎮圧できる見込みのときは、積極的な攻勢防ぎょ活動を展開して一挙に鎮圧を図る。

(2) 重点防ぎょ

事前計画に基づく消火活動優先地域を重点に防ぎょする。しかし、現有消防力で対応が困難な場合においては、他の区域から応援を求めると同時に、防ぎょ線を設定して集中的な防ぎょ活動を行う。

(3) 避難路防ぎょ

延焼拡大して広域的に避難の必要があるときは、避難路確保に全力をあげて防ぎょ活動を行い、 避難者の安全を図る。

(4) 市民優先防ぎょ

事業所等の火災に対しては、市街地に延焼拡大のおそれあるときに限り局部的に防ぎょし、一般市街地の火災防ぎょ活動を優先する。

5 救助、救急活動

地震により、多数の人命被害が発生し、又はそのおそれがあるときの救助、救急活動は、次により人命保護を迅速的確に行う。

(1) 救助活動

同時多数の要救助者の救助活動を行う必要があるときは、全市的に救助隊の統括運用を行うとともに、高度救助資機材等を有効に活用し、効率的に救助活動を行う。

(2) 救急活動

初動時の救急活動体制を確立するため、各消防署に応急救護所を開設する等、医師又は救急救命士等によるトリアージ及び応急処置の活動を行い、医療救護所、収容可能な医療機関及び後方医療機関への搬送を実施する。

6 航空活動

航空隊は、初動時の被害状況の把握、救助、救急、消火活動のほか、必要に応じて人員、物資及 び資機材の輸送、広報活動の調整を行い実施する。

7 応援消防隊等の要請

消防指揮本部長が本市消防力で対応困難と判断したときは、消防組織法の規定に基づき緊急消防援助隊等を要請する。

## 第3節 消防団

1 消防団指揮本部の開設

消防指揮本部・方面指揮本部が設置されたときは、各消防署に消防団指揮本部を開設する。消防団指揮本部は、方面指揮本部と連携を密にし、方面指揮本部長の所轄の下に団員を指揮統制するものとする。

2 消防団員の動員体制

市域に震度「5強」以上の地震が発生したときは、次により消防団員の召集を行って警防体制の 強化を図り、災害活動にあたる。

(1) 自主参集

市域に震度「5強」以上の地震を認知した消防団員は、自発的に参集する。

(2) 参集場所

消防団員は、所属の器具置場又は指定された場所とする。

3 部隊の編成等

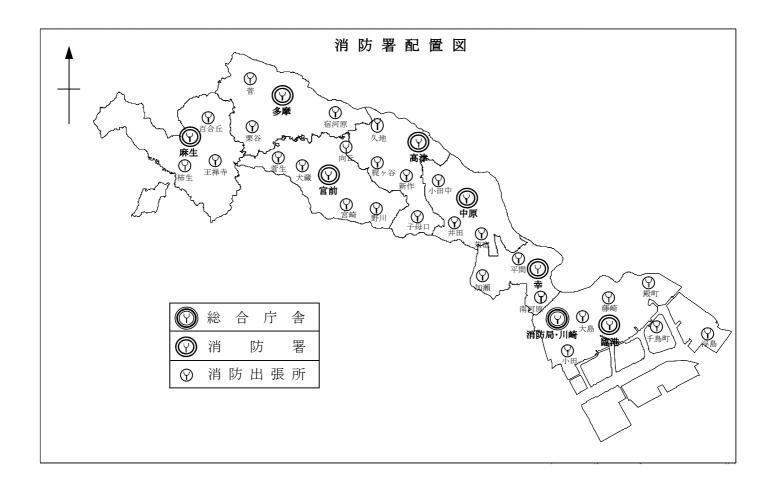
各器具置場に配備されている小型動力ポンプ付積載車及び手引動力ポンプにより消火隊を編成する。

## 4 部隊運用

- (1) 原則として、通常時の災害出場区分に従い、方面指揮本部長の所轄の下に、管轄区域内の火災 防ぎょ活動を優先する。
- (2) 管轄区域外への出場は、消防指揮本部長の特命による。

## 第4節 他の防災関係機関との連携

警察、自衛隊、医療関係機関等と相互に密接な協力・連携により、消防活動を実施するものとする。



## 第2章 警備活動【神奈川県警察】

警察は、大地震が発生した場合には、被害の拡大を防止するため、警備体制を早期に確立し、警察の総力を挙げて人命の安全を第一とした迅速、的確な災害対策等を実施することにより、市民の生命、身体及び財産の保護、交通秩序の維持、各種犯罪の予防検挙その他公共の安全と秩序を維持して、被災地における治安維持に万全を期することとする。

## 第1節 警察の警備体制

- 1 警備体制の確立
  - (1) 警察は、大地震が発生した場合には、警察本部に警察本部長を警備本部長とする警備本部を、市内各警察署に警察署長を警備本部長とする警察署警備本部を設置して、指揮体制を確立するとともに、警察署警備本部と市は必要に応じてお互いに要員を派遣し、協力・連携体制を強化する。
  - (2) 警察は、警備部隊等の編成を行うほか、事案の規模及び態様に応じて迅速・的確な部隊運用を行う。
- 2 災害応急対策の実施

警察は、市及び防災関係機関等と連携して次の対策を実施する。

情報収集・連絡

警察は、災害警備上必要な情報収集を行い、収集した情報を、必要により防災関係機関等に連絡する。

(2) 救出救助活動

警察は、把握した被災状況に基づき、迅速に機動隊、広域緊急援助隊等の部隊を被災地を管轄する警察署等に出動させ、市及び防災関係機関等と協力して、被災者の救出救助活動を実施する。また、被災地を管轄する警察署長は、消防等防災関係機関の現場責任者と随時、捜索区割り等現場活動に関する調整を行う。

(3) 広報活動

警察は、災害の状況、その見通し、避難措置、犯罪の予防、交通規制、人心の安定と混乱防止のための広報活動を、市及び報道機関等と緊密な連携のもとに積極的に実施する。

(4) 避難指示等

警察官は、災害対策基本法第 61 条又は現場の状況に応じ警察官職務執行法第 4 条により、避難の指示又は避難の措置を講じる。なお、避難誘導にあたっては、高齢者、障害者、乳幼児等の災害時要援護者に十分配慮する。

(5) 津波対策

警察は、津波予報及び警報・注意報が発表された場合又は津波による被害が発生するおそれがある場合は、迅速かつ正確な情報の伝達・通報並びに沿岸住民等に対する避難の指示及び安全かつ効率的な避難誘導を行う。

(6) 交通対策

警察は、被災地における交通の混乱防止を図り、災害応急対策活動が円滑に行われるように、被災規模・状況に応じて、一般車両の通行を禁止する区域及び通行を制限する区域の設定や、緊急交通路の確保など必要な交通規制を実施する。

(7) 危険物等対策

警察は、大規模災害発生時に、石油コンビナート等の危険物施設、火災原因となるおそれのある 薬品を管理する施設、ボイラー施設、地下街等の危険箇所について、速やかに、大規模な火災、有 害物質の漏えい、爆発等の発生の有無の調査を行い、状況に応じて施設内滞在者及び施設周辺住民 の避難誘導や交通規制等災害の拡大を防止するための的確な措置を行う。

#### (8) 防犯対策

警察は、被災地の無人化した住宅街、商店街等における窃盗犯や救援物資の輸送路及び集積地における混乱、避難所におけるトラブル等を防止するため、被災地及びその周辺におけるパトロールの強化、避難所等の定期的な巡回等を行う。

また、被災地において発生しがちな悪質商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力団による 民事介入暴力等の取締りを重点的に行い、被災地の社会秩序の維持に努める。

## (9) ボランティア等との連携

警察は、自主防犯組織等のボランティア関係組織・団体との連携を図り、被災地における各種犯罪、事故の未然防止と、被災住民等の不安除去等を目的として行われるボランティア活動が円滑に行われるよう必要な支援を行う。

#### (10) 広域応援

警察は、被害規模に応じ、広域緊急援助隊等県外からの応援部隊の派遣要請を行う。

## 第3章 交通対策【建設緑政局、港湾局、区、神奈川県警察、第三管区海上保安本部】

### 第1節 道路の啓開活動【建設緑政局、港湾局、区】

震災時における道路の状況次第では被災者の救助・救出・消火等の緊急活動作業に著しい影響を及ぼす。したがって、緊急活動道路(第2部第8章参照)に指定された路線から優先的に道路機能を復元する啓開活動を行うものとする。

#### 1 道路

地震により道路が破損した場合、救助・救出・消火等の緊急活動に著しい影響を及ぼすので、地 割、陥没等に対し応急措置を実施し交通の確保を図るものとする。

#### 2 橋りょう

地震により、橋りょうが破損、落橋した場合、緊急活動に著しい影響を及ぼすので、仮橋の設置、 補強等の応急措置を実施し、交通の確保を図るものとする。

#### 3 障害物

地震時に倒壊した家屋、転倒落下物、及び放置自動車等によって発生する障害物は被害の拡大、 避難・消火・救助等の応急対策活動全般に著しい影響を及ぼすので、この障害物の除去を速やかに 実施する。

#### 4 実施者

啓開活動の実施者は道路施設の管理者が行うものとする。しかしながら、国及び他の道路管理者が管理する道路の啓開活動において要請があれば、市は速やかに協力するものとする。

## 5 実施方法

- (1) 市が管理する道路における啓開活動は区と協議のうえ、道路管理者が速やかに実施する。
- (2) 区長は、道路、橋りょう、河川の被害状況について、被害の種類、発生日時、場所及び規模等を具体的かつ速やかに収集する。
- (3) 応急対策の実施は、区道路公園センターが所管して行う。
- (4) 作業が大規模・広域に及ぶ場合は、協定締結事業者(川崎建設業協会及び神奈川県建設重機協 同組合等)に応援を要請するものとする。
- (5) 作業は、緊急的な応急措置の実施上止むを得ない場合のほか、事後の復旧に支障をきたさない 範囲で実施するものとする。

#### 6 除去した障害物の集積場所

障害物の集積場所については、それぞれの実施者において考慮するものとするが、おおむね次の 場所に集積廃棄又は保管する。なお、この場合、用地管理者等と協議し、あらかじめ選定した場所 とするが災害の状況によっては、河川敷、緑地帯等を一時使用する。

- (1) 廃棄するものについては、遊休地及び空地その他廃棄に適当な場所
- (2) 保管するものについては、その保管する工作物等に対応する適当な場所
- (3) 除去した障害物が二次災害の原因にならない場所
- (4) 避難活動又は避難者収容の支障とならない場所

#### 7 除去した障害物の処理

集積場所の障害物のうち、災害廃棄物等については、「第4部 第11章 災害廃棄物等処理計画」に基づき処理するものとする。その他の障害物については、関係機関及び関係者と協議の上、対応を図るものとする。

#### 8 応援要請

障害物除去の範囲が広範・大規模であり、市及び協定締結事業者では対応が困難な場合、市長は、 県知事に必要な事項を明らかにして人員・車両等の応援派遣の要請を行うものとする。

9 資機材の整備、備蓄

道路、橋りょうの応急対策の実施に必要な資機材等は、次により調達、整備を図るものとする。

- (1) フルコン、砕石、木材、合材等の資材は、区道路公園センターにおいて備蓄する。
- (2) 応急復旧に備え、仮設橋りょう用資機材の調達方法を確立する。

(資料編 災害時における応援に関する協定 (川崎建設業協会))

(資料編 災害時における応急対策を行うための応援に関する協定書(神奈川県建設重機協同組合))

(資料編 災害時における応急対策の協力に関する協定(神奈川県自動車整備振興会))

(資料編 災害時における応急措置の協力に関する協定(川崎港災害対策支援協議会))

## 第2節 道路交通対策【神奈川県警察】

警察は、地震発生後、特に初期段階には、救急・救助、消火及び医療救護活動を迅速に行うため、一般車両の通行禁止・制限や緊急交通路の確保など必要な交通規制を速やかに実施し、緊急通行車両の円滑な通行の確保及び市民等の安全な避難路の確保に努める。

- 1 被災地域への流入抑制及び交通規制の実施
  - (1) 危険防止及び混雑緩和の措置

大地震発生時には、被害の状況を把握し、被災地域への車両の流入抑制を行うとともに、必要な交通規制を迅速・的確に実施し、危険個所の表示、う回路の指示、交通情報の収集及び提供、車両使用の自粛の広報等、危険防止及び混雑緩和のための措置を行う。

(2) 大地震発生時の交通規制等

大地震発生時の交通規制は、被害の規模、地域の道路状況等によって弾力的に行う必要があり、被災地又は被災地周辺地域における交通規制は、時系列別に次により対応する。

ア 被災地等への流入抑制

大地震が発生した直後においては、次により避難路及び緊急交通路について優先的にその機能の確保を図る。

- (ア) 混乱防止及び被災地への流入抑制のための通行禁止区域又は通行制限区域(以下「通行禁止区域等」という。)を設定し、交通整理又は交通規制を行う。
- (イ) 流入抑制のための交通整理又は交通規制を行う場合には、隣接都県と連絡を取りつつ行う。
- (ウ) 高速自動車国道及び自動車専用道路については、通行禁止区域等におけるインターチェンジ等からの流入を禁止する。
- イ 緊急交通路確保のための交通規制

大地震が発生した直後は、道路交通が混乱し、被害の拡大や二次災害が発生することが予想され、住民等の安全かつ円滑な避難の確保、負傷者の救出・救護、消防等災害応急対策のための緊急交通路の確保等が中心となるので、道路交通の実態を把握し、災害対策基本法第76条第1項の規定に基づき緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限する。

ウ 道路管理者等への通知

イによる通行の禁止又は制限を行う場合、道路管理者及び関係都県公安委員会への通知を速

やかに行う。

### エ 警察官の措置

通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより、 災害応急対策の実施に著しい支障を生じるおそれがあると認めるときは、必要に応じ当該車両 その他の物件を付近の道路外へ移動させるなどの措置命令を行い、または自ら当該措置をとる。

### 2 交通情報の収集等

### (1) 交通情報の収集

被災地の交通混乱の防止及び緊急交通路確保等の交通対策を迅速・的確に実施するため、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、ヘリコプター、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、情報通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

### (2) 交通情報の広報

交通規制の内容を運転者、地域住民に周知するため、看板、垂れ幕、広報車両、航空機及び現場警察官による広報を積極的に実施する。

また、テレビ、ラジオ等あらゆる広報媒体を使用して周知に努めるほか、必要に応じて市町村の協力を求める。

### 3 緊急通行車両の確認

災害対策基本法施行令に規定する緊急通行車両であることの確認並びに標章及び緊急通行車両 確認証明書の交付手続きについては、県知事が確認する車両を除いた車両については、県公安委員 会(県警察本部交通規制課、第一交通機動隊、第二交通機動隊、高速道路交通警察隊、各警察署及 び交通検問所)が行う。

(本章末資料 交通規制路線図)

# 第3節 海上交通安全の確保【第三管区海上保安本部】

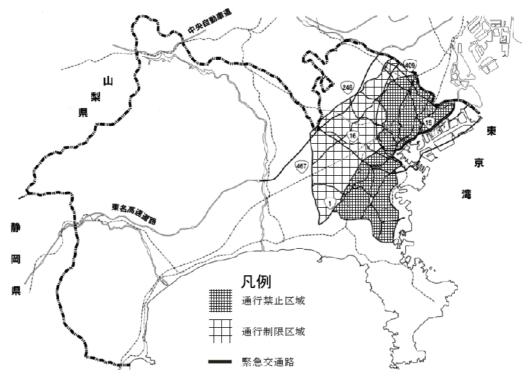
第三管区海上保安本部(横浜海上保安部、川崎海上保安署)は、海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- 1 船舶交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。この 場合、緊急輸送を行なう船舶が円滑に航行できるよう努める。
- 2 海難の発生及び津波による被害が発生する恐れがあると判断される場合など、、船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止するとともに、船舶の移動等の措置を講ずる。
- 3 海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれのあるときは、速やかに必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告する。
- 4 船舶交通の混乱を避けるため、災害の概要、港湾・岸壁の状況、関係機関との連絡手段等、船舶の安全な運航に必要と考えられる情報について、無線等を通じ船舶への情報提供を行う。
- 5 水路の水深に異状を生じたと認められるときは、必要に応じて検測を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。
- 6 航路標識が損壊し、又は流失したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。

出典:神奈川県県土整備部県土整備総務室「地震時行動マニュアル(案) - 初動体制 - 」平成 12 年 3 月

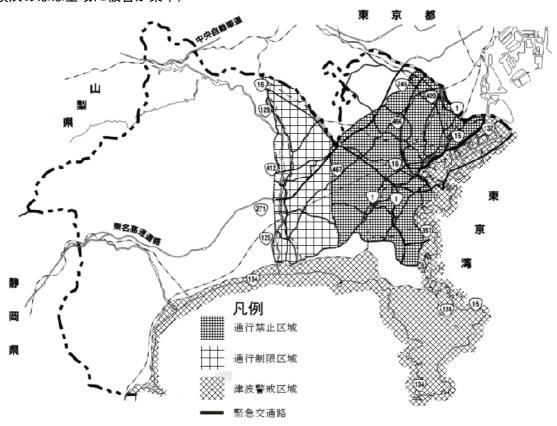
# 南関東(小規模)地震発災時の交通規制図

# (川崎、横浜の臨海部に被害が集中)

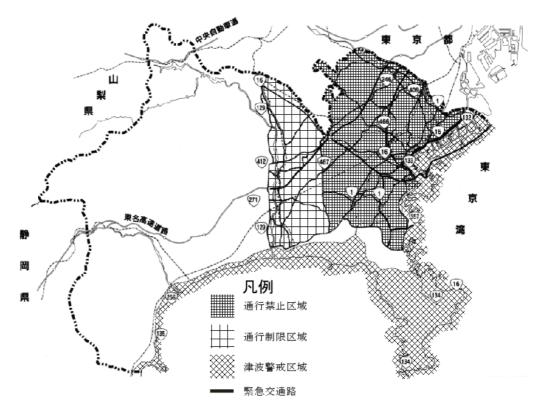


# 南関東(中規模)地震発災時の交通規制図

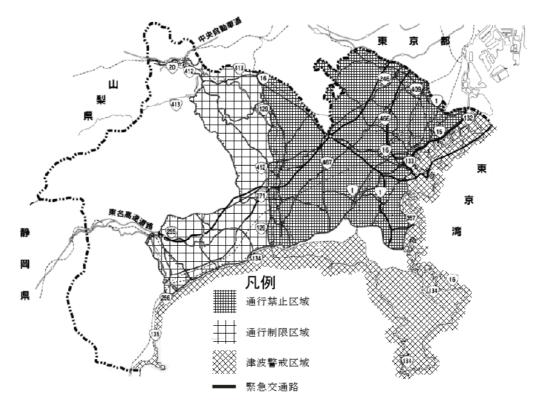
# (川崎、横浜のほぼ全域に被害が集中)



南関東 (大規模) 地震発災時の交通規制図 (東京、川崎、横浜圏の広範囲に被害が集中)



南関東(超大規模)地震発災時の交通規制図 (東京、川崎、横浜圏の広範囲に被害が集中)



# 第4章 医療救護【健康福祉局、病院局、区】

震災時においては、その災害の規模によって、地域の医療機関の通常の診療能力を超えた死傷者の発生、医療機関及び関係機関の機能低下や機能停止、情報通信網の混乱、交通網の遮断、ライフラインの途絶、関係職員の被災等が想定される。これに備え、震災時における市民の医療救護活動を円滑に実施するため医療救護計画(川崎市災害時医療救護活動マニュアル)を策定し、応急医療救護活動の万全を期すものとする。

# 第1節 医療救護活動体制の整備

- 1 医療救護活動における市の役割
  - (1) 災害対策本部健康福祉部の編成

災害対策本部の指揮の下、医療救護活動については、健康福祉局長を長として健康福祉部を 設置し、国・県・他自治体・地域医療関係団体等との連絡調整に関する窓口を一元化して対応 する。

災害時における医療救護体制は、医療救護活動を行う医療救護所をあらかじめ指定するとともに、川崎市医師会、川崎市病院協会等医療関係団体との連携を図り、医療救護班の編成・派遣、患者搬送、患者受入調整、医薬品の確保・搬送等について、時間の経過に応じた体制を確立する。

また、災害時における市民の健康の確保のため、保健医療対策等の地域保健活動を行う。

(2) 保健福祉センターの役割

災害対策本部または区本部は、保健福祉センターに医療・衛生班を設置し、災害発生初期に おける医療救護活動を行うとともに、災害復旧・復興期に至るまで医療・被災者・生活関連情報の収集・提供等を行う。また、必要に応じて保健福祉センターに医療救護所を設置する。

このため、保健福祉センターの医療・衛生班機能を充実・強化し、災害用医療資材の備蓄を 行うとともに、地域医療関係団体の医療救護班及び医療ボランティア等の受入調整・搬送及び 医薬品等の受入調整を行う。

また、災害時における市民の健康の確保のため、被災地の保健医療対策、災害時要援護者対策、防疫対策、環境・食品衛生対策等を実施する。

(3) 市立病院の役割

市立病院は、災害時における入院患者等の安全確保を図るとともに、被災傷病者の応急処置 を含む外来治療及び搬送される重症者等の入院を含む受入れを行う。

また、医療救護活動に必要な災害用医療資材及び医薬品等の備蓄を進める。

2 地域の医療関係団体との連携

市は、災害時の医療救護活動を効果的に実施するため、次の地域医療関係団体との協定等に基づいた協力を要請する。

(1) 川崎市医師会

川崎市医師会は、医療救護班を編成して各休日急患診療所等を拠点として医療救護活動を行う。

(2) 川崎市病院協会

川崎市病院協会は、搬送される被災傷病者の応急処置及び入院を含む受入れ等の医療救護活

動を行う。

# (3) 川崎市歯科医師会

川崎市歯科医師会は、各歯科保健センター及び歯科医師会館を拠点として医療救護班を派遣して医療救護活動を行う。市歯科医師会による医療救護班は、主として歯科医療を要する傷病者に対する応急処置、歯科治療・衛生指導等を行うとともに、必要に応じて死体の検案に協力する。

### (4) 川崎市薬剤師会

川崎市薬剤師会は、災害時における医療救護活動を支援するため、救護組織を編成して傷病者等に対する調剤・服薬指導、医薬品の仕分け・管理等及び救護活動に必要な医薬品等の確保を行う。

### (5) 川崎市看護協会

川崎市看護協会は、医療救護班の派遣に協力し、傷病者等に対し救急看護を提供するととも に、看護ボランティアの派遣調整を行う。

### (6) 神奈川県柔道整復師会川崎南・北支部

神奈川県柔道整復師会川崎南・北支部は、救護組織を編成して傷病者に対する応急救護及び 応急救護に関する衛生材料等の提供を行う。

#### (7) 川崎地区ケア輸送連絡会

川崎地区ケア輸送連絡会は、医療救護活動に必要な患者等の搬送業務を行う。

#### 3 災害医療拠点病院との連携

震災時においては、市内の全医療機関が医療救護活動を担うものであるが、地域における災害 時医療救護の中心的な役割を担うとともに、地域の医療機関を支援する機能を有する災害医療拠 点病院(神奈川県が指定する)との連携を図ることにより、市の災害時医療救護体制を整備する。

医療機関名	所 在 地	電話番号
市立川崎病院	川崎市川崎区新川通12-1	2 3 3 - 5 5 2 1
関東労災病院	川崎市中原区木月住吉町1-1	411-3131
日本医科大学武蔵小杉病院	川崎市中原区小杉町1-396	7 3 3 - 5 1 8 1
帝京大学医学部付属溝口病院	川崎市高津区溝口3-8-3	8 4 4 - 3 3 3 3
聖マリアンナ医科大学病院	川崎市宮前区菅生2-16-1	977-8111
市立多摩病院	川崎市多摩区宿河原1-30-37	9 3 3 - 8 1 1 1

#### 4 災害時情報伝達体制の整備

現行の救急医療情報システムを活用し、災害医療情報システムを構築する。このシステム構築にあたっては、国及び県との連携を図るなど関係機関と連携し、災害時における情報収集機能を強化する。市は、防災行政無線の設置を医療関係団体へ拡充するとともに、医療関係団体の自主的な情報伝達網を活用する。

(資料編 川崎市と川崎市医師会との災害時における医療救護に関する協定・実施細目)

(資料編 川崎市と川崎市歯科医師会との災害時における医療救護活動に関する協定)

(資料編 川崎市と川崎市薬剤師会との災害時における医療救護に関する協定)

(資料編 川崎市と川崎市看護協会との災害時における救護活動に関する協定)

(資料編 川崎市と川崎市病院協会との災害時における医療活動に関する協定)

(資料編 川崎市と神奈川県柔道整復師会川崎南・北支部との災害時における応急救護活動に

関する協定)

(資料編 川崎市と川崎地区ケア輸送連絡会との災害時等における応急医療活動に関する協定)

#### 第2節 医療救護班の編成・活動

1 医療救護班の編成

区本部及び川崎市医師会等は、被災現地等における傷病者の応急医療救護を行うため、次により医療救護班を編成し、主に軽症者の医療にあたる。

(1) 区本部

区本部は、災害規模等に応じて医師、歯科医師、医療従事者及び事務職等により、医療救護 班を編成するとともに、川崎市医師会等の医療・衛生班との連絡調整体制を確立する。

(2) 川崎市医師会

川崎市医師会は、災害規模及び患者の発生状況に応じ、各休日急患診療所を拠点として医師 を班長とする医療救護班(現場医療救護班、待機医療救護班、収容医療救護班)を編成する。

(3) 地域の医療関係団体

川崎市歯科医師会、川崎市薬剤師会、川崎市看護協会、神奈川県柔道整復師会川崎南・北支部は、災害規模等に応じて各団体の医療救護計画等に基づき会員を医療救護所に派遣する。

(4) 川崎市OB・OG等の医療救護ボランティア

災害時における川崎市OB・OG等の医療救護ボランティア登録者は、災害規模等に応じて 登録した医療救護所において、市職員と協力して医療救護活動を行う。

- 2 医療・衛生班の出動
  - (1) 区本部医療救護班の出動指示

市長及び区長は、緊急を要する災害または地域的災害に対処するため、区本部医療・衛生班に出動を指示するとともに、川崎市医師会長及び川崎市病院協会長にその旨を通知するものとする。

(2) 川崎市医師会医療・衛生班の出動要請

災害の規模及び患者の発生状況に応じ、医療・衛生班の出動を必要とする場合、市長は、川 崎市医師会長に出動要請を行うものとする。

(3) 川崎市医師会長等の指示による出動

川崎市医師会長は、突発的災害又は緊急を要する場合にあって、医療・衛生班の出動について市長と協議するいとまのないときは、独自の判断に基づき医療・衛生班を出動させることができる。また、区医師会長は、突発的災害又は緊急を要する場合にあって、市医師会長の指示を受けるいとまのないときは、独自の判断に基づき医療・衛生班を出動させることができることとし、この規定は各班長にも適用する。この場合、区医師会長又は各班長は、市医師会長にその旨を通知するものとする。なお、各々の場合、川崎市医師会長は市長又は区長にその旨を通知するものとする。

(4) 地域の医療関係団体への出動要請等

前1号から3号の規定は、地域の医療関係団体へ準用する。

3 活動内容

医療救護班の活動は次のとおりとする。

- (1) 応急医療
- (2) トリアージ
- (3) 患者搬送指示
- (4) 薬剤又は治療材料の支給
- (5) 看護
- (6) 助産救護(搬送を医療機関に指示)
- (7) 死亡の確認
- (8) 死体の検案
- 4 医療救護所の設置

災害対策本部又は区本部は、医療救護活動の展開を図るにあたり、災害の規模、傷病者の発生 状況及び地域医療機関の被災状況等を勘案して、次のうちから適切な場所を選定し、医療救護所 を設置する。

- (1) 保健福祉センター
- (2) 地区健康福祉ステーション
- (3) 休日(夜間)急患診療所
- (4) 地域防災拠点
- (5) 歯科保健センター及び歯科医師会館 なお、その他、特に必要と認める場合は、臨時医療救護所を設置することができる。
- 5 医療救護班及び医療救護所の標示

医療救護活動を行う医師及び職員は、「川崎市医療救護班」の腕章(派遣元団体名を明示した もの)を着用し、医療救護所には、「川崎市医療救護所」の標識を掲示するものとする。

6 書類の整備

医療救護を行うにあたっては、活動の記録、診療記録簿を整備しておくものとする。

(資料編 災害時における川崎市OB・OG等の医療救護ボランティア活動に関する要綱)

#### 第3節 被災傷病者の収容医療施設

1 病院等の医療機関への搬送受入要請

災害の規模及び患者の発生状況に応じ、被災傷病者の搬送受入れが必要な場合、市長は、川崎 市病院協会長に迅速な対応を要請するものとする。

2 川崎市病院協会の対応

川崎市病院協会長は、市内の医療機関(川崎市病院協会及び川崎市救急告示医療機関協会)に対し、直ちに被災傷病者の外来治療に応ずるとともに、医療救護所から搬送される重症者等の受入れに可能な限り応じるよう指示するものとする。

医療機関は、搬送される被災傷病者の収容ならびに救護治療に応じられるよう即応体制を整備 するものとする。

3 病院等の医療機関の被災状況等の把握、報告

医療機関は、自らの被災状況、医療救護活動状況、稼働可能病床数あるいは収容可能能力を速 やかに把握し、市長に報告するものとする。これに基づき、市長は、区長、医療救護所、関係機 関に必要な情報の伝達を行う。

# 4 活動内容

医療機関の活動は次のとおりとする。

- (1) 被災傷病者の応急処置を含む外来治療
- (2) 搬送される被災傷病者の入院を含む受入れ
- (3) トリアージ
- (4) 妊産婦への対応
- (5) 被災医療施設からの転院患者の受入れ
- (6) 死亡の確認

#### 5 患者の搬送

市長は、医療救護所から照会される重症者等を収容可能な医療機関を選定するとともに、被災 医療機関からの患者の他機関への転送を含む患者の搬送について、川崎地区ケア輸送連絡会を含む関係機関に依頼するものとする。重症者等の搬送については、原則として消防局の救急車で実施するが、必要に応じ、陸路・海路・空路による搬送を関係機関に依頼するものとする。

# 6 医薬品等の確保

医療救護班が使用する医薬品・医療資材を、市は計画的に備蓄するが、医療救護所及び収容医療施設において使用する医薬品等について不足が生じた場合、川崎市薬剤師会との協定に基づき 医薬品等を調達する。なお、血液製剤について不足が生じた場合は、神奈川県へ支援を要請する ものとする。

#### 7 ライフラインの確保

市長は、医療機関等の電気・ガス・水道等のライフラインの復旧について、優先的に対応が行われるように事業者に要請し、復旧までの間、診療行為に支障がないように供給体制を整備するものとする。

(資料編 川崎市と川崎市薬剤師会との災害時における医薬品等の供給に関する協定)

(資料編 川崎市と川崎市病院協会との災害時における医療活動に関する協定)

(資料編 川崎市と川崎地区ケア輸送連絡会との災害時等における応急医療活動に関する協定)

## 第4節 応援要請

市長は、医療救護活動に不足が認められた場合、応援を必要とする人員、医療資器材の数量、派遣場所、派遣手段あるいは後方医療機関の確保について国・県・他自治体並びに関係機関に対し、次の項目について応援を要請するものとする。

# 1 医師・保健師等の派遣

市において対処することが困難な規模の災害が発生した場合における保健・医療を確保するため、国・県・他自治体に対して、災害対策基本法、相互応援協定等により医師・保健師等の派遣を要請する。

## 2 医薬品等の提供

市における医療救護活動における医薬品等の確保に不足が認められる場合、国・県・他自治体

に対して、相互応援協定等による医薬品等の供給・搬送を要請する。

3 後方医療機関の確保

大規模な災害発生時においては、広域協力体制に基づく被災地外の後方医療機関の確保を、 国・県・他自治体に対して要請し、被災重症者等の受入れ・搬送体制を確立する。

4 神奈川DMATの派遣

局地災害で、傷病者が20人以上発生又は発生が見込まれ、迅速な医療チームの派遣が必要な場合は、県知事に対して、神奈川DMATの派遣を要請する。

・市内神奈川DMAT指定病院 聖マリアンナ医科大学病院、市立川崎病院

(資料編 20大都市民生主管部局大規模災害時相互応援に関する覚書)

(資料編 20大都市衛生主管部局災害時相互応援に関する確認書)

# 第5章 応援体制【総務局危機管理室、各局室区】

発生した震災の規模や被害状況から、国、他都県市、民間企業、各種団体等の協力が必要と認められる場合は、災害対策基本法などの関係法令及び相互応援協定等により速やかに協力を要請し、広域的な応援による迅速な災害対策を実施する。

## 第1節 要請方法

1 判断・指示

市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、応援要請を行うものとする。ただし、緊急を要し、また止むを得ない事情のある時は、各局区長の判断により、要請することができる。

2 要請の基本事項

応援要請にあたっては、原則として次の事項を明らかにして、要請するものとする。

- (1) 災害の状況及び派遣を要請する理由
- (2) 派遣期間
- (3) 派遣区域及び活動内容
- (4) その他参考事項
- 3 受入体制の整備

要請により、派遣された要員・物資等の受入体制については、関係局区と調整を行い確保することとする。

### 第2節 応援の要請

- 1 民間企業、各種団体等への応援要請 市長は所掌業務に基づき、次の項目ごとに各協定先等へ要請を行うこととする。
  - (1) 広報、情報通信に係わる応援要請
  - (2) 救出・救助、消火に係わる応援要請
  - (3) 医療救護、福祉に係わる応援要請
  - (4) 物資 (燃料・食料品・生活必需品・トイレ・葬祭用品) に係わる応援要請
  - (5) 輸送に係わる応援要請
  - (6) 上下水道に係わる応援要請
  - (7) 帰宅困難者支援、避難場所に係わる応援要請
  - (8) その他の応援要請

(資料編 第4部災害時応援協定等)

2 地方公共団体に対する応援要請

市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、次により応援を要請するものとする。

- (1) 災害時相互応援協定等に基づく応援要請
- (2) 県知事に対する応援又は応急措置の実施要請(災害対策基本法第68条)

(3) 他の市町村長に対する応援要請(災害対策基本法第67条)

(資料編 20大都市災害時相互応援に関する協定・実施細目)

(資料編 九都県市災害時相互応援に関する協定・実施細目)

(資料編 災害時における相互援助協定(山形市、福井市、新潟市、静岡市、富山市、花巻市))

#### 3 職員の派遣要請

市長は、災害応急対策または災害復旧のため必要があるときは、次により職員の派遣を要請するものとする。

- (1) 指定地方行政機関の長に対する当該指定地方行政機関の職員の派遣要請(災害対策基本法第29条)
- (2) 県知事に対する指定地方行政機関の職員の派遣あっ旋要請(災害対策基本法第30条第1項)
- (3) 県知事に対する職員の派遣あっ旋要請(災害対策基本法第30条第2項)
- (4) 他の地方公共団体の長に対する職員の派遣要請(地方自治法第252条の17)

# 第3節 九都県市応援調整本部【総務局危機管理室】

「九都県市災害時相互応援に関する協定」に基づき、九都県市内の複数都県市で、震度 6 弱以上の 震度が確認された場合には、九都県市応援調整本部が設置される。

1 職員の派遣

市長は、九都県市応援調整本部が設置された場合には、職員を派遣することとする。派遣する職員は、予め3名以上を指定しておき、状況に応じた人数を派遣する。

2 広域応援調整

九都県市応援調整本部では、以下の業務を行う。

- (1) 情報の収集
- (2) 情報の集約
- (3) 情報の提供
- (4) 協定に基づく調整

(資料編 九都県市災害時相互応援に関する協定・実施細目)

# 第4節 自衛隊に対する災害派遣要請

市長は、人命・財産の保護について必要な場合は、自衛隊法第83条の規定により部隊等の派遣を、原則として県知事を通じて要請するものとする。

1 派遣要請の範囲

派遣を要請できる範囲は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 被害状況の把握
- (2) 避難の援助
- (3) 遭難者等の捜索救助
- (4) 水防活動
- (5) 消防活動

- (6) 道路又は水路の啓開
- (7) 応急医療、救護及び防疫
- (8) 人員及び物資の緊急輸送
- (9) 炊飯及び給水
- (10) 物資の無償貸付又は譲与
- (11) 危険物の保安及び除去
- (12) その他市長が必要と認めるもので自衛隊との協議の整ったもの
- 2 派遣要請依頼
  - (1) 県知事が行う派遣要請先

区分	担当区域	あて先	担当窓口/所在地 電話 県防災無線
陸上自衛 隊に対す るもの	県内全域	第1師団長 (第31普通 科連隊第3 科)	第31普通科連隊第3科/横須賀市御幸浜1-1 046(856)1291 内線 634 県防災行政通信網 9-486-9201
県内全域 ただし、主と して海岸地域 るもの		横須賀地方総監	横須賀地方総監部防衛部第3幕僚室/ 横須賀市西逸見町1丁目無番地 046(822)3500 046(822)3522(直通) 県防災行政通信網9-637-9201
	県内全域	第4航空群司令	第4航空群司令部/綾瀬市無番地 0467 (78) 8611 県防災行政通信網 9-490-9201

(2) 自衛隊派遣要請の依頼事務手続は、市長の指示により、総務局危機管理室が、文書により、 県知事に対し行う。

ただし、緊急を要するときは神奈川県防災行政通信網により依頼し、書類は後日提出するものとする。

なお、要請にあたっては、原則として次の事項を明らかにし、依頼するものとする。

- ア 災害状況及び派遣を要請する事由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ その他参考となるべき事項

連絡先 : 神奈川県安全防災局災害対策課

県防災行政通信網

時間内 9-400-9301

時間外 9-400-9313

 $9 - 4 \ 0 \ 0 - 9 \ 3 \ 1 \ 4$ 

 $9 - 4 \ 0 \ 0 - 9 \ 3 \ 1 \ 5$ 

9-400-9316

(3) 状況が急を要し、知事の要請を待っていては時機を失すると認められるときは、市長が第3

1 普通科連隊長を経由して第1 師団長に、または直接第1 師団等に、その旨及び当該地域に係る災害の状況を通知する。

## (緊急の場合の連絡先)

<b>₩</b> ₩. ₩		電話番号・神奈川県防災行政無線		
	部隊名	時 間 内	時間外	
陸上自衛隊	陸上自衛隊 (第31普通科連隊 第3科)	046-856-1291 内線 634 県防災行政通信網 9-486-9201	046-856-1291 内線 629 県防災行政通信網 9-486-9201	
海上自衛隊	横須賀地方総監部	046-822-3500 内(2543) 046-822-3522 (直通) 県防災行政通信網 9-637-9201	046-822-3500 内(2222·223) 046-823-1009 (直通) 県防災行政通信網 9-637-9201	

### 3 派遣部隊の受入体制の整備

(1) 情報の伝達

自衛隊の救助活動に必要な被害状況等の情報を速やかに自衛隊へ伝達する。

(2) 他の災害救助復旧機関との競合重複排除

自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう効率的に作業を分担する。

(3) 資材等の準備

自衛隊に対し作業を要請又は依頼するに当たっては、作業実施に必要な資材の準備を整え、かつ諸作業に関係ある管理者の了解を取付けるよう配慮する。

(4) 自衛隊との連絡窓口

総務局危機管理室を窓口とする。

(5) 派遣部隊の受入れ

派遣された部隊に対し作業が円滑に行えるよう必要な活動拠点としての宿営地域及びヘリコプターの発着場所を用意する。

(6) 連絡員の受入れ

発災後、自衛隊から派遣される連絡員を受入れ、通信の構成について支援する。

#### 4 経費の負担

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として市が負担するものとし、その内容はおおむね次のとおりとする。

- (1)派遣部隊が、救援活動を実施するため必要な資材器材(自衛隊装備に係るものを除く。)等の購入費、借り上げ料及び修繕費
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借り上げ料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話及び入浴料
- (4) 派遣部隊の救援活動実施に際し、生じた(自衛隊装備に係るものを除く)損害の補償
- (5) その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と協議する。
- 5 ヘリコプターの離着陸場所

第8章第4節に定めるヘリコプターの離着陸場を適用する。

# 6 災害派遣部隊の撤収

市長は、自衛隊の災害派遣の目的が達成されたとき、又はその必要がなくなった場合は、文書により県知事に対し災害派遣部隊の撤収を依頼する。

# 第5節 活動拠点の配置

警察・自衛隊・消防及びライフライン機関等が使用する活動拠点が必要になることから、市、県及 び民間の施設を活用し、円滑な災害対策の実施を図る。

なお、市長は、拠点として県立高校を使用するときは、県知事に要請するとともに、各校の施設管 理者に連絡する。

# 1 警察、自衛隊の活動拠点

発災直後の情報収集から始まり、応急対策、復旧対策まで、長期的災害対策に従事する警察、 自衛隊の活動環境を整備するため、次のとおり活動拠点を配置する。

名称	所 在 地	電話番号
県 立 川 崎 高 校	川崎区渡田山王町22-6	0 4 4 - 3 4 4 - 5 8 2 1
県立川崎工科高校	中原区上平間1700-7	044-511-0114
県 立 新 城 高 校	中原区下新城1-14-1	044-766-7456
県立住吉高校	中原区木月住吉町34-1	044-433-8555
県立川崎北高校	宮前区有馬 3-22-1	044-855-2631
県立多摩高校	多摩区宿河原5-14-1	044-911-7107
県立麻生高校	麻生区金程3-4-1	044-966-7766

### 2 消防機関の活動拠点

緊急消防援助隊等の全国からの応援部隊の活動環境を整備するため、次のとおり活動拠点を配置する。

名称	所 在 地	電話番号
県立大師高校	川崎区四谷下町25-1	044-276-1201
会館とどろき	中原区宮内4-1-2	044-733-3333
消防総合訓練場	宮前区犬蔵1-10-2	044-976-0119
県立向の岡工業高校	多摩区堰1-28-1	0 4 4 - 8 3 3 - 5 2 2 1
県立麻生総合高校	麻生区片平1778	044-987-1750

# 3 応援部隊の輸送拠点及び資機材の集積拠点

ヘリコプターによる応援部隊の輸送拠点及び資機材の集積場所を幸区の古市場多摩川河川敷一帯に配置する。なお、消防局航空隊によるヘリコプターの運航支援実施場所は市立川崎総合科学高等学校屋上とする。

# 4 重症者等の後方搬送拠点

ヘリコプターによる重症者等の後方搬送拠点を次のとおり配置する。

名称	所 在 地	電話番号
川崎競馬場場内駐車場	川崎区富士見1-5-1	0 4 4 - 2 4 4 - 4 1 2 7
等々力催し物広場	中原区等々力1-1	0 4 4 - 7 8 8 - 2 3 1 1
麻生水処理センター	麻生区上麻生6-15-1	044-989-1171

# 5 水道事業者の活動拠点

水道事業者の活動拠点を次のとおり配置する。

名 称	所 在 地	電話番号
平間会館	中原区上平間1668 平間配水所構内	0 4 4 - 5 2 2 - 6 1 5 1
水運用センター	宮前区土橋3-1-2	044-866-0335
長沢浄水場	多摩区三田5-1-1	0 4 4 - 9 1 1 - 2 0 2 2

# 6 ライフライン事業者の活動拠点

ライフライン事業者の活動拠点を次のとおり配置する。

名 称	所 在 地
富士見公園内川崎球場周辺	川崎区富士見2-1
宗教法人平間寺自動車交通安全祈祷殿駐車場	川崎区大師河原1-1-1
等々力中央グラウンド	中原区等々力1
よみうりランド駐車場	多摩区菅仙谷4-6155

# 7 他都県市等からの応援の活動拠点

医療・応急危険度判定士等の活動拠点を次のとおり配置する。

名 称	所 在 地	電話番号
川崎競馬場	川崎区富士見1-5-1	0 4 4 - 2 3 3 - 6 7 0 1
県高津合同庁舎	高津区溝口1-6-12	0 4 4 - 8 3 3 - 1 2 3 1
県立生田高校	多摩区長沢3-17-1	0 4 4 - 9 7 7 - 3 8 0 0
県立生田東高校	多摩区生田 4 - 3 2 - 1	0 4 4 - 9 3 2 - 1 2 1 1
県立菅高校	多摩区菅馬場4-2-1	0 4 4 - 9 4 4 - 4 1 4 1
県立百合丘高校	多摩区南生田4-2-1	0 4 4 - 9 7 7 - 8 9 5 5
横浜川崎治水事務所 川崎治水センター	多摩区生田4-25-1	0 4 4 - 9 3 2 - 7 2 1 1

# 8 基幹的広域防災拠点

国は、大規模災害時に、物流に関するコントロール及び海上輸送から海上輸送、河川舟運、陸上輸送等への中継基地や広域支援部隊等の一時集結地・ベースキャンプとして基幹的広域防災拠点を活用する。

名 称	所 在 地
基幹的広域防災拠点 (東扇島地区)	川崎区東扇島58番地

# 第6章 避難対策【総務局危機管理室、健康福祉局、港湾局 市民・こども局シティセールス・広報室、区、消防局、教育委員会】

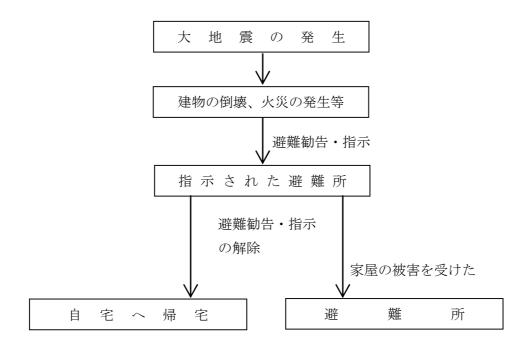
震災時には、建物倒壊、火災、崖崩れ等により、住民の避難を要する地域が数多く発生するものと予想される。また、住居等が喪失するなど、引き続き支援を必要とする市民に対して、避難所を開設し収容保護するため、本章では、避難に必要な措置と避難所の管理運営等について必要な事項を定める。

# 第1節 広域避難場所、一時(いっとき)避難場所及び避難所の定義

区分	用途		備	考
広域避難場所	震災及びその二次災害により、広域にわたって大きな被 予測される場合、被害から逃れるための必要な面積を有 公園、緑地、グラウンド等。			
いっときひなんばしょ 一 時避難場所	地域住民等が震災(建物の倒壊、火災の延焼拡大、危険流出・漏えい、津波など)から身の安全を図るため、一に避難する場所。		及びは	等空地 協定に 確保し 「。
避 難 所 (市内の市立 小中学校(跡地 利用を含む)、 高等学校等	避難勧告・指示の対象となる者が避難するところ。また 震被害による家屋の倒壊、焼失などの被害を受けた者又 害を受けるおそれのある者が避難するところ。 ※避難者を一時収容、保護し、生活機能が確保できる施	ては被	避難が完せるとして	さ所るて公のたれを施公共利を施公共利。

(資料編 避難所指定一覧表)

# 第2節 勧告・指示に基づく避難



#### 1 避難勧告・指示

# (1) 基準

震災が発生し、又は発生するおそれがある場合において、生命及び身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、避難の必要があると認める場合、避難を勧告する。なお、危険が目前に切迫し、急を要すると認めるときは避難を指示する。

### (2) 避難勧告・指示等の実施者

ア 市においては、災害対策基本法第 60 条の規定に基づき市長が実施するものとする。なお、 区長、消防局長又は消防署長は、市長に要請するいとまがないときは、補助執行機関として避 難指示・勧告を市長に代わり実施し、事後速やかに市長に報告する。

イ 本市以外の機関においては、災害対策基本法第60条、第61条、警察官職務執行法第4条及 び自衛隊法第94条等の規定に基づき、警察官、海上保安官、自衛官及び県知事が避難指示等 を行うものとする。

なお、この場合、避難指示等を行った警察官、海上保安官、自衛官及び県知事は、実施後直 ちにその旨を市長に通知するものとする。

#### (3) 避難勧告・指示の内容

避難勧告・指示を実施する者は、避難対象となる住民等に対し、次の事項を明確にし、円滑な協力を得るよう努める。

- ア 避難を要する理由
- イ 避難勧告・指示の対象地域
- ウ 避難先及びその場所
- エ 避難経路(又は、通行できない経路)
- 才 注意事項

### (4) 避難勧告・指示の伝達方法

避難勧告・指示を実施した場合は、市総合防災情報システムへその内容を登録し、情報を共有す

るとともに、次の方法のうち実情に即した方法により市民へ伝達する。なお、災害時要援護者については、登録名簿に基づき、支援者が情報を伝達し、伝達漏れのないよう留意する。

- ア 市防災行政無線同報系無線による放送
- イ 広報車、消防車両による広報
- ウ 自主防災組織、町内会長等による電話・FAX又は口頭伝達
- エ ラジオ・テレビ等による放送
- オ 市ホームページのトップページ及び防災情報ポータルサイトへの掲載
- カ 防災気象情報メールの送信
- キ 緊急速報メールの送信
- ク テレビ神奈川データ放送の実施
- ケ コミュニティーFM(かわさきFM)による放送
- コ 消防ヘリコプターによる広報
- (5) 関係機関等への通知及び報告

市長は、避難勧告・指示を実施したとき及び警察官、海上保安官、自衛官及び県知事から避難 勧告・指示を実施した旨の通知を受けたときは、速やかにその旨を県知事に報告するとともに警 察等の関係機関及び避難施設の管理者へ通報するものとする。

また、市域内に避難勧告・指示を実施したときは、消防局長、又は当該区域の区長もしくは消防署長は、当該区域を管轄する警察署長へその旨を通知する。

(6) 避難勧告・指示の解除

ア 市長は、避難の必要がなくなったと認められるときは、避難勧告・指示を解除し、その旨を 公表するとともに、県知事へ報告する。

イ 区長は、避難勧告・指示の解除に伴う避難者及び避難施設の管理者との事務処理にあたる。

### 2 避難誘導

(1) 関係機関等との連携

消防職員、区職員、消防団員、警察官等及び自主防災組織等は連携を密にし、迅速かつ組織的に避難誘導を行う。

(2) 災害時要援護者の避難支援

避難誘導にあたっては、災害時要援護者に配慮し、自主防災組織や地域住民の協力を得て避難 支援を行う。災害時要援護者避難支援制度に登録している市民に対しては、あらかじめ決めてい る支援者が迅速に避難支援活動を行う。

(3) 避難経路及び交通手段の確保

区長は、避難誘導を行うため、避難経路及び交通手段の確保が必要と認めるときは、市を通じ、 関係機関等に対し、協力を要請する。ただし、緊急を要する場合は、直接協力を要請する。

- 3 避難者の受入れ
  - (1) 区長は避難者を収容するため、要員を当該避難所へ派遣し、自主防災組織及び施設管理者との連携により避難者の保護にあたる。
  - (2) 区長は避難所を開設したときは、直ちにその旨を市長に報告する。
  - (3) 区長は避難者数、避難者の健康状態その他必要事項を避難所別に取りまとめ、市長へ報告する。

### 4 警戒区域の設定

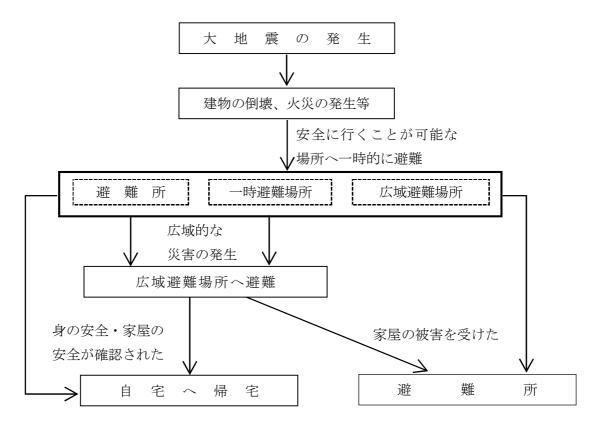
市長は、災害対策基本法第63条に基づき、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場

合において、生命及び身体に対する危険を防止するために、特に必要があると認めるときは、警戒 区域を次の要領で設定するものとする。

- (1) 市長は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。
  - ただし、危険が切迫し市長が設定するいとまのないときは、区長が設定するものとする。 この場合、実施後直ちにその旨を市長に報告しなければならない。
- (2) 警察官又は海上保安官は、前項の業務を行使する市職員が現場にいないとき、又はこれらの者からの要求があったときは、この職権を行うことができる。さらに、市職員及び警察官又は海上保安官が現場にいないときに限り、災害派遣された部隊等の自衛官についても、この職権を行うことができる。
  - この場合、実施後直ちにその旨を市長に通知しなければならない。
- (3) 警戒区域の設定に伴い必要があると認めた場合は、警察と連携する。

### 第3節 被災者の受入れ

震災により住居等を喪失するなど、継続して支援を必要とする被災者を次により受入れる。



### 1 受入対象者

震災により、建物が被害を受け又は被害を受けるおそれがあり、居住場所を失った者とする。

#### 2 受入施設

原則として指定された避難所(市内の市立小中学校(跡地利用を含む)、高等学校等で受入れを 行う。また、受入施設については原則体育館を優先して使用し、不足が生じた場合は避難所運営会 議で協議し、収容場所の確保に努めるものとする。なお、避難所はあらかじめ原則として小学校区 域を基本に町丁単位で指定されているが、被害の状況により、他の避難所においても受入れを行う。

#### 3 受入期間

受入期間は、避難者が被災住宅を復旧、新築する等住宅を確保し自立することができるまでの間 又は応急仮設住宅へ入居できるまでの期間とする。

ただし、教育施設等に関しては、応急教育の実施に支障のない範囲及び期間とするよう配慮する ものとする。

#### 4 避難所の開設

#### (1) 勤務時間内

区長は、勤務時間内に川崎市内で震度5強以上の地震が発生したとき及び、発生した地震が震度5弱以下である場合も必要に応じて、開設準備のために避難所へ職員を派遣する。派遣された職員は、施設の安全確認、避難スペースの確保等の開設準備を行い、住民が避難してきたときは避難所を開設し、住民を受入れる。

なお、発災直後等で職員が不在で緊急の場合は、区長の指示に基づき、施設管理者が代行して 避難所を開設する。

### (2) 勤務時間外

地域要員は、夜間・休日等、勤務時間外に川崎市内で震度5強以上の地震が発生したとき及び、 発生した地震が震度5弱以下である場合も参集指示があった場合は、あらかじめ指定された避難 所へ参集し、施設の安全確認等の開設準備を行い、住民が避難してきたときは避難所を開設し、 住民を受入れる。

#### 5 避難所の管理運営

避難所ごとに地域住民と行政機関が一体となって避難所運営を行うことが必要であるため、地域の自主防災組織を中心として、施設管理者、ボランティア等による避難所運営会議を構成し、その管理運営を行うものとする。

なお、避難所の円滑な運営のため、避難所運営会議ごとに避難所運営マニュアルを作成する。

また、避難所を運営していくには、炊き出し、物資の受入・配給、避難者名簿の作成・管理など共同生活を営むうえでさまざまな役割が必要となるため、避難者は、相互扶助の精神により、自主的に秩序ある避難生活を送るように努めるものとする。

### (1) 避難所の業務

- ア 避難所の開設・管理
- イ 負傷者や急病患者への救援活動
- ウ 避難者確認及び名簿の整備
- エ 生活情報の提供及び相談窓口の開設
- オ 避難所自治組織の運営指導
- カ 避難者及び地域住民への給食活動
- キ 施設管理者との調整
- ク 安否確認への対応
- ケ その他避難者の日常生活の安定を図るための支援活動

#### (2) 避難所対策

ア 区長は、被災者への食料、生活必需物資及び飲料水の供与等について配慮するとともに、防 疫、し尿、ごみ処理等避難所施設の維持管理について関係局長との連絡調整に当たるものとす る。

- イ 区長は、避難所における生活環境・衛生状態に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるとともに、避難者の健康管理・栄養管理、災害時要援護者へのケア、避難者のプライバシーの確保、男女のニーズの違いに配慮する。
- ウ 区長は、避難所内における混乱の防止、秩序の維持等、被災者の収容及び救護対策が安全適 切に行われるよう措置する。

#### (3) 避難状況の報告

ア 避難所等に派遣された地域要員は、避難者数、避難者の健康状態、その他必要な事項について、区長へ報告する。

イ 区長は、避難者数、避難者の健康状態その他必要事項を避難所別に取りまとめ、市長に報告 する。

ウ 避難状況の報告や取りまとめについては、市総合防災情報システムを活用する。

6 その他の避難施設の確保等

指定避難所を補完するものとして、次のとおり避難施設の確保に努めるものとする。

(1) 避難所補完施設の利用

区長は、あらかじめ指定した避難所だけでは避難者の収容が困難と認めた場合は、避難所補完施設として、その周辺の公共施設、公園等の安全性の確認をした上で利用を図るとともに、その施設管理者にその旨を報告する。

(2) 災害時要援護者の避難施設の確保

区長は、避難所では生活が困難な災害時要援護者の避難施設として、市内社会福祉施設等の利用を図るものとする。なお、災害時要援護者を介護者とともに、社会福祉施設等へ二次避難させる場合は、その施設管理者にその旨を報告するとともに、その対応については関係局長と連絡調整に当たるものとする。

(3) 多様な避難施設の確保

さらに避難者の収容が困難となった場合には、特に災害時要援護者の避難施設としてホテル等 を借上げる等、多様な避難施設の確保に努めるものとする。

(4) 広域的避難

他市町村又は他都県での避難の受入れが必要な場合は、災害時における相互援助協定締結市及び県に対し広域的な受入調整を要請する。

(資料編 広域避難場所一覧表)

(資料編 避難所指定一覧表)

(資料編 川崎市災害時要援護者緊急対策 (二次避難所整備) 事業実施要綱)

(資料編 災害時に災害時要援護者等の避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書)

(資料編 三菱ふそうトラック・バス株式会社の管理する施設やグラウンドを災害時における

一時避難場所として使用することに関する協定書)

(資料編 新日本石油株式会社の所有するグラウンド等を災害時における一時避難場所等として 使用することに関する協定書)

(資料編 災害時における相互援助協定(山形市、福井市、新潟市、静岡市、富山市、花巻市))

# 第7章 混乱防止及び帰宅困難者対策【総務局危機管理室、市民・こども局シティセール ス・広報室、港湾局、交通局】

大規模地震発生時等には、通信の輻輳や情報の不正確さによっておこるパニックや主要駅頭における 混乱が予想されるため、その防止を図る必要がある。

# 第1節 情報パニックによる混乱防止措置

電話の混乱、情報把握の不正確さによって引き起こされる各種パニックの防止を図るため、次の対策 を実施するものとする。

- 1 市長は、市防災行政無線、市ホームページ、防災情報ポータルサイト、防災気象情報メール、テレビ神奈川データ放送、コミュニティーFMその他の広報可能手段を活用し、冷静な行動、自動車、電話の使用自粛等住民の注意を喚起する広報を積極的に行い、流言飛語の防止を図る。
- 2 地震関連情報の伝達についても、正確な情報を適切な内容とタイミングにより行い、人心の安定 に努めるものとする。
- 3 市長は収集した情報を、必要な防災関係機関に迅速に伝達するものとする。
- 4 防災関係機関は、収集した情報を市及び必要な関係機関に対し迅速に伝達するものとする。
- 5 防災関係機関は、所管する業務に係わる広報について、広報班を編成して市が行う広報と連携し 実施するものとする。

# 第2節 主要ターミナル駅頭の混乱防止措置

通勤通学者等が集中する主要ターミナル駅及びその周辺における混乱を防止するため、関係機関と連携・協力をし、次の対策を実施するものとする。

- 1 市長は、鉄道等の運行状況についての情報収集に努める。
- 2 区長は、主要ターミナル駅頭における乗降客の集中状況及びバス・タクシーの運行状況について の情報把握に努め、市長に報告するとともに警察、消防、鉄道事業者等関係機関と連携を図り、次 の措置を実施する。
  - (1) 事業所等に対する時差退社の要請
  - (2) 鉄道運行情報等の提供
  - (3) 主要ターミナル駅及びその周辺の交通規制
  - (4) バス・タクシー乗降場所の移転及び交通整理
  - (5) 乗降客の規制及び避難誘導
  - (6) 改札規制
  - (7) 救助・救急及び応急医療

### 第3節 帰宅困難者の支援

大規模地震発生時等は、「むやみに移動を開始しない」ことを基本原則とするが、家族が被災するなど、やむを得ず移動をする市民等の帰宅あるいは移動に対し、次の支援を実施するものとする。

1 移動の支援

安全に目的地へ到着するため、次の支援を実施する。

### (1) 市の支援

各区及び市公共施設等において、被災、交通、その他の情報等の提供を行うとともに、市営バスは道路状況に応じて、可能な限り輸送を実施するものとする。

### (2) 臨海部における帰宅困難者の移動支援

臨海部の東扇島等において、橋りょうや海底トンネル等の通行に支障が生じたことにより、帰宅が困難になった市民等に対して、港湾局巡視船等の市保有船舶等や海上保安部保有船舶による 緊急搬送を行う。

# (3) 協定による各種団体の支援

ア ガソリンスタンド(神奈川県石油業協同組合)

イ 自動車販売店

ウ コンビニエンスストア及びファーストフード店

エ ファミリーレストラン、居酒屋及びカラオケスペース

オ 居酒屋・カラオケスペース

協定を締結した各種団体の店舗(事業所)等において、情報、水道水、トイレ等の提供を行い 移動を支援する。

# (4) 滞留時の支援

市は、主要ターミナル駅の滞留者、夜間等の被災、及び移動途中に夜間を迎え徒歩帰宅が困難になった者に対し、次の支援を行う。

ア 移動する帰宅者に対し、危険な夜間の移動を自粛してもらうため、ターミナル駅付近や主要 道路沿いに一時滞在施設を確保する。

イ 一時滞在施設を利用する帰宅困難者に対して、水、防寒用品等の配布を行う。

ウ 駅周辺及び地下街の通路等も、必要に応じて活用していく。

(資料編 災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定(神奈川県石油業協同組合))

(資料編 災害時における帰宅困難者支援に関する協定書)

# 第8章 輸送計画【総務局、建設緑政局、消防局、港湾局、区】

震災時において、災害応急対策活動に必要な人員及び物資並びに被災者の緊急輸送を行うため、 車両及び舟艇等を迅速に確保し、災害応急対策に万全を期するものとする。

# 第1節 輸送対象及び輸送手段【総務局危機管理室】

#### 1 輸送対象

災害時に輸送活動を行うに当たっては、①人命の安全、②被害の拡大防止、③災害応急活動の円滑な実施等を考慮し、被災状況及び災害応急対策の進捗状況に応じて、次の輸送順位とする。

### (1) 第1順位

- ア 救助・救出活動、医療活動の従事者、医薬品等の物資
- イ 消防、水防活動等の災害防止のための人員及び物資
- ウ 後方医療機関へ搬送する重症者等
- エ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
- (2) 第2順位
  - ア 食料及び飲料水等生命の維持に必要な物資
  - イ 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
  - ウ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
- (3) 第3順位
  - ア 災害復旧に必要な人員及び物資
  - イ 生活必需品

## 2 輸送手段

#### (1) 車両

ア 輸送活動に必要な車両は、各部保有車両によるものとする。ただし、不足が生じる場合 は、協定に基づき業者等に協力要請を行うものとする。

- イ 被災者輸送用として、市内バス運行者に対して協力要請を行う。
- ウ 必要な車両の確保が困難なときは、関係機関に対して応援派遣を要請する他、県知事に 対して派遣及び調達・あっ旋を要請する。
- (2) 舟艇

舟艇等による輸送は、港湾局巡視船等の市保有船舶を原則とするが、不足する場合は協定 等に基づき、調達をするものとする。

(3) 航空機

輸送活動に必要な航空機は、災害対策本部が関係機関等と調整の上、調達する。

- 3 緊急通行車両の確認の手続き
  - (1) 緊急通行車両の確認の手続き

総務局は、災害対策基本法第76条第1項に基づき交通規制が行われた場合、緊急通行車両 (事前届け出済証の交付及び確認証明書の仮交付を受けている車両及び、緊急自動車(道路 交通法39条)を除く)の把握を行い、県知事又は県公安委員会へ車両の使用の申し出、その 確認並びに緊急通行車両の標章及び証明書の交付を受けるものとする。

- (2) 対象車両
  - ア 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示の伝達に使用される車両
  - イ 消防、水防その他応急措置に使用される車両
  - ウ 被災者の救難、救助その他保護に使用される車両
  - エ 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に使用される車両
  - オ 道路、電気、ガス及び水道等の施設及び設備の応急の復旧に使用される車両
  - カ 清掃、防疫その他保健衛生に使用される車両
  - キ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に使用される車両
  - ク 医薬品、水及び食料品等の緊急輸送の確保に使用される車両
  - ケ その他災害の発生の防ぎょ又は拡大の防止のための措置に使用される車両
- 4 燃料の確保

車両等の燃料の確保が困難な場合は、協定に基づき、供給業者に対し燃料の供給を要請する ものとする。(第3部第5章第2節参照)

(資料編 災害時における緊急輸送の応援に関する協定(神奈川県トラック協会川崎支部))

(資料編 災害時における物資の輸送に関する協定(日本通運横浜支店))

(資料編 災害時における軽自動車輸送の協力に関する協定(赤帽首都圏軽自動車運送協同組合))

(資料編 災害時における救援活動に関する協定・実施細目(川崎港運協会、

港湾貨物運送事業労働災害防止協会川崎支部))

(資料編 災害時における応急対策用資器材の提供及び燃料の供給協力に関する協定

(神奈川県石油業協同組合各支部))

(資料編 災害時における航空機用燃料の供給協力に関する協定

(エクソンモービル有限会社、東燃ゼネラル石油株式会社))

### 第2節 救援物資等の集積場所・輸送拠点【総務局、港湾局、区】

1 集積場所【総務局危機管理室、港湾局】

災害時において、他都市から救援物資の受入れや、調達物資等を大規模に集約するため、次の箇所を物資の集積場所とする。

- (1) 川崎港公共ふ頭 (海上輸送による場合)
- (2) 中央卸売市場北部市場 (陸上輸送による場合)
- (3) 等々力緑地(航空機輸送による場合)
- 2 輸送拠点【総務局危機管理室】

各区内の緊急物資等の受入れ、配分、避難所(市立小・中・高校等)への輸送の拠点として、 区の輸送拠点を次のとおり定める。

また、輸送拠点を補完する施設として、県立施設や民間事業者の活用を図る。

- (1) 川崎区 川崎区役所(川崎区東田町8)
- (2) 幸 区 幸区役所(幸区戸手本町1-11-1)
- (3) 中原区 中原区役所 (中原区小杉町3-245)
- (4) 高津区 高津区役所 (高津区下作延2-8-1)
- (5) 宮前区 宮前区役所 (宮前区宮前平2-20-5)

- (6) 多摩区 多摩区役所 (多摩区登戸1775-1)
- (7) 麻生区 麻生区役所 (麻生区万福寺1-5-1)
- 3 輸送拠点等への輸送手段【総務局、港湾局、区】
  - (1) 集積場所等から輸送拠点への輸送方法

総務局長は市長の指示により、区本部(海上輸送による場合は港湾局)と協議のうえ、各集積場所・備蓄倉庫等から救援物資等を業者の応援を得て、各区の輸送拠点に輸送するものとする。また、物流の専門家との連携による物資の円滑な輸送体制構築のため、協定の締結や見直しを検討するものとする。

(2) 輸送拠点等から各避難所への輸送手段

区は総務局の応援を得て、区の避難所へ救援物資等の輸送を行うものとする。

また、総務局に対して集積場所等から直接に避難所への輸送の依頼を要請することができる。

(資料編 災害時における緊急措置の支援に関する協定(神奈川倉庫協会))

# 第3節 基幹的広域防災拠点(東扇島地区)との連携【総務局、建設緑政局、港湾局、区】

東扇島地区に整備された、大規模災害時の救援物資の物流に関するコントロール拠点及び海上輸送から海上輸送、河川舟運、陸上輸送等への中継基地として機能する基幹的広域防災拠点からの救援物資の円滑な受入れについて、国、県等の関係機関と連携を図っていくものとする。

※河川舟運輸送時の主な物資中継拠点

- ・大師河原河川防災ステーション (川崎区大師河原1丁目)
- ・戸手緊急船着場(川崎市幸区戸手2丁目)

(資料編 川崎港東扇島地区港湾広域防災施設等の管理に関する協定書 (関東地方整備局))

### 第4節 ヘリコプターの離着陸場及び調整等【消防局】

1 離着陸場

地震発生時における、災害応急活動に必要な人員及び物資の受入れや重傷者等の搬送を行う ため、消防局が、一般災害、救急搬送その他の消防活動を行うために、臨時離着陸場一覧表の とおり指定した離着陸場を活用する。

2 ヘリコプターの調整及び誘導等

ヘリコプターの調整及び離着陸場での誘導は、消防局航空隊が統括し、必要により各輸送 実施機関の支援を受け行うものとする。

(資料編 臨時離着陸場一覧表)

# 第9章 飲料水・食料・生活必需品の供給【上下水道局、経済労働局、健康福祉局、 総務局、港湾局、区】

大地震の発生により、家屋の倒壊、焼失等のため避難所で生活せざるを得ず、かつ物資の確保が困難な者に対し、必要不可欠な飲料水・食料・生活必需品を応急的に供給するものとする。

## 第1節 飲料水の供給【上下水道局】

災害により、飲料水を得ることができない市民に対し、必要最小限度の飲料水の確保及び施設の二次災害を防止するための諸措置を講ずる等、応急給水及び応急復旧作業を効率よく推進し、給水機能の早期回復を図る。

#### 1 給水量

応急給水量は、原則として1人、1日当たり30程度とする。

#### 2 応急給水計画

- (1) 区長は、災害が発生し、市民に応急給水を実施する必要を認めた場合、速やかに水道営業センターを介して上下水道事業管理者に給水の実施を要請する。
- (2) 上下水道事業管理者は、応急給水活動実施のため、給水車・給水資器材等の派遣について必要な措置を講ずるものとする。
- (3) 上下水道事業管理者は、区長からの要請があった場合は、市内の被害状況等を勘案し、給水車等の応援について必要な措置を講ずるものとする。

#### 3 応急給水方法

応急給水にあたっては、水道の漏水に起因する二次災害の発生のおそれのない範囲において、 できる限り送・配水を停止しないことを原則とし、管路による給水に努めるものとする。

給水の方法としては、管路の空気弁あるいは消火栓を利用して、半径1km以内に1箇所の割合で応急給水拠点を開設し、拠点給水を行うものとする。

なお、万一拠点給水の実施が不可能な場合、又は給水拠点まで受水に来ることができない災害時要援護者や病院等については、可能な限り、給水車並びに給水資器材を用いて、市所有車両及び市が調達した車両等により輸送し、供給するものとする。

#### 4 災害時確保水量

上下水道局では、災害時確保水量として、原則として2池以上ある配水池・配水塔の1池分の水量及び災害対策用貯水槽等の水量を次表のとおり確保している。

名 称	水量	所 在 地
長沢浄水場	18, 044 m³	多摩区長沢5-1-1
生田浄水場	18, 533 m <sup>3</sup>	多摩区生田5-30-1
潮見台配水池	13, 920 m <sup>3</sup>	宮前区潮見台4-1
鷺沼配水池	56, 319 m <sup>3</sup>	宮前区土橋3-1-2
末吉配水池	36, 180 m <sup>3</sup>	鶴見区上末吉1-4-1
高石配水塔	3, 140 m <sup>3</sup>	多摩区西生田5-28-1
黒川高区配水池	666 m <sup>3</sup>	麻生区黒川1643
災害対策用貯水槽等	4, 630 m <sup>3</sup>	市内29箇所
貯水量合計	151, 432 m³	

#### 5 給水資器材

上下水道局は災害用応急給水資器材を備蓄するものとする。

#### 6 応援要請

市長は、災害が発生し、市のみでの対応が困難な場合、他都市等に人員及び資器材などの応援を要請し応急給水、応急復旧を行うものとする。

(資料編 災害時応急給水拠点一覧表)

(資料編 応急給水資器材表)

(資料編 18大都市水道局災害相互応援に関する覚書・実施細目)

(資料編 東京都との緊急応援に関する業務協定)

(資料編 東京都と川崎市における連絡管の設置に関する基本協定書)

(資料編 横浜市との緊急応援に関する業務協定)

(資料編 日本水道協会神奈川県支部災害相互応援に関する覚書)

(資料編 川崎市水道局と千葉県水道局との災害相互応援に関する協定・了解事項)

(資料編 社団法人日本水道協会関東地方支部災害時相互応援に関する協定・実施要領)

(資料編 災害時における応急給水の実施に関する協定書(神奈川県内広域水道企業団))

(資料編 関東地域における工業用水道災害相互応援に関する協定書・実施細則)

(資料編 災害時における応急給水活動等の応援に関する協定・実施に関する覚書

(川崎市水道サービス公社))

(資料編 災害時における給水装置等応急措置の応援に関する協定・実施に関する覚書

(川崎市管工事業協同組合))

# 第2節 食料の供給【経済労働局消費者行政センター、農業振興課、北部市場、南部市場、 総務局、健康福祉局、港湾局、区】

大地震の発生によって、家屋の倒壊、焼失等のため、避難所で生活せざるを得ず、かつ物資の確保 が困難な者に対して、速やかに食料の応急供給を行うものとする。

# 1 食料の応急供給の基準

(1) 食料の応急供給の方法

被災当日及びその翌日においては、市が備蓄している食料を供給するものとする。協定を締結している小売業、卸売業等の流通在庫備蓄、国等からの救援物資については、補完物資と位置づけ、物資が到着次第、供給するものとする。

(2) 食料の応急供給の対象者

大地震の発生によって、家屋の倒壊、焼失等のため、避難所で生活せざるを得ず、かつ物資 の確保が困難な者とする。

- (3) 応急供給する食料の品目 供給の品目は、米穀・アルファ化米・おかゆ・粉ミルク・パン・めん類等とする。
- (4) 供給数量の基準

1人当たりの供給数量は次のとおりとする。(麦製品の精米換算率は100%とする。ただし生パンは原料小麦粉の重量で計算する。)

ア アルファ化米等

1人、1食当たり精米換算100g程度

イ 乳児用粉ミルク

1人、1日当たり粉換算135g程度

(5) 要援護者への優先供給

高齢者、障害者、幼児、体力衰弱者に優先的に供給する。

(6) 公平な供給

市民は、食料が公平に供給されるよう相互に協力する。

- 2 食料の調達方法及び手続き
  - (1) 区長は、食料の応急供給が必要で、市の備蓄食料等では不足が生じると認める場合は、必要量を算出し、直ちに市長に食料の調達を要請するものとする。
  - (2) 市長は、区長から食料の調達要請があった場合は、次の主な協定締結先の被害状況と食料の在庫場所等を勘案して調達先を決定し、食料の売り渡しの要請等を行うとともに、輸送の依頼については総務局長に要請するものとする。

物資区分	協定等名称	実施者
米穀	「災害時における応急用米穀の供給協力に関する協定」	
	「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書」	
   食料	「災害時における生活必需物資の供給協力に関する協定書」	経済労働局
及行	「全国中央卸売市場協会災害時相互応援に関する協定」	
	「災害時における生鮮食料品等の供給及び輸送に関する協定書」	

	「災害時における物資の供給に関する協定書」	
	「災害時における牛乳等の供給協力に関する協定書」	
	「災害時における調理飲料物等提供に関する協定」	健康福祉局
	「災害時における緊急措置の支援に関する協定」	港湾局

### 3 食料供給の実施

(1) 食料供給の場所

食料供給の場所は、原則として避難所とする。

(2) 食料供給の実施主体

食料供給は、区が主体となる。なお、必要に応じて炊き出しを行う場合は、自主防災組織、婦人会、赤十字奉仕団等の協力を得て実施するものとする。

(3) 燃料等の供給

避難所等における食料供給のために必要となる燃料等については、公益社団法人神奈川県 LPガス協会川崎南・北支部及び神奈川県石油業協同組合各支部との災害時における応急救 護用燃料の供給協力に関する協定に基づき供給を受けるものとする。

4 災害救助法適用の災害が発生した場合の措置

災害救助法適用の規模の災害が発生した場合で、食料等が不足する場合、市長は県知事に食料 調達の協議をし、指示をうけるものとする。

(資料編 災害時における応急用米穀の供給協力に関する協定(川崎米穀商事業協同組合))

(資料編 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書)

(資料編 災害時における生活必需物資の供給協力に関する協定書)

(資料編 全国中央卸売市場協会災害時相互応援に関する協定・実施細目)

(資料編 災害時における生鮮食料品等の供給及び輸送に関する協定書)

(資料編 災害時における物資の供給に関する協定書)

(資料編 災害時における牛乳等の供給協力に関する協定書)

(資料編 災害時における調理飲料物等提供に関する協定(川崎市食品衛生協会))

(資料編 災害時における応急救護用燃料の供給協力に関する協定

(神奈川県LPガス協会川崎南支部・北支部))

(資料編 災害時における応急対策用資器材の提供及び燃料の供給協力に関する協定

(神奈川県石油業協同組合各支部))

(資料編 災害時における緊急措置の支援に関する協定(神奈川倉庫協会))

(資料編 市内の米穀卸販売業者、政府保有米保管倉庫、主要パン製造工場一覧表)

### 第3節 生活必需品の供給【経済労働局消費者行政センター、健康福祉局地域福祉課、

総務局、港湾局、区】

大地震の発生によって、家屋の倒壊、焼失等のため、避難所で生活せざるを得ず、かつ生活必需品 を確保することが困難な者に対して、速やかに必要な生活必需品の応急供給を行うものとする。

- 1 生活必需品供給の基準
  - (1) 生活必需品供給の対象者

大地震の発生によって、家屋の倒壊、焼失等のため、避難所で生活せざるを得ず、かつ生活 必需品の確保が困難な者とする。

(2) 生活必需品供給の品目

衣料品・寝具 下着、毛布等

日用品雑貨 タオル、石けん、トイレットペーパー、紙おむつ、ほ乳瓶、紙皿、 紙コップ、鍋、卓上ガスコンロ、バケツ、乾電池、懐中電灯等

(3) 生活必需品の供給基準

衣料品、寝具、日用品雑貨のうち必要な数量の供給に努める。

(4) 要援護者への優先供給

高齢者、障害者、幼児、体力衰弱者に優先的に供給する。

(6) 公平な供給

市民は、生活必需品が公平に供給されるよう相互に協力する。

- 2 生活必需品の調達方法及び手続き
  - (1) 区長は、生活必需品の応急供給が必要で、市の備蓄生活必需品等では不足が生じると認める場合は、直ちに市長にその供給を要請するものとする。
  - (2) 経済労働局長は、区長から生活必需品の要請があった場合は、次の主な協定締結先の被害状況と在庫場所等を勘案して調達先を決定し、生活必需品の売り渡しの要請等を行うとともに、輸送の依頼については総務局長に要請するものとする。

協定等名称	実施者
「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書」	
「災害時における生活必需物資の供給協力に関する協定書」	経済労働局
「災害時における物資の供給に関する協定書」	
災害救助法に基づく生活必需品の要請	健康福祉局
「災害時における緊急措置の支援に関する協定」	港湾局

- 3 生活必需品の供給
  - (1) 生活必需品の供給の場所 生活必需品の供給場所は、原則として避難所とする。
  - (2) 生活必需品の供給実施主体

生活必需品の供給は、区が主体となり、自主防災組織及び避難所運営会議の協力を得て実施するものとする。

4 災害救助法適用の災害が発生した場合の措置

災害救助法適用の規模の災害が発生した場合で、生活必需品が不足する場合、市長は県知事に 物資調達の協議をし、指示をうけるものとする。

5 物価の安定、物資の安定供給

生活必需品の供給不足や価格が著しく高騰した場合、経済労働局長は、関係機関との連絡調整 や情報収集等を行い、価格の安定と供給の確保に必要な措置を講じるものとする。

(資料編 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書)

(資料編 災害時における生活必需物資の供給協力に関する協定書)

(資料編 災害時における物資の供給に関する協定書)

(資料編 災害時における緊急措置の支援に関する協定(神奈川倉庫協会))

# 第4節 応援要請【総務局危機管理室】

災害発生に伴う被害の状況及び応急対策の実施状況によっては、相互応援協定等を締結する他都市 に対し、米穀類等の食糧並びに生活必需品の応援提供を要請するものとする。

なお、応援要請先については、19大都市、八都県市及び市が独自に協定を締結する山形市、新潟市、 富山市、福井市、静岡市、花巻市とし、協定内容は資料編掲載のとおりである。

(資料編 20大都市災害時相互応援に関する協定・実施細目)

(資料編 九都県市災害時相互応援に関する協定・実施細目)

(資料編 災害時における相互援助協定(山形市、福井市、新潟市、静岡市、富山市、花巻市))

# 第5節 災害対策要員の飲料水・食料の確保【総務局職員厚生課】

広域災害の発生時には、災害対策に従事する職員等が食事をとるいとまのない場合が想定されるため、次によりその確保を図るものとする。

## 1 飲料水

総務局長は、各局長、区長の依頼により、上下水道事業管理者と協議し、必要な場所に飲料水を供給するものとする。なお、運搬等供給方法は、災害対策本部事務局が調整するものとする。

#### 2 食料

- (1) 総務局長は、各局長、区長の依頼により、経済労働局長と協議し食料を調達するものとする。
- (2) 食料の内容・数量については、災害対策業務に従事する職員等の業務内容(労働の程度、労働時間等)に応じ確保するものとする。
- (3) 配給方法等については、災害対策本部事務局が調整する。

# 第10章 応急危険度判定及び被災宅地危険度判定【まちづくり局】

被災建築物の応急危険度判定作業は、大規模地震により被災した建物の余震等による二次災害の防止を図るための判定を応急的に行うもので、主として市民の生活基盤となる居住用建物に対するものであるが、一方、行政としては防災拠点となる施設及び市民の生活上の安全確保を図る施設を重要建築物として位置付け、その利用上の安全確認を、すみやかに行わなければならない。

また、被災宅地危険度判定は、地震等により被災した宅地の擁壁等の被害状況を迅速に把握し、二次災害の発生を軽減・防止するため、主として宅地の立入制限に関する危険度判定を行う。

### 第1節 被災建築物応急危険度判定

1 神奈川県建築物震後対策推進協議会

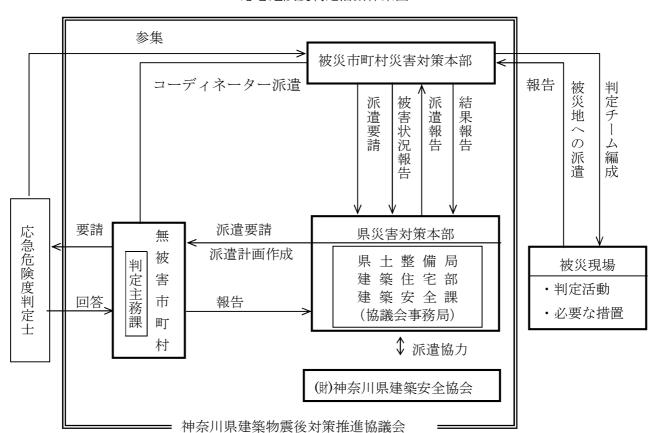
大規模地震により被災した建物が引き続き安全に居住できるかどうかの判定作業を民間等の協力を得て行う応急危険度判定制度について、神奈川県及び県下 33 市町村で構成する「神奈川県建築物震後対策推進協議会」において推進してきたところである。

今後も引き続き判定士の派遣応援体制の整備、模擬訓練の実施などの協力関係の強化を図るものとする。

2 応急危険度判定活動体系図

被災建築物の応急危険度判定活動体制は、次のとおりとする。

応急危険度判定活動体系図



### 3 応急危険度判定士会

被災後、迅速に一般判定士の参集を図るため、応急危険度判定士会として、各区毎にリーダー、 サブリーダーを設け、市内の一般判定士の連絡網を確立している。

# 4 コーディネーター

被災時に民間ボランティアで構成される応急危険度判定士が迅速に活動できるように的確な指示を与える必要があるため、市職員の行政判定士がコーディネーターとなり、一般判定士に指導支援を行う。

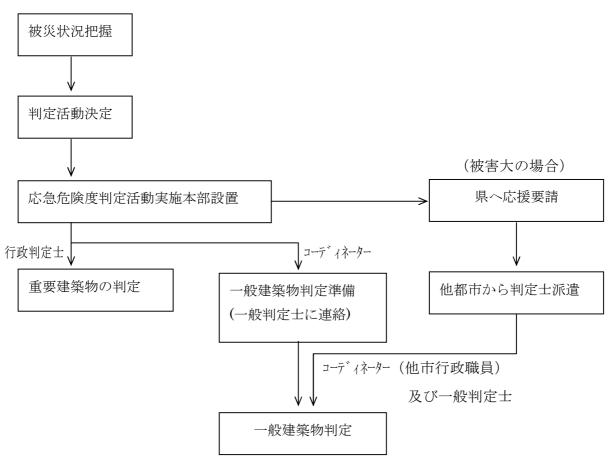
### 5 行政判定士

被災後、迅速に災害応急対策上重要な建築物の使用上の安全の確認を判定するため、コーディネーター以外の行政判定士が、あらかじめ定められた建築物の判定作業を行う。

# 6 応急危険度判定活動

- (1) 災害対策本部が被災状況に応じ、応急危険度判定活動を行うことを決定した場合、まちづくり 部建築宅地調査班と各区役所に応急危険度判定活動実施本部と判定拠点を設置する。
- (2) コーディネーターの指示により、一般判定士による一般建築物の判定を行う。





#### 7 資機材等

一般判定士及びコーディネーターの判定活動用資機材を別表1のとおり各区に、別表2の資機材等を配置する。

別表1 応急危険度判定資機材の配置倉庫一覧

区 名	倉 庫 名	所 在 地
川崎区	川崎区備蓄倉庫	川崎区大島1-25-10(川崎区道路公園センター内)
川崎区	南部防災センター	川崎区小田7-3-1
幸区	幸区備蓄倉庫	幸区下平間357-3(幸区道路公園センター内)
中原区	中原区役所備蓄倉庫	中原区小杉町3-245
高津区	高津区役所内倉庫	高津区下作延2-8-1
宮前区	宮前区役所内倉庫	宮前区宮前平2-20-5
多摩区	多摩区役所内倉庫	多摩区登戸1775-1
麻生区	麻生区役所内倉庫	麻生区万福寺1-5-1

別表 2 応急危険度判定資機材等の一覧

種類	名称
機材類	ナップザック、ヘルメット 下げ振り、クラックスケール、傾斜計
用紙類	調査表、判定標識、活動マップ、受付台帳、活動結果集計表

## 第2節 被災宅地危険度判定

地震等により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に被害状況を迅速・的確に把握し、二次災害の発生を防止・軽減することを目的とする被災宅地危険度判定制度は、「神奈川県建築物震後対策推進協議会」において判定士の養成及び判定士の派遣応援体制の整備を図っているところである。

今後、判定資機材の確保対策等が必要となっており、引き続き制度の拡充を図る。

# 第11章 災害廃棄物等処理計画【環境局】

大規模な震災等の発生に伴う建物倒壊等被害からの災害廃棄物や避難所からのごみ・し尿を迅速かつ 適正に処理し、市民の生活基盤の早期回復と生活環境の改善に万全を図るためには、事前に十分な対策 を講じておく必要がある。

本計画は、阪神・淡路大震災における災害廃棄物等の処理に関する多くの教訓を踏まえ、本市の地域 防災計画で想定される地震に対する事前の体制整備を中心とし、市民・事業者・行政の三者の連携に基 づく災害廃棄物等の円滑な処理を推進するために策定する。

なお、風水害により発生した災害廃棄物は、地域防災計画(風水害対策編)を基本とし、必要に応じ 本計画を準用するものとする。

### 第1節 計画の対象

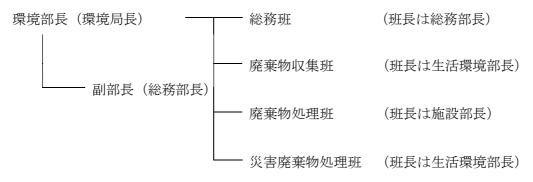
本計画の対象は、次のとおりとする。

災害廃棄	災害廃棄物	地震により倒壊、焼失等した家屋の解体撤去に伴って発生する「木くず」、 「コンクリート塊」、「金属くず」等及び「これらの混合物」で、本市が国庫 補助を受けて処理を行う廃棄物
<ul><li>★</li><li>★</li><li>特</li></ul>	ごみ	普通ごみ(汚物処理袋を含む)、粗大ごみ、資源物及び事業系一般廃棄物
	し尿	災害用トイレのし尿及び緊急を要するし尿等

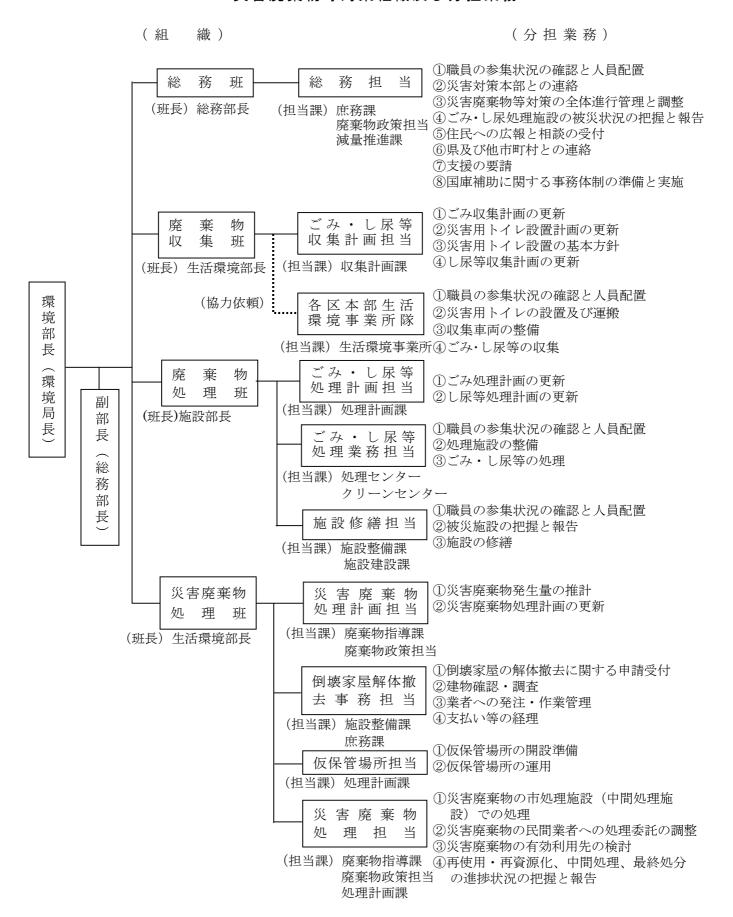
### 第2節 災害廃棄物等処理に係る組織体制

災害対策本部環境部の中に次の班を設置する。災害廃棄物等処理は地震発生等に伴い発生する業務であるため、人員の補充や支援を得て臨時の体制を組織する。なお、各班の統括は環境部長が行う。

# 【組織図】



# 災害廃棄物等対策組織及び分担業務



## 第3節 災害廃棄物等の処理に係る基本方針

- 1 災害廃棄物の処理
  - (1) 市の事業として解体撤去を行う場合の対象家屋は、個人所有の住宅及び中小事業者の事業所に限る。
  - (2) 市の事業として行う解体撤去は、市が民間業者にその解体撤去と仮保管場所への運搬を発注する。発注は、市と業者との間の直接契約とする。
  - (3) 災害廃棄物の再使用・再資源化を推進するため、木くず、その他の可燃物、コンクリート塊、 金属くず、その他の不燃物、及びこれらの混合物の6区分に分別する。
  - (4) 災害廃棄物を再使用・再資源化、中間処理あるいは最終処分するまでに一時的に保管する仮保 管場所を確保する。
  - (5) 市(環境局)は原則として災害廃棄物を収集しないが、発災後等においては状況に応じて臨時 的に収集する。
- 2 ごみの収集・処理

収集・処理体制について、臨機の対応を図る。

(1) 普通ごみ

住民の在宅している世帯及び避難所から発生する普通ごみを収集する。

(2) 粗大ごみ

地震発生等に伴い発生する粗大ごみの収集を優先するため、電話による通常の粗大ごみ収集申 込みの受付は中止し、粗大ごみ収集・処理体制が安定した後、受付を開始する。

(3) 資源物

普通ごみの収集を優先的に行うため、資源物の収集を中止し、収集・処理体制が安定した後、収集する。

(4) その他

処理施設が稼動不能の場合は、一時保管や近隣都市への支援要請などの対策を講じる。

3 し尿の収集・処理

収集・処理体制について、臨機の対応を図る。

- (1) 避難所の災害用トイレから発生するし尿、緊急を要する一般世帯等からのし尿収集・処理を行う。
- (2) し尿の収集・処理が安定するまでの間、浄化槽の清掃は一時的に中止する。
- (3) 機器破損及びクリーンセンターでの希釈処理が行えない場合は、下水処理場での一時貯留、直接処理などを検討する。
- (4) 災害用トイレの設置等による収集業務の増大に対しては、近隣都市への支援要請等の対策を行う。
- 4 災害用トイレの設置
  - (1) 災害用トイレの設置計画は、し尿収集計画を踏まえ、廃棄物収集班が行う。
  - (2) 避難所等の備蓄倉庫に備蓄されている災害用トイレは、避難所周辺の自主防災組織等の協力により設置する。
  - (3) 災害用トイレの維持管理については、ボランティアの協力や感染症を防ぐため防疫指導等が必要となるため、総務班を通じて関係局区へ対応を要請する。

# 5 業務の着手時期

各班の分担業務の着手時期を次のとおり示す。

初動期	応急期	復旧・復興期
(発災後3日以内)	(発災後3日~1月以内)	(発災後1月以降)
【総務班】	【総務班】	【災害廃棄物処理班】
・職員の参集状況の確認と人員	・災害廃棄物等対策の全体進行	<ul><li>・倒壊家屋の解体撤去受注業者</li></ul>
配置	管理と調整	への支払い等経理
・災害対策本部との連絡	・住民への広報と相談の受付	・仮保管場所の運用
・ごみ・し尿処理施設の被災状	・国庫補助に関する事務体制の	・災害廃棄物の市処理施設(中
況の把握と報告	準備と実施	間処理施設)での処理
・県及び他市町村との連絡	【災害廃棄物処理班】	・災害廃棄物の民間業者への処
・支援の要請	・災害廃棄物発生量の推計	理委託の調整
【廃棄物収集班】	・災害廃棄物処理計画の更新	・災害廃棄物有効利用先の検討
・ごみ収集計画の更新	・倒壊家屋の解体撤去に関する	・再使用・再資源化、中間処理、
・災害用トイレ設置計画の更新	申請受付	最終処分の進捗状況把握と報告
・災害用トイレ設置の基本方針	・建物確認・調査	
・し尿等収集計画の更新	・業者への発注・作業管理	
・収集車両の整備及び燃料の確	・仮保管場所の開設準備	
保	【廃棄物処理班】	
・災害用トイレの設置及び運搬	・ごみ・し尿等処理計画の更新	
・ごみ・し尿等の収集	・ 処理施設の整備	
【廃棄物処理班】	・ごみ・し尿等の処理	
・被災施設の把握と報告	・施設の修繕	

### 第4節 総務班の業務

- ① 職員の参集状況の確認と人員配置
- ② 災害対策本部との連絡
- ③ 災害廃棄物等対策の全体進行管理と調整
- ④ ごみ・し尿処理施設の被災状況の把握と報告
- ⑤ 住民への広報と相談の受付
- ⑥ 県及び他市町村との連絡
- ⑦ 支援の要請
- ⑧ 国庫補助に関する事務体制の準備と実施
- ① 職員の参集状況の確認と人員配置
  - (1) 参集職員の確認

職員の参集状況及び参集した職員の勤務可能状況を確認する。

- (2) 未参集の職員については、連絡がとれる場合は、被災状況、安全の確認、人命救助等緊急事態への対応の必要性などを確認し、業務復帰の見込み等について把握する。
- (3) 配置人員の調整

総務班、災害廃棄物処理班、廃棄物収集班、廃棄物処理班の4つの班に対しそれぞれ職員を配置する。全体の進行管理上、各班の業務量の変化に応じて、適宜、職員の補充、配置替えを行う。

② 災害対策本部との連絡

災害廃棄物等処理計画の企画立案の基礎情報とするため、次の情報を災害対策本部から収集し、各 班に周知する。

### 〔情報収集項目〕

- (1) 避難所と避難者数
  - ア 避難所名
  - イ 各避難所の収容人数
- (2) 上下水道・道路の被災、復旧状況
  - ア 水道施設の被災状況
  - イ 断水の状況と復旧の見通し
  - ウ 下水処理施設の被災状況
  - エ 主要道路の被災、復旧状況
- (3) 家屋の被害状況
  - ア 家屋の全壊及び半壊棟数
  - イ 家屋の焼失棟数
- ③ 災害廃棄物等対策の全体進行管理と調整
  - (1) 災害廃棄物等処理に関する全体進行管理
    - ごみ・し尿処理施設の被災状況、処理計画の状況などを総合的に把握し、各班間の連絡調整を 行う。
  - (2) 関係部室課との連絡調整

災害廃棄物等処理計画の更新及び処理の実施にあたり、関係部室課との連絡調整を行う。

④ ごみ・し尿処理施設の被災状況の把握と報告

廃棄物処理班からの情報提供に基づいてごみ・し尿処理施設の被災状況を把握し、対策本部及び 県に報告する。県への報告は、所定の様式により行う。

- ⑤ 住民への広報と相談の受付
  - (1) 住民への広報

災害廃棄物等処理計画及び実施状況を集約し、広報計画に基づいて住民に広報する。なお、広報の方法については、市民・こども局シティセールス・広報室と連絡調整を行う。

[広報の内容]

- ア 災害用トイレの設置状況
- イ 災害用トイレの維持管理方法
- ウ ごみの排出方法 (汚物処理を含む)
- エ ごみ及びし尿収集体制の変更内容
- オ 倒壊家屋の撤去方針及び解体撤去の申請方法
- (2) 住民からの相談・苦情の受付

住民からの相談あるいは苦情への対応体制を整える。苦情の多くは、災害用トイレの設置、ご み及びし尿の収集、家屋の解体撤去申請に関するものと想定されるため、最新情報を各班から収 集し、相談・苦情への対応に備える。

なお、住民からの相談あるいは苦情については、その内容と対応を記録、整理し、各班に伝える。

- ⑥ 県及び他市町村との連絡
  - (1) 連絡経路と担当者の確認

県災害廃棄物等対策組織の市町村担当者の氏名、電話番号、ファックス番号を確認する。

(2) 県への報告

県への報告内容及び支援要請の報告は、所定の様式により行う。

(3) 県からの情報収集

災害廃棄物等の処理に関する県の基本方針及び国の動向について、県から情報収集を行う。 県の基本方針及び国の動向、その他県や国からの連絡、通達等は、速やかに関係する班に伝達 する。

(4) 他市町村との連絡

他市町村における被災の有無等に関する情報を収集し、支援要請の参考とするため関係する各班に伝達する。

- ⑦ 支援の要請
  - (1) 支援の必要性の把握及び支援要請

災害廃棄物処理班、廃棄物収集班、廃棄物処理班の各班から、災害廃棄物等の処理、災害用トイレの設置、ごみ収集・処理、し尿収集・処理に関する支援の必要性と要請内容を把握し、支援要請については「九都県市災害時相互応援に関する協定」(資料編参照)に基づいて行う。

(2) 支援受諾の確認と内容の調整

支援要請先から支援受諾の連絡を受けた場合は、速やかに当該の班に連絡する。

(3) 支援の実施状況の把握

支援の受入状況、開始及び実施状況について、各班を通じて把握し、その状況をとりまとめ、

県に報告する。

⑧ 国庫補助に関する事務体制の準備と実施

倒壊家屋等の解体で発生した災害廃棄物の収集、運搬及び処分は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等に基づき市町村が実施し、国はその費用の2分の1以内の額を補助することができることとなっている。

「廃棄物処理施設災害復旧費補助金交付要綱」及び「災害等廃棄物処理事業費国庫補助金交付要綱」等に基づく国庫補助に係る事務を円滑に進めるため、県から国の動向に関する情報を収集し、その事務体制の準備と事務処理を実施する。

### 第5節 災害廃棄物処理班の業務

- 1 災害廃棄物処理計画担当の業務
  - ① 災害廃棄物発生量の推計
  - ② 災害廃棄物処理計画の更新
  - ① 災害廃棄物発生量の推計
    - (1) 家屋の倒壊状況の把握 災害対策本部から発表される家屋の全壊棟数及び焼失棟数について、総務班を通じて把握す る。
    - (2) 災害廃棄物発生量の推計
      - ア 災害廃棄物発生量推計の基礎資料として、全壊・半壊棟数、焼失棟数及び津波による被害 棟数を把握する。
      - イ 震災による災害廃棄物発生量推計に使用する被害家屋の対象は、次のとおりとする。
        - (ア) 木造建築物

「全壊家屋」、「半壊家屋」、「焼失家屋」のうち、「全壊家屋」と「焼失家屋」及び「半壊家屋」の半数を対象とする。

(イ) 非木造建築物(鉄筋コンクリート造、鉄骨造・軽量鉄骨造) 「大破」、「中破」、「小破」のうち、「大破」及び「中破」の半数を対象とする。 ※被害の程度の定義については、川崎市地震被害想定調査報告書参照 被害棟数の想定 (棟)

		川崎区	幸 区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	全 市
	全壊	2, 289	1,582	2, 508	2, 231	1,004	538	412	10, 564
木造	半壊	2, 660	1,746	2, 590	2, 267	1, 290	914	741	12, 207
	焼失	5, 386	2, 330	4, 161	1,671	1, 238	1, 313	1, 274	17, 373
サーン鉄筋コ	大破	136	44	97	75	43	20	17	431
リート造	中破	257	89	198	162	116	72	61	954
鉄骨造	大破	825	276	466	331	136	98	63	2, 196
鉄骨造·軽量鉄	中破	1, 176	392	642	456	213	169	111	3, 158
津波によ	床上	0	0	0	0	0	0	0	0
津波による被害	床下	2	0	0	0	0	0	0	2

※ 被害棟数は、川崎市地震被害想定調査報告書の「川崎市直下の地震」の被害想定による。 (全壊・半壊及び大破・中破の棟数は、揺れ・液状化・急傾斜地崩壊の合計。焼失について は、冬18時の数値を使用。)

# ウ 構造別平均床面積

1棟あたりの構造別平均床面積は、次のとおりとする。

(m²/棟)

	平均床面積					
区	木造	鉄筋コンク	상묘사			
	小坦	リート造	鉄骨造			
川崎区	93	1,542	450			
幸区	95	1,653	288			
中原区	101	1, 125	263			
高津区	100	1, 247	235			
宮前区	104	1,083	213			
多摩区	105	841	213			
麻生区	112	874	210			

※川崎市地震被害想定調査報告書より

### 工 発生原単位

再使用、再資源化を推進するため、木造・非木造別に設定し、1 m³あたりの発生量を次のとおりとする。

発生原単位  $(t/m^2)$ 

発生原単位(震災) (t/m²)

/ ---<sup>2</sup>)

構造	全壊・大破	焼失	
木造	0.6	0. 23	
非木造	1. 0	0. 23	

(神奈川県災害廃棄物等処理計画策定指針(平成21年8月改訂)の数値による)

発生原単位(水害)(t/棟)

種	別	原単位体積
木造		3. 79
非才	大造	0.08

※川崎市地震被害想定調査報告書より

### 才 災害廃棄物発生量推計式

発生量= 〔(全壊・大破棟数+0.5×半壊・中破棟数)×1棟あたり平均床面積×発生 原単位〕+ 〔焼失棟数×1棟あたり平均床面積×発生原単位〕+ 〔水害による被害棟数×発 生原単位〕

※構造別に集計する際に、木造については焼失率の補正をさらに乗じて、ダブルカウント分を補正 (焼失率の補正=1-焼失棟数/全建物数)

※川崎市地震被害想定調査報告書より

### カ 災害廃棄物推計発生量

災害廃棄物発生量推計式により、災害廃棄物の発生量を推計する。

本計画の被害想定による推計発生量

(t)

	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	全 市
可燃物	267, 184	91, 660	145, 754	111, 185	57, 958	35, 475	29, 914	739, 130
不燃物	1, 068, 737	366, 638	583, 018	444, 741	231, 833	141, 898	119, 656	2, 956, 521
合 計	1, 335, 921	58, 298	728, 772	555, 926	289, 791	177, 373	149, 570	3, 695, 651

※震災による災害廃棄物については、兵庫県南部地震実績より【可燃物:不燃物=2:8(重量比)】 と仮定して推計。水害による災害廃棄物は全て不燃物とした。

# (3) 災害廃棄物処理に係る動向の把握

ア 産業廃棄物処理施設の災害廃棄物受入状況の把握

市町村内及び近隣の産業廃棄物処理施設で、災害廃棄物の再使用・再資源化、中間処理・ 処分が可能な施設に対し、災害廃棄物の受入可能状況に関する次の事項を問い合わせる。

- (ア) 木くずの再使用・再資源化、破砕、焼却
- (イ) コンクリート塊の破砕及び再資源化
- (ウ) 金属くずの破砕及び再資源化
- (エ) 最終処分

なお、県も受入可能な産業廃棄物処理施設の情報を収集しているので、問い合わせる。

イ 災害廃棄物処理に関する県の基本方針の把握

県が更新する災害廃棄物処理に関する基本方針を総務班を通じて把握し、災害廃棄物処理 計画の更新の際に考慮する。

ウ 災害廃棄物処理に関する国の動向の把握

災害廃棄物処理に関する国庫補助等、国の動向について、総務班を通じて県から情報収集 を行い、災害廃棄物処理計画の更新の際に考慮する。

- ② 災害廃棄物処理計画の更新
  - (1) 計画の更新
    - ア 更新の目的

現実の被災状況を踏まえ、事前に定めた災害廃棄物処理計画を実施計画として更新する。 また、全体の作業量を予測し、処理体制の整備と支援要請の基礎資料とする。

イ 計画更新の手順

計画更新の基礎情報を整理し、災害廃棄物処理計画(解体撤去、仮保管、再使用・再資源 化、最終処分)を更新する。

ウ 解体撤去の計画内容

計画内容として次の事項を定める。

- (ア) 住民からの解体撤去申請受付事務の体制
- (イ) 解体業者との契約方式
- (ウ) 解体撤去の優先度評価の基準
- (エ) 解体撤去業者への発注・完了確認・支払いの手順
- (オ) 解体撤去作業の管理・指導の要領
- (カ) 作業スケジュール

### [更新時の考慮事項]

- ・住民からの解体撤去申請受付事務について、区役所等との協議体制の確立を図る。
- ・解体撤去申請の受付の際に、固定資産課税台帳等により解体申請のあった建物の面積確認などを行う必要があるため、担当部署(資産税担当課)等との協議体制の確立を図る。

.....

・解体撤去の優先度判定のための建物調査は、多くの補強人員を要するため、建築関連団 体からの協力体制の確立を図る。

- エ 仮保管の計画内容
  - 計画内容として次の事項を定める。
  - (ア) 必要とされる保管要領の推計
  - (イ) 保管場所用地の選定
  - (ウ) 搬入ルートの設定
  - (エ) 仮保管場所の運用時間
  - (オ) 分別ごとの受入区画の設定
  - (カ) 車両の誘導及び廃棄物の積み下ろしに関する指導方法
  - (キ) 受け入れた廃棄物の重機による積み上げや二次分別の方法(分別の徹底)
  - (ク) 仮保管場所の夜間の警備体制

## [更新時の考慮事項]

・災害廃棄物の再使用・再資源化、中間処理、最終処分の量を考慮して、必要な保管容量を予測する。

- ・事前に選定した仮保管場所の容量が不足する場合は、新たな候補地を確保する。
- オ 再使用・再資源化、中間処理、最終処分の計画内容 計画内容として次の事項を定める。
  - (ア) 分別区分ごとの再使用・再資源化の計画量
  - (4) 市施設で行う再使用・再資源化及び中間処理の方法と計画量
  - (ウ) 民間産業廃棄物処理施設に委託して行う再使用・再資源化及び中間処理の方法と計画量
  - (エ) 仮保管場所からの搬出方法
  - (オ) 最終処分量の推計と最終処分の方法

### [更新時の考慮事項]

・再使用・再資源化が困難な部分は、破砕・焼却等を最大限実施するため、市施設での 処理、臨時的な中間処理設備への搬入、産業廃棄物処理施設への委託による中間処理計 画を策定する。

.....

- ・長期的、 広域的な観点から最終処分方策を策定する。
- (2) 適正処理が困難な廃棄物等に関する対応方針

倒壊家屋内にアスベストなどの処理困難物が発見された場合、業者による解体撤去時に搬出し、 適正処理を図る。また、その旨を対象家屋の所有者に周知する。

- 2 解体撤去事務担当の業務
  - ① 倒壊家屋の解体撤去に関する申請受付
  - ② 建物確認・調査
  - ③ 業者への発注・作業管理
  - ④ 支払い等の経理

### (1) 倒壊家屋の解体撤去に関する業務分担

家屋の解体撤去事務担当に次の係を置く。

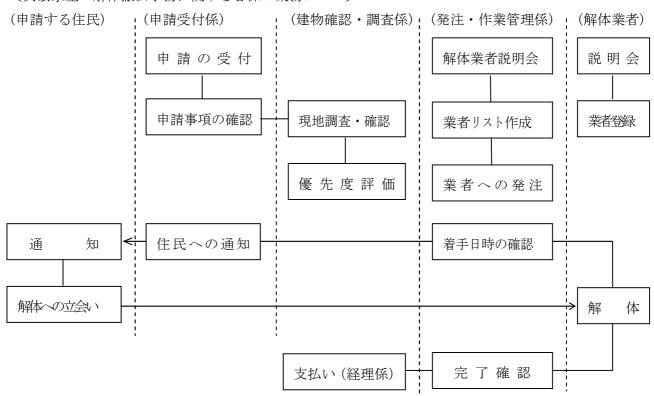
申請受付係 解体撤去に関する申請書類の受付、書類の確認

・ 建物確認・調査係 申請書に基づく現地調査と解体優先度の評価

発注・作業管理係 解体業者への発注と作業管理及び作業完了確認

・ 経理係 解体業者への支払い等に関する業務

### [倒壊家屋の解体撤去事務に関する各係の業務フロー]



## ① 倒壊家屋の解体撤去に関する申請受付(申請受付係の業務)

### (1) 申請書類の書式の用意

市が行う契約方式 (原則として市と解体業者との二者契約) に応じて、申請方法の説明文書、 倒壊家屋の解体撤去の申請書、解体撤去作業委託に関する市と業者、住民との契約書、解体撤 去作業委託仕様書等の書式を用意する。

### (2) 住民への広報

市の事業として行う解体処理の概要、申請方法、申請書類の配付場所、添付する書類、受付場所と受付時期について、住民への広報を総務班に依頼する。

### (3) 申請書類の受付

申請書は市による解体撤去への同意書を兼ねており、申請者は当該建物の所有者となる。申請書類として、申請書、り災証明書、占有者の同意書、返信用封筒の提出を求める。

# (4) 記入事項の確認

申請書類を受け付ける際は、記入もれがないか確認する。

建物の延べ床面積は固定資産税台帳等により確認するため、担当部署(資産税担当課)との連絡体制を確立する。

(5) 建物の確認・調査の依頼

申請書及び住宅地図のコピーを建物確認・調査係に提出し、現地調査を依頼する。

(6) 申請者への解体日時の通知

建物の確認・調査、優先度評価の後、発注・作業管理係は業者に解体作業を発注し、解体作業への着手日時を申請受付係に報告する。

解体作業の着手日時の報告を受け、解体撤去作業通知書に日時を記入し申請者に返送する。

- ② 建物確認・調査(建物確認・調査係の業務)
  - (1) 建物確認

申請受付係より提出された申請書と住宅地図のコピーに基づき、現地調査を行い、建物の立地地域、損壊度を確認する。

(2) 発注・作業係への報告

現地調査の結果をもとに、危険性、公益性を考慮して解体優先度を評価する。申請書に優先度を記入して発注・作業係に提出する。

- ③ 業者への発注・作業管理(発注・作業管理係の業務)
  - (1) 解体業者への説明会の開催

市が行う解体業務受注を希望する業者に対し、関連業界等を通じ、あるいは市の広報により、 解体発注に関する説明会の開催を広報するよう総務班に依頼する。

説明会では、市への登録方法、契約方式、解体撤去の単価、発注手続きの概要を説明する。

(2) 解体業者の市への登録

発注先業者リストを作成するため、解体業務受注を希望する業者に対し、市への登録を求める。登録は、各業者からの登録書提出により行い、登録の際に、業務実績を示す書類の提出を求め、解体能力を把握する。

(3) 解体撤去作業の発注・契約

優先度の評価による解体の順序に従って業者リストから解体業者を選定し発注する。 市と業者との間で契約書を作成し、作業着手日時を明確にし、解体業者に着手届けの提出と 工期(完了見込み)の報告を求める。

(4) 発注時の解体業者への周知事項

市が定めた「解体撤去作業指針」及び「搬入・運搬作業指針」を配付する。

仮保管場所への搬入路、受入区画等の案内図を渡す。

作業着手前及び作業完了後に、それぞれ建物の位置が特定できるよう背景を入れた写真を3 方向から撮影し、作業完了確認用とする。

(5) 作業着手日時の申請者への通知

発注契約完了後直ちに、着手予定日時を申請係に連絡する。

(6) 解体撤去作業の完了確認

解体撤去作業の確認のため、解体前と解体後の状況を写した写真(建物の位置が特定できるよう背景を入れて3方向より撮影したもの計6枚)の提出を求める。

解体撤去作業の完了を確認後、 作業完了確認書を交付し、契約書に記載された契約額に基づく請求書を添付して、経理係に提出するよう伝える。

- ④ 支払い等の経理(経理係の業務)
  - (1) 解体業者への支払い

解体業者から作業完了確認書と請求書の提出を受け、契約書を参照して記載内容、契約額を確認し、業者への支払い手続きを行う。

(2) 解体費用の調整

解体作業に要した費用については、被災者生活再建支援法に基づく申請者への支援金支給状況等を考慮しながら、総務班を通じて関係機関と調整する。

また、倒壊家屋等の解体については本来国庫補助事業の対象ではないが、阪神・淡路大震災の際には、被災者の負担軽減と被災地の一刻も早い復旧・復興を図ることを目的として、例外的に国庫補助対象事業となったため、総務班を通じて国の動向を把握する。

### 3 仮保管場所担当の業務

- ① 仮保管場所の開設準備
- ② 仮保管場所の運用
- ① 仮保管場所の開設準備
  - (1) 仮保管計画に基づき、搬入・積み下ろしのための場内ルートを設定する。
  - (2) 仮保管場所の受入時間、受入基準、受入区画と使用順序を示す文書、場内ルート及び仮保管場所周辺の搬入ルートを示す地図を作成し、解体撤去事務担当の発注・作業管理係に提出し、解体業者、運搬業者への周知を図る。
  - (3) 分別ごとの区画、積み下ろし場所などを表示する標識を場内に設営する。
  - (4) 仮保管場所入口での搬入券の確認体制、場内区画での積み下ろしの指示体制を確立する。
  - (5)場内での二次分別、場内整理のための積み上げ、廃棄物の再使用・再資源化、最終処分のための搬出車両への積み込みのための重機及び運転人員を民間業者に委託して確保する。
  - (6) 不法投棄を防止するための体制を整える。
- ② 仮保管場所の運用
  - (1) 仮保管場所への搬入作業の管理・指導
    - ア 仮保管場所の入口で、搬入券及び搬入物の確認を行う。
    - イ 車両誘導員を配置して、搬入物の分別区分ごとに搬入させる。
  - (2) 仮保管場所の運用計画
    - ア 仮保管場所での災害廃棄物の積み上げは5メートル以下とする。
    - イ 木くず及びその他の可燃物の保管場所には消火器を設置し、火災に備える。
  - (3) 再使用・再資源化施設、処理施設、処分場への搬出

仮保管場所から再使用・再資源化施設等への災害廃棄物の搬出は、運搬業者に委託した車両を 用い、効率的に行う。

### 4 災害廃棄物処理担当の業務

- ① 災害廃棄物の市処理施設(中間処理施設)での処理
- ② 災害廃棄物の民間業者への処理委託の調整
- ③ 災害廃棄物の有効利用先の検討
- ④ 再使用・再資源化、中間処理、最終処分の進捗状況の把握と報告

- ① 災害廃棄物の市処理施設(中間処理施設)での処理
  - (1) 中間処理施設は既存施設によることを原則とするが、臨時の中間処理施設が必要と考えられる場合、災害廃棄物処理計画に従い、臨時の中間処理(破砕・焼却)設備の設置について検討する。

設置場所としては、仮保管場所としている市有地などを選定する。

- (2) 発注から設置完了までの期間を考慮し、設備の稼動計画を策定する。
- ② 災害廃棄物の民間業者への処理委託の調整 廃棄物の分別区分に応じて、委託先とする民間産業廃棄物処理施設を選定する。 必要に応じて県及び産業廃棄物協会から情報を得る。
- ③ 災害廃棄物の有効利用先の検討
  - (1) コンクリート塊の路盤材、路床材への有効利用法を検討し、事業者の協力を求める。
  - (2) 木くず及び金属くずも有効利用法を検討し、事業者の協力を求める。
- ④ 再使用・再資源化、中間処理、最終処分の進捗状況の把握と報告 再使用・再資源化、中間処理、最終処分は中長期にわたるため、毎月の進捗状況を把握し、全 体の処理計画のうちどの程度まで処理がすすんでいるかを把握し、総務担当に報告する。

(資料編 地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定(神奈川県産業廃棄物協会))

(資料編 地震等大規模災害時における被災建物等の解体撤去等に関する協定

(神奈川県建物解体業協会、川崎市建物解体業協同組合、川崎建設業協会))

### 第6節 廃棄物収集班の業務

- 1 ごみ・し尿等収集計画担当の業務
  - ① ごみ収集計画の更新
  - ② 災害用トイレ設置計画の更新
  - ③ 災害用トイレ設置の基本方針
  - ④ し尿等収集計画の更新
  - ① ごみ収集計画の更新

現実の被災状況を踏まえ、事前に定めたごみ収集計画を更新する。また、ごみ発生量が通常時の収集能力を超える場合の収集車両、人員の確保や支援の必要性を明確にし、支援要請の基礎資料とする。

(1) 更新の手順

ア 情報の整理

- (ア)避難所からのごみ推計発生量
- (イ)住民が在宅する地域からのごみ推計発生量
- (ウ)粗大ごみの発生動向と推計発生量
- (エ)ごみ収集車の稼動可能車数と収集可能日量
- (オ)粗大ごみの保管場所の必要性の有無
- (カ)収集ルートの開通状況

### イ 収集体制の確保

- (ア)避難場所を含めた収集ルート
- (イ)処理施設への搬入ルート
- (ウ) 粗大ごみの応急時の収集体制
- (エ)粗大ごみの仮保管場所の開設計画と搬入ルート
- (オ)収集スケジュール
- (カ) 適正処理が困難な廃棄物等への対応方針

# 〔更新時の考慮事項〕

- ・収集車両の燃料を確保する方法を検討する。
- ・避難住民が集中している場所など、発生量が多いと予測される場所を考慮して収集頻度を 定める。
- ・住民が帰宅するにつれて、粗大ごみの発生量が増加するため逐次収集計画を更新する。
- ・粗大ごみの一時的な増加に対応するため、期間を限定した特別の収集体制を検討する。

i.......

### (2) ごみ収集の基本方針

任 四	+ + + 1
種別	基本方針
家庭系普通ごみ	避難所及び一般世帯から排出される普通ごみを収集する。
事業系ごみ	原則として収集を行わない。
粗大ごみ	電話申込みによる通常の粗大ごみ収集は当分の間中止する。
資源物	普通ごみの収集を優先的に行うため資源物の収集は一時的に中止す
	る。
災害廃棄物	原則としては収集しないが、発災後等においては状況に応じて臨時的
次 〒 冼 未 彻	に収集する。

# (3) ごみ収集に関する住民への広報内容の報告

ア ごみ処理計画に基づき、ごみの排出方法や、収集場所、収集スケジュール、粗大ごみの収 集方式の変更など、避難住民、在宅住民の両者に広報する内容を明確にし総務班に報告する。

- イ 粗大ごみの排出増加に備え、収集方式や排出の際の申込先、留意事項など、広報する内容 を明確にして、総務班に報告する。
- (4) 適正処理が困難な廃棄物等の処分方法の確立
  - ア 適正処理が困難な廃棄物等は、業者による回収を原則として、その処分方法を品目ごとに 整理して関係業界と協議し、回収依頼先、依頼方法などを定め総務班に住民広報を依頼する。
  - イ 避難場所からのカセットコンロのボンベの排出増加が予想されるため、使い切ってから排 出することを周知するとともに、特定の排出場所を定め、その場所に排出するよう周知する。
- (5) ごみ収集の進捗状況の把握と報告
  - ア 収集作業の進捗状況を把握し、総務班に報告する。
  - イ 収集、処理体制の強化が必要な場合は、追加支援の要請を検討し、総務班に報告する。
- (6) 復旧計画の策定

避難住民の帰宅状況、粗大ごみの増減の動向を踏まえ、ごみ収集体制の通常時への復旧計画あ

るいは、中期的体制への移行計画を策定する。

(7) 復旧状況の把握と報告 ごみ収集体制の復旧計画の見直しを行い、総務班に報告する。

- ② 災害用トイレ設置計画の更新
  - (1) 計画更新の目的
    - ア 災害用トイレ設置計画に定めた災害用トイレの配置計画を現実の必要性と照らし合わせ、 修正する。
    - イ 災害用トイレの必要性が備蓄数を越える場合の調達や、収集、維持管理に関する人的支援 の必要性を明確にし、協定リース会社への要請等、支援要請の基礎情報とする。
  - (2) 更新の手順
    - ア 災害用トイレの地域ごとの必要性を把握するため、次の情報を総務班あるいは、災害対策 本部から把握する。
      - (ア)住民の避難状況
      - (イ)上下水道の被災状況と復旧の見通し
    - イ 災害対策本部等から得た情報に基づき、避難場所への災害用トイレの設置の必要性、及び 断水や下水道の損壊により水洗トイレが使用不能となった在宅住民を対象とした災害用ト イレの必要性を把握する。
    - ウ 事前に策定した災害用トイレの配置計画に必要な変更を加え災害用トイレ設置計画を更 新する。
    - エ 災害用トイレ設置計画を更新した場合は、生活環境事業所隊に連絡し、設置予定場所、設置予定スケジュール等を報告する。
    - オ 災害用トイレ設置計画を更新した場合は、総務班に連絡し、設置予定場所、設置予定スケジュール等を住民に広報する。
  - (3) 各生活環境事業所隊との連絡調整

更新した災害用トイレ設置計画の内容について、各生活環境事業所隊へ連絡し、必要な指示調整を行う。

#### [更新時の考慮事項]

- ・災害用トイレの設置については、避難所を中心に本市活動拠点や地域からの要請に対応できるよう、組立式の災害用トイレによるほか、簡易トイレ等の活用など代替手段となる方策も講じる。(組立式の災害用トイレ備蓄数 2,623 基(平成 22 年度末現在))
- ・必要に応じて、事前に契約している災害用トイレのリース業者からの調達を検討する。
- ・長期に使用が見込まれる場所に本市の備蓄分を配置し、比較的早期の撤去が見込まれる場所 に、支援により提供されたものを配置するよう計画する。
- ・在宅住民で断水等のため、近隣の避難場所の災害用トイレを利用する可能性も考慮する。
- ・高齢者や障害者の使用に配慮した型式の災害用トイレを適正に配置する。
- ・収集が困難な状況に備え、下水道マンホールを利用した型式の災害用トイレを適正に配置する。
- ・設置作業は一つの場所から順番に行うのではなく、各設置場所で平行的に設置するよう計画する

- ③ 災害用トイレ設置の基本方針
  - (1) 設置体制と人員の確保
    - ア 災害用トイレの設置はできるだけ速やかに行う必要があるため、自主防災組織や住民等にも協力を要請する。

また、防災訓練等での災害用トイレ設置訓練経験者を募り、設置作業への協力を要請する。 イ 避難所に設置する場合は、各避難所ごとに維持管理担当者を選任する。

- (2) 災害用トイレ設置
  - ア 夜間の照明やし尿収集車の動線を勘案して設置する。
  - イ 災害用トイレの使用方法、し尿収集の予定日、故障や異常時の連絡先などを明示した文書 を災害用トイレに貼付する。
  - ウ し尿処理班は、設置基数と設置場所の配置図を作成するなど、詳細を把握する。
- (3) 災害用トイレの維持管理計画の策定
  - ア 維持管理計画として、衛生状態や故障の確認、消臭スプレーやその他衛生薬剤の散布方法、 担当者、頻度などを策定する。
  - イ 維持管理計画の策定にあっては、保健福祉センターや衛生関連課と協議し、協力支援体制 を確保する。
  - ウ ボランティアの協力が得られる場合は、災害用トイレの設置及び巡回並びに維持管理業務 を計画に組み込む。
  - エ 維持管理計画を策定後、計画の概要と故障時等の連絡先を明記した文書を関係機関、関係 者に配付する。
- (4) 災害用トイレの設置に関する住民への広報内容の報告 維持管理計画を策定後、災害用トイレの設置場所及び使用法、収集依頼の連絡先、維持管理 への協力依頼など、住民に広報する内容を明確にし、総務班に報告する。
- (5) 災害用トイレの不足状況の把握と支援要請内容の報告
  - ア 災害用トイレの不足数、設置人員の不足などを早期に把握し、支援を必要とする場合は、 調達の必要数及び設置人員の支援の必要性などの要請内容を明確にし、総務班に報告する。
  - イ 配置計画の実施段階で不足が認められる場合は、追加的に調達が必要な数を正確に見積も る。初期の配置計画を見直し、不要な場所に設置したもの、あるいは断水の復旧により不要 となったものを移動させて活用する方策を決定する。
- (6) 上下水道の復旧状況の把握

上下水道の復旧、特に通水により災害用トイレが不要になるため、上水道、下水道の担当部課から復旧時期を把握し、配置計画の見直しや撤去計画の資料とする。

- (7) 災害用トイレの撤去計画の策定
  - ア 避難命令・勧告の解除あるいは上下水道の復旧に伴い、災害用トイレの必要数を正確に把 握し復旧状況と適合した撤去計画を策定する。
  - イ 撤去計画を策定後、撤去予定を住民に知らせるため、災害用トイレに撤去時期を掲示する。
- ④ し尿等収集計画の更新

現実の被災状況を踏まえ、事前に定めたし尿等収集計画を更新する。また、し尿発生量が通常 時の収集能力を超える場合の収集車両、人員の確保や支援の必要性を明確にし、支援要請の基礎

### 資料とする。

(1) 更新の手順

### ア 情報の整理

- (ア) 災害用トイレの配置と災害用トイレからのし尿推計発生量
- (イ) 通常時よりし尿収集を行っている地域のし尿推計発生量
- (ウ) し尿収集車の稼動可能台数と収集可能日量
- (エ) 収集ルートの開通状況

## イ 収集体制の確立

- (ア) 災害用トイレを含めた収集ルート
- (イ) 処理施設への搬入ルート
- (ウ) 収集スケジュール

#### [更新時の考慮事項]

- ・緊急を要さない一般世帯等からのし尿収集及び浄化清掃を、当分の間中止するなど収 集頻度を調整する。
- ・発生量の増大により、既存の処理能力を超える場合は、一時的な貯留、下水処理場で の処理などの補完方法を検討する。

## (2) し尿収集体制の確保と支援要請内容の報告

非常時におけるし尿収集体制を確保し、収集車両や人員など支援要請を行う場合はその内容を 明確にして総務班に報告する。

(3) し尿収集の進捗状況の把握と報告 し尿収集の進捗状況を把握し、総務班に報告する。

### (4) 復旧計画の策定

被害の復旧状況に伴い、し尿収集体制の通常時への復旧計画あるいは中期的体制への移行計画を策定する。そのため、次の情報を収集する。

- ア 避難住民の帰宅状況
- イ 災害用トイレの撤去状況
- ウ 仮設住宅の建設、入居状況
- (5) 復旧状況の把握と報告

災害用トイレの撤去状況、仮設住宅への入居状況を踏まえて、し尿収集・処理体制の復旧計画 の見直しを行い、その内容を総務班に報告する。

### 2 生活環境事業所隊の業務

- ① 職員の参集状況の確認と人員配置
- ② 災害用トイレの設置及び運搬
- ③ 収集車両の整備及び燃料の確保
- ④ ごみ・し尿等の収集

#### ① 職員の参集状況の確認と人員配置

(1) 職員の参集状況及び勤務可能状況を確認し、ごみ・し尿等の収集業務に従事する職員を配置する。

- (2) 職員の参集状況及び配置状況をごみ・し尿等収集計画担当へ報告する。
- (3) ごみ・し尿等の業務量の変化に応じて、適宜、職員の補充、配置替えを行う。
- ② 災害用トイレの設置及び運搬
  - (1) 廃棄物収集班から開設された避難所の情報を入手し、各避難所に災害用トイレを速やかに設置するため、参集した人員の役割分担を行う。
    - ア 備蓄のある避難所については、各避難所にそれぞれ急行し、倉庫等から災害用トイレを運 び出して設置する。
    - イ 備蓄のない避難所については、各運搬車両により別の備蓄場所から調達し避難所に搬入した後に設置する。
  - (2) 避難所での災害用トイレ設置 避難所では、自主防災組織や住民等の協力を得て設置作業を行う。
- ③ 収集車両の整備及び燃料の確保
  - (1) 発災後ただちに収集車両の点検を行い被災状況を把握する。
  - (2) 被災車両についてはただちに修理し、業務実施体制を整えるが、稼動できない場合は、臨機 の体制を整える。
  - (3) 収集車両の燃料の確保に努めるものとする。
- ④ ごみ・し尿等の収集
  - (1) 収集開始日

収集開始日は次のとおりとする。

災害用トイレからのし尿収集 発災後2日目 ごみ・し尿の収集 発災後3日目

- (2) ごみ・し尿等の収集業務
  - ア 業務に従事可能な職員数、車両数に基づいて収集業務を行う。
  - イ 「ごみ収集の基本方針」に基づいてごみ収集を行う。
  - ウ 災害用トイレ及び通常時にし尿収集を行っている世帯からのし尿収集を行う。
  - エ ごみ・し尿収集の進捗状況をごみ・し尿等収集計画担当へ報告する。
- (3) 災害用トイレの設置、維持管理、撤去

ごみ・し尿等収集計画担当が作成した災害用トイレ設置計画に基づき、災害用トイレの設置、維持管理、撤去に関する業務及び関係者との連絡調整を行う。

- (4) 災害用トイレからのし尿収集
  - ア ごみ・し尿等収集計画担当から、設置予定場所、設置予定スケジュール等に関する情報を 収集し、災害用トイレからのし尿収集計画を作成する。
  - イ 災害用トイレからのし尿収集計画に基づいて収集業務を行う。
  - ウ 災害用トイレからのし尿収集の進捗状況をごみ・し尿等収集計画担当へ報告する。
- (5) 他都市等からの支援受入れ
  - ア 他都市等から支援者、支援車両の受入体制を整える。
  - イ 支援者、支援車両の収集場所や収集方法等に関する業務体制を整え、的確な指示を行う。
- (6) 住民への広報、 相談・苦情の受付
  - ア 災害用トイレの設置状況やごみの排出方法等、ごみ・し尿等に関して住民に周知する必要

のある事項について、広報を行う。

イ 住民からの相談・苦情については、把握している情報、計画等を伝えて対応する。

(資料編 災害時における仮設トイレの設置協力に関する協定書(旭ハウス工業株式会社))

## 第7節 廃棄物処理班の業務

- 1 ごみ・し尿等処理計画担当の業務
  - ① ごみ処理計画の更新
  - ② し尿等処理計画の更新

## ① ごみ処理計画の更新

発災後ただちに処理施設の被災状況を把握し、総務班及び施設修繕担当に報告するとともに、 現実の被災状況を踏まえ、事前に定めたごみ処理計画を更新する。また、ごみ発生量が通常時の 処理能力を超える場合の処理施設、人員の確保や支援の必要性を明確にし、支援要請の基礎資料 とする。

## (1) 更新の手順

# ア 情報の整理

- (ア) 廃棄物収集班で推計したごみ推計発生量
- (イ) 各処理施設の被災状況及び各処理センターピット残量

#### イ 処理体制の確保

- (ア) 被災した処理施設の運転可能見込み
- (イ) 被災した処理施設の構内搬入ルート
- (ウ) 構内での仮保管場所の必要性・可能性の有無

## (2) ごみ処理の基本方針

種 別	基本方針
普通ごみ	市が収集した普通ごみを全て処理する。
粗大ごみ	市が収集した粗大ごみを処理する。
事業系一般廃棄物	市収集の普通ごみ及び災害廃棄物を優先的に処理するため、処理
尹未术一权所来物	能力の範囲内で事業系一般廃棄物を受け入れる。
資源物	資源物の処理は一時的に中止する。
災害廃棄物 (可燃物)	処理能力の範囲内で災害廃棄物を処理する。

### (3) 処理体制の確保と支援要請内容の報告

ア 非常時の処理体制として人員、処理施設を確保する。

- イ 処理施設が損壊あるいは稼動不能の場合及び処理施設の能力が不足する場合は、支援の必要性、支援内容を明確にして、総務班に報告する。
- (4) 適正処理が困難な廃棄物等の処分方法の確立

適正処理が困難な廃棄物等は、業者による回収を原則として、その処分方法を品目ごとに整理 して関係業界と協議し、回収依頼先、依頼方法などを定める。 (5) ごみ処理の進捗状況の把握と報告

処理の進捗状況を把握し、総務班に報告する。

(6) 復旧計画の策定

処理の進捗状況にあわせて、処理体制の通常時への復旧計画あるいは、中期的体制への移行計画を策定する。

(7) 復旧状況の把握と報告

処理体制の復旧計画の見直しを行い、総務班に報告する。

② し尿等処理計画の更新

発災後ただちに処理施設の被災状況を把握し、施設修繕担当に報告するとともに、現実の被災 状況を踏まえ、事前に定めたし尿処理計画を更新する。また、し尿発生量が通常時の処理能力を 超える場合の処理施設、人員の確保や支援の必要性を明確にし、支援要請の基礎資料とする。

(1) 更新の手順

ア 情報の整理

- (ア) 廃棄物収集班で推計したし尿推計発生量
- (イ) 各処理施設の被災状況
- (ウ) 上下水道局より水処理センターの状況把握(圧送可能量の把握)
- イ 処理体制の確保
  - (ア) 被災した処理施設の運転可能見込み
  - (イ) 被災した処理施設の構内搬入ルート
- (2) し尿等処理計画の基本方針

ア 市 (他都市等からの支援を含む) が収集したし尿等は全て処理する。

- イ 機器破損及びクリーンセンターでの希釈処理が行えない場合は、下水処理施設での一時貯留、処理などを行う。
- (3) 処理体制の確保と支援要請内容の報告
  - ア 非常時の処理体制として人員、処理施設を確保する。
  - イ 処理施設が損壊あるいは稼動不能の場合及び処理施設の能力が不足する場合は、支援の必 要性、支援内容を明確にして、総務班に報告する。
- (4) し尿処理の進捗状況の把握と報告

し尿処理の進捗状況を把握し、総務班に報告する。

(5) 復旧計画の策定

被害の復旧状況に伴い、し尿処理体制の通常時への復旧計画あるいは中期的体制への移行計画 を策定する。

(6) 復旧状況の把握と報告

災害用トイレの撤去状況、仮設住宅への入居状況を踏まえて、し尿処理体制の復旧計画の見直 しを行い、その内容を総務班に報告する。

- 2 ごみ・し尿等処理業務担当の業務
  - ① 職員の参集状況の確認と人員配置
  - ② 処理施設の整備
  - ③ ごみ・し尿等の処理

- ① 職員の参集状況の確認と人員配置
  - (1) 職員の参集状況及び勤務可能状況を確認し、ごみ・し尿等の処理業務に従事する職員を配置する。
  - (2) 職員の参集状況及び配置状況をごみ・し尿等処理計画担当へ報告する。
- ② 処理施設の整備
  - (1) 発災後ただちに処理施設の点検を行い被災状況を把握する。
  - (2) 被災箇所についてはただちにごみ・し尿等処理計画担当へ報告し、自己修理が可能なものについては修理を行う。
- ③ ごみ・し尿等処理業務
  - (1) 「ごみ処理の基本方針」等に基づいてごみ・し尿等の処理を行う。
  - (2) ごみ・し尿等処理の進捗状況をごみ・し尿等処理計画担当へ報告する。
- 3 施設修繕担当の業務
  - ① 職員の参集状況の確認と人員配置
  - ② 被災施設の把握と報告
  - ③ 施設の修繕
  - ① 職員の参集状況の確認と人員配置

職員の参集状況及び勤務可能状況を確認し、施設修繕業務に従事する職員を配置するとともに 総務班へ報告する。

② 被災施設の把握と報告

発災後、ごみ・し尿等処理計画担当で把握した処理施設の被災状況報告に基づき、ただちに詳細を確認し、総務班に報告する。

- ③ 施設の修繕
  - (1) 情報の整理

ごみ・し尿等処理計画担当で把握した処理施設の被災状況

- (2) 施設修繕体制の確保
  - ア 処理施設の被災状況に応じた修繕方法の選定
  - イ 業者に修繕を依頼する場合は、修繕に応じた業者の選定
- (3) 施設修繕の進捗状況把握と報告

施設修繕の進捗状況を把握し、ごみ・し尿等処理計画担当及び総務班へ報告する。

# 資 料

(本章末資料 施設の処理能力等)

# 施設の処理能力等

# 1 廃棄物処理施設最大処理量

# (1) ごみ焼却処理施設

	1 炉運転時	2 炉運転時	3 炉運転時
浮島処理センター	3 0 0 t / 2 4 h	600t/24h	900t/24h
堤根処理センター	240 t/24h	460 t/24 h	
橘処理センター	160t/24h	3 2 0 t / 2 4 h	450 t/24 h
王禅寺処理センター	90 t/24 h	180 t/24 h	270 t/24 h

# (2) 資源化処理施設

南部リサイクルセンター	空き缶28t/7h、空きびん45t/5h、		
	ペットボトル7t/7h		
堤根処理センター	空き缶15t/5h、空きびん20t/5h、		
資源化処理施設	ペットボトル1.5t/5h		
浮島処理センター			
粗大ごみ処理施設	50 t / 5 h (不燃性 2 5 t / 5 h 、可燃性 2 5 t / 5 h)		
橘処理センター			
粗大ごみ処理施設	50 t / 5 h (不燃性 2 5 t / 5 h、可燃性 2 5 t / 5 h)		
浮島処理センター	ミックスペーパー70t/10h、		
資源化処理施設	プラスチック製容器包装 5 5 t / 1 0 h		

# (3) 埋立処分施設

	面積	168		
浮島廃棄物埋立処分場	容量	673		

# (4) し尿・浄化槽施設

入江崎クリーンセンター	1 1 0 k@ (2 0 k@ × 5. 5 時間)
宮前生活環境事業所	し尿貯留施設 100k0/日
	下水道投入施設 65kl /日

# 2 環境局保有車両一覧表(平成24年3月31日現在)

# (1) ごみ収集関係車両

車種	積載量	台数
小型ごみ車	2 t	7 8
小型粗大ごみ車	2 t	3
中型ごみ車 (回転板式)	2.2 t	9 7
中型ごみ車 (圧縮式)	2 t	2 0
中型粗大ごみ車	3.1 t	1 0
小型空瓶収集車	2 t	1 5
合 計	2 2 3	

# (2) し尿収集関係車両

車種	積載量	台数
小型し尿車・浄化槽車	1.8 m³	1 4
中型浄化槽車	3.1 m³	1 0
大型し尿運搬車	9.2 m³	2
大型浄化槽車	6.8 m³	2
大型浄化槽車	9.7 m³	1
合 計		2 9

## 第12章 防疫・保健衛生【健康福祉局、区】

# 第1節 防疫対策

1 防疫体制の確立

健康福祉局は、震災に伴う被災規模を迅速に把握し、関係機関と緊密な情報交換を行い、区と連携して防疫体制の確立を図る。

- 2 感染症発生状況等の調査及び健康診断
  - (1) 区は、感染症の発生を予防するため医療・衛生班を編成するなど、避難所を重点とした被災住民の健康調査を実施する。調査の結果、必要に応じて、医師への受診を勧奨するほか、健康診断を実施する。
  - (2) 健康福祉局は、市内医療機関等の関係機関からの情報把握に努める。
- 3 感染症のまん延防止対策

感染症が発生した場合には、健康福祉局と区が連携し、感染症の予防及び感染症の患者に対する 医療に関する法律(以下「感染症法」という。)に基づき感染経路等を調査するとともに、必要に応じ て、迅速に隔離、川崎病院等の感染症指定医療機関への搬送を行い、患者等に対する適切な医療の 提供を行い、感染症のまん延防止に努める。

### 4 消毒の実施

- (1)避難所等における感染症のまん延を防止するため、必要に応じて消毒を命じ又は実施する。
- (2) 薬剤等の使用量を算出し、保管量を確認の上、不足分を補充し必要な場所に配置する。
- 5 ねずみ族、昆虫等の駆除
  - (1)避難所等における感染症のまん延を防止するため、必要に応じてねずみ族、昆虫等の駆除を指導又は実施する。
  - (2) 薬剤等の使用量を算出し、保管量を確認の上、不足分を補充し必要な場所に配置する。 また、噴霧器等の器材についても、点検整備を行い不足分を補充し適切な場所に配置する。
- 6 臨時予防接種の実施

感染症予防上必要と認めるときは、健康福祉局、区、医療関係団体等が連携し、ワクチン確保等 を迅速に行い、適切な時期に予防接種を行う。

7 避難所の防疫指導等

避難所は、多数の避難者の収容による衛生状況の悪化が予想されるため、区は感染症発生予防の 観点から施設管理者等の協力を得て防疫指導を実施する。

8 その他

被災地内の区のみで班の編成が困難な場合は、被災地外の保健所の協力を得て班を編成する。

## 第2節 環境・食品衛生対策等

1 食品衛生対策

健康福祉局及び区は、震災時の食品事故を予防するため食品監視体制を確立し、病院・避難所の 給食配送の衛生管理の指導、避難所等における弁当の保管等に対して衛生指導を実施する。

- 2 環境衛生対策
  - (1) 健康福祉局は、国、県、他自治体や関係団体等との連絡調整を図りながら、区における環境衛生対策を総括し、支援や応援要請に行う。

- (2) 区は避難所等の居住環境衛生に関する調査及び助言、避難所等における仮設の浴場・シャワールームの衛生指導を実施するとともに、公衆浴場、コインランドリー等の営業再開時に必要に応じて及び衛生指導を行う。
- 3 生活用水等の確保

区長は、災害時の井戸水等の提供者と協力し、生活用水や飲料水の確保を図る。

- 4 災害時の動物救護対策
  - (1) 川崎市動物救援本部の設置

健康福祉局長は、社団法人川崎市獣医師会等に協力を要請し、川崎市動物救援本部を設置する。 災害時の動物救援活動は、多くのマンパワーを必要とすることから、川崎市動物救援本部は、 ボランティアの必要人数を把握し、関係機関へ派遣を要請し、受入体制を整え、被災動物の救援 活動を行う。

また、環境省や緊急災害時動物救援本部等との連絡調整を行う。

(2) 動物救護センターの設置

健康福祉局長は、負傷した動物の救護のため、動物愛護センター等に動物救護センターを設置 し、負傷動物を保護収容し治療する。

また、社団法人川崎市獣医師会に次の応援活動を要請する。

- ・ 負傷した犬や猫等の保護収容及び治療
- ・ 飼育困難になった動物の一時保管等の相談
- 被災動物の健康相談等
- (3) 避難所における動物の適正飼養

区長は、避難所運営会議で動物の同行避難が認められた避難所については、かわさき犬・ねこ 愛護ボランティア等に協力を求め、動物の適正飼養を指導し、避難所の環境衛生を確保する。

(4) 逸走した犬の捕獲収容

健康福祉局長は、市民の安全を確保するため、川崎市動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、係留されていない犬を捕獲し、動物愛護センターに収容する。

(5) 特定動物対策

健康福祉局長は、特定動物の被災状況を確認するとともに、所有者等に逸走防止の指導を行い、 安全を確保する。

特定動物が飼養施設から脱出したときは、人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するため、関係機関に協力を依頼し、当該特定動物を捕獲する等の措置をとる。

(資料編 災害時における飲料水及び生活用水の供給源としての井戸及び受水槽の有効活用に

関する要綱)

(資料編 川崎市災害用井戸の手動ポンプ等設置費補助要綱)

(資料編 災害時の動物救援活動に関する協定書)

## 第3節 保健衛生対策【健康福祉局、区】

### 1 健康管理・健康相談・栄養指導

被害が長期化する場合又は避難所が多数設置されている場合は、衛生状態の悪化による感染性疾患のまん延や栄養不良、蓄積するストレスやPTSD(心的外傷後ストレス障害)等を軽減させるために、各保健福祉センターの保健師・栄養士等を中心とした支援(巡回・健康相談・栄養指導等)を行う。被災者の健康管理に際してスタッフに不足が生じた場合は、災害対策本部健康福祉部が窓口となり、災害対策基本法、相互応援協定等により国・県・他自治体等に職員等の派遣要請を行う。

## 2 精神保健 (メンタルケア) 対策

災害がもたらすPTSD等の「心の傷」に対応するため、災害の規模に応じて、健康福祉局長は、 災害対策本部健康福祉部内に精神科救護本部を設置するとともに、各保健福祉センターに精神科救 護所を設置して医療機関及び関係機関とともに精神科救護活動を行う。なお、精神科救護活動に際 してスタッフ又は医薬品等に不足が生じた場合は、国・県・他自治体・医療関係団体等に協力を要 請する。

### 3 歯科保健対策

誤嚥性肺炎の予防、口腔環境の悪化の予防、口腔衛生の維持等を図るための歯科保健活動を行う。 なお、歯科保健活動に際して歯科医師・歯科衛生士・その他のスタッフ又は医薬品等に不足が生じた場合は、国・県・他自治体・医療関係団体等に協力を要請する。

(資料編 20 大都市衛生主管部局災害時相互応援に関する確認書)

# 第13章 行方不明者の捜索、遺体の取扱い【健康福祉局、神奈川県警察、区、

建設緑政局】

災害により行方不明者又は死者が多数発生し、災害救助法第30条に基づき遺体の捜索、収容、処理、 埋火葬を実施する際は、関係機関の協力を得て遅滞なく処理するものとする。

# 第1節 行方不明者・遺体の捜索

1 行方不明者・遺体の捜索

災害による行方不明者の捜索については、区、消防局、警察、海上保安庁、自衛隊派遣部隊等の防災関係機関と連携し、遅滞なく行うものとする。周囲の状況から既に死亡していると推定される者の遺体の捜索については、原則として災害発生から 10 日以内に完了させなければならない。なお、11 日目以降も行方不明者の捜索を行う必要があるときは、期間内(10 日以内)に次の事項を明らかにし、県知事へ申請するものとする。

- (1) 延長の期間
- (2) 期間の延長を必要とする地域
- (3) 期間を延長する理由
- (4) その他必要な事項
- 2 遺体の発見

災害現場において遺体を発見若しくは取り扱った者は、直ちに所轄の警察署及び直近の警察官に その旨を通報するよう周知する。

# 第2節 遺体の収容及び処理【健康福祉局、区、県警察】

1 遺体の収容

区は、災害発生後、速やかに遺体安置所を開設し、遺体を収容する。

その際に、遺体を搬送した者の氏名、住所、並びに遺体を発見した場所及び状況、遺体の氏名、 住所等を聴取し、確実に警察に引き継ぐものとする。

遺体安置所は、次の場所とする。

名 称	所 在 地
川崎市体育館	川崎区富士見1-1-4
幸スポーツセンター	幸区戸手本町1-11-3
石川記念武道館	幸区下平間357
とどろきアリーナ	中原区等々力1-3
高津スポーツセンター	高津区二子3-15-1
高津高等学校体育館	高津区久本3-11-1
宮前スポーツセンター	宮前区犬蔵1-10-3
多摩スポーツセンター	多摩区菅北浦4-12-5
麻生スポーツセンター	麻生区上麻生3-6-1

## 2 衛生対策

区長は、遺体取扱いに際し、感染症対策に努め、遺体の保管にあたっては衛生的な保管に努める。

### 3 資器材等の調達

区長は、警察等の関係機関と協議し、棺、ドライアイス、ビニールシート、納体袋、毛布及び見分・検視及び検案に必要な資器材等を調達・確保する。

#### 4 遺体の検視

警察は、遺体の検視を行う。

### 5 遺体の検案

遺体の検案は、監察医、法医学専門家、警察協力医、医療救護班又は応援協力により出動した医師が行う。

#### 6 遺体の処理

#### (1) 遺体の処置等

遺体の識別及び人道上の見地から、必要に応じて遺体の洗浄、縫合、消毒、一時保存等の処置を実施し、「遺体処理票」及び「火葬・埋葬台帳」を作成のうえ納棺し、氏名及び番号を記載した氏名札を棺に添付する。所持金品は、ビニール袋に詰め、番号を付し、棺の上に載せ、鑑別資料とする。

### (2) 身元の確認

検視資料等により身元確認作業を行う。身元が判明していない遺体については、警察等の関係 機関及び、町会・自治会等の協力を得て、遺体の身元の確認と身元引受人の発見に努める。

(3) 身元が明らかになった遺体の引渡し

区長は、警察による遺体の見分・検視及び医師による検案が終了し、身元が明らかになった遺体を遺族又は関係者に引き渡す。この際、警察は、遺体の引き渡し作業を協力して行う。

(4) 身元不明遺体の取扱い

区長は、警察から引渡しを受けた身元不明遺体については、遺体及び所持品の写真撮影、人相・ 着衣・特徴等の記録を行った上で、遺留品等を保管し、協定葬祭業者等と連携し、行旅死亡人と して処理する。なお、外国人の身元不明遺体については、領事館へ通報する。

### (5) 広報

死亡者及び身元不明者等の発表については、警察等の関係機関と連携・協議をし、統一的に行 うものとする。

# (6) 遺体の処理期間

災害の発生から原則として 10 日以内に実施するものとする。なお、11 日目以降も遺体の処理を行う必要があるときは、期間内 (10 日以内) に次の事項を明らかにし、県知事へ申請するものとする。

- ア 延長の期間
- イ 期間の延長を必要とする地域
- ウ 期間を延長する理由
- エ その他必要な事項

### 7 遺族への対応

区長は、遺族等に対する窓口を開設し、相談、事情聴取、埋火葬手続きの説明等を行う。

## 第3節 火葬【健康福祉局健康增進課、建設緑政局霊園事務所】

遺族が火葬を行うことが困難である場合又は遺族のいない遺体に対して、検視・検案等必要な処理を済ませたうえで、早急に火葬を実施する。焼骨の収蔵は、火葬後特に必要な場合にのみ実施する。

### 1 火葬の実施場所

火葬の実施場所は、次の場所とする。

名 称	所 在 地	炉基数	火葬能力
かわさき南部斎苑	川崎区夜光3-2-7	12基	60体(1目)
かわさき北部斎苑	高津区下作延6-18-1	16基	6 0 体 (1 目)

### 2 火葬の内容

火葬の内容は応急的に処理する程度のものとし、次の内容とする。

- ア 棺(付属品を含む)
- イ 骨つぼ及び骨箱
- 3 焼骨の収蔵

焼骨の収蔵は次の場所とする。

名 称	所 在 地
緑ヶ丘霊園	高津区下作延1344

### 4 火葬の期間

災害発生の日から 10 日以内に完了するものとする。なお、11 日目以降も遺体の火葬を行う必要があるときは、期間内(10 日以内)に次の事項を明らかにし、県知事へ申請するものとする。

### ア 延長の期間

- イ 期間の延長を必要とする地域
- ウ 期間を延長する理由
- エ その他必要な事項

### 5 応援要請

市長は、協定及び「神奈川県広域火葬計画」等に基づき、関係機関、業者及び近隣自治体に対し、遺体の安置、保存、搬送、火葬について、協力を求めるものとする。

(資料編 川崎市と川崎葬祭具協同組合との災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に

関する協定・実施細目)

(資料編 川崎市とセレモニアグループ有限会社佐野商店との災害時における棺等葬祭用品の

供給等の協力に関する協定・実施細目)

(資料編 川崎市と神奈川県葬祭業協同組合との災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に

関する協定・実施細目)

(資料編 川崎市と社団法人全国霊柩自動車協会との災害時における霊柩自動車輸送の協力に

関する協定・実施細目)

# 第14章 文教対策【教育委員会】

災害時における児童・生徒等の安全確保に係る応急対策、文教施設の保全、並びに教育施設及び児童・生徒等の被災による通常教育が困難な場合、文教施設の応急復旧、応急教育の実施等の文教対策を行う 事項について定めるものとする。

## 第1節 学校施設の応急対策

学校長及び教育長は、災害時における応急対策を万全なものとするため、教育施設・設備について次により措置を図るものとする。

#### 1 事前措置

- (1) 学校長は、学校の施設及び消防設備の定期点検を実施する。
- (2) 学校長は、可燃物を適切に管理し、冷暖房・調理用器具の定期点検を実施する。
- (3) 学校長は、施設内備品等の転倒・落下防止措置を実施する。
- (4) 学校長は、プール・貯水槽への貯水をできる限り実施する。

## 2 応急措置

- (1) 学校長は、被害状況等をすみやかに把握し、教育長に報告するものとする。
- (2) 教育長は被害状況等について、市長に報告する。
- (3) 教育長は、教育施設班を組織して、被災校の現地調査を行い、事態に即応した応急復旧計画を 策定する。

## 第2節 児童・生徒の措置、臨時休業の措置及び応急教育の実施方法

災害の発生若しくは発生のおそれがあり、授業等の実施が困難な場合、学校長は教育長からの指示により、又はその指示を受けることが不可能なときは学校長の判断により、次の措置をとるものとする。

### 1 児童・生徒の措置

(1) 学校長は、児童・生徒等が在校中に、川崎市内のいずれかの地域に震度5強以上の地震が発生した場合は、小学校、特別支援学校においては、すべての児童・生徒を保護者に直接引き渡すことを原則とする。また、中学校、高等学校ではあらかじめ保護者と合意した方法により下校させる。

保護者以外の者への引き渡し、震度5弱以下の場合の下校方法、大規模停電等の地震以外の予期しない災害が発生した場合の下校方法については、各学校が保護者や地域の状況を踏まえてこれを定め、あらかじめ保護者と合意した方法で行う。

- (2) 学校長は、児童・生徒が学校にいるときに、大規模な地震が発生した場合は、学校の立地を踏まえて津波の発生や校庭の液状化等を警戒した適切な避難措置を講じる。また、被害の状況によっては、区本部等と緊密な連絡のもとに、児童・生徒を避難所等に教職員が避難誘導する等適切な措置を講ずるものとする。
- (3) 教育長は、被災校の実態を把握し、被災児童・生徒数にしたがって学校施設の管理に基づく収容対策を講ずる。

### 2 臨時休業の措置

(1) 川崎市内のいずれかの地域に、震度5強以上の地震が発生した場合は、発生した日の翌日を全市一斉に臨時休業とする。ただし、発生した時刻が始業時刻前であった場合は、発生した当日に

ついても臨時休業とするが、登校中に発生し、学校へ避難してきた児童・生徒は、校内に受け入 れ安全確保を図る。

- (2) 発生した日が休日、休前日(例えば金曜日)の場合は、休日明けの平日を臨時休業とする。なお、休日明けの平日が課業日でないとき(夏季休業中や振替休日等)は、部活動等の児童・生徒の活動をすべて中止とする。
- (3) 施設設備や地域における被災状況を踏まえて、児童・生徒の安全確保を図るために、引き続き 臨時休業や登校時刻の変更などの措置が必要な場合は、校長が適切な措置を講じる。
- (4) 学校の判断と異なる保護者の判断が示された場合は、児童・生徒の安全確保の観点から、保護者の判断を尊重しつつ適切な措置を講じる。
- 3 応急教育の実施
  - (1) 学校長は、教職員及び教材等の確保を行い、教育活動の実施に支障がないよう努めるものとする。
  - (2) 学校長は、被災の実情、復旧期間を勘案して、状況に応じた教育活動を実施する。

# 第3節 勤務時間外における教職員体制

教職員(非常勤職員を除く)は、勤務時間外に、川崎市内のいずれかの地域に震度5強以上の地震が発生した場合は、学校が定めた防災体制に基づき、可能な通勤手段を講じて自動参集する。また、それ以外の災害時についても児童・生徒の安否確認や施設設備の安全確認に必要な職員体制をあらかじめ定めておく。

## 第4節 学用品等の調達・支給

住家の倒壊、焼失等により被害を受け、教材・学用品をそう失又はき損した児童・生徒に対し、その 調達及び給与について次のとおり定めるものとする。

- 1 教育長は、被災した児童・生徒について実態を把握し、教科書、教材、文房具等の授業用物品を 教材納入業者の協力を得て調達する。
- 2 学用品の給与については、災害救助法に定める限度額を基準に教育長が支給する。
- 3 学校施設の管理運営に必要な物品等は、復旧計画とあわせて処理する。

#### 第5節 学校給食等の確保

- 1 学校長は学校給食の施設・設備の被害の程度及び給食用物資の状況から、通常の給食の実施が困難な場合は、簡易給食を実施する。
- 2 学校長は、次のいずれかの事項に該当した場合、自らの判断又は教育長からの指示により、給食 中止の措置をとる。
  - (1) 給食施設が被災し、給食の実施が不可能な場合
  - (2) 給食用物資の入手が困難な場合
  - (3) 伝染病、その他の危険の発生が予想される場合
  - (4) その他給食の実施が適当でないと考えられる場合
- 3 教育長は、被災状況が判明した後、速やかに具体的な復旧対策をたてて、正常な学校給食の実施 に努める。
- 4 その他災害発生時においては、特に衛生管理に留意し、児童・生徒、教職員等の健康管理、衛生

管理を行う。

# 第6節 教育施設の応急対策

施設管理者は、災害発生時における施設の管理及び利用者の安全確保について、次の措置を実施する。

- 1 施設主催の事業又は利用者による事業を中止し、人命等の安全確保を図る。
- 2 消防計画に基づく自衛消防組織を運用し、応急活動を実施する。
- 3 施設利用者については不特定多数である場合が多く、混乱が予想されるため、速やかに適切な指示と避難誘導を行う。

## 第7節 文化財の保護

文化財の保護について、次の措置を実施する。

- 1 所有者又は管理者は、直ちに消防機関への通報及び教育長への報告を行うとともに、実施可能な措置を行う。
- 2 教育長は、前項による被災状況の報告を受けた時は、直ちに文化財の被害拡大を防止するために 必要な応急措置を関係局の応援を得て行なうものとする。

# 第15章 応急住宅対策【まちづくり局】

災害救助法に基づき、県が実施する救助の補助又は県から委任された事務として、市は、災害により 住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができ ない者を収容するための応急仮設住宅の設置及び住家が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理をす ることができない者に対し、当該住家の必要最小限度の部分を応急的に修理して、被災者の居住安定を 図る。

## 第1節 応急仮設住宅

1 供与対象者

次の各号の条件を全て満たす者とする。

- (1) 住家が全壊、全焼又は流失した者。
- (2) 居住する住家がない者。
- (3) 自らの資力では、住宅を確保できない者。
- 2 建築基準

災害救助法に定める基準に基づく。

3 住宅仕様

応急仮設住宅の建築概要に基づく。

4 建築予定場所

まちづくり局長は、県からの要請に応じて、応急仮設住宅建設場所を選定するにあたっては、原則として「応急仮設住宅建設可能候補地」の中から、適当な用地を選定する。ただし、これにより難いときは適当な公有地、私有地とすることができる。

5 供与期間

建築工事完了後原則2年以内とする。

6 災害時要援護者に対する配慮

仮設住宅の建築、供与等にあたっては、高齢者、障害者等の世帯の状況に応じた配慮を行うものとする。

(本章末資料 応急仮設住宅の建設概要)

(資料編 災害時における応急対策を行うための協定書(川崎市電設工業会、川崎市空調衛生工業会))

(資料編 災害時における応援に関する協定 (川崎建設業協会))

(資料編 災害時における応急対策を行うための応援に関する協定書(神奈川建設重機協同組合))

### 第2節 住宅の応急修理

1 住宅の修理を受ける者

住家が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者。

- 2 修理基準
  - (1) 修理の範囲

世帯単位(居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に限る。)

## (2) 修理期間

災害発生の日から1か月以内に完了すること。

## 第3節 民間住宅等の提供

応急仮設住宅の設置を補完するものとして、民間の賃貸住宅を借り上げて、確保するものとする。

## 第4節 一時的居住先としての公営住宅等の活用【まちづくり局住宅管理課】

災害救助法の適用にならない災害が発生した場合に、避難所の許容量及び被災者の状況等により、一時的居住先として公営住宅及び民間賃貸住宅を提供する。

- 1 一時的居住を要する者
  - 災害のため住家が居住不能になり、当該住家が復旧するまでの間、自らの資力では住宅の確保が 困難である者。
- 2 認定方法 区長が認定し、り災証明書を発行する。
- 3 供与

使用可能な市営住宅の空家を提供する。

供与にあたっては、高齢者、障害者等の世帯はでき得る限り配慮する。

また、供与期間は原則として3か月間とし、やむを得ない場合に限り延長するものとする。

(資料編 災害による市営住宅の一時使用に関する要綱)

# 応急仮設住宅の建設概要

モジュール	1.800mm~1.84	1.800mm~1.840mm(各社モジュールによる)						
構造	鉄骨(軽量型鋼)ブレース構造							
基礎	木杭:末口90m 土台、大引き:							
屋根	折板葺又は長	尺カラー鉄板ノ	パネル式					
壁		内 カラー合板 b石膏ボードt=	5 断熱材入り 5又はカラー鉄板 12.5 + 化粧石膏ボードt=9.5	(小屋裏まで)				
天井	カラー合板パネ	ペル式(断熱材	入り)					
建具	引違いアルミナ	引違い又は片引きアルミサッシ戸 上段:型板ガラスt=4 下段:腰パネル(出入り口) 引違いアルミサッシ戸 上段:型板ガラスt=3 下段:型板t=4(掃き出し)アミ戸付き 引違いアルミサッシ窓 型板ガラスt=3 アミ戸付き						
樋	塩ビ製							
設備	電気設備・給排	ᆙ水設備∙給湯	設備·換気設備·TEL·TV					
室名	床	巾木	壁	天井	備考			
玄関	塩ビシート 合板t=4下地	塩ビ製巾木	カラー合板t=2.5 又は 化粧プラスターボードt=9.5	カラー合板t=2.5	床見切り			
台所	" " "			II	流し台 コンロ台 (バックガード付き1ロコンロ) 換気扇 湯水混合栓			
和室	畳敷き	畳寄せ	II.	II.	カーテン及びカーテンレール			
洋室	塩ビシート 合板t=4下地 塩ビ製巾木 " カーテン及びカーテンレール							
浴室	ユニットバス 手摺付き							
トイレ	塩ビシート 合板t=4下地	塩ビ製巾木	カラー合板t=2.5 又は 化粧プラスターボードt=9.5	カラ―合板t=2.5	手摺付き			
押入	コンパネt=12	雑巾摺	合板t=2.5	"				

## 第16章 公共施設等の応急対策【建設緑政局、まちづくり局、上下水道局、港湾局】

震災により公共施設等が被害を受けた場合、その施設管理者は公共性を配慮し、次により迅速かつ的 確な応急対策を実施するものとする。

## 第1節 土木施設の応急対策【建設緑政局、区道路公園センター】

震災時における道路、橋りょう、河川等の被害に対し、応急復旧対策に万全を期し、避難・消火・救援対策のための交通の確保を図るものとする。

#### 1 道路

(第4部第3章第1節 道路の啓開活動 参照)

2 橋りょう

(第4部第3章第1節 道路の啓開活動 参照)

3 河川

震災により、堤防や護岸の損壊等被害が発生した場合又は震災と集中豪雨・台風が重なった場合には、浸水・氾濫等の被害が懸念されるため、気象情報・水位監視等の状況把握に努め、水門の開閉等、流水量の適切な調節を行うなど二次災害の発生防止のための応急対策を実施するものとする。

4 応急対策の実施

道路・河川の応急対策は、次により実施するものとする。なお、震災時に発生する浸水・氾濫等の被害については、「川崎市地域防災計画(風水害対策編)」を準用し対策を図るものとする。

- (1) 区長は、道路・河川の被害状況について、災害の種類、発生日時、場所及び規模等を具体的かつ速やかに収集し、市長に報告するものとする。
- (2) 応急対策の実施は、区道路公園センターが所管して行う。
- (3) 被害が広域に及ぶ場合は、協定を締結する川崎建設業協会及び神奈川県建設重機協同組合と区 道路公園センターが合同の作業班を編成し、応急対策の実施にあたるものとする。
- 5 資機材の整備、備蓄

道路・河川の応急対策の実施に必要な資機材等は、次により調達、整備を図るものとする。

- (1) フルコン、砕石、木材、合材等の資材は、区道路公園センターにおいて備蓄する。
- (2) 水防用資機材を河川近隣の水防倉庫において備蓄する。

## 第2節 建築物等応急対策【まちづくり局、関係局】

災害による建築物等の損傷箇所に対して応急的な修繕を行い、その建築物等の機能回復を図るととも に、機能回復が不可能な建築物等については、応急的な施設を建設する。

1 市有建築物の応急修繕

市営住宅を除く市有建築物のうち、災害により損傷を受けたものについて応急的な修繕を行う。

(1) 実施の方法

被害の状況を確認した後、修繕順位を定めた計画を作成し、必要最小限度の修繕を行う。

- (2) 次の応急修繕は、施設管理者の依頼に基づきまちづくり局長が公共施設対策班に所管させ行うものとする。
  - ア 市有建築物(市営住宅を除く。)の修繕
  - イ 市有建築物に属する電気、機械、通信施設等の修繕

2 市営住宅の応急修繕

被災した市営住宅の応急修繕については、次により実施するものとする。

(1) 対象

市営住宅のうち災害により損傷を受けた住宅で日常生活に必要不可欠な部分

(2) 修繕の期間

災害発生の日から原則として1箇月以内に修繕を完了する。

(3) 実施の方法

被害の状況を確認した後、修繕順位を定めた計画を作成し、平常時の修繕工事の方法に準じ必要最小限度の修繕を行う。

- (4) 市営住宅の応急修繕は、住宅管理課の所管とする。
- 3 仮設事務所等の建設
  - (1) 対象

災害により甚大な損傷をうけ、応急修繕を施してもその建築物の機能の回復を図ることができない市有建築物(市営住宅を除く。)で、市長が当該施設の機能上、特に緊急を要すると認めた場合は、仮設事務所等を建設する。

(2) 建設の時期

市長の指示による。

(3) 構造、規模

施設規模や附帯設備等は必要最小限度にとどめる。また、緊急を要するため、建設が容易なプレハブ式構造とする。

(4) 建設場所

市長の指示により、決定するものとする。

(5) 仮設事務所等の建設は、まちづくり局長が公共施設対策班に所管させ行うものとする。

ア 市有建物 (市営住宅を除く。)に係る仮設事務所等の建設に関すること

イ 仮設事務所等に属する電気、機械、通信施設工事に関すること

4 建設資機材等の確保

応急仮設事務所建設資機材及び労務は、プレハブハウス業界、川崎建設業協会、川崎市電設工業会、川崎市空調衛生工業会及び神奈川建設重機協同組合を通じて確保する。

## 第3節 上水道施設応急対策【上下水道局】

災害が発生した場合、水道施設の機能を維持するため、迅速かつ的確な応急対策を次により実施する ものとする。

1 応急対策

被害調査の結果、送・配水機能が維持されている場合は、水道の漏水等に起因する二次災害の発生のおそれのない範囲において、できる限り送・配水を停止しないことを原則とし、また、被害施設はその重要度に従い、総力をあげて短期間に復旧するものとする。

(1) 人員の配備

災害発生と同時に動員を行い、災害の規模、場所等を確認し、状況に応じた人員の配備を行う。

(2) 通信連絡

有線通信設備が不通又は混乱した場合は、緊急連絡に市防災行政無線設備を使用し、情報の収

集、伝達を行うものとする。

#### (3) 被害調査

災害発生と同時に、下記の順位で水道施設の被害調査を行い、状況把握と適切な給・配水計画 並びに応急復旧計画を決定するものとする。

- ア 取水、導水、浄水施設及び配水池並びに周辺管路
- イ 送水管、配水本管及び主要配水支管
- ウ配水支管、給水装置

#### (4) 応急復旧

応急復旧活動は、市長の指示に従い、川崎建設業協会及び川崎市管工事業協同組合の協力を得 て作業にあたるものとする。

## ア 取水・導水・浄水施設

各施設とも耐震・耐火構造で、災害発生の危険性は少ないと考えられるが、施設に被害が発生した場合は、被害状況を把握し、二次災害防止に努めるとともに、浄水能力を極力維持するため、総力をあげて復旧するものとする。

#### イ 送・配水施設

被害調査により、通水可能な管路は、各浄水場の状況、配水池容量等を考慮しながら送・配水管路網の弁類を操作して配水系統の変更を行い、円滑な配・給水にあたると同時に被害施設の復旧は、各配水池及び給水拠点までの管路を最優先とし、避難所、病院等重要施設への配水管等その重要度に従い応急復旧を行うものとする。

なお、二次災害の発生のおそれのない範囲の漏水は、副次的なものとして、逐次復旧してい くものとする。

#### ウ 給水装置

給水管、給水装置の被害箇所は、配水管の通水に支障を及ぼすもの、道路上の漏水で二次災害の発生するおそれのあるもの等、その重要度に従い応急復旧を行う。

#### 2 復旧用機器及び資材

応急復旧作業用機器等は日頃から整備を図るものとし、復旧用資材については、常時これを大量に貯蔵しておくことは困難なため、配管用資材を除くその他の資材(セメント、鉄筋、ケーブル等)は、復旧作業を担当する川崎建設業協会等の協力により調達するものとする。

#### 3 応援要請

市長は、災害が発生し本市のみでの対応が困難な場合、他都市等に人員及び資器材などの応援を 要請し、応急対策又は応急復旧を行うものとする。

なお、応援要請先は、資料編に示す。

#### 第4節 下水道施設応急対策【上下水道局】

下水道施設の被害に対して、汚水、雨水の処理、排除に支障のないよう、万全を期するため、次の応急対策を講じるものとする。

#### 1 初動体制

#### (1) 情報の収集

正確な情報収集により、施設の災害規模、周辺状況を認識する。また、局内における情報拠点と、連絡の混乱を避けるための連絡網を確保する。

#### (2) 被害調査及び報告

施設内の被災状況の全容を、緊急点検により的確に把握し、当該関連施設の被災状況を相互に確認すると共に災害対策本部長に報告し、的確な施設への応急処置の対応を図る。

#### (3) 応急処置

施設、設備の被災状況調査結果により、施設内安全対策と施設維持、設備運転可能な範囲において最小限の機能回復処置を施す。

2 応急処置及び復旧資機材の確保

各施設との連携内容を考慮した、応急処置及び復旧に必要な資機材リストを備え、指定置場に常 時一定量を確保する。

3 関連・関係団体との連携

応急復旧で必要となる資機材、要員等については、川崎建設業協会、排水設備業者、機器メーカー、資機材納入業者等の関連、関係団体等との協力を得て作業に当たる。

4 非常用ポンプ

非常用ポンプとして可搬式自吸水ポンプを保管する。

#### ポンプ仕様

馬力	32 p s ディーゼルエンジン
ポンプの口径	150mm
揚水量	2.8m³/m i n
揚程	22m
ホースの長さ	吸込側 10m 出口側 150m

#### 保管場所

上下水道局等々力水処理センター

## 第5節 港湾施設応急対策【港湾局】

震災時における救援物資等の受入施設及び復旧時の資機材搬入施設として、公共ふ頭の荷さばき施設 及び係留施設を中核的な基地として、円滑な海上輸送を確保するため、次の措置を行う。

- 1 荷さばき施設及び臨港道路の被災状況を調査し、災害対策本部及び国土交通省に報告するととも に、被害が生じた場合は、関係機関の協力を得て応急復旧措置を実施する。また、港湾荷役関係者 等の協力を得て、作業可能な集積ヤードを確保する。
- 2 係留施設の被災状況を調査し、災害対策本部及び国土交通省に報告するとともに、岸壁等に 裂・陥没等の被害が生じた場合は、関係機関の協力を得て、応急復旧措置を実施する。
- 3 海底トンネル施設の被災状況を調査し、災害対策本部に報告するとともに、被害が生じた場合は、 関係機関の協力を得て応急復旧措置を実施する。
- 4 船舶に関する措置を次により行うものとする。
  - (1) 接岸スペースを確保するため、公共ふ頭に停泊中の船舶を離岸させる。
  - (2) 港湾局所属の船舶により海上の状況、在港船舶の状況を調査するとともに、必要な場合は海上保安部に対し、入港船舶の交通規制措置を要請する。
- 5 港湾区域内において、油流出事故等の海上災害が発生した場合には、巡視船等により被災状況を 調査し、災害対策本部及び海上保安庁等関係機関に報告するとともに、川崎管内排出油等防除協議 会等の協力を得て、応急復旧措置を実施する。
- 6 護岸の損傷、倒壊の状況及びそれによる港湾区域への影響を巡視船等により調査し、災害対策本 部、国土交通省及び海上保安庁に報告する。

### 第17章 災害救助法【健康福祉局地域福祉課】

災害救助法は、災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社、その他の団体及び国民の協力のもとに、応急的に、必要な救助を行い、災害にかかった者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的としている。市は、適切な救助活動が実施されるよう災害救助法の適用基準をもとに、法の適用申請を行う。

#### 第1節 災害救助法の実施

1 災害救助法 (昭和22年法律第118号) による救助は、国からの法定受託事務として県知事が実施する。

ただし、災害の事態が急迫して知事による救助の実施を待つことができない場合は、市長は災害救助法の規定による県知事が行う救助の補助として着手し、その状況を速やかに県知事に情報提供するものとする。

2 県知事が救助の実施に関する事務の一部を市が処理することとする場合には、その事務の内容 及び期間を市に通知し、市長が実施する。

### 第2節 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条に定めるところによるが、市内における適用基準は次のとおりである。

- 1 住家等への被害が生じた場合
  - (1) ア 市内において、150世帯以上の住家が滅失したこと。
    - イ 市内の区のいずれかにおいて、100世帯以上の住家が滅失したこと。ただし、この場合は 当該区のみに適用する。
  - (2) 上記の(1)に達しないが、神奈川県下において、2,500世帯以上が滅失し、かつ、市内において75世帯以上又は市内の区のいずれかにおいて、50世帯以上の住家が滅失したこと。この場合には市又は当該区に適用する。
  - (3) 神奈川県下において、12,000世帯以上の住家が滅失し、かつ、市内の各区における被害世帯数が多数であること。
  - (4) 災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする厚生労働省令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したものであること。
- 2 生命・身体への危害が生じた場合

多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、厚生労働省令で定める基準に該当すること。

#### 第3節 被害程度の認定基準

1 滅失世帯の算定

住家が滅失した世帯数の算定にあたっては、住家が半壊し、又は半焼する等、著しく損傷した 世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができな い状態となった世帯は3世帯をもってそれぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。 なお、全壊 (焼)、流失世帯は滅失世帯とする。

(1) 全壊(焼)、流失

住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。

(2) 半壊 (焼)

住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。

(3) 床上浸水

前記(1)、(2)に該当しない場合であって、浸水が床上に達した程度のもの、又は土砂、竹木 等のたい積により一時的に居住することができない状態となったもの。

- 3 世帯及び住家の単位
  - (1) 世帯

生計を一にしている実際の生活単位をいう。

(2) 住家

現実に居住のため使用している建物をいう。ただし、耐火構造アパート等で居住の用に供している部屋がしゃ断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、 それぞれをもって1住家として取り扱う。

#### 第4節 災害救助法の適用要請

- 1 健康福祉局長は、震災による被害が災害救助法適用基準に該当したとき、又は該当すると予測 されるときは、市長の承認を得て、県知事に対して、災害の発生報告を行い、災害救助法の適用 を要請する。
- 2 健康福祉局長は、当該災害に災害救助法が適用されたときは、各局長及び区長にその旨を通知 する。

## 第5節 救助の内容

1 救助の種類

「災害救助法施行細則による救助の程度等」(県告示)における救助の種類は次のとおりである。

- (1) 避難所、応急仮設住宅の供与
- (2) 炊出しその他生活必需品の給与又は貸与
- (3) 医療及び助産
- (4) 災害にかかった者の救出
- (5) 災害にかかった住宅の応急修理
- (6) 学用品の給与

- (7) 埋葬
- (8) 死体の捜索
- (9) 死体の処理
- (10)障害物の除去
- (11) 応急救助のための輸送及び賃金職員等の雇用

## 2 応急救助の実施

災害救助法が適用となり、県知事から処理することとなる事務の内容等が通知された場合には、救助に関する事務の一部を市が行う。具体的な実施方法は、本計画の各章に定めるところによる。

救助の種類	川崎市	地 域	防災割	十 画	に。	よる	計	画 名	担	当	局	区
収容施設の供与	第4部 第	6章	避難対策						区、	教育委員	員会	
応急仮設住宅の 設置	第4部 第	515章	応急住宅	対策					まち	っづくり月	<del>□</del>	
食品の給与	第4部 第	59章	飲料水•	食料•	生活	必需。	品の作	共給	経済局、	所労働局、 区	健康	福祉
飲料水の供給	第4部 第	;9章	飲料水·	食料•	生活	必需。	品の作	<b>洪給</b>	上下	水道局、	区	
生活必需品の給 与	第4部 第	;9章	飲料水•	食料•	生活	必需。	品の作	<b>共給</b>	経済局、	所労働局、 区	健康	福祉
医療	第4部 第	;4章	医療救護						健康	<b>E福祉局</b>		
救出		•	医療救護 行方不明		東索、	遺体の	の取れ	扱い	健康	<b>養福祉局、</b>	区	
住宅の応急修理	第4部 第	515章	応急住宅	対策					まち	っづくり周	큵	
資金等の給与 及び貸付	第5部 第	51章	民生安定	のため	)の緊	急措	置		健康局	·福祉局、	経済	労働
学用品の給与	第4部 第	514章	文教対策						教育	<b></b> 香員会		
埋葬	第4部 第	313章	行方不明	者の捜	東索、	遺体の	の取れ	扱い	健康	<b>養福祉局</b>		
死体の捜索及び 処理	第4部 第	313章	行方不明	者の摂	東索、	遺体の	の取れ	扱い	健康	<b>ĕ福祉局</b>		
障害物の除去	第4部 第	3章	交通対策						建設	设緑政局		

## 第6節 費用の負担

災害救助法が適用された場合、前節に掲げた各種の救助に要する費用は、神奈川県が支弁する。ただし、市が救助に関する事務の一部を行うこととした場合又は県が救助に要する費用を支弁するいとまがない場合には、市が一時繰替支弁することがある。

## (資料編 災害救助基準)

# 第5部 復旧計画・復興体制

## 第1章 民生安定のための緊急措置【総務局、健康福祉局、財政局、こども本部、 まちづくり局、経済労働局、区】

災害時には、多くの市民が負傷したり、家や家財等を喪失し、また、電気、ガスあるいは電話の途絶などにより、かなりの混乱状態に陥ることが考えられる。

このため、防災関係機関等と協力し混乱をすみやかに治め、人心の安定と社会秩序の回復を図るための緊急措置を講ずる。

## 第1節 相談窓口の開設【総務局市民情報室、関係局、区】

市は、必要に応じて被災者のための相談窓口を市、各区に設置し、次の業務を実施する。

- 1 被災者からの苦情又は要望事項を市、各区において聴取し、各局・関係機関との調整等によりその解決に努める。
- 2 被災者への迅速かつ適切な相談事業を行うため、市関係局と緊密な連携を図る。
- 3 相談内容、被害状況等について、防災関係機関との連絡を密にし、相談態勢の確立を図る。
- 4 各区長は、相談窓口で受けた要望の内容、件数、対応状況等を総務局長に報告する。

## 第2節 義援金等の配分【健康福祉局地域福祉課】

被害の発生に伴い、一般市民及び他都県市から被災者あてに寄託された義援金・義援物資(以下「義援金等」という。)の受付、保管、配分及び輸送について、必要な事項を定める。

- 1 義援金等の受付
  - (1) 一般市民及び他都市等から川崎市に寄託された義援金等について、健康福祉局において受付ける。
  - (2) 義援金等を受領したときは、寄託者に受領書を発行する。
  - (3) 個人等から寄せられる小口の義援物資が不規則かつ大量に届けられた場合、適切な処理をする には多くの人手や時間を要し、また、刻々と変化する被災者のニーズに合わせて処理をすること が困難となる場合もあるため、原則として、個人等からの小口の義援物資を受入れないこととす る。
- 2 義援金等の保管場所

義援金については、会計管理者名義の預金口座を設け、一時保管する。

また、義援物資の保管は区とする。ただし、臨時的な保管場所については、その都度健康福祉局及び区が決定する。

- 3 義援金等の配分及び輸送
  - (1) 寄託された義援金等の配分は、健康福祉局が行う。配分に当たっては、被災状況等を勘案して配分委員会又は協議会を設置し、配分方法等を決定し、被災者に対する円滑な配分を行う。
  - (2) 義援金等の輸送は、健康福祉局が関係局の応援を得て被災地の区長に引渡すものとする。

#### 第3節 弔慰金・見舞金等の支給

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により、死亡、疾病等、人的、物的に被害を受けた市民に対し、その生活援護のため次により、災害弔慰金、災害障害見舞金、災害見舞金、弔慰金及び災害遺児等福祉手当を支給するものとする。

- 1 災害弔慰金【健康福祉局地域福祉課】
  - (1) 対象災害
    - ア 市内において住居が5世帯以上滅失した災害
    - イ 県内において住居が5世帯以上減失した市町村が3以上ある場合の災害
    - ウ 県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害
    - エ 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害(この場合、適用となった都道府県外の市町村の被害も対象となる。)
  - (2) 支給額
    - ア 生計維持者が死亡した場合 500 万円
    - イ その他の者が死亡した場合 250万円
  - (3) 遺族の範囲
    - ア 配偶者
    - イ子
    - ウ 父母
    - 工孫
    - 才 祖父母
    - カ 兄弟姉妹
- 2 災害障害見舞金【健康福祉局地域福祉課】
  - (1) 対象災害
    - 1-(1) に同じ
  - (2) 支給額
    - ア 生計維持者 250万円
    - イ その他の者 125万円
  - (3) 対象となる障害の程度
    - ア 両眼が失明したもの
    - イ 咀嚼及び言語の機能を廃したもの
    - ウ 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
    - エ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
    - オ 両上肢をひじ関節以上で失ったもの
    - カ 両上肢の用を全廃したもの
    - キ 両下肢をひざ関節以上で失ったもの
    - ク 両下肢の用を全廃したもの
    - ケ 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以 上と認められるもの
- 3 災害見舞金及び弔慰金【健康福祉局地域福祉課】
  - (1) 対象

市内において火災その他異常な災害により被災した者及びその遺族

- (2) 災害見舞金及び弔慰金の額
  - ア 住家の被害 50,000 円以内
  - イ 死亡者又は重篤者 100,000 円以内

#### 4 災害遺児等福祉手当【こども本部こども家庭課】

(1) 川崎市災害遺児等福祉手当

ア目的

災害により、児童の父母等が死亡し、又は身体に重度の障害を有することとなった当該児童 を扶養している保護者に対して福祉手当を支給し、児童の福祉の増進を図ることを目的として いる。

#### イ 対象者

災害遺児及び災害により父、母等が1級又は2級の身体障害者となった児童の保護者。

ウ 事業内容

児童1人につき年額36,000円をその保護者に支給する。

(2) 川崎市災害遺児等援護事業

ア目的

災害遺児等及びその家族の福祉の増進を図ることを目的としている。

イ 対象者

川崎市災害遺児等福祉手当の支給要件に該当する児童。

ウ事業内容

次のとおり祝金品を贈呈する。

・小学校入学児童 50,000 円相当の祝金品

・中学校入学児童 50,000 円相当の祝金品

・中学校卒業児童 100,000 円相当の祝金品

・上記に該当しない児童 10,000 円相当の祝金品

(資料編 川崎市災害弔慰金の支給等に関する条例・施行規則)

(資料編 川崎市災害見舞金及び弔慰金の贈呈に関する条例・施行規則)

(資料編 川崎市災害遺児等援護事業実施要綱)

(資料編 川崎市災害遺児等福祉手当支給条例・施行規則)

## 第4節 資金の貸付

災害により、被災した市民の生活の立て直しを援護し、市民の自力復興を促進し、市民生活の早期安定を図るため、市が直接又は間接に関与して行う援護のための主な貸付、融資について必要な事項を定めるものとする。

## 1 災害援護資金【健康福祉局地域福祉課】

(1) 対象災害

神奈川県内で災害救助法が適用された市町村(指定都市においては、当該区の区域内を含む。) が1以上ある災害。

(2) 対象者

上記(1)による災害により被害を受けた世帯の世帯主であり、その世帯の所得額が「災害弔慰金の支給等に関する法律」第 10 条第 1 項に該当し、かつ、その被害程度が次に該当するものであること。

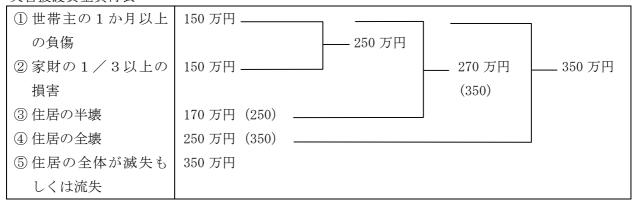
ア 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷

- イ 家財の被害であって、被害金額が当該家財の価額のおおむね3分の1以上である損害
- ウ 住居の半壊、全壊、若しくは住居全体の滅失又は流失

## (3) 貸付限度額

災害援護資金の貸付限度額は、次の表の左欄に掲げる災害による当該世帯の被害の種類及び程 度の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。

## 災害援護資金貸付表



※ 被災した住居を建て直す際に、その住居の残存部分を取り壊さざるをえない場合等 特別の事情がある場合は( )内の額

## (4) 貸付条件

貸付に関する諸条件は次のとおりである。

	(世帯人員)	(市町村民税における総所得金額)	
	1 人	220 万円	
	2 人	430 万円	
所得制限	3 人	620 万円	
	4 人	730 万円	
	5人以上	1 人増すごとに 730 万円に 30 万円を加えた額	
	ただし、その世	帯の住居が滅失した場合にあっては、1,270万円	
利 率	年3% (据置	期間は無利子)	
据置期間	3年 (特別の	事情のある場合は5年)	
償 還 期 限	10年 (据置期間を含む)		
償還方法	年賦又は半年賦		

#### 2 生活福祉資金【神奈川県社会福祉協議会】

災害時において、被害を受けた低所得世帯等に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り安定した生活を送れるようにするため、「生活福祉資金貸付制度要綱」に基づき、神奈川県社会福祉協議会が資金の貸付けを行う。

#### (1) 貸付対象者軽費等

災害を受けたことにより臨時に必要となる軽費(原則として官公署の発行する被災証明書が必要、被災より6か月以内の申込)

災害慰問金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は原則として 貸付対象とならない。 (2) 資金の種類 福祉資金

(3) 貸付限度等

ア 貸付限度 1,500,000円(上限目安額)

イ 据置期間 6月

ウ 償還期限 7年

エ 貸付利子 連帯保証人がある場合は無利子、連帯保証人がない場合は年1.5% ただし、据置期間中は無利子

(4) 相談、受付

各区社会福祉協議会

## 3 災害復興住宅資金【まちづくり局住宅整備課】(平成22年4月現在)

災害により住宅に被害を受けた者に対し、住宅の建設補修及び宅地の整備等を行い、居住の安定を図るため、市内に住宅相談窓口を設置し、住宅金融支援機構法、同施行令及び「大規模災害時における住宅復興に向けた協力に係る基本協定書」に基づき、住宅金融支援機構が市内に住宅相談窓口を開設し、市民の住宅復興に資する情報を提供するとともに、資金の融資を行う。

#### (1) 融資対象者及び融資限度額

ア 住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「り災証明書」の発行を受けた者

## (ア) 建設資金

住宅の構造	建設資金	土地取得資金	整地資金
耐火 準耐火 木造(耐久性)	1, 460 万円	970 万円	380 万円
木造 (一般)	1,400 万円		

※建設資金について、土地取得資金は土地が流出した場合などに限り利用できる。

※1戸当たりの住宅部分の床面積が13 m以上175 m以下であることが必要 (被災前の住宅部分の床面積が175 m超の場合、その床面積が上限)

#### (4) 購入資金

住宅の構造	新築購	入資金	リユース購入資金		
1生七07件坦	購入資金	土地取得資金	購入資金	土地取得資金	
耐火 準耐火 木造(耐久性)	1,460 万円	970 万円	1, 160 万円 (1, 460 万円)	970 万円	
木造 (一般)	1,400 万円		950 万円		

※1戸当たりの住宅部分の床面積が50 ㎡以上(マンションの場合、40 ㎡以上)175 ㎡ 以下であることが必要(被災前の住宅部分の床面積が175 ㎡超の場合、その床面積が 上限)

( ) 内はリ・ユースプラスの場合の融資額。

(ウ) 特例加算 450 万円

※補修資金の場合は利用できない。

イ 住宅に 10 万円以上の被害を受けて「り災証明書」の発行を受けた者

## 補修の場合の融資限度額

住宅の構造	補修資金	引方移転資金	整地資金
耐火 準耐火	640 万円	380 万円	380 万円
木造	590 万円		

※引方移転資金と整地資金の両方を利用する場合は、合計で380万円が限度。

#### (2) 融資条件

ア 金利 (独)金融支援機構が定める金利が適用される。

イ 返済期間 最長35年以内(金融種別により返済期間が異なる。)

ウ 返済方法 元利均等毎月払い又は元金均等毎月払い ※賞与併用払いあり。

※このほか、融資対象となる住宅は、住宅金融支援機構が定める基準を満たす必要がある。

## 4 災害対策資金【経済労働局金融課】

火災、風水害等の被害を受けた市内中小企業者に対し、経営安定化を図るための事業資金を融資する。

#### (1) 災害対策資金

#### ア融資対象者

- (ア) 火災、風水害等の被害を受け、り災証明を受けた中小企業者等
- (イ) 中小企業信用保険法第2条第4項第3号又は第4号の認定を受けた中小企業者等

## イ 融資条件

(7) 融資限度額 8,000 万円

(4) 金利 年 1.7%以内

(ウ) 返済期間 運転資金 10 年以内。設備資金 10 年以内(内据置期間 1 年以内)

(エ) 返済方法 一括返済又は割賦返済

(オ) 信用保証 川崎市信用保証協会の信用保証が必要(保証料は、市が概ね半額補助)

#### (2) 激甚災害対策資金

#### ア 融資対象者

国が指定した激甚災害の被害を受けている中小企業者等

#### イ 融資条件

(7) 融資限度額 2億8,000万円

(4) 金利 年 1.7%以内

(ウ) 返済期間 運転資金 10 年以内。設備資金 10 年以内(内据置期間 1 年以内)

(エ) 返済方法 一括返済又は割賦返済

(オ) 信用保証 川崎市信用保証協会の信用保証が必要(保証料は、市が概ね半額補助)

## 5 農林漁業災害関連融資【経済労働局農業振興課】

災害により著しい被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し、復旧を促進し、 農林漁業の生産力の回復と経営の安定を図るものとする。

#### (1) 融資対象者

ア 市内において1年以上継続して同一農林漁業を営み、市税を完納している者

イ 市内で農林漁業を営む者で、災害により直接被害を受けた者

#### (2) 実施内容

実施時期、融資条件等については、市長が別途定める。

### 第5節 市税・保険料等の減免措置等

#### 1 市税【財政局税制課】

被災した納税義務者又は特別徴収義務者に対し、地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)又は市税条例(昭和 25 年川崎市条例第 26 号)の定めるところにより、期限の延長、徴収の猶予及び減免等の措置を被災の実態に応じて適宜実施するものとする。

#### (1) 期限の延長

被災により市税についての納付、申告等が期限までにできないと市長が認めるときは、次により期限を延長する。

ア 災害が広域にわたる場合、市長が職権により適用の地域、期限の延長日等を指定する。

イ 被災納税義務者等による申請があったときは、市長が納期限を延長する。

#### (2) 徴収猶予

被災により、納税義務者等が市税を一時に納付又は納入することができないと認めるときは、 申請に基づき徴収を猶予する。

## (3) 減免

被災した納税義務者に対し、市税条例第34条及び第49条の規定により、該当する各税目について次により減免を行う。

#### ア 減免の範囲及び税額

災害により被災した納税義務者の市民税(県民税を含む)及び固定資産税は、次表により減 免する。

## イ 減免の手続き

税の減免については市税事務所、その他保険料等の減免については区役所に備え付けの減免申請書に、その理由及び被害状況を記し、それを証する書類を添付し申請する。

区分		減	免する範囲	減免額		
	災害により納税 ただし、当該納 場合を除く。		場合 合計所得金額が 10,000,000 円を超える	全額		
	災害により納税	災害により納税者が特別障害者となった場合 ただし、当該納税者の前年の合計所得金額が 10,000,000 円を超える 場合を除く。				
個人の市民税	納税者が所有 する家屋又は	損害の程	前年の合計所得金額が 5,000,000 円 以下であるとき	全額		
(県民税	家財(その方 の居住に関す	度が10分 の5以上	前年の合計所得金額が 5,000,000 円 を超え7,500,000円以下であるとき	2分の1		
を含む)	るものに限る。)が被災し	のとき	前年の合計所得金額が 7,500,000 円 を超え 10,000,000 円以下であるとき	4分の1		
	た場合	損害の程 度が10分	前年の合計所得金額が 5,000,000 円 以下であるとき	2分の1		
		の3以上10分の5	前年の合計所得金額が 5,000,000 円 を超え7,500,000円以下であるとき	4分の1		
		未満のと き	前年の合計所得金額が 7,500,000 円 を超え 10,000,000 円以下であるとき	8分の1		
		災害によ	10分の7以上	全額		
	土地	ろ地形の	10 分の 5 以上	10 分の 7		
固定資産税		変形程度	10分の3以上	10分の5		
回人员生化			10 分の 2 以上	10分の3		
			10 分の 7 以上	全額		
都市計画税	家屋	災害によ	10 分の 5 以上	10 分の 7		
	償却資産	る被害の	10 分の 3 以上	10分の5		
		程度	10 分の 2 以上	10分の3		
			10 分の 1 以上	10分の1		

<sup>\*</sup>減免の事由に該当することとなった日の属する年度(当該年度の1月1日以後にその事由に該当することとなった場合は、当該年度及び翌年度)においてその事由に該当することとなった日以後に納期の末日の到来する税額を減免する。

#### 2 市国民健康保険【健康福祉局収納管理課、保険年金課】

#### (1) 保険料免除

災害により納付義務者又はその世帯に属する世帯員の居住に係る家屋又は事務所が滅失し、又は 著しい損傷を受けた世帯に対し、川崎市国民健康保険料減免取扱要綱の定めるところにより、保険 料を免除する。

その被害程度に応じて、次表に掲げる期間の期割保険料額を全額免除する。

家屋等の被害程度 滅失又は		5割以上	3割以上
7割以上の被害		7割未満の被害	5割未満の被害
免除期間	12 か月以内	9か月以内	6か月以内

#### (2) 一部負担金減免

災害により世帯主が死亡し、障害者となり、又は資産に重大な被害を受けたことにより、生活が 困窮し、一部負担金の支払いが困難な世帯に対し、川崎市国民健康保険一部負担金減免等取扱要綱 の定めるところにより、一部負担金を減額又は免除する。

次表に掲げる収入の基準に基づき減額又は免除する。

	収入の基準
免除	当該世帯の生活保護法の規定による収入認定額が、生活保護法に規定する基準
光床	生活費の 115%以下のとき
》14.79百	当該世帯の生活保護法の規定による収入認定額が、基準生活費の 115%を超え、
減額	130%以下のとき

#### 3 後期高齢者医療保険【健康福祉局長寿医療課】

広域連合長は、神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例等の定めるところにより、被保険者等の申請に基づき、次の各号に定める措置を実施することができる。

#### (1) 保険料徴収猶予

被保険者又はその属する世帯の世帯主が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受け、保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合において、その納付することができないと認められる金額を限度として、6か月以内の期間を限って、その徴収を猶予すること。

#### (2) 保険料減免

被保険者又はその属する世帯の世帯主が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、現住する住宅について著しい損害を受け、保険料を支払うことが困難であると認められる者に対し、保険料を減免すること。

## (3) 一部負担金減免

震災、風水害、火災その他これらに類する災害により住宅、家財又はその他の財産について著 しい損害を受け、一部負担金を支払うことが困難であると認められるものに対し、一部負担金を 減免すること。

#### 4 市介護保険【健康福祉局介護保険課】

#### (1) 保険料

第1号被保険者又はその世帯の生計を主として維持する者が、災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたとき、納付義務者に対し、介護保険法又は市介護保険条例の定めるところにより、申請に基づき第1号被保険者保険料の徴収の猶予又は減免の措置を被災の実態に応じて適宜実施する。

#### ア 徴収猶予

納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合、納付することができないと認められる金額を限度として、6か月以内の期限を限って徴収を猶予する。

#### イ 減免

納付すべき保険料の全部又は一部を納付することができないと認める場合、保険料を減免する。

#### (2) 利用料

利用者又はその世帯の生計を主として維持する者が、被災により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたとき、介護保険法又は市介護保険条例施行規則の定めるところにより、申請に基づき利用料の免除の措置を被災の実態に応じて適宜実施する。

#### 5 国民年金保険料【健康福祉局保険年金課】

災害により、被保険者、世帯主、配偶者又は被保険者、世帯主若しくは配偶者の属する世帯の他の世帯員の所有に係る住宅、家財その他の財産につき被害金額(保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。)が、その価格のおおむね2分の1以上である損害を受けたときは、申請に基づき、納付すべき保険料を免除する。(日本年金機構の審査により決定)

#### 第6節 り災証明書の発行【区】

国、県及び市において、租税、保険料等の減免及び徴収猶予や住宅新築・補修に要する資金の貸付等 の各種公的融資などを実施する場合に、当該災害によって被災したという証明が必要となるので被災世 帯に対して、り災証明書を発行する。

#### 1 発行手続

り災証明書の交付申請が、被災者から提出された場合、被災に関わる調書(確認できないものについては、申請者の立証資料)等に基づき、区長が発行する。

#### 2 証明の範囲

災害対策基本法第2条第1号に規定する被害の範囲で、次の事項について証明する。

- (1) 住家、住家以外の建造の被害
  - ア 全壊・全焼
  - イ 流出
  - ウ 半壊・半焼
  - 工 床上浸水
  - 才 床下浸水
- (2) 人的被害
  - ア死亡
  - イ 行方不明

ウ 負傷

(3) その他の物的被害

#### 第7節 被災者生活再建支援金の支給【健康福祉局地域福祉課】

被災者生活再建支援法は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、被災者の生活の再建を支援し、その生活の安定と速やかな復興を目指すものである。

市は、被災規模が支援金制度の支給対象となった場合は、遅滞なくその旨の周知広報を行う。

1 対象となる自然災害

次に該当する被害が発生した場合の自然災害(暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴 火その他の異常な自然現象)を対象とする。

- (1) 市内で災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害(同条第2項のいわゆるみなし規定により該当するものを含む。)が発生した市区町村の区域に係る自然災害(第4部 災害応急対策計画 第17章災害救助法 第2節災害救助法の適用基準参照)
- (2) 市内で10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した自然災害
- (3) 神奈川県内で100以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した自然災害
- 2 対象となる被災世帯
  - 1の自然災害により
  - (1) 住宅が全壊した世帯
  - (2) 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
  - (3) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
  - (4) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難な世帯
- 3 支援金の支給額

支援金は、住宅の被害程度に応じる分と、住宅を再建等する場合に、住宅の再建方法に応じる 分の2つの合計額となる。なお、単身世帯の場合は、それぞれの該当額の4分の3の額となる。 ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)

住宅の	全 壊	解体	長期避難	大規模半壊
被害程度	(2の(1)に該当)	(2の(2)に該当)	(2の(3)に該当)	(2の(4)に該当)
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

#### イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金 (加算支援金)

住宅の 再建方法	建設・購入	補修	賃借(公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	5 0 万円

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(又は補修)する場合は、合計で200(又は100)万円

#### 4 支援金の支給申請

支援金の支給申請は、被災世帯の世帯主が必要書類を添え、申請期間内に当該世帯主の住所を管轄する区役所に申請する。

(1) 申請時の必要書類

ア 基礎支援金の場合: 申請書、り災証明書、住民票、通帳の写し等

イ 加算支援金の場合: 契約書(住宅の建設・購入、補修及び賃借の証拠書類)等

(2) 申請期間

ア 基礎支援金の場合: 災害発生日から 13 か月以内 イ 加算支援金の場合: 災害発生日から 37 か月以内

5 支援金の支給方法

市は、各区で受付けた申請書類を取りまとめ、県を経由して被災者再建支援法人である、財団法 人都道府県会館に提出し、同法人の審査によって支給が決定される。承認された場合は被災者の口 座に支給される。

## 第2章 公共施設の災害復旧

被災した公共施設の災害復旧は、被災施設の原形復旧とあわせ、再度の災害発生を防止するため、応 急復旧終了後被害の程度を十分検討して、必要な施設の新設又は改良等を行う。

実施にあたっては、被害の状況に応じ重要度と緊急度の高い施設から復旧工事を優先して行うものと する。

## 第1節 事業実施に伴う国の財政援助等

災害復旧事業に伴う財政の援助及び助成は、法律等により国がその全部若しくは一部を負担し、又は補助する災害復旧事業費に関する知事の報告、その他地方公共団体が提出する資料及び実地調査の結果等に基づき、主務大臣が決定し、適正かつ速やかに行うこととなっている。

法律等により負担又は補助する災害復旧事業は、次のとおりである。

#### 主な災害復旧事業

事項・内容	根拠法律等	関係省庁
(1) 公共土木施設災害復旧事業	公共土木施設災害復旧事	国土交通省
河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、	業費国庫負担法	農林水産省
地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、		
道路、港湾、漁港、下水道、公園		
(2) 農林水産業施設等災害復旧事業	農林水産業施設災害復旧	農林水産省
農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設、共同利	事業費国庫補助の暫定措	
用施設	置に関する法律	
(3) 文教施設等災害復旧事業	公立学校施設災害復旧費	文部科学省
○ 公立学校施設災害復旧事業	国庫負担法	
○ その他(国立学校、文化財)		
(4) 厚生施設等災害復旧事業		厚生労働省
〇 社会福祉施設等災害復旧事業	生活保護法	
生活保護施設、児童福祉施設、老人福祉施設、障害	児童福祉法	
者支援施設等	老人福祉法	
○ 環境衛生施設等災害復旧事業	障害者自立支援法	
○ 医療施設災害復旧事業		
○ その他(水道施設、感染症指定医療機関)		
(5) その他の施設に係る災害復旧事業		国土交通省
○ 都市施設災害復旧事業		
(街路、都市排水施設等)		
○ 公営住宅災害復旧事業	公営住宅法	
○ 空港災害復旧事業	空港整備法	
〇 鉄道災害復旧事業	鉄道軌道整備法	

## 第2節 激甚災害の指定

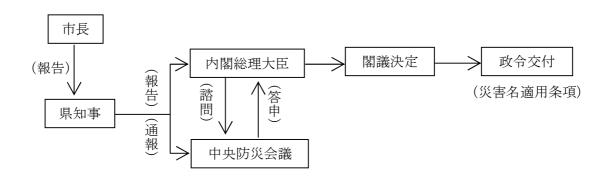
著しく激甚である災害が発生した場合における地方公共団体の経費の負担の適正化と被災者の災害 復興の意欲を高めることを目的として、昭和 37 年に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に 関する法律(昭和 37 年法律 150 号、以下「激甚法」という。)」が制定された。この法律は、激甚災害 として指定された災害を対象に、国の地方公共団体に対する特別の財政援助と、被災者に対する特別の 財政措置を内容としている。

市域に大規模な被害が発生した場合、激甚法による援助、助成等を受けて適切な復旧計画を実施する必要があり、激甚法指定の手続きについて定めるものとする。

#### 1 激甚災害の指定の手続き

大規模な災害が発生した場合、地方公共団体の長の報告を受けた内閣総理大臣が、中央防災会議 に諮問する。

中央防災会議では、激甚災害であるか否かの判断及び発動すべき特別措置の範囲を激甚災害指定 基準又は局地激甚災害指定基準に基づいて審議決定し、これらを政令で指定する。



#### 2 調査報告

市長は、大規模な災害が発生した場合、激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準を十分考慮し、災害状況等を県知事に報告するものとする。

## 3 特別財政援助の交付に係る手続き

激甚災害の指定を受けたときは、適用対象事業を所管する局長は、特別財政援助額の交付に関わる調書等をすみやかに作成し、県の関係部局に提出するものとする。

# 第3節 激甚法に定める財政援助等

激甚法により財政援助等を受ける事業は、次のとおりである。

1 公共土木施	(1) 公共土木施設災害復旧事業	法第3条関係
設災害復旧事業	(2) 公共土木施設災害関連事業	法第3条関係
等に関する特別	(3) 公立学校施設災害復旧事業	法第3条関係
の財政援助	(4) 公営住宅又は共同施設事業	法第3条関係
	(5) 生活保護施設災害復旧事業	法第3条関係
	(6) 児童福祉施設災害復旧事業	法第3条関係
	(7) 養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム災害復旧事	法第3条関係
	業	
	(8) 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業	法第3条関係
	(9) 障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホー	法第3条関係
	ム、障害福祉サービス施設災害復旧事業	
	(10) 婦人保護施設災害復旧事業	法第3条関係
	(11) 感染症指定医療機関災害復旧事業	法第3条、第19条関係
	(12) 感染症予防事業	法第3条、第19条関係
	(13) 堆積土砂排除事業	法第3条、第9条関係
	(公共的施設区域内・公共的施設区域外)	
	(14) 湛水排除事業	法第3条、第10条関係
2 農林水産業	(1) 農地等の災害復旧事業	法第5条関係
に関する特別の	(2) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業	法第5条、第6条関係
助成	(3) 開拓者等の施設の災害復旧事業	法第7条関係
	(4) 天災による被害農林漁業者等に対する賃金の融資	法第8条関係
	に関する暫定措置の特例	
	(5) 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業	法第9条関係
	(6) 土地改良区等の行う湛水排除事業	法第 10 条関係
	(7) 共同利用小型漁船の建造	法第 11 条関係
	(8) 森林災害復旧事業	法第 11 条の 2 関係
3 中小企業に	(1) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例	法第 12 条関係
関する特別の助	(2) 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の	法第 13 条関係
成	償還期間等の特例	
	(3) 事業共同組合等の施設の災害復旧事業	法第 14 条関係
		<u> </u>

4 その他の特	(1) 公立社会教育施設災害復旧事業	法第 16 条関係
別の財政援助及	(2) 私立学校施設災害復旧事業	法第 17 条関係
び助成	(3) 市町村が施行する感染症予防事業	法第 19 条関係
	(4) 母子及び寡婦福祉法による国の貸付の特例	法第 20 条関係
	(5) 水防資材費の補助の特例	法第 21 条関係
	(6) り災者公営住宅建設等事業	法第 22 条関係
	(7) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への	法第 24 条関係
	算入	
	(8) 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例	法第 25 条関係

## 第3章 復興体制【総務局危機管理室、総合企画局、まちづくり局、関係局】

市長は、市が震災により重大な被害を受けた場合において、まちの復興並びに市民生活の再建及び安定に関する事業(以下「復興事業」という。)を速やかに、かつ、計画的に実施するため、市長を本部長とする川崎市震災復興本部(以下「復興本部」という。)を被災状況により設置し、復興方針、復興計画等を策定することにより復興事業を推進する。

## 第1節 復興本部

復興本部の本部長は市長をもって充て、副本部長は副市長をもって充てる。また、本部員は、本部長が本市職員のうちから指名する者をもって充てる。

復興本部は、応急対策の実施状況を見計らって、おおむね発災後1週間後程度の時期を目途に設置する。

#### 第2節 被害状況の把握とまちづくりの検討

復興本部は市災害対策本部と共同して、被害状況の早期把握に努めるとともに、復興事業の導入やまちづくりを導入すべき地域の検討を行う。

## 第3節 復興方針

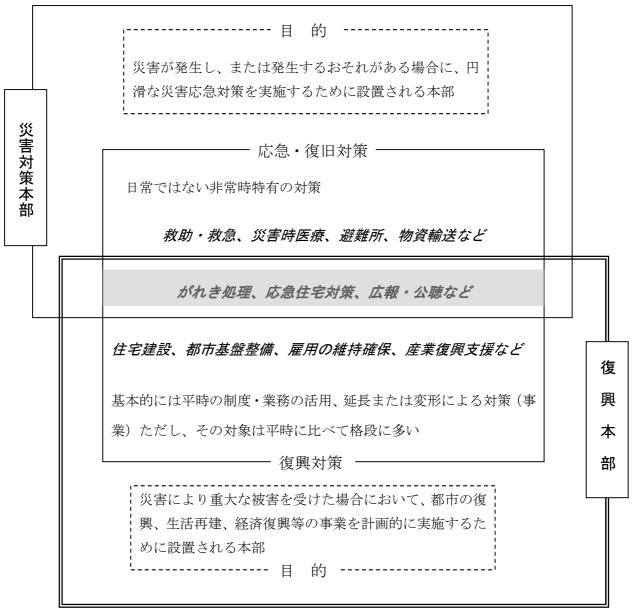
復興本部は、できるだけ速やかに、災害に強く、地域特性を活かした復興後の都市のあるべき姿や、まちづくりの方向性等を示した「復興基本計画」策定に当たっての考え方を明らかにした「復興基本方針」を定め、これを公表し、復興計画の実施について市民等の合意形成に努め、市民・企業・行政の協働による復興体制を構築する。

## 第4節 復興計画

「復興基本方針」の策定後、6か月以内を目途に「復興基本計画」を策定するものとし、市民生活の早期の復興を図る。

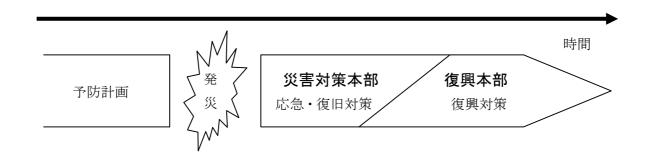
「復興基本計画」には、都市復興計画、生活復興計画、産業復興計画、及びそれらの事業手法、財源、推進体制に関する事項を定める。また、市民及び事業者の意見を聴くとともに、その意見を調整し、計画に反映されるよう必要な措置を講じるとともに、策定後は市民に広く公開し、情報共有を図りながら推進する。

## 【災害対策本部と復興本部の目的と対策の比較】



※網掛け部分は、災害応急・復旧対策と復興対策で共通している対策

## 【災害対策本部と復興本部の業務比重イメージ】



# 第6部 東海地震に係る事前対策計画

本計画は、川崎市地震対策条例第17条第1項の規定 に基づく、地震防災事前対策計画である。

## 第1章 基本方針【総務局危機管理室】

#### 第1節 主旨

市域は大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号、以下第6部では「大震法」という。)第3条の規定に基づく地震防災対策強化地域ではないが、当該地域に係る警戒宣言の発令等に伴う混乱を未然に防止し、かつ地震発生に伴う被害を最小限に止めるため、大震法第6条に基づき、「地震防災対策強化地域」(以下「強化地域」という。)において作成が義務付けられている地震防災強化計画に準じ、市の東海地震対策を定める。

#### 第2節 計画の方針

この計画は、警戒宣言発令前の東海地震に関連する調査情報(臨時)、東海地震注意情報、及び警戒 宣言に伴う東海地震予知情報(以下、「東海地震に関連する情報」という。)が発表された時から、地震 発生までの間における対応を規定する。

## 第3節 業務の大綱

1 市の処理すべき事務又は業務の大綱

東海地震に係る警戒宣言の発令及び東海地震に関連する情報の発表によって危惧される社会的 混乱等を未然に防止し、かつ地震発生に伴う被害を最小限に止めるために、市はその事前にとるべ き措置に関し、関係機関と相互協力して、おおむね次の業務を処理する。

- (1) 東海地震に関連する情報の収集・伝達
- (2) 警戒宣言の発令及び東海地震に関連する情報の発表に伴う活動体制の確立・運営等
- (3) 事前避難対策
- (4) 警戒宣言発令時及び東海地震に関連する情報の発表時の広報対策
- (5) 児童·生徒等保護対策
- (6) 地震発生後に備えた資機材・人員等の配備及び飲料水・食料その他生活必需品の確保
- (7) 医療救護対策
- (8) 緊急輸送に関する事項
- (9) 市が管理又は運営する施設等に関する対策
- (10) 消防対策
- (11) 地震防災上、必要な教育及び広報に関する計画
- (12) 地域防災体制の整備・推進
- (13) 地震防災応急計画の基本となるべき事項
- 2 公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱 市域の公共的団体及びその他防災上重要な施設等の管理者は、この計画に定める事前対策に係る 防災業務を勘案し、それぞれの公共的な業務に応じ、協力するものとする。

## 第2章 東海地震に関連する情報及び警戒宣言【横浜地方気象台、総務局危機管理室】

## 第1節 東海地震に関連する情報【横浜地方気象台】

東海及びその周辺地域の地震・地殻変動などの各種観測データを遠隔測定することにより、気象庁は 24 時間体制で東海地震の前兆現象の監視を行っており、異常現象を検知した場合は、以下の東海地震に 関連する情報を発表する。

なお、各情報の発表後、東海地震発生のおそれがなくなったと判断された場合は、その旨の情報を発表する。

情報の種類	情報の内容	カラーレベル(※)	
東海地震に関連する 調査情報 (定例)	毎月開催される定例の地震防災対策強 化地域判定会(以下「判定会」という。) において評価した調査結果について発表 される情報	情報発表時	青
東海地震に関連する 調査情報(臨時)	東海地域の観測データに異常が現れた場合に、その原因の調査状況について発表される情報で、東海地域における歪計1箇所以上で有意な変化が観測された場合等に発表される情報	情報発表時	青
		東海地震に関連す る調査情報(終了) 発表時	青
東海地震注意情報	東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められた場合に発表される情報で、 東海地域における歪計 2 箇所での有意な 変化が、前兆すべり(プレスリップ)によ るものと判定会で判断した場合等に発表 される情報	情報発表時	黄
		東海地震注意情報 (終了(解除))発表時	青
東海地震予知情報	東海地震が発生するおそれがあると認められ、「警戒宣言」が発せられた場合に発表される情報で、東海地域における歪計3箇所以上での有意な変化が、前兆すべり(プレスリップ)によるものと判定会で判断した場合等に発表される情報	情報発表時	赤
		東海地震予知情報 (終了(解除))発表時	青

<sup>※</sup> 各情報を分かりやすくするために補足する言葉

## 第2節 警戒宣言の発令

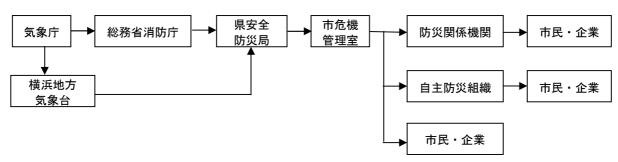
異常現象が東海地震につながるものかどうかの検討を行うため、判定会が開催され、判定会での検討の結果、気象庁長官が東海地震が発生するおそれがあると判断した場合、気象庁長官は、直ちに「東海地震予知情報」を内閣総理大臣に報告する。

「東海地震予知情報」の報告を受けた内閣総理大臣は、直ちに閣議を招集し「警戒宣言」の閣議決定 を行い、報道機関等を通じて「警戒宣言」を発令する。

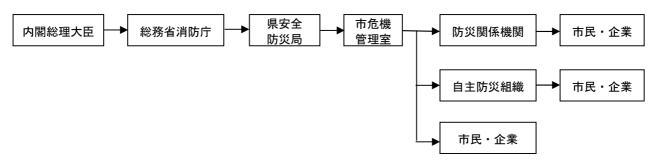
## 第3節 警戒宣言等の伝達【総務局危機管理室、各局室区】

警戒宣言及び東海地震に関連する情報の伝達については、次の伝達系統図による。なお、情報の伝達 については、第3部第4章第8節2参照。

#### ・東海地震に関連する情報の伝達系統図



#### ・警戒宣言の伝達系統図



第3章 東海地震に関連する調査情報(臨時)発表から警戒宣言発令(東海地震予知情報発表)までの対応措置【市民・こども局、消防局、総務局、総務局危機管理室、各局室区】

## 第1節 市の活動体制【総務局危機管理室】

1 東海地震に関連する調査情報(臨時)発表時

常設の部事務局(総務局危機管理室)の体制を強化し、川崎市災害警戒体制を確立し、続報を逃さない情報収集体制をとる。

2 東海地震注意情報発表時

市長は、東海地震注意情報が発表されたときは、川崎市東海地震警戒本部(以下「東海地震警戒本部」という。)を設置して、警戒体制にあたる。なお、組織及び配備については、第3部災害初動計画第1章組織及び第2章配備で定める体制とする。この場合において、「災害対策本部」とあるのは、「東海地震警戒本部」と読み替えるものとする。

3 東海地震警戒本部の廃止

東海地震注意情報の解除に係る情報が発表されたとき及び災害対策本部を設置したときは、その 体制を廃止する。

(資料編 川崎市東海地震警戒本部設置要綱)

## 第2節 職員の配備【総務局危機管理室】

1 配備基準

東海地震注意情報が発表された場合、本部要員は、必要な情報の受伝達及び警戒宣言時の対応措置が円滑に実施できるよう体制をとる。

なお、防災活動上必要と認められるときは、各局区長の判断により、配備体制を強化することができる。

2 勤務時間外の動員の方法

東海地震注意情報が発表された場合、電子メール、有線電話等により本部要員へ非常連絡することを原則とするが、当該連絡が届かない場合においても、インターネット、電子メール、テレビ、ラジオ等により、東海地震注意情報が発表されたことを知ったときは、参集連絡を待つことなく自動参集しなければならない。

#### 第3節 消防局の対応措置【消防局、消防団】

消防機関は、東海地震に関連する情報が発表された場合、早期に地震発生に伴う出火防止の広報を重点とした警戒体制の確立を図り、被害の軽減を期するものとする。

1 東海地震に関連する調査情報(臨時)

東海地震に関連する調査情報(臨時)が発表された場合、震災警戒第1号体制を発令し、通常警防体制の中で続報を逃さない情報収集体制を確保する。

2 東海地震注意情報

東海地震注意情報が発表された場合、震災警戒第2号体制を発令し、全職員により、全消防力を もって次の措置等を実施し、震災警戒体制を確立する。

なお、消防職員は動員命令を待つことなく速やかに所属等に参集する。

#### (1) 消防局

- ア 消防警戒本部の設置
- イ 庁舎内の転倒防止策の実施と来庁者等の安全確保措置
- ウ 消防ヘリコプターによる広報活動
- エ 機械器具等の点検整備及び予備燃料確保
- オ 通信・放送設備の点検及び非常電源の確保・点検
- カ その他必要な事項
- (2) 消防署
  - ア 方面警戒本部の設置
  - イ 事前計画に定める広報活動の実施
  - ウ 庁舎内の転倒防止策の実施と来庁者等の安全確保措置
  - エ 消防車両等の、及び機械器具等の点検整備及び予備燃料確保
  - オ 通信・放送設備の点検及び非常電源の確保・点検
  - カ その他必要な事項
- (3) 消防団

消防団器具置場等に必要な人員を配置し、消防団警戒本部の設置準備体制をとる。

## 第4節 東海地震注意情報発表時の措置【総務局、市民・こども局、消防局、区】

#### 1 広報

(1) 市が実施する広報

市民・企業・防災関係機関等に対して、インターネット、電子メール、緊急速報メール、テレビ、ラジオ、市防災行政無線、コミュニティーFM(かわさきFM等を通じて冷静な行動・対応をとるよう広報するとともに、来庁者及び職員に対しても庁内放送や総合防災情報システム(防災情報ポータルサイト、一斉通知及び電子メールを含む。)等により伝達する。

また、外国人等への情報伝達について特に配慮を行うものとする。

(2) 防災関係機関等が実施する広報

防災関係機関等(電気・ガス・通信・鉄道等)は、市民及び施設利用者に対して、東海地震に 関連する情報の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報等それぞれ の機関に応じた広報を実施する。

2 混乱防止措置

東海地震注意情報の発表に伴い、混乱が発生する恐れのあるとき、又は混乱が発生したときは、 市及び防災関係機関等(警察、鉄道機関、バス機関等)は協力してこれらの混乱の発生防止及び収 拾に努める。

(資料編 災害情報等の放送に関する協定(かわさき市民放送))

(資料編 災害時等における放送要請に関する協定書(日本放送協会横浜放送局、アールエフラジオ日本ほか))

(資料編 災害時等におけるケーブルテレビ事業者との情報伝達の要請に関する協定

(イッツコミュニケーションズ株式会社、株式会社ジェイコム関東せたまち局、YOU テレビ株式会社))

(資料編 ケーブルテレビ放送を活用した防災気象情報の提供に関する覚書

(イッツコミュニケーションズ株式会社))

(資料編 地上デジタル放送を活用した防災気象情報の提供に関する覚書(株式会社テレビ神奈川))

(資料編 災害情報等の相互提供に関する協定(株式会社レスキューナウ)

(資料編 災害時アマチュア無線の災害情報通信の協力に関する協定(川崎市アマチュア無線情報ネットワーク))

# 第4章 警戒宣言発令(東海地震予知情報発表)時の対応措置【総務局危機管理室】

本章では、大震法第9条第1項に基づく警戒宣言が発令されたときから、当該警戒宣言に係る地震が 発生するまで又は発生するおそれがなくなるまでの間にとるべき対策について定める。

## 第1節 組織·配備【総務局危機管理室】

市長は、警戒宣言が発せられたときは、災害対策基本法第23条に基づき、災害対策本部を設置する。 災害対策本部の組織・配備については、第3部災害初動対策計画第1章組織及び第2章配備で定める体 制によるものとする。

# 第2節 広報【総務局、市民・こども局、消防局、区】

警戒宣言が発せられた場合の広報活動については、市が保有するあらゆる広報手段を活用するとともに、テレビ・ラジオ等の報道機関を通じて直接市民に正しい情報を提供し、未然の混乱防止に努めるものとする。

- 1 市が実施する広報
  - (1) 広報内容
    - ア 警戒宣言の内容、市内の震度及び津波の予測
    - イ 市長から市民への呼びかけ
    - ウ 事業所に対する応急対策実施の呼びかけ
    - エ 地域住民が取るべき措置
    - オ 交通規制の状況等、地震防災応急対策の内容と実施状況
    - カ その他状況に応じて事業所又は住民に周知すべき事項
  - (2) 広報手段等

広報は、報道機関の協力を得て行うほか、インターネット、電子メール、緊急速報メール、市防災行政無線、地震防災信号(警鐘、サイレン)、広報車、テレビ神奈川データ放送、コミュニティーFM(かわさきFM)、消防ヘリコプター、自主防災組織等を通じる伝達ルートを用いて行うとともに、来庁者及び職員に対しても庁内放送や総合防災情報システム(防災情報ポータルサイト、一斉通知及び電子メールを含む。)等により伝達する。

(資料編 災害情報等の放送に関する協定(かわさき市民放送))

(資料編 災害時等における放送要請に関する協定書(日本放送協会横浜放送局、アールエフラジオ日本ほか))

(資料編 災害時等におけるケーブルテレビ事業者との情報伝達の要請に関する協定

(イッツコミュニケーションズ株式会社、株式会社ジェイコム関東せたまち局、YOU テレビ株式会社))

(資料編 ケーブルテレビ放送を活用した防災気象情報の提供に関する覚書

(イッツコミュニケーションズ株式会社))

(資料編 地上デジタル放送を活用した防災気象情報の提供に関する覚書(株式会社テレビ神奈川))

(資料編 災害情報等の相互提供に関する協定(株式会社レスキューナウ)

(資料編 災害時アマチュア無線の災害情報通信の協力に関する協定(川崎市アマチュア無線情報ネットワーク))

地震防災信号の形式 (大震法施行規則第4条)



#### 2 防災関係機関等が実施する広報

防災関係機関等(電気、ガス、通信、鉄道等)は、住民及び施設利用者に対して、警戒宣言の内容、交通機関及びライフラインに関する情報、生活関連情報等それぞれの機関の特色に応じた広報を実施する。

# 第3節 事前避難【総務局危機管理室】

警戒宣言時における事前避難の実施については、次のとおりとする。

1 避難の基本方針

警戒宣言が発令された場合の避難の勧告・指示は原則として行わない。

ただし、住民が自発的に避難をしてきたときは、区長は避難所(第2部第6章第2節で指定された避難所とする。)を開設し、避難者を受け入れる。

2 避難状況等の報告

区長は、市長に避難の状況、その他の措置について報告する。

なお、市長は、事前避難の実施状況等を県知事に報告する。

# 第4節 児童・生徒の保護【教育委員会】

学校においては、児童・生徒の安全確保の万全を期するため、緊急時に備えあらかじめ迅速、的確に 対処できる綿密な防災計画を、次の基準により定めておくものとする。

- 1 市立学校の児童・生徒の避難安全対策
  - (1) 情報伝達
    - ア 教育委員会事務局と学校との間に地震緊急連絡体制を確立し、教育委員会事務局が警戒宣言 発令、東海地震予知情報及び東海地震注意情報の入手と同時に市防災行政無線を通じ学校等に あらかじめ定められた伝達文を用い連絡するものとする。
    - イ 緊急連絡を受信した学校は直ちに校内放送を通じて、教職員に伝達し、校内防災体制を整えるものとする。
  - (2) 児童・生徒の安全対策
    - ア 警戒宣言発令時の対応

①在宅時	警戒宣言が発せられたとき全学校は休校	
②登下校	全学校の児童・生徒は、登校途中の場合は登校、	ただし、スクールバスの利用者
途中	下校途中の場合は下校させる。	については、学校が運転手に連絡
		し、指示を出す。また、運転手が
		警戒宣言発令の情報を得た場合、
		直ちに学校に連絡し指示を受け
		る。
③在校時	小学校、特別支援学校においては、すべての児	保護者以外のものへの引渡し
	童・生徒を保護者に直接引き渡すことを原則とす	については、各学校が保護者や地
	る。また、中学校、高等学校ではあらかじめ保護	域の状況を踏まえてこれを定め、
	者と合意した方法により下校する。	あらかじめ保護者と合意した方
		法で行う。
④放課後	③に準ずる。	
⑤休日等	①に準ずる。	

# イ 東海地震注意情報発表時の対応

東海地震注意情報発表時の対応については、「ア 警戒宣言発令時の対応」に準ずるものとする。

#### 2 教職員等の対処

- (1) 教職員は、すみやかに在校の児童・生徒の安全の確保に努めるものとする。
- (2) 児童・生徒の氏名、人員等の掌握をするものとする。
- (3) 障害児については、あらかじめ介助体制等の組織を作るなど、十分配慮するものとする。
- (4) 児童・生徒の保護者等への引き渡しについては、あらかじめ定められた方法で確実に行うものとする。
- (5) 遠距離通学者、交通機関利用者、留守家庭等で帰宅できない児童・生徒については、氏名、人員等を確実に把握し、引き続き保護するものとする。
- (6) 学校長は、教育委員会に保護等の状況をすみやかに報告する。

# 第5節 飲料水に係る措置【上下水道局】

上下水道局は、地震発生に備え、給水体制の万全を期するものとする。

1 飲料水の事前確保

地震発生に備え各家庭及び事業所に対して緊急貯水を呼びかけるとともに、通常の取水を確保するほか緊急増量取水に努め、需要に対処するものとする。

2 配水池等の警備体制の確立

配水池等については、あらかじめ指定された職員を配水池及び関連施設に配備し、警備及び操作について万全を期するものとする。

3 応急給水体制

応急給水を実施するための、給水器具等資機材の配備及び人員を確保するものとする。

## 第6節 食料・生活必需品の確保【経済労働局、総務局危機管理室、区】

地震発生に備え、災害応急対策に必要な食料・生活必需品の円滑な供給を実施するための措置を講ずるものとする。

1 調達体制の点検・確認

経済労働局は、あらかじめ定められた計画に基づき、直ちに供給協定を締結している関係団体に 連絡し、食料・生活必需品の調達先及び調達手段等の確認と、関係団体の供給可能な数量の把握に 努め、発災に即時対応できる体制を確立するものとする。

2 住民等による食料・生活必需品の備蓄

警戒宣言発令に伴う食料・物資の買い占めによる社会的混乱発生の防止に留意し、各家庭等は、 常日頃から災害発生に備え、食料・生活必需品の備蓄に心がけるものとする。

## 第7節 資機材・人員の配備【総務局危機管理室】

地震の発生と同時に迅速な対応措置が図れるよう、資機材の整備と人員の配備について次のとおり行うものとする。

1 配備体制の確立

市及び防災関係機関等は、発災後における災害応急対策を円滑に実施するため、必要な資機材の 点検・整備、また、これに係る人員の配備についてすみやかに措置を講ずるものとする。

2 配備の内容

応急対策に係る資機材及び人員の配備を要する事項は、おおむね次のものとする。

- (1) 緊急輸送路の確保
- (2) 飲料水の確保
- (3) 廃棄物処理及び清掃活動の確保
- (4) 防疫活動の確保
- (5) 汚水処理機能の確保
- (6) 応急仮設住宅の確保及び被災住宅の応急修理

なお、それぞれに必要な資機材の種類、数量、所在場所、運搬方法、必要員数等についての具体 的な措置の内容は関係機関ごとに別途定めるものとする。

#### 第8節 医療救護【健康福祉局、病院局】

病院等各医療機関は地震発生に備え、それぞれ地震防災応急対策を実施して医療救護機能の維持に努めるものとする。

市医療関係機関においては、発災後に備え次の措置をとるものとする。

また、川崎市医師会及び川崎市病院協会に対し、地震防災応急対策の実施と発災後における医療救護活動の準備の要請、その他必要な調整を図っておくものとする。

- 1 医療救護班の編成待機
  - (1) 市立病院等に次のとおり医療救護班を編成し班員を待機させる。 班の編成は原則として、医師1名、看護師3名、事務職員1名、計5名の編成とする。
    - · 川崎病院 2 班
    - 井田病院 2 班
    - リハヒ、リテーション医療センター 1班

ただし、その他の医師、看護師等は第3部災害初動対策計画第2章配備第1節動員区分及び第2節配備体制・基準により、発災に備えて、直ちに活動できるよう、体制を整えておくものとする。

(2) 医薬品等の点検整備

班の医薬品、医療器材等を点検整備する。

2 医療救護所の編成待機

保健福祉センター7箇所、健康ステーション3箇所及び休日急患診療所に医療救護所を設置し、 職員を待機させる。

医療救護所における要員の編成は、原則として保健福祉センターにあっては医師1名、看護師3名、事務職員1名の計5名編成とし、診療所にあっては、医師1名、看護師3名の計4名編成とする。

その他の要員については、1(1)のただし書きに準ずるものとする。

3 医療器材、医薬品の緊急調達の準備

医療救護活動に必要な医療器材及び医薬品の緊急調達を迅速に行うため、医薬品等の調達に関し 市契約医薬品取扱業者等に対し在庫量の確認その他必要な連携を図る。

4 民間医療機関に対する要請

発災に備え、健康福祉局は川崎市医師会及び川崎市病院協会を通じて、市内の医療機関に対して 医療機能の確保と、医療活動の継続強化を図るように協力を求めるとともに、次の措置をとるよう 要請する。

- (1) 震災による救急患者の受入体制の準備
- (2) 空床ベッドの確保
- (3) 応急救護体制の編成

## 第9節 緊急輸送【総務局】

発災に備え、緊急輸送に必要な車両、輸送ルート等を次により定める。

1 緊急輸送の対象

警戒宣言が発せられた場合、緊急輸送の対象となる人員、物資等の範囲は次のとおりである。

- (1) 応急対策要員
- (2) 応急対策の実施に必要な食料、医薬品、資機材等
- (3) その他市長が必要と認める人員、物資又は資機材

なお、緊急輸送は必要な範囲で実施するものとし、輸送手段の競合を生じないよう関係機関と 十分な調整を行い、効率的な配分計画のもとに実施するものとする。

また、警戒宣言後の緊急輸送の実施にあたり具体的に調整すべき問題が生じた場合は、災害対策本部において必要な調整を行うものとする。

2 緊急輸送ルート

市におけるルートは、第2部第8章で定める緊急活動道路とする。

3 緊急輸送車両等の確保

市及び防災関係機関は、発災後の緊急輸送に備えて、輸送用車両等の確保を図るとともに、運用 体制を一元化するものとする。

確保すべき車両の数量及び確保先との連絡手段等は、第4部第7章によるものとする。

# 第10節 市管理施設の事前対策

市が管理する道路、橋りょう、河川、港湾、下水道等及びその他の重要な施設等における、発災に備えた事前措置について、次により実施するものとする。

# 1 共通してとるべき措置

区分	主な措置
警戒宣言等の伝達	1 来庁者及び職員に対して、警戒宣言、東海地震注意情報及び東海地震予
	知情報の内容を非常放送、庁内放送等により伝達
	2 冷静な行動、とるべき措置について周知
来庁者等の安全確保	1 避難通路の確保、非常口の開錠と開放
措置	2 避難器具(救助袋、梯子、緩降器等)の点検
	3 必要に応じて退避の指示
	4 施設の立入禁止区域の設定及び周知
	5 退避の際の誘導責任者は、消防計画書に定める避難誘導班長とし、階段
	等避難設備を利用して安全な場所に誘導
	6 退避誘導後、庁舎内残留者を把握
通信・放送設備の点	1 市防災行政無線等通信手段の点検
検	2 放送設備、携帯ハンドマイク等の点検
機械設備、電気設備	次の設備は使用停止とする。
の点検又は使用停止	1 エレベーター、エスカレーター設備
措置	2 冷・暖房施設
	3 その他必要以外の電気・機械設備
設備、備品等の転倒	1 窓ガラス等の飛散及び落下防止の確認
及び落下防止措置	2 ロッカー、書庫、書棚等の転倒防止確認
	3 諸物品等の落下防止措置
出火防止措置	1 火気使用の制限
	やむを得ず使用する場合、火気使用機器及び場所を確認し、地震が発生
	した場合、直ちに消火できる措置を講じる。
	2 ガス器具及び火気使用場所の点検、確認
	3 使用していないガスの元栓の閉止
	4 消火用水の確保
危険物の安全措置	1 流出、発火、爆発のおそれある危険物等の安全措置
	2 貯蔵又は使用中の危険物や高圧ガスは、所定の場所に保管するか、転倒
	防止、漏えい防止措置を講じる。
	3 緊急遮断装置等安全装置類の点検
緊急貯水	1 受水槽への緊急貯水
	2 飲料水の貯水
消防用設備等の点	消火栓設備、警報設備、避難設備等の点検
検・確認	
非常電源の確保	1 自家発電設備、可搬式発電機、電池等の点検
	2 発電設備用燃料の確保

その他	1	施設、設備の固有の特性、機能について必要な点検	
	2	緊急車両、救援物資輸送車両等の駐車場の確保	
	3	応急活動用資機材等の準備	
	4	応急活動体制の確立	
	5	動物園にあっては、動物の逃走防止措置	

# 2 道路、橋りょう等における措置

区 分	主 な 安 全 確 保 措 置		
道路及び橋りょう	道路管理者は、警戒宣言が発せられた場合は直ちに所管道路の緊急点検及		
	び巡視を実施して状況を把握し、交通の制限、工事中の道路における工事の		
	中断等の措置をとるものとする。		
	緊急点検、巡視の具体的な実施方法及び実施体制については、関係局が別		
	に定める。		
河川及び港湾施設等	河川、港湾施設等の管理者は、警戒宣言が発せられた場合は、直ちに所管		
	施設の緊急点検及び巡視を実施して状況を把握し、工事中の場合は工事の中		
	断等の措置を講ずるとともに、施設の管理上必要な操作を行うための非常用		
	発電装置の準備、点検その他所要の被災防止措置を講ずるものとする。また、		
	港湾での就業者等へ警戒宣言を伝達する。緊急点検、巡視の具体的な実施方		
	法及び実施体制については関係局が別に定める。		
下水道施設	燃料及び冷却水の再点検並びに非常発電機及び雨水ポンプの試運転等を実		
	施する。		
	また警戒宣言が発せられた場合は、可能な限り管きょ内他の汚水貯留量を減		
	ずるものとする。		

# 3 福祉施設、医療機関、こども文化センター等における措置

区分	主 な 安 全 確 保 措 置		
児童・高齢者・障害	通園(所)施設		
者、福祉施設におけ	1 警戒宣言発令と同時に、施設の休園(所)措置をとる。		
る措置	2 通園(所)者及び施設利用者は、保護者等に引き渡し、帰宅させる。		
	3 保護者等に引き渡すまでは、通所(園)者及び施設利用者に対する安全		
	確保措置を講じる。		
	4 東海地震予知情報及び東海地震注意情報発表時の対応については、警戒		
	宣言発令時の対応に準ずるものとする。		
	入園(所)施設		
	1 入園(所)施設は、積極的な休園(所)措置はとらない。		
	2 入園(所)者等の安全確保措置を講じる。		
	3 入園 (所) 者等の避難誘導方法等を確認し、避難が必要となった際の均		
	域住民との協力体制を確保する。		
	4 保護者との連絡体制を確保し、避難先、経路、引き渡しの方法等を周知		
	する。		

医療機関における措	外来患者		
置	地域医療の確保のため、耐震性を有する施設は診療を継続することができ		
	るものとする。		
	入院患者		
	1 入院患者に対する安全確保措置を講じる。		
	2 入院患者のうち、退院を希望する者及び主治医の判断により退院可能な		
	患者について退院指導を行う。		
	3 重症患者、新生児等は施設内の安全な場所に退避誘導し安全確保を図る。		
	なお、新生児は、母親に付添いをさせる。		
こども文化センター	警戒宣言が発令された場合は、休館とする。		
(わくわくプラザを	なお、東海地震注意情報及び東海地震予知情報発表時の対応については、		
含む)	警戒宣言発令時の対応に準ずるものとする。		

# 4 工事中の建築物等に対する措置

工事中の建築物等に	工事中の建築物その他の工作物又は施設については、原則として安全措置
対する措置	を講じたうえ、工事を中断するものとする。

# 5 強化地域内にある市民利用施設

八ヶ岳少年自然の家	警戒宣言が発令された場合は、休所とする。		
	なお、東海地震注意情報及び東海地震予知情報発表時の対応については、		
	警戒宣言発令時の対応に準ずるものとする。		

# 第11節 市民・事業所等の事前措置【経済労働局、総務局危機管理室】

1 市民等のとるべき措置

警戒宣言が発せられた場合、また地震発生に備えて、冷静に行動することは、混乱を防止し、発 災後の被害を最小限にくいとめることとなることから、状況に応じた対処に努めるものとする。

(1) 家庭にいたとき

ア 正確な情報の把握

ラジオ・テレビなどによる情報入手。また、市、区役所、消防署、警察署等からの広報入手。

イ 冷静な判断と行動

家庭にいる人のとるべき行動、役割分担の確認。

ウ 家具等の転倒、落下物防止措置 照明器具、家具等の固定の確認。

エ 火気使用の自粛

ガス等の火気類の使用は最小限にする。

オ 消火用水の確保

消火器やバケツ等に消火用水を用意する。

カ 危険物類の安全防ぎょ

灯油や食用油などは、安全な容器に移す。また、ガス類の元栓を閉め、プロパンガスボンベ は鎖などで転倒防止を図る。

キ 身軽で動きやすい服装にする

動きやすい服装に着替え、頭きん及びヘルメットも用意する。

ク 非常持ち出し品の確認

水、食料、ラジオ、懐中電灯、医薬品等非常持ち出し品を用意する。

ケ 生活用水の確保

風呂桶やバケツ等に水を用意する。

コ 避難所などの確認

避難所や避難経路等を確認しておく。

サ 隣近所で助け合う

初期消火や避難ができるようお互いに連絡をとっておく。

シ自動車、電話使用の自粛

不要不急の車両・電話の使用は避ける。特に、避難のために車両は使用しない。

(2) 学校にいたとき

教職員の指示に従い、落ち着いて行動する。

(3) 駅、デパートなどにいたとき

不特定多数の人がいる場所では、職員や店員などの誘導に従い、落ち着いて行動する。

(4) 職場にいたとき

警戒宣言が発せられた時や地震が発生した時の対策が多くの職場で決められているので、その 計画により行動する。

(5) 交通機関に乗っていたとき

乗務員の指示に従い、落ち着いて行動する。

(6) 自動車を運転していたとき

正確な情報を把握し、冷静な判断と行動をとる。

2 事業所等は、警戒宣言時においても必要な地震防災応急対策の措置を講ずるとともに、極力平常 どおり本市の都市機能を確保することを基本とした対応を行うものとする。

#### (1) 営業活動等

ア 劇場等不特定多数の者が出入する施設は営業を自粛するものとする。

ただし、病院等非常時においても市民生活に不可欠な施設については、活動を継続かつ強化 するものとする。

イ 生活必需品を販売する百貨店、スーパーマーケット等は耐震性の確保される店舗にあっては、 店舗の判断により営業を継続するものとする。

ただし、飲食店等火気を使用するものは、出火防止策を講じ営業を継続するか、又は自粛するものとする。

ウ 石油類、高圧ガス、毒物等を製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設は、従業員に警戒体制 をとらせ、防・消火設備、防災資機材等の点検を実施するとともに、極力その操業、営業等を 自粛するものとする。

エータンクローリー等の運行は、原則として中止する。

(2) 事業所等の従業員対策

事業所等においては、警戒宣言が発せられた場合、応急対策に必要な要員等を確保するととも に、従業員等を帰宅させる場合は、時差退社計画を作成しその徹底を図るものとする。

# 第12節 消防対策【消防局】

消防機関は、警戒宣言(東海地震予知情報発表)が発令された場合、東海地震に関する情報の発表に 伴い確立した震災警戒体制を継続するとともに、次に掲げる措置を実施する。

1 震災警戒体制

警戒宣言が発せられた場合は、消防警戒本部体制から消防指揮本部体制に移行する。

2 警戒宣言の伝達

警戒宣言が発せられたときは、全消防署所及び各消防団器具置場において地震防災信号(警鐘・サイレン)を発し、地域住民等に伝達する。

3 地域住民等への広報

同時多発火災を予測し、地域住民等へ出火防止(火気使用の自粛)及び初期消火の徹底を図るため、消防職(団)員が広報車等を活用して広報を行う。

なお、広報時には、必ず警戒宣言の内容等を付加する。

4 警戒宣言時における事業所等の対応措置指示

川崎市地震対策条例第 14 条に規程する指示及び警戒宣言が発せられたときは、第6部第5章第3節に規定する事業所等において、地震防災応急計画に基づく必要な措置を実施していないことが明らかであると認めるときは、その実施を指示する。

5 関係機関との調整

その他必要な措置について、警察及び防災関係機関と事前協議を図る。

## 第13節 警備対策【神奈川県警察】

#### 1 警察

警察は、東海地震注意情報及び東海地震予知情報の発表に伴い、東海地震の発生に係る市民の危惧、不安等から発生するおそれのある混乱及び各種の犯罪に対処するため、早期に警備体制を確立し、警察の総合力を発揮して迅速、的確な警戒宣言発令時対策を実施することにより、市民の生命、身体、財産の保護活動に努め、治安維持の万全を期するものとする。

# (1) 警備体制の確立

# ア 警備本部の設置

警察は、東海地震に関する異常現象の観測により東海地震注意情報若しくは東海地震予知情報を受理したときは、直ちに警察本部に警察本部長を長とする警備本部を、各警察署に警察署長を長とする警察署警戒警備本部を設置し、指揮体制を確立するとともに、警察署警戒警備本部と市(区)東海地震警戒本部は必要に応じてお互いに要員を派遣し、協力・連携体制を強化する。

#### イ 警備部隊の編成及び部隊運用

警察は、別に定めるところにより、警備部隊の編成を行うほか、事案の規模及び態様に応じて迅速、的確な部隊運用を行うものとする。

### (2) 警戒宣言発令時対策等

警察が実施すべき東海地震に関連する情報が発表された時の措置及び警戒宣言発令時対策については、おおむね次に掲げる事項を基準とする。

# ア 情報の収集・伝達

東海地震に関連する情報の発表及び警戒宣言が発せられた場合、その内容を正確かつ迅速に 周知するとともにこれに伴う諸般の情勢を迅速、的確に収集、把握し、民心の安定と混乱の防 止を図るため次の活動を実施するものとする。

- (ア) 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の伝達への協力
- (イ) 各種情報の収集
- (ウ) 市(区) 東海地震警戒本部、市(区) 災害対策本部及び関係機関との相互連絡
- (エ) 住民等への情報伝達活動

# イ 広報

民心の安定と混乱防止のため、次の事項を重点として広報活動を行うものとする。

- (ア) 東海地震に関連する情報及び警戒宣言に関する正確な情報
- (イ) 道路交通の状況と交通規制の実施状況
- (ウ) 自動車運転の自粛と自動車運転手のとるべき措置
- (エ) 犯罪の予防等のために住民がとるべき措置
- (オ) 不法事案を防止するための正確な情報
- (カ) その他混乱防止のために必要かつ正確な情報

#### ウ 社会秩序維持

東海地震災害に係る危惧及び物資の欠乏、将来の生活に対する不安等に起因する混乱並びに 窃盗犯、粗暴犯、集団不法事案等を防止するため、警察は次の活動により、社会秩序維持に万 全を期するものとする。

(ア) 正確な情報の収集及び伝達によるパニックの防止及び流言飛語の防止

- (4) 民心の不安を助長する窃盗犯、暴力犯、経済犯等の予防及び取締り
- (ウ) 危険物による犯罪又は被害者発生防止のための予防及び取締り
- (エ) 避難に伴う混乱等の防止と人命の保護
- (オ) 避難地、警戒区域、重要施設等の警戒
- (カ) 自主防犯活動等に対する指導
- エ 施設等の点検及び整備

警察通信施設、警察庁舎及び道路交通施設等について、発災に備えてその機能を保持するため、点検及び整備を実施するものとする。

#### 2 海上保安庁

海上における治安を維持するため、警察等治安関係機関と密接な連絡を保ち、情報収集に努める とともに、巡視船艇による警戒、挙動不審船に対する立入り検査の実施等により犯罪の予防取締り にあたる。

## 第14節 交通対策【神奈川県警察、指定公共機関、第三管区海上保安本部、指定地方公共機関】

#### 1 道路

警察は、東海地震に係る警戒宣言が発令された場合における交通の混乱と交通事故の発生を防止 し、地域住民等の避難の円滑と防災関係機関が警戒宣言発令時対策のために実施する緊急輸送(通 行)車両の円滑を確保するため、次により交通規制等の交通対策を実施する。

なお、強化地域内の交通規制については、地震防災応急対策の実施状況、道路交通の状況、交通 規制に伴う地域住民の日常生活への影響等を総合的に判断して、効果的に実施することとする。

#### (1) 交通規制措置

### ア 基本方針

- (ア) 強化地域内への一般車両の走行は、極力抑制する。
- (イ) 強化地域への一般車両の流入は、極力制限する。
- (ウ) 強化地域外への一般車両の流出は交通の混乱が生じない限り、原則として制限しない。
- (エ) 避難路及び緊急交通路については、優先的にその機能を確保する。
- (オ) 緊急交通路に指定する高速自動車国道及び自動車専用道路(以下「高速自動車国道等」という。については、一般車両の強化地域内への流入を制限するとともに、強化地域内におけるインターチェンジ等からの流入を制限する。
- イ 都県境における一般車両の流出入は、次により措置する。
  - (ア) 東京都内へ流出する車両は抑制せず、東京都内から流入する車両は、状況により制限する。
  - (4) 山梨県内へ流出する車両又は山梨県内から本県に流入する車両は、状況により制限する。
  - (ウ) 静岡県内へ流出する車両又は静岡県内から本県に流入する車両は、状況により制限する。
- ウ 警戒宣言が発せられた場合の交通規制

警戒宣言が発せられた場合は、強化地域における交通の混乱防止を図り、地震防災応急対策活動が円滑に行われるように、一般車両の通行を禁止する区域及び通行を制限する区域の設定や緊急交通路の確保など必要な規制を実施する。

(7) 通行禁止区域及び通行制限区域の設定

警戒宣言が発せられた場合は、強化地域を中心に通行禁止区域、通行制限区域を定め、同 区域を補完するためう回路を指定して、一般車両の通行禁止及び制限の交通規制を実施する。 (イ) 緊急交通路の確保

緊急交通路として指定する想定のある道路(指定想定路) 5 4 路線の中から、交通の状況 に応じて確保する。

(2) 運転者のとるべき措置

ア 走行中の車両は、次の要領により行動するものとする。

- (ア) 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて低速走行に移行するとと もに、カーラジオ等により継続して地震情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動 すること。
- (イ) 車両を置いて避難するときは、できる限り道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず 道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車しエンジンを切り、エンジンキー は付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通 行や地震防災応急対策の実施の妨げになるような場所には駐車しないこと。
- (ウ) 危険物等を運搬中の車両は、あらかじめ定められている安全対策を速やかにとること。

イ 避難のために車両を使用しないこと。

(3) 緊急輸送(通行)車両の確認事務手続

ア 緊急輸送(通行) 車両

緊急輸送(通行)車両は、大震法第 21 条 2 項に規定する地震防災応急対策の実施責任者又はその委託を受けた者が使用する車両で、次に掲げる業務に従事する車両とする。

- (7) 警戒宣言等の内容の伝達、避難勧告及び指示
- (4) 消防、水防その他の応急措置
- (ウ) 応急の救護を要すると認められる者の救護、その他保護
- (エ) 施設及び設備の整備並びに点検
- (オ) 犯罪の予防、交通の規制その他当該大規模な地震により地震災害を受けるおそれのある地域における社会秩序の維持
- (カ) 緊急輸送の確保
- (キ) 地震災害が発生した場合における食料、医薬品その他の物資の確保、清掃、防疫その他の 保健衛生に関する措置その他応急措置を実施するため必要な体制の整備
- (ク) その他地震災害の発生の防止又は軽減を図るための措置
- イ 緊急輸送(通行) 車両の確認申請

緊急輸送(通行)車両の確認申請は、県公安委員会(県警察本部交通規制課、第一交通機動隊、第二交通機動隊、高速道路交通警察隊、各警察署又は交通検問所)及び県知事(災害対策課、各地区行政センター)に対して行い、緊急輸送(通行)車両であることの証明書及び標章の交付をうけるものとする。

# 2 海上交通

(1) 避難勧告等

ア 港内にある巨大船及び危険物積載船(海上交通安全法に定める危険物積載船)に対し、東京 湾外の安全な場所へ避難するよう勧告するとともに、入港しようとする巨大船及び大型の危険 物積載船に対しても入港を取り止め、東京湾外の安全な場所へ避難するよう勧告する。

イ ア以外の危険物積載船及び岸壁等の損壊等により被害を受けるおそれのある停泊船舶については、港外の安全な場所へ避難するよう勧告するとともに、入港しようとするそれらの船舶

に対しても入港を取り止め、安全な場所へ避難するよう勧告する。

ウ その他船舶に対しては、直ちに移動できる態勢をとるよう勧告し、又は安全な場所に避難するよう勧告する。

#### (2) 危険物の保安措置

ア 危険物荷役中の船舶に対し、荷役を中止させる等必要な保安措置を講じさせる。

イ シーバース、危険物荷役岸壁、危険物取扱い事業所等の管理者に対し、海上への危険物流出 措置を講ずるよう指導するとともに、オイルフェンス等の排出油防除資器材の準備を指導する。

### (3) 工事作業等の中止

ア 工事作業等の施工者に対し、海上交通の安全に危険を及ぼすおそれがある工事作業等の中止 等、必要な措置を講じさせる。

イ 港内における工事等を行う者に対し、中止を勧告する。

#### (4) 航路障害の発生防止

ア 送泥管、作業用足場、木材、筏、生簀、定置網、小型船舶等の所有者に対し、固縛又は陸上 への引揚げ等流出防止措置を講ずるよう指導する。

イ 陸上にあるコンテナ、自動車、木材等で地震動及び岸壁の損壊等により海面に落下するおそれのある物の所有者に対し、場所の移動、固定等による落下防止措置等を講ずるよう指導する。

ウ 海釣り公園等海洋施設の管理者に対し、利用客等をすみやかに避難させるよう指導するとと もに、当該施設の流出を防止するための補強を行う等、必要な保安措置を講ずるよう指導する。

#### (5) 緊急輸送

ア 傷病者、医師等の緊急輸送については、すみやかにその要請に応じる。

イ 救援物資等の緊急輸送については、その輸送の緊急度を考慮し、可能な範囲においてその要請に応じる。

#### (6) 情報伝達

警戒宣言その他地震に関する情報、海上交通規制の状況等について巡視船艇等により周知に努める。

# 3 鉄道

#### (1) 運行方針

各鉄道機関は警戒宣言時においては、次の方針を原則として、対処する。

ア 強化地域内を運転中の列車に対しては、最寄りの駅その他の場所まで安全な速度で運転して 停車、待機する等の措置をとる。

イ 強化地域内へ進入する予定の列車に対しては、進入を規制する。

ウ 強化地域外の列車の運行は極力運行を確保する。

#### (2) 各鉄道機関の警戒宣言発令時の対策

ア 東日本旅客鉄道株式会社 (横浜支社)

#### (7) 列車運行措置

地震防災強化地域指定地域及びこれに近接する地域に所在する次の線区は運転を中止する。

- a 東海道線 (藤沢以西)
- b 中央線(高尾以西)
- c 相模線(全線)

d 伊東線(全線)

上記以外の線区は、徐行等の運転規制を行う。

- (イ) 列車の運転規制等
  - a 警戒宣言が発せられたときの列車の運転規制手配は次による。
    - (a) 強化地域内への列車の進入は、原則として規制する。 境界駅
      - 東海道本線 ……… 藤沢駅
      - 相 模 線 …… 茅ヶ崎駅
    - (b) 強化地域内を運転中の列車は、原則として最寄の安全な駅、その他の場所まで安全な 速度で運転し停車させる。
    - (c) 根府川駅及び委託駅における列車の抑止を禁止する。
  - b 警戒宣言が解除されたときは、必要により車両、線路、信号装置等の機能確認を行った 後、列車の運転を行うものとする。
- (ウ) 旅客の待機案内等
  - a 駅舎内の旅客及び駅に停車した列車内旅客は、自己の責任において行動を希望する者を 除き、原則として駅内又は列車内を待機場所とする。

ただし、列車の停止が長時間となった場合及び危険が見込まれる場合は、地方自治体が 定める広域避難場所へ避難するよう案内する。

- b 駅舎内の旅客及び駅に停止した列車内旅客に対し、駅、車内放送、掲示等により警戒宣 言の内容、停止の理由、旅行の中止、う回のしょうよう及び近距離旅行者の徒歩帰宅の呼 びかけを行う。
- c 旅客等に急病人が発生したときは、周辺の救急病院を把握し、救急車の要請と安全な場所での応急手当と安静な保護に努める。
- (エ) 警備対策
  - a 駅舎内及び列車等の旅客の安全確認、秩序の維持及び盗難等、各種犯罪の防止に努める。
  - b 列車の停止状況、旅客の待機等の状況により、社員を適宜配備し、混乱等が予想される ときは警察の応援を要請する。
- (3) 東海旅客鉄道株式会社
  - ア 列車の運転規制等の取扱い
    - (ア) 東海地震注意情報発表時の取扱い

東海地震注意情報が発表された後、次の各号に掲げる列車の運転取扱いを行うこととする。

- a 旅客列車については、運行を継続する。但し、長距離夜行列車については、強化地域へ の進入を禁止する。
- b 貨物列車については、強化地域への進入を禁止する。
- (イ) 警戒宣言発令時の取扱い

警戒宣言発令後、次の各号に掲げる列車の運転取扱いを実施することとする。(新幹線)

- a 想定震度が6弱以上の地域への進入を禁止する。
- b 想定震度が6弱以上の地域内を運行中の列車は、最寄りの駅まで運転して停止する。
- c 想定震度が6弱未満の地域において、名古屋・新大阪駅間については運行を継続する。 この場合、強化地域内については、安全な速度で運転する。

#### イ 旅客の取扱い

(7) 東海地震注意情報発表時の取扱い

東海地震注意情報が発表された時及び政府から準備行動等を行う旨の公表があったときには、旅客等に対しその内容を伝達するとともに、列車の運行状況、警戒宣言が発令された場合の列車の運転の計画を案内する。

(イ) 警戒宣言発令時の取扱い

警戒宣言発令時、旅客等に対して次の各号に掲げる措置を講ずるものこととする。

- a 警戒宣言が発せられたときには、その情報を伝達するとともに、予め定めた方法及び内容により列車の運転状況について案内する。
- b 滞留旅客が発生した場合は、自らの判断において行動する者を除き、関係地方自治体の 定める避難地へ避難させる等必要な措置をとる。

#### (4) 私鉄各社

#### ア 運行方針

防災関係諸機関、報道機関並びに東日本旅客鉄道㈱との協力のもとに、地域の実情に応じた可能な限りの運転を行う。ただし、運行を確保するためには、次の条件が必要であり、条件が満たされず駅等における旅客の混乱、踏切支障等により運行が困難となった場合には運転を中止する。

- (ア) 駅等に対する旅客の集中を防止するため、時差退社並びに近距離通勤者の徒歩帰宅等が事前に十分徹底されていること。
- (イ) 混乱が予想される駅等の警備を実施すること。
- (ウ) 道路交通の混乱に伴う踏切支障を防止するため、踏切周辺の交通整理を実施すること。

#### イ 社別運行計画

発令当日及び翌日以後の各社別運行計画を次表に示す。

- (7) 東京急行電鉄
  - a 発令当日

警戒宣言が発せられたときは現行ダイヤを使用し減速運転を行う。

なお、これに伴う列車の遅延は運転整理により対応するため、一部列車の間引き運転等 を生じるので輸送力は平常ダイヤより減少する。

b 翌日以降

地震ダイヤ(仮称)を予め作成し減速運転を行う。

なお、地震ダイヤは一部列車の運転中止等を考慮するので輸送力は平常ダイヤよりかなり減少する。

- (4) 京浜急行電鉄
  - a 発令当日

警戒宣言が発せられたときは現行ダイヤを使用し減速運転を行う。

なお、これに伴う列車の遅延は運転整理により対応するため、一部列車の間引き運転等 を生じるので輸送力は平常ダイヤより減少する。

b 翌日以降

状況により、減速運転を行う。

なお、一部列車の運転中止等を考慮するので輸送力は平常ダイヤより減少する。

#### (ウ) 小田急電鉄

警戒宣言が発せられたときは、当社の「危機管理規則」、「鉄道防災計画【地震災害編】」 等に基づいて、直ちに総合対策本部を設置し警戒態勢と応急態勢を整える。また、警戒宣言 発令時の運転計画は次のとおりとする。

#### a 列車の運行措置

## (a) 発令当日

警戒宣言が発せられたときには、次の区間の運転を中止する。

#### <運転中止区間>

小田急線 相武台前—————小田原間

江ノ島線 藤 沢―――片瀬江ノ島間

この場合、駅間走行中の列車は最寄駅まで安全な速度で運転し、駅に到着後、旅客に対して警戒宣言が発せられた旨を告げ、降車と安全な場所への移動を案内する。

なお、小田原線 新宿~相武台前間、江ノ島線 相模大野~藤沢間及び多摩線 新百合ヶ丘~唐木田間の運転については、特別急行列車と急行列車の運転を中止し、毎時45kmの注意運転を行う。このため、輸送力は平常ダイヤより減少する。

#### (b) 翌日以降

地震ダイヤ (仮称) により旅客の需要に応じた運転に努める。ただし、運転速度、本 数および区間等を制限するため、輸送力は平常ダイヤより減少する。

#### b 旅客に対する案内

旅客に対しては、警戒宣言発令前の段階から警戒宣言発令時の列車の運行措置等について案内するとともに、不要不急の旅行等を控えるように要請する。

### 4 バス

#### (1) 基本方針

警察署の道路規制等の状況、市営バス運行の道路状況等の情報を的確に把握するととも災害対策本部及び各関係機関との緊密な連絡をとりながら、極力運行を確保することに努める。

(2) 警戒宣言の内容及び情報等の周知徹底

乗務員に対し、点呼時において、警戒宣言の内容並びに交通規制地域、路線及び区間の周知徹 底を行う。

(3) 路線運行上における、最寄り避難場所、乗客の安全誘導等の指導徹底

運行中に地震が発生した場合における路線上の最寄りの避難場所及び乗客の安全誘導方法についての指導徹底を行う。

また、路線上における危険箇所(崖崩れの発生しやすい場所、危険物の多量貯蔵地域等)の確認を行う。

(4) 車両の非常扉等の点検

車両の非常扉、備え付け消火器等の機能について点検確認を行う。

(5) 施設等の点検

各営業所の建物、構築物等の倒壊及び危険物の流失の危険性について点検を行い、防護に努める。

### (6) 燃料の確保

警戒宣言発令に伴い、交通規制等による燃料の供給が困難な状況になることが予想されるが極

力、運行に必要な燃料の確保に努めるものとする。

(7) 動員体制の確認、徹底

地域防災計画に基づく動員体制並びに勤務時間外における参集場所及び分担等について確認 徹底を行う。

# 第15節 公共機関の事前対策【指定公共機関】

- 1 電気(東京電力株式会社)
  - (1) 地震防災強化計画の目的

この計画は、「大規模地震対策特別措置法」に基づき、社会、公衆の安全の確保に資するため 電気事業者としての地震防災に関する諸施策を定め、もって地震防災体制の確立に万全を期する ことを目的とする。

(2) 基本方針

地震防災予防及び災害復旧対策上必要不可欠な条件となっている電力を円滑に供給すること が電気事業に課せられた主たる責務である。

このため、警戒態勢及び情報伝達ルート等の確立並びに要員及び資機材の確保等の地震防災対策を講ずるとともに、地震防災教育・訓練の充実を図ることとする。

- (3) 地震防災応急対策
  - ア 東海地震注意情報・警戒宣言が発せられた場合の災害予防措置
    - (7) 東海地震注意情報が発せられた場合の予防措置
      - a 電力設備の特別巡視・特別点検の実施 第2非常態勢下に入る強化地域内の各事業所は、防火設備、非常用電源設備等を重点に、 あらかじめ定められたとおり実施する。
      - b 警戒宣言に備えた諸準備の実施

第2非常態勢下に入る強化地域内の各事業所および第1非常態勢下に入る首都圏にある各事業所は、工事現場の応急安全措置および営業窓口での対応業務の中止などに備えた 諸準備を進める。また、別に定められた諸準備を同時に進める。

c 訪問者に対する事前対応

当社施設への訪問者に対しては、東海地震注意情報が発せられた旨を知らせる。第2非常態勢下に入る強化地域内の各事業所においては、新たな訪問者の入館を断るとともに、 原則として、対応中の訪問者についても対応等を中断し、早めの退館を要請する。

- (イ) 警戒宣言が発せられた場合の予防措置
  - a 工事現場の応急安全措置の実施
    - (a) 第3非常態勢下に入る強化地域内および首都圏の各事業所は、想定される地震規模を 踏まえて、公衆災害の予防や人身安全の確保を最優先に、原則として工事(点検作業含む)を中止し、ただちにあらかじめ定められた応急安全措置を実施する。
    - (b) 第1非常態勢に入るその他の事業所においては、工事状況に応じ、安全サイドの対応 を行うことを基本に、可能な限り工事は自粛する。
    - (c) 地震発生後は、被災のない場所での仕掛かり中の緊急性の高い工事や供給停止中の復 旧工事については、周囲の状況を勘案し、可能なものは工事を再開する。

#### b 営業活動

第3非常態勢下に入る強化地域内及び首都圏の各営業窓口は、地震発生が予想されている旨を説明し、入館を断るなど、電話での対応を除き事業所窓口での対応業務を中止する。

c 訪問者に対する安全措置

第3非常態勢下に入る強化地域内及び首都圏の各事業所においては、当社施設への訪問者・見学者等に対し、関係地方公共団体と連携のうえ、地震予知情報の連絡、及び避難場所・方法の周知等、的確な安全措置を講じる。

- (ウ) その他の非常災害が予想される場合の予防措置
  - a 巡視・点検の実施

供給支障、公衆災害等を未然に防止するため、各電力設備の重点的巡視及び点検を行う。

b 応急安全措置の実施

仕掛り工事や作業中の電力設備等(建設所を含む)に対し、状況に応じた人身安全及び 設備保全上の応急安全措置を実施する。

#### (4) 地震防災教育、訓練

#### ア 地震防災教育

- (ア) 地震関係法令、地震関係パンフレット等の配布、関係記事の社内報への掲載等により社員 教育に努める。
- (イ) 神奈川県及び川崎市が計画する地震に関する講演会等に積極的に参加し、地震防災に対する知識の向上に努める。

#### イ 地震防災訓練

- (ア) 本店本部が計画する防災訓練の実施にあたっては、警戒宣言が発令された場合を想定した 情報連絡訓練並びに災害対策用資機材の整備及び点検を主たる内容としたものとする。
- (イ) 川崎市が実施する地震防災訓練には、積極的に参加する。

#### 2 電話通信(東日本電信電話株式会社)

(1) 地震防災対策の実施方針

電気通信設備の地震防災対策は、次の実施方針に従って行う。

- ア 東海地震予知情報受信後、災害時において重要通信を確保できるよう地震防災対策の推進と 地震防災体制の確立を図る。
- イ 平素から設備自体を強固にし、地震に強い信頼性の高い通信設備とするよう努める。
- ウ 被災地との通信が全面的に途絶することのないよう最小限の通信手段を確保する。
- (2) 東海地震予知情報受信後、災害時における電気通信サービスの確保対策

#### ア ダイヤル通話

警戒宣言が発令されると、その直後から通話が集中的に発生し、輻輳することが想定されるので、次の考えで対処する。

- (ア) 防災関係機関、報道機関等の災害時優先電話からの通話は、最優先でそ通を確保する。
- (4) 街頭公衆電話及び避難場所に設置する特設公衆電話からの通信はそ通を確保する。
- (ウ) 一般加入電話からの通話については、災害時優先電話等の通話を確保するため、原則として通話規制を行う。

### イ 交換手扱いの通話

(ア) 防災関係機関等からの非常・緊急通話については、その取扱を「102」番で確保する。

- (イ) 100番通話は可能な範囲において取扱う。
- ウ 防災関係機関等との連絡体制

行政機関や防災関係機関等との情報連絡を密にし、協力・援助を得るため必要な体制を確立 する。

エ 地震災害警戒本部の設置

東海地震予知情報発表の後、警戒宣言が発令された場合は、NTT東日本神奈川支店並びに グループ会社等に地震災害警戒本部を設置する。

#### (3) 設備の耐震対策等

#### ア 耐震対策

交換機や蓄電池などについては、地震による震動にも耐えられるよう補強している。また、 局舎、無線鉄塔についても大規模地震に耐えるよう、耐震対策を行っている。

## イ 耐火対策

通信設備が収容されている交換室には防火扉を設置して延焼防止を図っている。また、室内からの火災発生に対しては、煙感知器及びハロゲンガスによる消火設備を採用している。

ウ防水対策

高潮、津波などによる浸水を防止するため、防潮扉、防水壁等を設置している。

エ 停電対策

電話交換所は停電時等に備え、蓄電池や発電機を備えている。

(4) 通信涂絶防止対策

地震災害発生時等において重要通信を確保し、又災害を迅速に復旧するため、孤立防止用衛星 装置、移動無線車等の災害対策用機器を配備している。

- ア 孤立防止用衛星装置(超小型衛星通信方式 K u 1 C H)
- イ 移動無線車(TZ403)
- ウ ポータブル衛星車載車
- エ 応急ケーブルの配備 応急光ケーブル、応急メタルケーブルを配備している。
- (5) 災害応急復旧対策
  - ア 情報の収集及び連絡

地震が発生し、又は発生の恐れのあるときは、行政機関や防災関係機関との連絡を図るほか、 情報を収集し周知する。

イ 地震災害対策本部の設置

地震が発生し、又は発生する恐れがある場合は、神奈川支店に地震災害対策本部あるいは地 震災害警戒本部を設置する。

ウ 復旧用資材、車両等の手配

警戒宣言が発せられた場合、復旧用資材、車両等必要な手配を実施する。

なお、人員、資材の緊急輸送あるいは復旧に必要な車両については、予め緊急通行車両の事前届けを行っておくものとする。

- エ 災害が発生し、又は発生が予想される場合において、必要があると認めるときは、部外機関 に対し、次の事項について応援の要請又は協力を求めるものとする。
  - (ア) 地方公共団体等に対する燃料、食料等の特別配給の要請

- (イ) 災害時の緊急輸送のための運送業者の協力・要請
- (ウ) 電力会社に対する商用電源確保の協力・要請
- (エ) 予備エンジンの燃料、冷却水等の確保及び輸送に関する関係業者への要請
- オ 応急復旧等に関する広報

被災した通信設備等の応急復旧の状況、通信のそ通、利用制限の措置状況等利用者の利便に 関する事項については、報道機関(テレビ、ラジオ等)を通じて広報を行う。

- 3 ガス (東京ガス株式会社)
  - (1) 対策組織の設置
  - ア 東海地震注意情報を受理した場合、直ちに臨時体制をとる。
  - イ 警戒宣言の発令の情報受理後、直ちに地震災害警戒本部および地震災害警戒支部を設置する。
  - (2) 対策要員の確保

対策要員はあらかじめ定められた動員計画に基づき速やかに所属する本(支)部に出動する。

(3) 通報・連絡の経路

社内および外部機関との連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう、情報伝達ルートの多重化および情報交換のための収集・連絡体制の明確化など、体制の確立に努めるものとする。

(4) ガス工作物等の巡視・点検および検査

地震防災上巡視・点検および検査が必要なガス工作物等については、あらかじめ定める巡視・ 点検および検査要領に従い巡視点検および検査を行う。

(5) ガス工事等の中断

工事中または作業中のガス工作物等については、状況に応じ応急的保安措置を実施のうえ、工事または作業を中断する。

(6) 災害時における復旧用資機材の確保

予備品・貯蔵品等の復旧用資機材の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は、次のような 方法により速やかに確保する。

- ア 取引先・メーカー等からの調達
- イ 被災していない他地域からの流用
- ウ 他ガス事業者等からの融通
- (7) 復旧用資機材置場等の確保

災害復旧は、復旧用資機材置場および前進基地が必要となるため、あらかじめ調査した用地等の利用を検討する。また、この確保が困難な場合は、地方自治体等の災害対策本部に依頼して、迅速な確保を図る。

(8) 安全広報

お客さまに対し、不使用中のガス栓が閉止されていることの確認、地震が発生したときにおける使用中のガス栓の即時閉止等を要請する。また、テレビ、ラジオ等の報道機関に対して前述の 広報内容を報道するよう要請する。さらに地方自治体とも必要に応じて連携を図る。

# 第5章 混乱防止対策【総務局危機管理室】

東海地震注意情報、東海地震予知情報あるいは警戒宣言が発せられた場合、通信の輻輳や情報の不正確さによっておこるパニックや主要駅頭における混乱が予想されるため、その防止を図る必要がある。

# 第1節 情報パニックによる混乱防止措置

有線電話の混乱、情報把握の不正確さによって引き起こされる各種パニックの防止を図るため、次の対策を実施するものとする。

- 1 市長は、市防災行政無線、インターネット、電子メール、広報車、緊急速報メール、テレビ神奈 川データ放送、コミュニティーFMその他の広報可能手段を活用し、冷静な行動、自動車、電話の 使用自粛等住民の注意を喚起する広報を積極的に行い、流言飛語の防止を図る。
- 2 地震関連情報の伝達についても、正確な情報を適切な内容とタイミングにより行い、人心の安定 に努めるものとする。
- 3 市長は収集した情報を、必要な防災関係機関に迅速に伝達するものとする。
- 4 防災関係機関は、収集した情報を市及び必要な関係機関に対し迅速に伝達するものとする。
- 5 防災関係機関は、所管する業務に係わる広報について、広報班を編成して市が行う広報と連携し 実施するものとする。

## 第2節 主要ターミナル駅等の混乱防止措置

通勤通学者等が集中する主要ターミナル駅及びその周辺における混乱を防止するため、防災関係機関と連携・協力をし、次の対策を実施するものとする。

- 1 市長は、鉄道等の運行状況についての情報の収集に努める。
- 2 区長は、主要ターミナル駅頭における乗降客の集中状況及びバス・タクシーの運行状況について の把握に努め、市長に報告するとともに、警察、消防、鉄道事業者等の防災関係機関と連携を図り、 次の措置を実施する。
  - (1) 事業所等に対する時差退社の要請
  - (2) 鉄道運行情報等の提供
  - (3) 主要ターミナル駅及びその周辺の交通規制
  - (4) バス・タクシー乗降場所の移転及び交通整理
  - (5) 乗降客の規制及び避難誘導
  - (6) 改札規制
  - (7) 救助・救急及び応急医療

# 第6章 地震防災上必要な事前対策の推進【総務局危機管理室、消防局】

## 第1節 市職員に対する啓発

各局室区は、それぞれの職場における警戒宣言発令時にとるべき具体的措置について職員に周知を図り、十分な習熟が図られるよう防災啓発に努めるものとする。

# 第2節 住民等に対する広報【総務局危機管理室、教育委員会】

住民等に対し、平常時において、東海地震に関連する情報の内容等の理解を深めさせ、社会的混乱の 防止を図るための広報活動を行う。

- 1 広報の方法
  - (1) 市政だより、防災広報紙等の配布
  - (2) 市民集会等の開催
  - (3) 地域住民の自主防災活動に対する指導
- 2 広報の内容
  - (1) 大震法に基づく警戒宣言の性格及び措置の内容
  - (2) 東海地震に関連する情報の内容
  - (3) 予想される東海地震と被害の想定に関する知識
  - (4) 警戒宣言、東海地震に関連する情報の入手方法
  - (5) 市及び防災関係機関等が行う地震防災応急対策等の内容
- 3 児童、生徒等に対する教育

東海地震注意情報による準備行動の開始、警戒宣言発令時の対応措置及び地震発生後の災害応急 対策等に係る事項について、関係職員及び児童、生徒等に地震防災教育を実施するとともに、保護 者に対して周知を図るものとする。

4 自動車運転者等に対する広報

警察は、自動車の運転者及び管理者に対し、警戒宣言発令時並びに地震発生時における自動車の 運行等の措置について機会をとらえて広報の徹底を図るものとする。

# 第3節 地震防災事前措置計画の策定【消防局、総務局危機管理室】

市域は、地震防災対策強化地域外ではあるが、川崎市地震対策条例第2条第3号に規定する事業者は、 警戒宣言時における対応措置について、その管理する施設又はその運営する事業ごとに、地震防災事前 措置計画を作成しておくものとする。

# 第7部 公共事業施設防災計画

# 第1章 電力施設防災計画(東京電力株式会社)

# 第1節 計画方針

災害により電力設備に被害があった場合には、二次災害を防止し、速やかに応急復旧を行い、社会 公共施設としての機能を維持する。

# 第2節 防災体制

# 1 非常態勢の区分

災害の発生のおそれがある場合または発生した場合(以下「非常災害」という)に対処するための非常態勢は、その情勢に応じて下表のとおりとする。

非常態勢の情勢	非常態勢の区分
	7
・災害の発生が予想される場合	第1非常態勢
・災害が発生した場合	
・大規模な災害の発生が予想される場合	第2非常態勢
・大規模な災害が発生した場合	
・電気事故による突発的な広範囲停電が発生した場合	
・東海地震注意情報が発せられた場合	
・大規模な災害が発生し、復旧に長期化が予想される場合	
・サービス区域あるいは所属店所のある県内で震度6弱以上の地震	第3非常態勢
が発生した場合	
・警戒宣言が発せられた場合	

# 2 非常態勢の組織

本店、店所ならびに第一線機関等が、非常態勢に対応し設置する組織(非常災害対策本部と非常災害対策支部)は下表のとおりとする。

	, , , - 3	
事業所	組織	機能
本店	非常災害対策本部	・本店における非常災害対策活動の実施 ・全事業所において実施される非常災害対策 活動の総括および指揮
第一線機関等	非常災害 対策支部	・自事業所における非常災害対策活動の実施
店所等	非常災害対策本部	・自事業所における非常災害対策活動の実施 ・自店所に所属する事業所において実施され る非常災害対策活動の総括および指揮
第一線機関等 支社、火力発電所 その他指定事業所	非常災害 対策支部	・自事業所における非常災害対策活動の実施

## 第3節 非常災害対策活動

- 1 非常災害時における電力設備の運転
  - (1) 非常災害が発生した場合においても、電力供給は可能な限り継続する。
  - (2) 電力供給の継続が危険であると認められる場合は、その旨を関係箇所に連絡するとともに、 運転を停止するなどの必要な措置を講じる。ただし、緊急やむを得ない場合は、必要な措置を 講じた後、速やかに連絡する。
- 2 非常災害時の情報の収集・連絡
  - (1) 情報の収集

ア 非常災害対策本部・支部は、それぞれの機能に基づき次の情報を迅速・的確に収集する。

- ・ 当社設備等に係わる人身災害発生状況
- ・ 停電状況、停電による主な影響、重要なお客さま等の停電状況、停電復旧状況
- カスタマーセンター等で受け付けたお客さまからの特別な要請・設備情報
- 各設備ごとの被害状況、設備復旧状況
- ・ 復旧用資機材、要員等の応援、食料等の手配・調達状況、要望事項
- ・ 非常災害対策要員の出動状況、社員および家族の被災状況
- ・ 社外応対状況(国および地方公共団体の災害対策本部等、官公庁(署)、報道機関およびお客さま等への応対状況)
- 一般被害情報等
- ・ その他気象等に関する情報、交通状況等
- (2) 情報集約

ア 各非常災害対策本部は、災害情報システムにより自動集計された総合的な被害状況を把握 する。

イ 自動集計される情報以外に情報を集約する必要性がある場合には、本店本部は関係班を経 由し電話等により、情報の報告と店所毎の集約を指示する。総合集約結果を把握できた場合 には、FAX等で店所本部に集約結果を連絡する。

#### 3 被害の復旧

(1) 復旧計画の作成

非常災害対策本部・支部は、電力系統の全体的な復旧方法と各設備ごとに復旧方法、仮復旧を含めた工程、復旧資機材の調達、応援の必要の有無、復旧作業隊の配置、復旧資機材の調達、宿泊施設、食料、衛生対策等の手配等を明らかにした復旧計画を作成する。

(2) 復旧順位

各設備の復旧順位は、あらかじめ定められたものによることを原則とするが、一般の被害状況および当社設備の被害状況ならびに設備の復旧の難易度を勘案し、復旧効果の最も大きなものから行う。

- (3) 復旧作業上の留意事項
  - ア 復旧作業者には、あらかじめ準備された所定の腕章を、また連絡車、作業車には所定の標 識を掲示して、東京電力復旧作業者であることを明示する。
  - イ 幹線道路上にある当社の被害工作物は、避難路、輸送路の確保のため早期に取り除く。
  - ウ 河川、海岸および急傾斜地に近接している箇所で復旧作業を行う場合は、事前に避難方法 等を確認しておく。

#### 4 広報活動

- (1) お客さまに対する広報
  - ア 非常災害が発生した場合は、広報車等により、感電事故および電気火災等の防止に関する 広報を行う。
  - イ 当社独自では速やかな広報活動ができない場合(停電規模が数万軒で1時間を超えるような広範囲・長時間停電の場合)は、防災行政無線による広報を区市町村へ依頼する。詳細については、区市町村との協議による。
- (2) 報道機関を通じての広報
  - ア 広範囲にわたる停電事故が発生した場合は、報道機関を通じて、電力施設の被害状況、復 旧見込み、感電事故および電気火災等の防止等について迅速、適切に広報を行う。
  - イ 報道機関への対応は、原則として支部は行わず、本店本部、支店本部情報班が調整のうえ 実施する。迅速な対応の観点等から、店所本部がそれぞれの受持区域内の事故等に関する広 報を行った場合は、広報内容を速やかに本店本部へ報告する。
  - ウ 首都圏(東京都、千葉、神奈川、埼玉県)で震度5強以上の地震が発生あるいは非常災害により広範囲・長時間停電が発生した場合などには、本店広報班は、あらかじめ定められた手続きに従い、本店広報部に設置してある端末により、NHKおよび在京ラジオ6社に同時広報を行う。

# 第2章 ガス施設防災計画(東京ガス株式会社)

# 第1節 ガス施設の災害予防措置に関する事項

1 施設の機能の確保

ガス設備については、既存の予防措置を活用しつつ、以下のとおり施設の機能確保に努める。

(1) 系統の多重化・拠点の分散 ガス供給のため、系統の多重化、拠点の分散などに努める。

(2) 代替施設の整備

臨時供給のための移動式ガス設備などの整備に努める。

2 ガスの安定的な供給等

ガスを安定的かつ適切に供給するために以下のとおり措置を講ずる。

(1) ガス製造設備

消防関係法令、ガス事業法等に基づき所要の対策を講ずるとともに、防消火設備の整備・点検・火気取締等の実施により火災防止を図る。

(2) ガス供給設備

大規模なガス漏えい等を防止するため、ガス工作物の技術上の基準等に基づきガス遮断装置の設置、導管防護措置、他工事に係わる導管事故防止措置等を行う。また、需要家の建物内でのガス漏えいを防止するため、感震遮断機能を有するガスメーター(マイコンメーター)または緊急遮断装置の設置を推進する。

- 3 非常用設備の整備
  - (1) 連絡・通信設備

災害時の情報連絡、指令、報告等を迅速に行うとともに、ガス工作物の遠隔監視・操作を的確に行うため、無線通信設備等の通信設備を整備する。

(2) コンピューター設備

災害に備え、バックアップする体制を整備する。

(3) 自家発電設備など

常用電力の停止時において防災業務設備の機能を維持するため必要に応じて自家発電設備などを整備する。

(4) 防災中枢拠点設備

災害対策本部の機能を果たす施設については、通信設備の充実や代替施設の確保等の措置を 講ずる。

#### 第2節 災害応急対策に関する事項

1 非常体制の区分

災害が発生するおそれがある場合、または発生した場合(以下「非常事態」という。) に対処するための非常体制の区分は次による。

体制区分	適用条件
第一次体制	1. 震度 5 弱・ 5 強の地震が発生した場合, その他必要な場合 2. 供給停止(予想)期間が 2 4 時間以内の地震以外の自然災害が 発生, または非常事態が発生した場合
第二次体制	1. 震度6弱以上の地震が発生した場合

- 2. 震度5弱・5強の地震が発生し、中圧又は低圧ブロックを供給停止した場合
- 3. 地震警戒宣言(東海地震予知情報)が発表された場合

# 2 対策要員の確保

(1) 対策要員の確保

非常体制が発令された場合は、対策要員はあらかじめ定められた動員計画に基づき速やかに 所属する本(支)部に出動する。

- (2) 他会社等との協力
  - ア 協力会社等とは、災害発生後直ちに出動要請できる連携体制を確立し、必要に応じて出動 を要請する。
  - イ 自社のみでは早期復旧が困難であると考えられる場合には、日本ガス協会の「地震・洪水 等非常事態における救援措置要綱」に基づき他ガス事業者からの応援を要請する。
- 3 通報・連絡の経路

社内および外部機関との連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう、情報伝達ルートの多重化および情報交換のための収集・連絡体制の明確化など、体制の確立に努めるものとする。

4 情報の収集・報告

災害が発生した場合は、次に掲げる各情報を巡回点検、出社途上の調査等により迅速・的確に 把握する。

(1) 気象情報

気象庁の発表する、地震、大雨、洪水等に関する情報

- (2) 被害情報
  - ア 一般の家屋被害および人身被害発生情報ならびに電気・水道・交通(鉄道、道路等)・通信・放送施設等の施設をはじめとする当該受持区域内全般の被害情報
  - イ 対外対応状況(地方自治体の災害対策本部・官公庁・報道機関・お客さま等への対応状況)
  - ウ 出社途上における収集情報
  - エ その他災害に関する情報(交通状況等)
- (3) ガス施設等被害の状況及び復旧状況
- (4) ガス施設等の被害および復旧に関する情報、普及作業に必要な資機材・食料または応援隊等に関する情報
- (5) 社員の被災状況
- (6) その他災害に関する情報
- 5 広報活動
  - (1) 災害発生時には、その直後、ガス供給停止時、復旧作業中、その他必要な場合において、その状況に応じた広報活動を行う。
  - (2) 広報については、テレビ・ラジオ・インターネット・新聞等の報道機関を通じて行うほか、 必要に応じ直接当該地域へ周知する。また地方自治体等の関係機関とも必要に応じて連携を図る。
- 6 事業継続計画の発動

必要により事業継続計画を発動し、関係者の生命・身体の安全、および被害拡大の防止を前提

とした上で、最低限継続しなければならない以下の業務を最優先する。

- (1) ガスの製造・供給の維持、保安の確保に関する業務
- (2) ガスの供給が停止した場合にはその復旧作業に関する業務
- (3) 供給制限が必要となった場合の需要家対応に関する業務
- (4) その他企業として事業を継続する上で最低限必要な通常業務

#### 7 復旧用資機材の確保

予備品・貯蔵品等の復旧用資機材の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は、次のような 方法により速やかに確保する。

- (1) 取引先・メーカー等からの調達
- (2) 被災していない他地域からの流用
- (3) 他ガス事業者等からの融通
- 8 復旧用資機材置場等の確保

災害復旧は、復旧用資機材置場および前進基地が必要となるため、あらかじめ調査した用地等の利用を検討する。また、この確保が困難な場合は、地方自治体等の災害対策本部に依頼して、 迅速な確保を図る。

9 応急工事

応急の復旧に当たっては、復旧に従事する者の安全の確保に配慮した上で、非常事態発生後可能な限り迅速・適切に施設及び設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害の発生防止、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に行う。

10 危険予防措置

ガスの漏えいにより被害の拡大のおそれがある場合には、避難区域の設定、火気の使用禁止、ガス供給停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

# 第3節 災害復旧に関する事項

1 復旧計画の策定

非常事態により被災した地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、被災した地域施設又は設備の復旧については、可能な限り迅速に行う。

(1) 災害が発生した場合は、被害状況の調査を速やかに行い、正確な情報を収集し、次に掲げる事項を明らかにした復旧計画を策定する。

ア 復旧手順および方法

オ 供給停止需要家等への支援

イ 復旧要員の確保および配置

カ 宿泊施設の手配、食糧等の調達

ウ 復旧用資機材の調達

キ その他必要な対策

- エ 復旧作業の期間
- (2) 重要施設の優先復旧計画

救急病院、ゴミ焼却場、老人ホーム等の社会的な重要度の高い施設については、移動式ガス 発生設備による臨時供給も含めて、優先的に復旧するよう計画立案する。

- 2 復旧作業の実施
  - (1) 製造設備の復旧作業

被害を受けた製造設備は、復旧計画に基づき速やかに復旧する。

(2) 供給設備の復旧作業

供給設備の復旧作業は、二次災害の発生防止に万全を期しつつ、次の手順により行う。

# ア 高・中圧導管の復旧作業

a 区間遮断 c 漏えい箇所の修理

b 漏えい調査 d ガス開通

イ 低圧導管の復旧作業

a 閉栓作業 f 本支管混入空気除去

b 復旧ブロック内巡回調査 g 灯内内管の漏洩検査および修理

c 被災地域の復旧ブロック化 h 点火・燃焼試験(給排気設備の点検)

d 復旧ブロック内の漏えい検査 i 開栓

e 本支管・供給管・灯外内管の漏えい箇所の修理

## 第3章 通信施設防災計画(東日本電信電話株式会社)

# 第1節 計画方針

被災地等との通信を確保するため、電気通信設備を災害からの予防及び発災時の応急復旧対策等について定める。

#### 第2節 支店の所在地

支 店 名	所 在 地	電話番号
東日本電信電話株式会社	横浜市中区山下町198	045-212-8945
神奈川支店		夜間 休日 113番

# 第3節 事前措置

1 措置計画

災害によりネットワークに異常が発生した場合、各種措置によって重要通信の確保、不接対地 の解消、呼のそ通の最大限の確保等を行うとともに、事前に措置方法について計画する。

2 災害対策機器等の点検

各種災害対策機器については、配備計画・維持管理及び定期的に点検を実施する。

3 資材等の備蓄

復旧資材は配備計画に基づき確保する。

#### 第4節 発災時等の措置

1 情報連絡室の設置

災害の発生する恐れがある場合、あるいは大規模地震に関する東海地震注意情報を受けた場合において、災害に関する情報の収集及び伝達を円滑に実施する為、必要があると認めた場合に設置する。

2 地震災害警戒本部の設置

大規模地震に関する警戒宣言が発せられた場合に設置する。

3 地震災害対策本部の設置

地震災害警戒本部設置後、大規模地震が発生し、管内に被害が発生した場合は、地震災害対策 本部に移行する。

4 広報対策

災害発生時、報道機関等(テレビ、ラジオ、新聞等)へ通信設備の被害状況及び輻輳発生状況、 通話規制状況、回復見込み等について情報を提供し放送の協力要請する。

5 ダイヤル通話

警戒宣言が発令されると、その直後から通話が集中的に発生し、輻輳することが想定されるため、次の考え方で対処する。

- (1) 防災関係機関、報道機関等の災害時優先電話からの通話は最優先でそ通を確保する。
- (2) 街頭公衆電話及び避難場所に設置する特設公衆電話からの通話はそ通を確保する。
- (3) 一般加入電話からの通話については、災害時優先電話等の通話を確保するため、原則として

通話規制を行う。

6 警戒宣言発令下のサービス確保

警戒宣言発令におけるNTT業務は、防災関係機関等の重要通信の確保を優先するとともに、可能な範囲において一般通話を確保することを基本として業務を実施する。

(1) 確保する業務

ア 防災関係機関等の災害時優先電話からの通話及び街頭公衆電話からの通話は利用制限の措 置は行わない。

イ 非常・緊急扱い通話(交換手扱いの通話)については、その取り扱いを「102」番で確保する。

#### 7 被災時の復旧順位

当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合、優先的に取り扱われる通話を確保するため、次の順位(重要通信を確保する機関)に従ってその通信設備を修理し、又は復旧します。

重要通信を確保する機関(契約約款に基づく)

#### 第1順位

気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接 関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある 機関

#### 第2順位

ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社・通信社・放送事業者及び第一順位以外の国又は地方公共団体

#### 第3順位

第1順位、第2順位に該当しないもの。

#### 8 復旧活動

# (1) 輻輳対策

一般加入電話からの通話については、災害時優先電話等の通話を確保するため、原則として通話規制を行う。

(2) 避難場所への特設公衆電話の設置

り災者が利用する避難場所へ特設公衆電話を設置する。

(5) 災害用伝言ダイヤル「171」等の運用

大規模災害の発生等により、電話が輻輳した時の安否確認方法として災害用伝言ダイヤル「171」等の運用を開始する。

提供条件等は、報道機関(テレビ・ラジオ等)を通じて周知する。

## 第4章 東日本旅客鉄道株式会社防災業務実施計画(横浜支社)

#### 第1節 計画の目的

この計画は鉄道施設について、地震災害の被害を軽減するため、災害予防・応急対策並びに復旧対策を計画し、これをもって防災活動の総合的な推進を図り、旅客及び社員の安全・財産の保護と輸送の円滑を期することを目的とする。

#### 第2節 施設の現況

当社の川崎市内に敷設されている鉄道線は、東海道線・横須賀線・鶴見線・南武線・武蔵野線であり主たる施設の概要は本章末資料1のとおりである。

# 第3節 災害予防計画

1 線路構造物等の定期検査

災害に伴う被害が予想される高架橋・橋りょう・盛土・土留等の施設の機能が外力及び環境の変化に耐える耐震性、防災強度を確保するような定期検査を行い、その機能が低下しているものは、補強・取替え等の計画をたて施設管理の徹底を図る。

2 通信・警報設備の整備

関係気象官署、地方自治体及び防災機関との密接な連絡並びに社内機関相互間における予報・ 警報の伝達・情報収集の円滑を図るため、必要な通信施設・警報装置を次により整備する。

- (1) IR・NTT電話の緊急連絡用
- (2) 指令専用電話・高速模写電話及びFAX
- (3) 自動車無線・列車無線と中継基地及び携帯無線機
- (4) 風速計・雨量計及び地震計
- 3 応急資材等の整備

災害復旧に必要な応急用建設資材及び災害予備用貯蔵品の種類・数量等について、整備しておくとともに、災害時には部外関係機関・関係業者の協力体制を得られるようあらかじめ協議しておくものとする。

# 第4節 災害応急対策

1 災害時の活動体制

地震災害に際し、すみやかに応急対策及び復旧対策の推進を図るため、災害の規模その他の状況に応じた次の災害対策本部の組織を構成しておくものとする。

- (1) 地区災害対策本部は、地区長を本部長とし地区センターの実勢に応じて構成する。
- (2) 駅・区(所)災害対策本部は、駅・区(所)長を本部長とし、地区センターの実勢に応じて 構成する。
- (3) 現地対策本部は、被害状況により迅速な応急対策・復旧対策を図る必要がある場合、設置する。
- 2 地震時の措置
  - (1) 地震時の運転規制手順

ア 輸送指令は前号の報告に基づき運転規制基準に達している場合、当該区間を運転中の列車

に対し、徐行又は運転中止を指令する。

(2) 一時停止後、乗務員のとるべき措置

ア 停止位置は、二次災害防止のため可能な限り安全な場所で停止する。

イ 駅間に停車した場合は直ちに無線又は沿線電話により、輸送指令若しくは隣接駅長に停止 地点、列車の被害及び旅客の状況その他必要事項を速報し、その指示に従うとともに被害状 況に応じ、適切な手段をとり旅客の安全確保に努める。

#### (3) 線路の巡回点検

保線技術センター所長は、徒歩・列車添乗巡回を行い被害状況により、規制の緩和又は解除 しても運転に支障がないと認めた場合はその旨輸送指令に報告する。

#### 3 広報

災害による被害が発生した場合、災害線区の輸送状況及び被害状況等を迅速かつ適切には握し、 次に定めるところにより報道機関等に発表できる体制をつくるとともに、利用者に対し周知徹底 を図る。

(1) 情報機関に対する広報

広報資料をすみやかに本社広報部に報告するとともに、報道機関・利用者からの問合わせが あった場合、すみやかに回答できる体制を確立する。

(2) 駅等の広報

災害時、旅客の不安感を取除き混乱を防止するため、掲示・放送等により案内を行い旅客の 鎮静化に努める。

(3) 列車乗務員の広報

乗務員は、災害により列車を駅間等で停止又は徐行した場合、輸送指令の指示・情報並びに 自列車の停止・徐行位置等の状況を把握し、放送により案内する。

#### 4 避難蒸道

災害の発生に伴い、建物の倒壊・火災発生その他二次災害のおそれがある場合、旅客等を次の 各号により避難誘導する。

(1) 駅における避難誘導

ア 駅構内及び列車等の被害並びに周知の状況を考慮し、危険のおそれがある場合一時的に安全な場所(あらかじめ定める一時避難場所)に誘導する。

イ 広域避難場所への避難勧告・指示があった場合及び一時避難場所が危険のおそれがある場合、広域避難場所に案内する。

(2) 乗務員の避難誘導

運転中の列車乗務員は、輸送指令の指示又は振動・信号等により地震その他の災害を知った場合、列車の運行を中止するとともに二次災害のおそれがある場合は旅客を安全と思われる場所に一時避難誘導する。

#### 第5節 復旧対策

- 1 救出救護活動
  - (1) 災害等により負傷者が発生した場合は負傷者の救出救護を最優先とし、消防警察機関に通報するとともに救急車が到着するまで負傷者を安全な場所に救出し、必要な応急措置を講ずる。
  - (2) 列車等の大規模被害により多数の負傷者が発生した場合は前節1(3)に定めた現地対策本部

を設置し、救護対策・復旧対策を講ずるとともに、地方自治体及び防災関係機関に通報し応援・医師の派遣・負傷者の収容先・救護資材等の救援を依頼する。

#### 2 災害復旧の基本方針

災害に伴う被災線区の迅速な運転再開を図り、社会経済活動を早急に回復し、復旧に際しては 再び同様な被害を被ることのないよう耐震性の向上を図るとともに、復旧対策の計画にあたって は被害状況・復旧工事の難易を勘案し運転再開によって復旧効果の最も大きい主要幹線施設等を 重点として計画する。

# 3 災害復旧計画

- (1) 復旧にあたっては、早急な運転再開を図るため応急工事を実施し、終了後すみやかに本復旧計画をたて実施する。
- (2) 早期復旧が困難な場合、横浜支社長は関係機関に対し応援を要請するとともに、関係箇所長に対し指定請負業者に対する作業員の派遣要請を指示する。

#### 資料

(本章末資料1 鉄道施設の概要)

# 資料1 鉄道施設の概要

# 東海道線

施設名  区分	箇 所 数	延長	適 要
橋りょう	26	1,267m	
高 架 橋	16	2,972m	
トンネル	2	5, 492m	
駅舎	木 造 鉄	骨造 鉄筋コンクリ	リート造 計
耐			1
線路	平 地 切	土 盛土	延長
線路		2, 180 m	2, 180m
7 0 lb 0 + 1=11	発電所	変電所	
その他の施設		1	

# 横須賀線

施設名    区分	箇 所 数	汝	延	長	適	要
橋りょう	24		4	433m		
高 架 橋	2		882m			
トンネル	1		;	32m		
駅舎	木造	鉄骨	造	鉄筋コンクリ	ート造	計
例		1				1
   線 路	平地	切	土	盛土		延長
M		3, 89	0m	4, 150m		8,040m
その他の施設	発電所		変電所			
て、ひ川山の八地政			1			

# 鶴見線

施設名    区分	箇 所	数	延	長	適	要
橋りょう	13		7	62m		
高架橋	6		494m			
トンネル				m		
駅舎	木 造	鉄骨	造	鉄筋コンクリ	リート造	計
<u></u> 耐	3	1		1		5
線路	平 地	切	土	盛土		延長
// // // // // // // // // // // // //		1, 92	0m	3, 300m		5, 220m
その他の施設	発電所		変電所	ŕ		
こり回り加収	1		2			

# 南武線

施設名	——区分	筃	所	数		延	長	適	要
橋りょ	う		54			787	m		
高 架	橋	12			4, 093 m				
トンネ	ル								
EII A		木 i	告	鉄竹	骨造	釤	<b>垰筋コン</b> クリ	ート造	計
駅	舎	3		1	3				16
線	路	平力	也	切	土	盛	主 土		延長
形化	印			9, 6	09m	19,	, 459m		29,068m
その他の施設		発電所	折		Ž	変電所			
ての他の					3				

# 武蔵野線

施設名  区分	箇 所 数	延長	適要
橋りょう	12	182m	
高 架 橋	2	80m	
トンネル	2	14, 337 m	
駅舎	木造鉄骨	造 鉄筋コンクリ	ート造 計
線路	平地 切 1,22		延長 3,239m
その他の施設	発電所	変電所 2	-,200

# 第5章 東京急行電鉄株式会社防災計画

#### 第1節 計画方針

この計画は川崎市地域防災計画に基づき、地震に関する災害予防、災害応急対策及び災害復旧について定め、旅客の生命、身体を災害から保護するとともに、災害による被害を軽減し、もって公共機関の社会的責任を果たすことを目的とする。

#### 第2節 施設の現況

当社の東横線24.2kmのうち約 3.6km、目黒線11.9kmのうち約3.6km、田園都市線31.5kmのうち約 6.7km、大井町線12.4kmのうち、約2.1kmが川崎市内に敷設され、延長16.0kmの軌道、10か所の駅舎、多数の橋りょう、高架橋、隧道、変電所、信号施設、電気施設、土木施設等が含まれており、主なる施設の概要は次のとおりである。

路		線	東核	黄線	目黒線		田園都市線		大井町線	
施設名	, 1	区分	箇所数	延長	箇所数	延長	箇所数	延長	箇所数	延長
橋り	) よ	う	20	410 m	19	389 m	25	627 m	18	282 m
高	架	橋	12	2,674 m	12	1,954 m	6	1,971 m	4	1,637 m
ず	٧١	道	_	_	_	_	5	593	_	_
線罩	各延	長	3, 58	30 m	3,580 m		6,679 m		2,138 m	
駅		舎	3	(鉄骨)	3	(鉄骨)	7 (鉄骨)		3 (鉄骨)	
その	他施	設	変電	<b>前</b> 2	変電	<b>前</b> 2	変電所3		変電所1	

※東横線・目黒線及び田園都市線・大井町線(二子新地駅~溝の口駅間)は、複々線として、 駅。変電所等の施設を共用している。

# 第3節 施設の災害予防計画

#### 1 各施設の点検整備計画

新設建造物については、関係法規により設計し、既存の建築物及び工作物の点検については、 毎年1回各線別に線路建造物の定期検査を行い、その処置については検討の結果、補修、改良等 により強化を図ると共に、長期計画の中に織り込んで諸設備の改良、整備に努めていく。

#### 2 列車無線の設置

全車両及び全線にわたり列車無線を設置し、東横線・目黒線・田園都市線・大井町線及びこどもの国線については自動列車制御装置(ATC)、池上線・東急多摩川線については自動列車停止装置(ATS)を装備し、列車の運転保安を図っている。

#### 3 応急資材等の整備

各現業区ごとに常に応急復旧資材の種類、数量及び配置場所を明らかにしておくとともに、機械及び人員についても業務分担表を作成し、社外工事関係業者の応援体制に備えている。

#### 第4節 応急対策

1 災害時の活動体制

地震による災害に際しては、その被害を最小限に止め、速やかに被害復旧に当るため事故・災害対策本部を設置し、輸送力の確保に努める。

当社の、組織非常配備体制は、鉄道事業本部異常時対策規程に基づき本章末資料1~2のとおりとする。

- 2 地震時における緊急措置
  - (1) 運転規制の内容 (運輸司令所長の取扱い)

震度4



- ・直ちに全列車の停止を指令する。
- ・震動停止後、25km/n以下の注意運転を指令する。
- ・構造物等に異常がない旨確認後、平常運転に復する。

#### 震度5弱



- ・直ちに全列車の停止を指令する。
- ・震動停止後、15km/n以下の注意運転で、先行列車があった場所 まで運転する。
- ・乗務員及び駅長から構造物等に異常がない旨報告があった場合は、 25km/n以下の注意運転を指令する。
- ・電力司令長及び保線区長から構造物等に異常がない旨報告があった場合は、平常運転に復する。

震度 5 強以上

- ・直ちに全列車の停止を指令する。
- ・電力司令長及び保線区長から構造物等に異常がない旨報告があった場合は、25km/n以下の注意運転を指令し、5分間経過後平常運転に復する。
- (2) 乗務員の対応

運転士は、進行中強い地震を感知した時、又は、運輸司令所長から停止指令を受けた時。 ア 地上部においては、橋梁、高架橋、随道等をなるべく避けて直ちに停止する。

イ 地下部においては、速やかに乗降場に進入し停止する。

- 3 通信情報連絡計画
  - (1) 各現業長は管轄区域における人的、物的の被害について直ちにその状況を把握し、詳細に対策本部に報告する。災害が発生し災害対策本部が設置された場合の通信情報系統は本章末資料 1のとおりである。
  - (2) 無線車を災害現場に急派すると共に移動用無線機を携行し、本社、奥沢総合事務所、電力司令所及び運輸司令所と無線により通信連絡を行う。

# 4 避難誘導計画

駅長は地震発生により駅構内の状況及び旅客の動態を把握し、適切な放送等により旅客の混乱を防止する一方、危険と思われるときは、旅客を安全な場所に避難誘導するとともに、火気使用器具等の使用を停止し出火防止に努める。乗務員は最寄駅長の指示に従う。また、駅長の指示を受けることの出来ない場合は最も安全と思われる場所に旅客を誘導する。

5 人命救助、救出計画

負傷者に対する応急措置と最寄りの病院に収容又は救急車要請を手配する。

# 第5節 応急復旧計画

本社並びに現場に対策本部を設置し、あらかじめ定められた組織に従い、本部長の指示により復旧 計画、輸送計画、情報の収集と発表、事故原因の究明等を行い、早期復旧と適正対処を期する。

関係各部では、それぞれの内規により人員の招集、復旧資材の運搬等に努めると共に作業計画、復 旧見込等を本部長に報告し、早期復旧の徹底を図る。

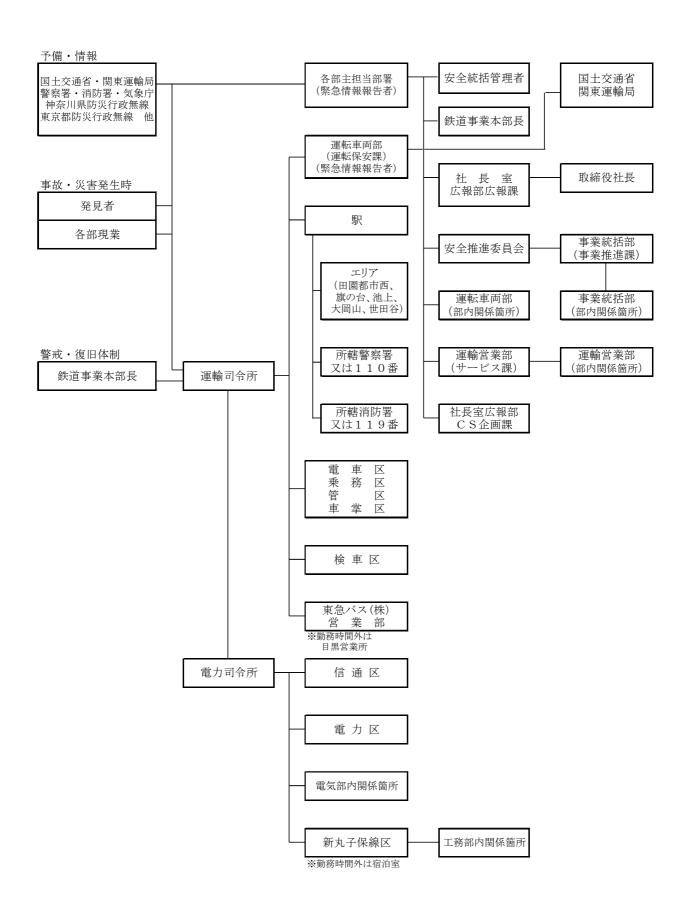
# 資料

(本章末資料1 東京急行電鉄 通信情報系統図)

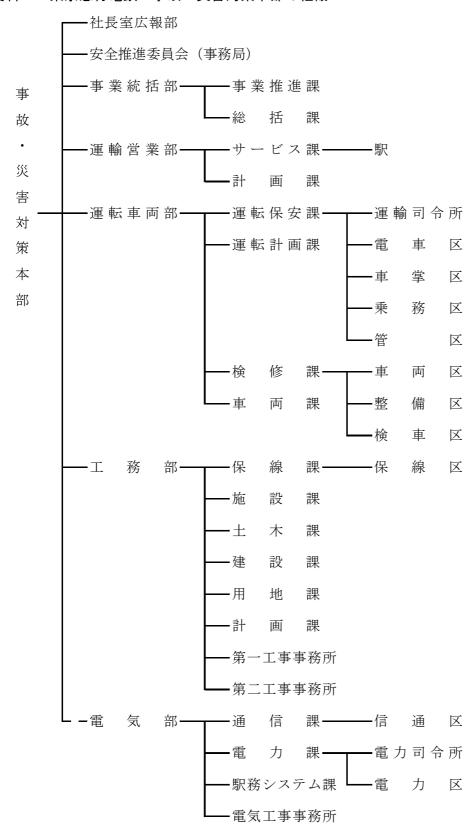
(本章末資料2 東京急行電鉄 事故・災害対策本部の組織)

(本章末資料3 東京急行電鉄 事故・災害対策本部の動員数)

# 資料 1 東京急行電鉄 通信情報系統図



資料2 東京急行電鉄 事故・災害対策本部の組織



資料3 東京急行電鉄 事故・災害対策本部の動員

	特別		第1種(A)		第1種(B)
安全推進 委員会	安全推進委員会課長ほか	3名	安全推進委員会課長ほか	1名	安全推進委員会 課長補佐
事業統括部		2名 2名	事業推進課長ほか	2名	_
運輸営業部		3名 2名	サービス課長ほか	3名	サービス課課長補佐
運転車両部		3名 2名	運転保安課長ほか 検修課長ほか	2名 1名	運転保安課課長補佐 検修課課長補佐
工務部	保線課長ほか3施設課長ほか3土木課長ほか3建設課長ほか3用地課長ほか1第一工事事務所長ほか2	2名名 3名名 3名名 3名名 2名名 2名	保線課長ほか 施設課長ほか 土木課長ほか 第一工事事務所長ほか 第二工事事務所長ほか	2名 2名 2名 2名 2名 2名 2名	保線課課長補佐 施設課課長補佐 土木課課長補佐 第一工事事務所課長補佐 第二工事事務所課長補佐
電気部	電力課長ほか 3 駅務システム課長ほか 2	3名 3名 2名 2名	通信課長ほか 電力課長ほか 駅務システム課長ほか	2名 2名 1名	通信課課長補佐 電力課課長補佐 駅務システム課課長補佐

- (注) 1. 上記動員数を基本とし、必要に応じ各統括部長が指名する者
  - 2. 第3種体制発令時は、第1種(A)または第1種(B)体制を準用した本社のみの体制 とし、必要に応じ本部長が指名する者

# 第6章 京浜急行電鉄株式会社防災計画

## 第1節 計画の目的

この計画は、京浜急行電鉄株式会社(以下「当社」という。)の鉄道における大地震による被害の 未然防止ならびに災害発生時の旅客の人命保護と救済および被害の軽減を図ることを目的とする。

# 第2節 施設の現況

#### 1 路線の概況

当社の鉄道線は、本線(泉岳寺~浦賀間)及び支線の空港線(京急蒲田~羽田空港間)、大師線(京急川崎~小島新田間)、逗子線(金沢八景~新逗子間)、久里浜線(堀の内~三崎口間)からなっており、その営業キロは、延長87.0kmである。このうち川崎市内に敷設された鉄道は約7kmである。

# 2 施設の現況

neix v > 5000					
区分 施設名	箇 所 数	延長	摘 要		
橋りょう	9 本 7 大 2	727m	架道橋7箇所含む (本6、大1)		
高 架 橋	10 本 10 大 0	1190m			
隧 道	なし	なし			
線路	平地部 (本 135m 4471m 大 4336m	盛土部 (本 179m 179m 大 0m	合計延長 4650m		
駅舎	木造 本 0 2 大 2	鉄骨造 本 2 5 大 3	鉄筋コンクリート造 合計 1 (本0、大1) 8駅		
その他	変電所2箇所(本1、大1)				

(本:本線 大:大師線)

# 第3節 事前対策

#### 1 施設の点検整備計画

駅舎、線路、電気、通信施設、消火設備、避難設備および放送設備等について点検を行い、想 される被害規模、不良箇所の進行状況等を考慮して、定期点検の周期・方法を再検討し、補強ま たは改修を検討実施する。

## 2 自動列車停止装置 (ATS) 及び列車無線装置の完備

全線にわたり自動列車停止装置(ATS)を装備し、安全の確保を図っている。また列車乗務 員と運輸司令との業務連絡と通報の迅速を図り、運転業務の円滑な運行管理を行うとともに、災 害が発生し列車運行に支障があると認められる時、一斉指令により全列車の緊急停止を行い、併 発事故を未然に防止するため、全列車に列車無線を装備している。

3 災害用資機材・用品の備蓄

災害時に備え、復旧用資材・用品の備蓄場所を定め所定の数量を確保する。

- 4 乗客に関する一般的知識等の普及処置
  - (1) 震災に関する一般的知識等の普及
  - (2) 避難場所の掲示
- 5 防災教育および各種訓練
  - (1) 防災教育

各種運動期間中ならびに防災の日に、各職場ごとで担当責任者が、地震の規模、性格、防災計画の概要等を従事員に説明するとともに、防災に対する心がまえを教育する。

(2) 防災訓練等

九都県市合同防災訓練と連動して9月に鉄道本部全体で防災訓練を実施するとともに、関係 自治体等が実施する各種訓練に参加する他、各種運動期間中に各職場で訓練を実施する。その 他の訓練として鉄道事故復旧訓練、テロ対策訓練を年1回実施する。

- ア 通信訓練
- イ 列車の一旦停止訓練
- ウ 列車の減速運転訓練
- 工 非常招集訓練
- 才 避難誘導訓練
- 力 救助訓練
- キ 列車防護訓練
- ク 情報伝達訓練
- ケ 対策本部設置訓練
- コ 安否登録訓練
- サ 鉄道事故復旧訓練
- シーその他

## 第4節 警戒宣言対策

1 職員の非常招集

担当責任者は、防災処置を円滑に遂行するため、あらかじめ作成した連絡方法により、必要人員を非常招集する。

- 2 運行の調整等
  - (1) 列車は安全が確保された場合次により運行する。
    - ア 警戒宣言が発せられたときの列車の運行は、現行ダイヤによる減速運転を行う。なお、これに伴い一部列車の間引き等、運転整理のため、輸送力は平常ダイヤよりかなり減少する。
    - イ 警戒宣言発令の翌日以降の列車の運行は、現行ダイヤによる減速運転を行う。なお、これ に伴い一部列車の運転中止等があるので、輸送力は平常ダイヤよりかなり減少する。
  - (2) 次の場合、列車の運行は即時中止する。
    - ア 人や車両の侵入等により線路や踏切の安全が確保されない場合
    - イ 駅構内が旅客による混乱等により安全が確保されない場合

- ウ 平行する他の鉄道機関が運行を中止した場合
- エ その他列車運行の安全が確保されない場合、あるいは確保されないと予想される場合
- 3 施設の緊急点検および応急補強等

担当責任者は、要注意箇所の点検を行い、必要あるときは補強、撤去等災害防止対策を講じる。

4 混乱防止処置

利用客の駅への過度の集中による混乱を防止するため、駅前広場や駅構内における規制を実施する

- (1) 旅客の受け入れ態勢を整えるため、駅前広場への一般自動車の乗り入れを禁止し、バスおよびタクシーについては、乗降位置等を関係者と調整し、移動等必要措置を講じる。
- (2) 駅構内の混乱防止措置のため、整列出改札、出改札規制、階段規制等を実施する。

## 第5節 災害応急対策

1 活動方針

地震等の非常災害に際しては、「鉄道部門災害対策計画」により、鉄道部門災害対策本部(本章末資料1参照)を設置して、被害を最小限度に防止するとともに、速やかな被害復旧にあたり、輸送の確保を図るものとする。

- 2 地震発生時における緊急措置
  - (1) 運輸司令長の取り扱い

運輸司令長(以下「運輸司令」という。)は地震を感知したときは、震度計を設置してある 停車場の駅長または駅運転取扱責任者(以下「震度計設備駅長」という。)および施設司令長 (以下「施設司令」という。)から震度の報告を受け、そのいずれかが震度4以上である場合 は、震度に応じて、次の各号に定める取り扱いをしなければならない。

#### ア 震度4の場合

- (7) 地震発生時
  - a 列車の乗務員に対して、地震の発生とその震度を通報し、列車の停止を指令する。
  - b 駅長(以下「駅運転取扱責任者」を含む。)に対して、震度を通報するとともに列車 の停止を指令する。
  - c 施設司令および金沢検車区長(以下「保守担当責任者」という。) に対して, 震度を 通報する。
- (4) 地震終息後
  - a 列車の乗務員に対して、毎時35キロメートル以下の速度での運転再開を指令し、駅 長及び保守担当責任者に対して、その旨を通報する。
  - b 関係駅長からの報告により、報告指定駅間が列車の運転に支障のないことを確認した ときは、駅長及び乗務員に対して、当該区間における指定速度規制の解除指令を行い、 逐次正常運行の確保に努める。

#### イ 震度5弱の場合

- (ア) 地震発生時
  - a 列車の乗務員に対して、地震の発生とその震度を通報し、列車の停止を指令する。
  - b 駅長に対して、震度を通報するとともに列車の停止を指令する。
  - c 保守担当責任者に対して、震度を通報する。

#### (イ) 地震終息後

- a 駅長から停車場構内の運転諸設備について、異常の有無の報告を受けて、その状況を 把握する。
- b 前aの報告により列車の運転に支障のないことを確認したときは、列車の乗務員に対して毎時25キロメートル以下の速度で運転再開を指令し、駅長及び保守担当責任者に対して、その旨を通報する。
- c 関係駅長からの報告により、報告指定駅間が列車の運転に支障のないことを確認した ときは、駅長及び乗務員に対して、当該区間における指定速度規制の解除指令を行い、 逐次正常運行の確保に努める。

#### ウ 震度5強以上の場合

#### (7) 地震発生時

- a 列車の乗務員に対して、地震の発生とその震度を通報し、列車の停止を指令する。
- b 駅長に対して、震度を通報するとともに列車の停止を指令する。
- c 保守担当責任者に対して、震度を通報する。

#### (4) 地震終息後

- a 駅長から停車場構内の運転諸設備について異常の有無の報告を受け、また保守担当責任者から要注意箇所について異常の有無の報告を受けて、その状況を把握する。
- b 停車場間に停止している列車があるときは、当該列車の停止した場所の最寄り駅長から停車場構内の運転諸設備に異常がない旨の報告と、当該列車の乗務員から見通しの範囲に異常がないことを確認した場合は、施設司令長と協議のうえ、旅客の避難誘導のため毎時15キロメートル以下の速度で最寄駅まで運転を指令することができる。この場合駅長に対して、その旨を通報する。
- c 前aの報告により、停車場構内の運転諸設備及び要注意箇所に異常のないことを確認 したときは、列車の乗務員に対して毎時25キロメートル以下の速度で運転再開を指 令し、駅長及び保守担当責任者に対して、その旨を通報する。
- d 関係駅長及び保守担当責任者からの報告により、報告指定駅間が列車の運転に支障 のないことを確認したときは、駅長及び乗務員に対して、当該区間における指定速度 規制の解除指令を行い、逐次正常運行の確保に努める。

#### (ウ) 列車の運転に支障がある場合

地震終息後、駅長、乗務員又は保守担当責任者から列車の運転に支障があること、又は要注意箇所に異常があることの通報を受けたときは、その状況及び復旧見込みを把握し、 当該箇所の関係責任者又は乗務員に対して速やかに適切な指令を行う。

# (2) 駅長の取り扱い

駅長は、強い地震を感知したとき、又は運輸司令から震度4以上の地震が発生した旨の通報 を受けたときは、震度に応じて、次の各号に定める取扱いをしなければならない。

#### ア 震度4の場合

#### (ア) 地震発生時

列車の乗務員に対して、その旨を通告し、列車の出発を見合わせる。この場合、通過 列車であっても臨時に停止させる。

#### (イ) 地震終息後

- a 速やかに管轄する停車場構内の運転諸設備の目視点検を行い、列車の運転に対する支 障の有無を把握する。
- b 列車の運転が再開されたのち、列車が到着し、又は通過する列車を停止させたときは、 その列車の乗務員から運転した区間と、その区間における線路等の状態の列車運転に対 する支障の有無を確認し、運輸司令に対して、その旨を報告する。この場合、運輸司令 に対する報告は、後方隣接報告指定駅と自駅間の状況が判明したのち行う。
- c 運輸司令から指定速度規制の解除指令を受けたときは、逐次正常運行の確保に努める。

# イ 震度5以上の場合

# (7) 地震発生時

列車の乗務員に対して、その旨を通告し、列車の出発を見合わせる。この場合、通過 列車であっても臨時に停止させる。

#### (4) 地震終息後

- a 速やかに管轄する停車場構内の運転諸設備の目視点検、動作試験等を行い、速やかに 列車運転に対する支障の有無を運輸司令に報告する。
- b 運輸司令から列車の運転を再開した旨の通報を受け、列車が到着し、又は通過する列車を停止させたときは、その列車の乗務員から運転した区間とその区間における線路等の状態の列車運転に対する支障の有無を確認し、運輸司令に対して、その旨を報告する。この場合、運輸司令に対する報告は、後方隣接報告指定駅と自駅間の状況が判明したのちに行う。
- c 運輸司令から指定速度規制の解除司令を受けたときは、逐次正常運行の確保に努める。

#### ウ 列車の運転に支障がある場合

地震終息後列車の運転に支障があることを確認したときは、列車防護等を行い、列車を 停止させ、又は列車の出発を見合わせるとともに、運輸司令にその状況を報告する。

#### エ 通信が途絶したとき

通信が途絶したときは、線路その他施設に異常があったとみなし、管轄する停車場間に 列車を確認したときは、旅客及び乗務員の安否と線路その他施設の状態を把握する。

# オ 旅客の避難誘導

常時、旅客の動態を把握し、適切な放送により、旅客の混乱防止と秩序維持に努めるとともに、危険と思われるときは、旅客を安全な場所へ避難誘導すること。この場合、被害を認めたときは、救急の手段に最善を尽くす。

#### (3) 乗務員の取り扱い

乗務員は、強い地震を感知したとき、又は運輸司令もしくは駅長から震度4以上の地震が発生した旨の通報を受けたときは、次の各号に定める取り扱いをしなければならない。

#### ア 地震発生時

橋りょう、トンネル及び踏切道を避けて安全と思われる箇所に速やかに列車を停止させる。

#### イ 地震終息後

- (ア) 運転再開の指令を受けたときは、指定された速度以下で注意運転を行う。この場合、特に線路等の状態の列車運転に対する支障の有無を確認する。
- (4) 最寄り報告指定駅へ到着したときは、駅長に対して運転した区間とその区間における線路等の状態の列車運転に対する支障の有無を報告する。この場合、通過する列車であると

きは列車を停止させて報告する。

(ウ) 運輸司令から指定速度規制の解除指令を受けたときは、逐次正常運行に復するよう努める。

#### ウ 列車の運転に支障がある場合

列車の運転再開後、列車の運転に支障があることを確認したときは、列車を停止させ、運輸司令にその状況を報告する。この場合、隣接線路が支障しているときは、隣接線路を運転する列車の停止手配をとる。

#### エ 旅客の避難誘導

列車を停車場間の途中で停止させ、その停止した場所が危険となったときは、旅客を安全 と思われる場所へ避難誘導する等臨機の処置をとる。この場合、乗務員相互に協力して、併 発事故の防止を考慮するとともに旅客の混乱防止と秩序維持に努める。

# (4) 保守担当責任者の取扱い

保守担当責任者は、強い地震を感知したとき、又は運輸司令から震度4以上の地震が発生した旨の通報を受けたときは、震度に応じて、次の各号に定める取り扱いをしなければならない。 ア 震度4又は5弱の場合

施設管理所長および各区長(施設司令については施設管理所長および保線区長、工事区長、電力区長、通信区長、変電区長、金沢検車区長については、新町検車区長及び車両管理区長)に地震の発生とその震度を通報する。運転再開後、線路その他施設の点検を行うとともに、これを施設管理所長および各区長に要請する。

#### イ 震度5強以上の場合

- (ア) 前号に定めるほか、地震終息後速やかに要注意箇所の点検を行うとともに、これを施設 管理所長および各区長に要請する。
- (イ) 諸点検の結果と施設管理所長および各区長からの報告に基づき、列車運転に対する支障の有無を運輸司令に報告する。
- (5) 施設司令の取り扱い

運輸司令より地震発生の通報を受けた施設司令(震度計測定担当者)は、各震度計の指示値を確認し、速やかに運輸司令に報告する。

## 第6節 応急復旧対策

- 1 地震等の非常災害により事故が発生したときは、死傷者の救護を最優先とし、二次災害の防止 に万全を講じるとともに、その救急措置及び復旧については「緊急事故処理心得」及び「鉄道部 門災害対策計画」等により最も安全と認められる方法により、迅速かつ的確にこれを行うものと する。
- 2 防災機関および地域防災組織との連絡方法

判定会招集、警戒宣言発令等の情報収集は、主に、東京都からの防災行政無線による情報なら びに報道機関からの報道による情報とする。(本章末資料2参照)

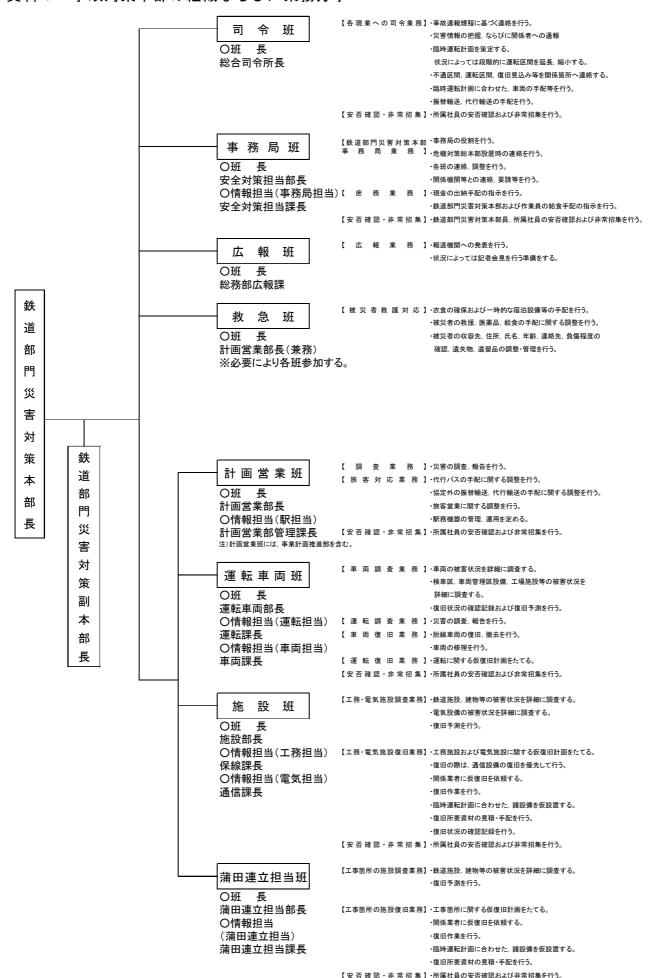
- (1) 「事故速報規程」に基づき、所轄警察署、所轄消防署へ速報する。
- (2) 「事故速報規程」に基づき、特殊車両の出動要請、救急医療機関へ連絡する。

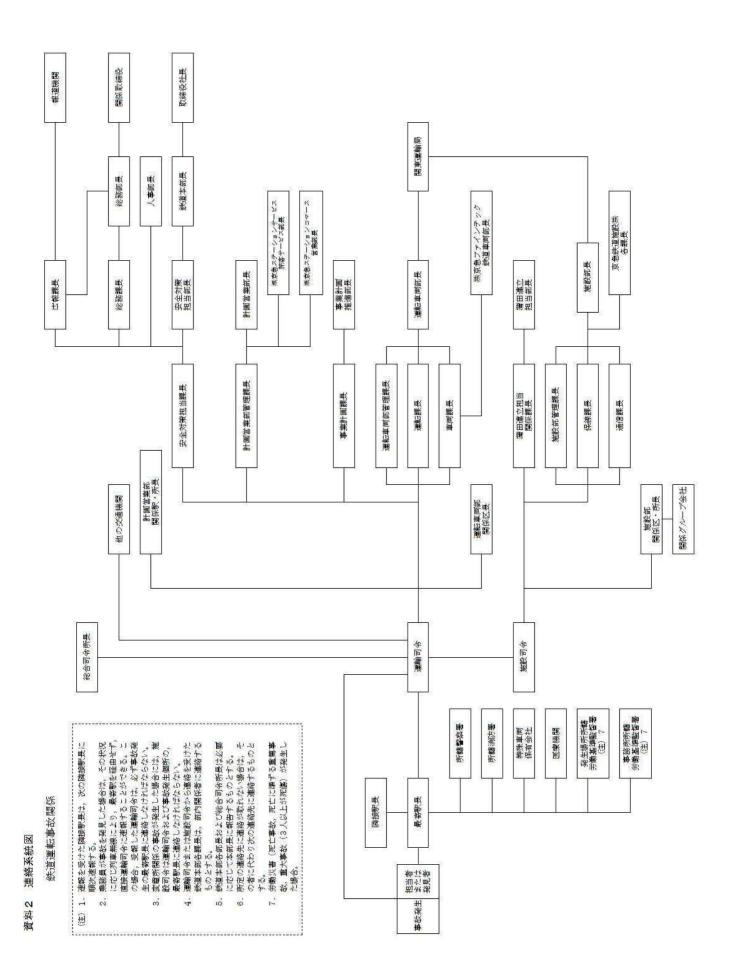
#### 資料

(本章末資料1 事故対策本部の組織ならびに業務分掌)

(本章末資料2 連絡系統図)

# 資料1 事故対策本部の組織ならびに業務分掌





#### 第7章 京王電鉄株式会社防災計画

## 第1節 計画の目的

この計画は、震災に関する予防、応急活動、および復旧について定め、旅客の安全確保を第一に、二次災害を最小限にとどめ公共輸送機関としての社会的責任を果たすことを目的とする。

# 第2節 施設の現況

京王電鉄全線84.7kmのうち、川崎市内に敷設してある 3.018kmの施設の現況は、次のとおりである。

施設名  区分	箇 所 数	延 長 (m)	摘  要
橋梁	1	158	
高 架 橋	3	1,807	
トンネル	1	80	
盛土	1	973	若葉台構内~トンネル
駅 舎	2		稲田堤駅:高架鉄骨造 若葉台駅:高架ブロック造

# 第3節 事前対策

1 施設点検

諸施設は定期的に点検を行い、不良箇所の早期発見に努める。

2 環境の把握

隣接工事による地形等、環境の変化を充分把握し、災害防止に努める。

3 通信施設の完備

緊急時に総合指令所から一斉指令により直ちに全列車の運転を停止することのできる列車無線 装置や指令電話装置、一斉放送装置等を備え、連絡体制を確立する。

4 応急資材等の備蓄

災害応急活動に必要な資機材を備蓄し、災害復旧体制を確立する。

5 旅客の避難誘導措置

旅客を安全に避難をさせるため、あらかじめ避難場所を定め、駅の場合は、自衛消防組織の各 任務分担により避難誘導班が混乱を生じないよう誘導する。

また、列車の旅客を駅間途中で降車させる場合は、安全を確保するとともに、パニック防止に留意し、適切に誘導する。

#### 第4節 応急対策

- 1 地震発生時の措置
  - (1) 管区長は、地震により線路の支障等があると認めた場合は、列車の運転を見合せる。また、通過列車であってもこれを停車させなければならない。
  - (2) 乗務員は、地震を感知し列車の運転が危険な状況にあると認めた場合、または運輸指令所長から停車の指令を受けたときは、直ちに列車を停止させなければならない。この場合、橋梁上

等の危険な箇所は避けなければならない。

(3) 運輸指令所長は、当社の地震計により6カイン以上の地震を感知したときは運転中の全列車に対し、直ちに停車するように指令し、次の取扱をする。

エリア	運転規制区間	帰属地震計
1	京王新線	笹塚・下北沢
2	京王線(新宿~つつじヶ丘)	笹塚・千歳烏山・下北沢・富士見ヶ丘
3	京王線(つつじヶ丘~京王八王子) 競馬場線、動物園線	調布・府中・聖蹟桜ヶ丘・長沼
4	高尾線	長沼・高尾山口
5	相模原線	調布・聖蹟桜ヶ丘・京王多摩センター・橋本
6	井の頭線	笹塚・千歳烏山・下北沢・富士見ヶ丘

- ① 6カイン以上~12カイン未満と判明したエリア
  - ア 列車の乗務員に対し、速度25km/h以下の注意運転と、線路等の状況の確認を指令する。 異常を認めない場合は、運転速度規制の緩和をするまで注意運転の継続を指令する。
  - イ 各現業長(技術系職場を含む)に対し、直ちに駅構内および要注意箇所の点検を指令する。
  - ウ 各現業長から「点検異常なし」の報告を受けた後、状況により順次運転速度規制の緩和 を指令する。
- ② 12カイン以上と判明したエリア
  - ア 現業長(技術系職場を含む)に対し、直ちに所属員を配置してエリア内全線にわたり点検を指令する。
  - イ 各現業長から「点検異常なし」の報告を受けた後、列車の運転再開を指令し、状況によ り順次運転速度規制の緩和を指令する。
- (4) 点検箇所、通常運転に復する場合の運転方等は、各部の防災取扱規則に定める。
- (5) 管区長は、状況により予め定めてある避難場所および広域避難場所に旅客を案内する。
- (6) 列車内の旅客を避難誘導する場合は、周囲の安全を確認し、併発事故を防止しなければならない。

# 第5節 応急復旧計画

1 地震等で災害が発生した時は「防災取扱規則」「鉄道事故取扱規則」に基づき、本社と被災現場に災害対策本部(次表)を設置し、生命の安全確保を最優先に、従事員の招集、情報の収集、資材の運搬等に努め、二次災害の防止に万全を講じて早期復旧を図る。

(本社災害対策本部)
本社災害対策本部長
鉄道事業本部長
鉄道事業副本部長
本社災害対策本部員
安全推進部長
鉄道営業部長
工務部長
車両電気部長
車両電気部長

連絡・調整班	計画管理部	管理担当
災害調査班	安全推進部	安全推進担当
旅客対策班	鉄道営業部	旅客サービス課
運転対策班	IJ	運転課
死傷者対策班	IJ	営業企画課
軌道対策班	工務部	保線課
土木対策班	IJ	土木課
建築対策班	IJ	建築課
電力対策班	車両電気部	電力課
通信対策班	IJ	通信課
車両対策班	IJ	検車課

### [現地対策本部]

京王線東部地区災害対策本部

本部長…桜上水乗務区長または関係部長 (課長)

京王線西部地区災害対策本部

本部長…高幡不動乗務区長または関係部長 (課長)

相模原線地区災害対策本部

本部長…若葉台乗務区長または関係部長 (課長)

井の頭線地区災害対策本部

本部長…富士見ヶ丘乗務区長または関係部長(課長)

# 第8章 小田急電鉄株式会社防災計画

## 第1節 計画方針

この計画は川崎市地域防災計画並びに社内制定の「危機管理規則」「防災基本計画」及び「鉄道防災計画【地震災害編】」に基づいて作成するものであって、当社の鉄道事業に係る震災予防及び災害が発生した場合の応急・復旧対策について必要な業務を定め、もって防災活動の総合的かつ確実な防災対策の推進を図ることを目的とする。

なお、東海地震に関しては、社内制定の「鉄道防災計画【地震災害編】」によるものとする。

#### 第2節 路線の現況

川崎市内における当社の営業路線は、小田原線の和泉多摩川~玉川学園前間(駅は、登戸駅、向ヶ丘遊園駅、生田駅、読売ランド前駅、百合ヶ丘駅、新百合ヶ丘駅、柿生駅の7駅)及び多摩線の新百合ヶ丘~小田急永山間(駅は、五月台駅、栗平駅、黒川駅、はるひ野駅の4駅)である。

# 第3節 事前対策

1 各施設の耐震性強化等整備計画

構造物の設計は、社内制定の鉄道技術実施基準に基づくほか、関係法令を準拠して実施する。 また、構造物、建築物及び設備等の点検は、社内制定の鉄道技術実施基準に基づき定期的に実施 し、健全性の確保に努める。

2 列車無線装置の完備

地震・気象情報集中監視システム及び早期地震警報システムを運輸司令所に設置しており、緊 急時には列車無線装置により直接全列車に対し一斉停止手配を行う。

3 応急用品の点検整備等

応急用資材の種類、数量、配置場所等については、社内の規定に定め、定期的に点検整備を 行い災害発生時の応急措置に備える。また、施工業者等に対し、災害発生時における応援を平 素より依頼しておく。

4 通信(連絡) 手段の確保

自社設備の列車無線、保守無線、鉄道内線電話、専用回線電話、現場携帯端子電話及び外部設備の衛星携帯電話、NTT災害時優先電話、携帯電話の通信手段の運用方法を習熟するとともに、定期的に機能確認を行う。

5 防災教育及び訓練

異常時において的確かつ迅速な行動ができるよう、次の訓練等を実施する。

- 非常招集訓練
- 情報収集と伝達訓練
- 旅客避難・誘導訓練
- 従業員避難訓練
- 緊急連絡通報体制の点検整備
- 非常用通信設備の点検整備
- 防災用品、事故復旧機材・器具等の点検整備
- 防災関係諸規定類の点検整備と周知徹底

担当業務に必要な防災及び応急処置訓練

# 第4節 応急対策

1 対策本部の設置

大規模地震により災害が発生、又は地震により甚大な損失を受けると判断した場合は、社内制定の「危機管理規則」に基づき、本社に総合対策本部を、また、状況により鉄道現地対策チームを設置し、人命救助、被害の拡大防止、復旧活動及び広報活動を行う。

(本章末資料1 総合対策本部組織 参照)

2 地震発生時の初動措置

地震発生時における運輸司令所長、各現業所属長、駅長及び乗務員の初動措置は、本章末資料 2のとおり実施する。

- 3 震災時の初動措置
  - 非常招集

災害が発生し、総合対策本部及び現地対策チームを設置する場合は、各部門の「緊急動員手 配系統図」により関係従業員の非常招集を行う。

応急措置

被災地の当該現業長は、現地対策チーム長が到着するまでの間、災害現場の状況を的確に把握し、人命を最優先とする応急措置を行う。

初期消火及び火災防御活動

社内規則の「防火管理規則」に基づき、初期消火及び火災防御活動を行う。

- 旅客の避難及び避難誘導
  - ① 駅長の取扱

構内放送等により広域避難場所又は安全と思われる避難場所(駅前広場、運動場等)への 避難を案内する。

② 乗務員の取扱

安全な場所に列車を停止させる。また、更に車内が危険であると判断した場合は、車内放送等により旅客に対して、降車及び避難場所への避難を案内する。

・ 救助及び初期救護活動

車内及び駅施設内等で負傷者が発生した場合は、直ちに救急機関へ通報するとともに救助と 応急手当に努める。

・ 通信の統制

総合対策本部長は、通信機能を確保するため、電話、メールの利用制限等の必要な統制を行う。

• 情報収集、情報伝達

情報収集及び伝達経路は、本章末資料3のとおりとする。

旅客に対する情報提供

旅客に対する情報提供は、列車内放送、構内放送、掲示板等により理解しやすい表現で的確 に行う。

従業員の安否情報確認

大規模地震により災害が発生した場合、従業員及びその家族は、安否情報システムに連絡し、

安否登録を行う。会社、従業員、家族は、安否情報システムを活用し、安否確認を効率的に把握する。

・ 防災機関及び防災組織への情報提供・出動要請 関係官庁、関係自治体、警察署、消防署及び医療機関等への情報提供、出動要請は、別途定 める経路により的確に行う。

# 第5節 災害復旧

- 1 総合対策本部は、大規模地震に関する被害、経過、緊急措置等の状況を把握したうえで災害復旧を実施する。
- 2 災害復旧は、負傷者の救出救護と安全の確保を最優先に実施する。
- 3 災害復旧にあたっては、必要により関係官庁、関係自治体、警察署等に通報し協力を要請する。

# 資料

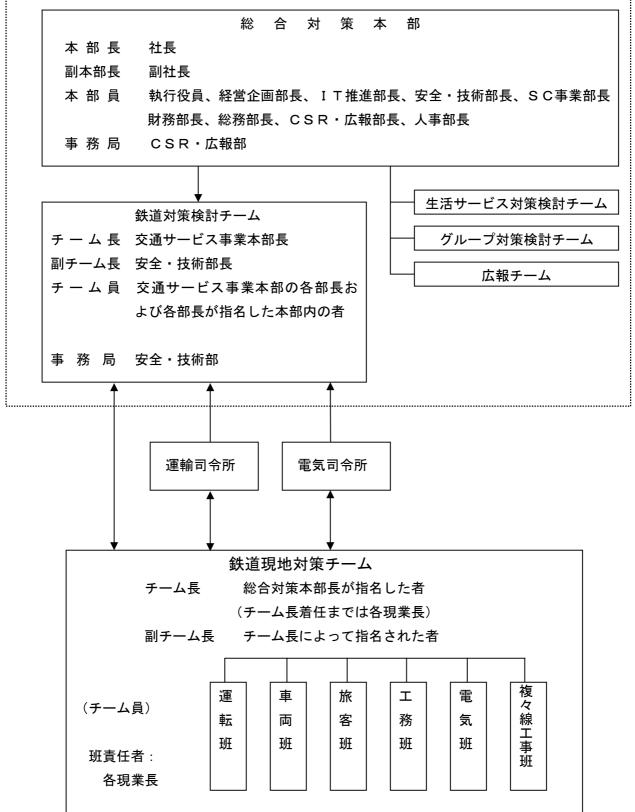
(本章末資料1 総合対策本部組織)

(本章末資料2 地震発生時の初動体制)

(本章末資料3 情報収集及び伝達経路)

# 資料 1 総合対策本部組織

# 総合対策本部組織

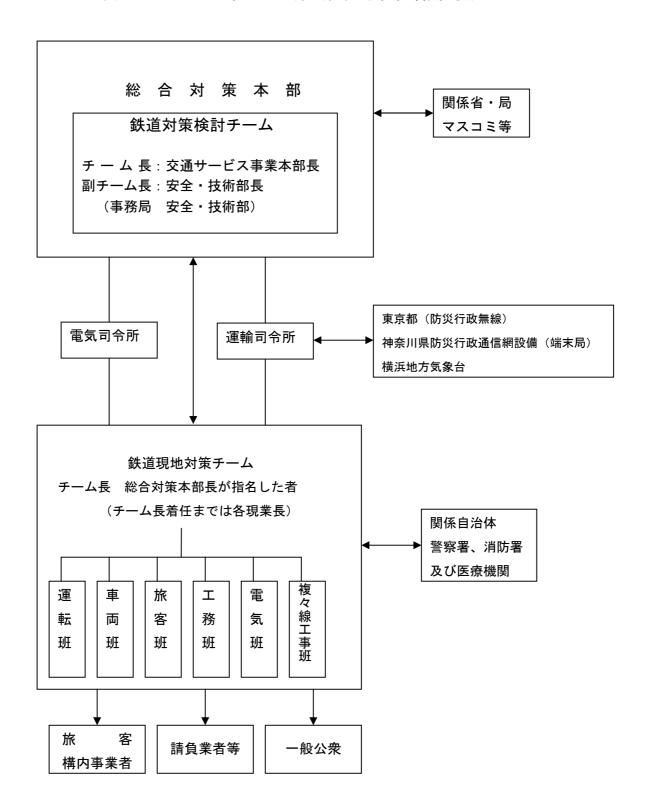


資料2 地震発生時の初動体制

	40~79ガル	80~99ガル	100ガル以上					
  運輸司令所長		 、全列車を一時停止させる	·					
Z-1m · 1 17/12	・地震発生を認めた場合には、「地震・気象情報監視システム」により、							
	ル値」、「震度」を関係駅区所長に通報し点検を指示する。							
	・次の運転規制を指令す		1日小り、今。					
	がの定義が肌でもはす	<i>√</i> J ∘						
	<ul><li>・振動停止後、運転士に</li></ul>	・振動停止後、運転士に	・駅・区・所長に対し、					
	対し、2 5 km/h以下の	対し、1 5 km/h以下の	構内及び駅間の点検					
	注意運転を指令する。	注意運転を指令する。	を指令する。					
	在心性物で1月11分の。	任心を払る担けする。	・点検終了後異常を認め					
			ない停車場間毎に					
			2 5 km/h以下の注意					
			運転を指令する。					
	・ 注音運転後 男骨な初		転な投入する					
	で任息連転後、共市で配	がない 停車物间再に干市度	#44で1日 T Y J。					
	<ul><li>40ガル以上の場合は、</li></ul>							
1 2 2 3 1 4 7 1 7 1 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	を運輸司令所長に報告							
		, ,						
駅 長	・地震計設置駅の駅長は、	 、「ガル値」、「震度」を	 ·把握し、事態の推移に備					
	えるものとする。							
	・構内を巡回点検し、異	常の有無を運輸司令所長に	報告する。					
	・到着列車の乗務員から	駅間の異常の有無を確認し	、運輸司令所長に報告す					
	る。							
乗務員	・運転士及び車掌は、運	転中強い地震を感知し、列	車の運転が危険であると					
	判断したときは、直ち	に列車を停止させる。						
	・前項により列車を停止させる場合、列車の停止位置が築堤、切取、橋梁上							
	あるいは陸橋下のような場合は、安全と思われる場所に列車を移動する。							
	・地震により列車を停止	させた場合は、運輸司令所	長に通告しその後の指示					
	を受ける。							
·	1							

# 資料3 情報収集及び伝達経路

# 伝 達 経 路(総合対策本部設置後)



# 第9章 首都高速道路株式会社防災計画(神奈川管理局)

#### 第1節 計画方針

この計画は、首都高速道路等に係る地震その他の災害に対処するため、首都高速道路㈱が実施する、 災害予防、災害応急対策及び災害復旧等について定め、防災対策の総合的かつ有機的な推進を図り、 もってお客様等の安全を図りつつ、首都高速道路を災害から保護するとともに、災害時における道路 交通機能を維持し、緊急交通路及び緊急輸送路としてその社会的役割を充分発揮できるよう、国、関 係都道府県等及び関係防災諸機関等と相互に緊密な連携を保ちつつ、地震その他の災害に対する万全 の措置を講ずることを目的とする。

#### 第2節 施設の現況

# 1 道路の現況

名称	市内延長	入口	出口	非常電話	非常口
高速神奈川1号横羽線 (神奈川県道高速横浜羽田空港線)	6.4km	〔上り〕 浜川崎、大師 〔下り〕 浅田	〔上り〕 浅田 〔下り〕 大師、浜川崎	上り 9箇所 下り 10箇所	上り 6箇所 下り 6箇所
高速湾岸線 (神奈川県道高速湾岸線)	8.7km	〔東行き〕 東扇島、 浮島 〔西行き〕 浮島、 東扇島	〔東行き〕 東扇島、 浮島 〔西行き〕 浮島、 東扇島	東行き42箇所 西行き43箇所	東行き 5箇所 西行き 5箇所
高速神奈川 6 号川崎線 (川崎市道高速縦貫線)	5.5km (営業中) 2.4km (建設中)	〔上り〕 殿町、大師 〔上り〕 富士見(建設中)	〔上り〕 大師 〔下り〕 殿町 〔下り〕 富士見(建設中)	上り 23箇所 下り 27箇所 建設中	上り 9箇所 下り 9箇所 建設中
計	23.0km	_	_	_	_

<sup>・</sup>建設中の出入口名は仮称。

#### 2 耐震性と施設の安全対策

首都高速道路の構造物は、「橋、高架の道路等の新設及び補強に係る当面の措置について」(建設省道路局:平成7年5月)やこれを踏まえて改訂された「橋、高架の道路等の技術基準について」(建設省道路局長、都市局長通達:平成8年11月)に従い、地質、構造などの状況に応じ、兵庫県南部地震級の地震に対しても落橋や倒壊を生じないよう高架橋の安全性を強化する対策を実施している。また、トンネル、高架橋などには、非常口を整備し、災害時の緊急事態においても、自動車の運転者などは、これらの非常口から安全に脱出できるよう安全性を確保している。

#### 3 トンネルの現況

		延	通報・警報設備					消火設備			避難誘導	その他設備				
トンネル名	路線名	長 m	非常電話	押ボタン式	火災検知機	警報表示板トンネル入口	信号機	消火器箱	泡消火栓	水噴霧設備	(高速上扉)	ラジオ再放送	監視用テレビ	換気設備	評価水槽 t	水噴霧水槽 t
多摩川	高速弯岸線	2, 170	45	90	185	2	有	178	90	有	68	有	46	有	379	消/兼用
川崎航路	高速弯岸線	1, 954	38	83	169	2	有	158	80	有	62	有	42	有	384	洮鄉
大師	6号川崎線	1,060	23	67	95	3	有	47	47	無	11	有	46	有	230	無

# 第3節 事業計画

- 1 事業計画の概要
  - (1) 阪神・淡路大震災における高架橋等の被害状況を踏まえ、「橋、高架の道路等の技術基準について」等に基づき、兵庫県南部地震級の地震に対しても落橋や倒壊を生じないように、高架橋の安全性を強化する対策を実施していくほか、お客様の安全対策など、地震防災対策のより一層の強化充実を図ることとする。
  - (2) 災害時に備え、道路構造物等について常時点検を行う。
- 2 実施計画の内容
  - (1) 高架橋の安全性の強化
    - ア 落橋防止システム及び支承部構造の一層の強化
    - イ 地盤の液状化により生じる地盤流動に対する対策の実施 なお、橋脚の耐震対策(橋脚を鋼板巻き立て等で補強)は、平成10年度をもって完了している。
  - (2) 道路構築物、管理施設等の常時点検
  - (3) 災害時における情報収集・伝達等に必要な通信施設等の常時点検

#### 第4節 応急対策計画

1 災害時における体制

地震による災害が発生したときは、別に定める首都高速道路㈱「防災業務計画」に基づき緊急体制、非常体制等、災害の種類及びその程度に応じた適切な規模及び内容の体制をとり、速やかな役職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な措置を講ずる。

2 災害応急対策

地震による災害が発生したときは、お客様の安全を確保しつつ、二次災害の防止と緊急輸送機能の確保を最優先に、次の応急対策を実施し、首都高速道路等の機能回復を図る。

(1) 大地震が発生したときは、首都高速道路は一般車両の通行が禁止され、消防その他の緊急車両の通行に利用されるため、首都高速道路㈱は県公安委員会の交通規制に協力し、かつ規制状況等をお客様に広報する。

- (2) お客様の被災の状況を緊急に把握し、消防等関係機関への迅速な情報伝達、出動・協力要請により、被災者の救出救護その他安全確保に努める。
- (3) 道路構造物、管理施設等について、その被害の状況を緊急点検し、必要に応じ応急復旧に努める。
- (4) 工事の箇所については、その被災状況に応じて必要な措置を講ずる。

# 3 災害時の広報

お客様が非常事態に即応して適切な措置がとれるよう、応急対策の措置状況、交通規制状況、 避難方法等の情報を、標識、情報板、料金所看板等の各種道路情報提供設備を用いるほか、ラジ オ等各種メディアを最大限活用して、正確かつ迅速にお客様に提供する。

#### 4 緊急道路啓開

残置車両や道路上の障害物の状況を調査し、除去対策を樹立し、関係機関等とも協力の上、所管する道路上の障害物の除去を実施する。

#### 5 復旧対策

- (1) 首都高速道路等の機能を速やかに回復するため、現地調査を実施し、被害状況及びその原因を精査し、復旧工法等を決定する。
- (2) 災害復旧にあたっては、現状復旧を基本にしつつも、災害の再度発生防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行うよう努める。

# 第10章 中日本高速道路㈱横浜支社横浜保全・サービスセンター防災計画 (東名高速道路)

#### 第1節 計画の目的

この計画は、横浜保全・サービスセンターの管理する道路において、地震、豪雨、暴風、火災等により災害が発生する恐れがある場合又は発生した場合において、これを未然に防止し、又はその被害の拡大を防ぎ、復旧を迅速に行うために処理すべき事項を定め、もって道路構造の保全と円滑・安全な交通確保を図ることを目的とする。

# 第2節 防災体制

1 防災体制

特別巡回及び防災体制(以下「防災体制等」という)は、次のとおりとする。

- (1) 特別巡回 「資料2」に定める基準に達したとき。 その他必要があると認められるとき。
- (2) 警戒体制 「資料2」に定める基準に達したとき。 管内に大雨或いは暴風等の警戒が発令されたとき。 その他必要があると認められるとき。 災害が発生する恐れのあるとき。
- (3) 緊急体制 「資料2」に定める基準に達したとき。通行止めを必要とするとき。災害が発生したとき。
- (4) 非常体制 重大な災害が発生し、通行止めが広範囲又は長期間となる場合。
- 2 防災体制等発令·解除基準

防災体制の発令基準は、「資料2」によるものとする。 防災体制の解除基準は、「資料5」によるものとする。

- 3 防災体制等における組織及び事務分掌
  - (1) 特別巡回

地 震

地震時における特別巡回は、別に定める「震災点検要領」に従って実施するものとするが、 管内を2時間程度で終了させるものとする。

(2) 防災体制

地 震

地震時における警戒体制及び緊急体制の組織、構成員及び事務分掌は「資料3」、非常体制においては「資料4」によるものとする。

4 職員等の緊急連絡体制

夜間及び休日における職員等の緊急連絡体制は「資料1」のとおりとし、連絡先は別に定める 体制表による。

# 第3節 交通規制等

1 交通規制

#### (1) 交通規制の基準

「資料-2」に定める基準に達した時に実施する所定の交通規制のほか、災害が発生したときは、その形態・状況に応じた交通規制を局防災担当課及び管制室に通知し、実施する。

この場合、警視庁、神奈川県警察高速道路交通警察隊と協議するものとする。

#### (2) 交通規制の実施

交通規制の実施方法は、路上作業要領・規制の手引き等に基づき実施する。

通行止めの場合は、料金所における流入規制とともに、本線閉鎖用規制機材等を用いて速や かに通行止めの措置を講ずるものとする。

# 2 停滯車両対策

#### (1) 休憩施設内の駐車車両対策

「資料2」に定める基準で通行止めが予測される場合は、事前に料金所、休憩施設営業者に その旨を連絡し、規制実施に伴う混乱の防止に努めるものとする。

#### (2) 本線内停滯車両排除

地震時の停車車両を除き、異常気象時における通行止めの規制を実施したときは、原則として最寄りインターチェンジより車両を流出させるものとする。

なお、災害の発生或いは発生の恐れがあるため、最寄りのインターチェンジより流出させる ことが不可能な場合は、局、高速警察隊と協議のうえ、中央分離帯開口部により誘導によって 反転させ排除する等の措置を講ずるものとする。

#### 3 情報提供

周辺道路管理者

交通規制の情報は、管制室の所掌する所定の可変情報板等の操作及び連絡体制によるほか、通行止めを実施したときは、周辺道路管理者等と情報を相互に交換旨、周辺の道路状況を把握するとともに、混乱の防止に努めるものとする。

#### 第4節 応急復旧対策

#### 1 応急復旧の基本方針

災害が発生した場合、通行車両の安全を図るための交通規制の実施とともに、速やかに応急復 旧作業に着手するものとする。

この場合、一車線/方向の確保を図ることを一目標として、早急に安全対策を実施するものとする。

なお、災害が発生する恐れのある場合についても、上記と同様とする。

#### 2 災害復旧備蓄材

災害復旧を迅速に実施するため、災害復旧用備蓄材等を常に整備しておくものとする。

#### 3 応援体制

# (1) 協力要請会社

災害が発生した場合、早期に労務・資機材等を調達するため、地元建設会社等に協力・応援 を要請するものとする。

#### (2) 応急復旧工事

応急復旧工事は、小規模な場合を除き交通を確保するための応急対策工事と、道路構造保全のための復旧工事にわけられるが、復旧工事での手戻り工事等を極力少なくする広報の選択等

に配慮しておくものとする。

# 資料

(本章末資料1 緊急連絡体制フロー図)

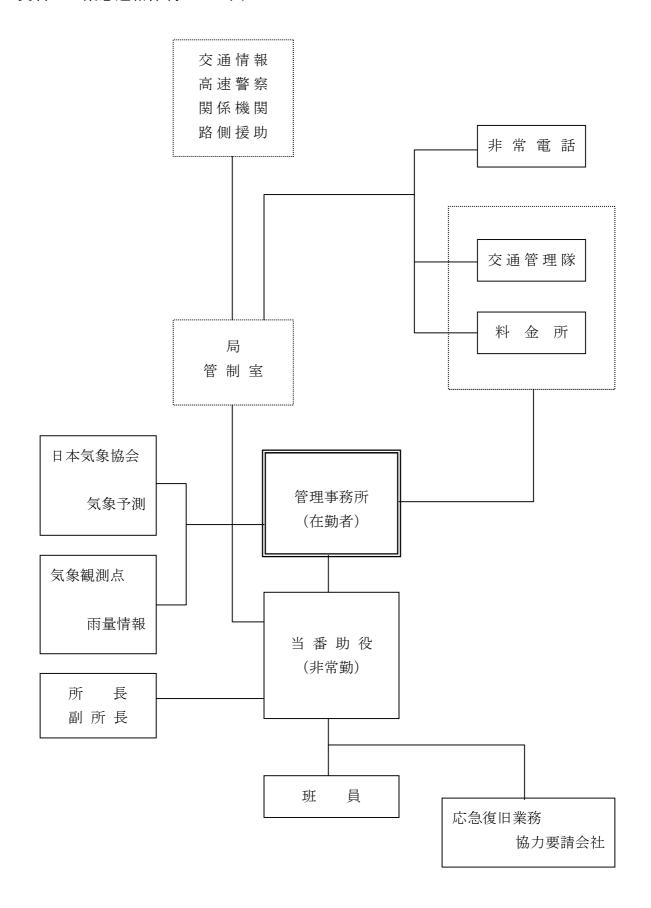
(本章末資料2 特別巡回、警戒体制及び緊急体制発令基準)

(本章末資料3 警戒体制及び緊急体制の組織・構成員及び事務分掌)

(本章末資料4 非常体制の組織・構成員及び事務分掌)

(本章末資料 5 特別巡回、警戒体制及び緊急体制解除基準)

資料1 緊急連絡体制フロー図



資料2 特別巡回、警戒体制及び緊急体制発令基準(東名高速道路)

		,	地震				異常降雨				強風	l	津沙	皮	火	Ц	そのf 災害	
	区	インターチェ	特別巡回	警戒体制	緊急体制	特別巡回	警 开 亿 朱	<b>拳</b> 坟 本 訓		緊急体制	警戒体制	緊急体制	警戒体制	緊急体制	警戒体制	緊急体制	警戒体制	緊急体制
	分	ン ジ 名				連続 雨量 (mm)	連続 雨量 (mm)	時間 雨量 (mm)	連続雨量 が下記の 数値に達 した時 (mm)	連続雨量が下記 の数値に達した 後、時間雨量が 下記の数値に達 した時(mm) 連続:時間		最大 風速 (m/s)						
		東京~川崎			1. 計測震度4. 5	100	150	30	_	_		25				警察・自		
		川崎~厚木			以上の地震が	100	150	30	350	170:50		25				治体から 警戒区域		
	高	厚木~大井松田	計測震		発生し、通行 止めを行った	100	150	30	350	170:50		25				の指定を		
	速	大井松田~沼津	度3.5 以上の	度4.0 以上の	場合	80	150	30	350	170:50	暴風警報が	25	津波警報が発令さ		情報または緊急火	受けた場		
管	道	沼津~富士	地震が	地震が	2. 点検の結	80	150	30	300	170:50	発令された 場合	25	れた場合		山情報が	警察から		
理		富士~清水	発生し	発生し	果、地震による被害が確認	80	150	30	300	170:50	場合	25	*1	合*1		流入制限		点検の結
	路	清水~菊川	た場合	た場合	され、通行止	100	150	30	300	170:50		25			た場合	を受け通 行止めの	災害のお	果、通行
事務		菊川〜三ヶ日			めを必要とす る場合	100	150	30	300	170:50		25				必要がある時		止めを必 要とする
所		道路通行規制等	_	速度規制	通行止め	_	速度規制	速度規制	通行止 め	通行止め	速度規制	通行止め	_	通行止め	_	通行止め		場合
		その他	_	_	点検の結果通 行止めを必要	巡回が必 要と認め	大雨警验等時	合された	通行止めを必	要とするとき	_	点検の 結果通	_	情報収 集の結	_	情報収 集の結		
		体制発令基準			とする時	られる時						行止め		果通行		果通行		
												を必要		止めを		止めを 必要と		
												とする 時		必要と する時		ル安と する時		
			_		事務所が緊急体制	_	複数の事務所		事務所聚急	体制に入った場合	複数の事務	事務所が		事務所が	複数の事			
	東京智	5一管理局		務所が警戒体制に	に入った場合		準値により警 た場合*2	洲体制に入っ			所が警戒体 制に入った	緊急体制 に入った	務所が警戒体制に	緊急体制に入った		急体制に入った場合	務所が警戒体制に	緊急体制 に入った
	/N/1N/7	4 E (±/N)		入った場							場合 *2	場合	入った場		入った場	10000	入った場	
				合 *2									合 *2		合 *2		合*2	

<sup>\*1</sup> 適用区間は、富士IC~清水IC間のみ

<sup>\*2</sup> 局は、事務所が警戒体制に入った場合、統括責任者の判断により体制をとることができる。

<sup>○</sup> 時間雨量の定義:任意時間毎の雨量を基準値運用に適用する。

<sup>○</sup> 連続雨量の定義:雨の降り始めから終わりまで時間2mmを超える雨が6時間以上の中断を伴わず継続した場合の累積雨量

資料3 警戒体制及び緊急体制の組織・構成員及び事務分掌

構成員及び 事務分掌	構。原	戈 員	事 務 分 掌						
組織	警戒体制	緊急体制	ザ 4 <b>刀 </b>						
総括責任者	所 長	所 長	体制時における指揮監督及び総括、並びに体制運営の細目の決定に関すること。						
総括責任補助者	土木担当 副所長	土木担当 副所長	上記の補佐及びその職務の代理、並びに総合調整及び情報連絡の総括に関すること。						
総括部		施設担当 副所長 総務・工務上席助役							
総括班	総務担当助役	総務担当助役	1 職員及び家族の健康管理に関すること。 2 救急薬品の整備、調達に関すること。 3 緊急食料の確保、並びにその他必要物資の調達に関すること。 4 災害対策関係の予算、その他経理に関すること。 5 その他庶務に関すること。						
	業務担当助役	業務担当助役	料金の徴収・管理に関すること。						
業務管理班	管理担当助役	管理担当助役	1 交通規制及び交通の確保、並びに道路巡回、事故処理に関すること。 2 お客様に対する情報提供、並びに避難、救助に関すること。 3 沿道等苦情処理に関すること。						
技術班	第1班 第2班 土木担当助役 第3班 第4班	(維持助役) (改良助役) (改良助役) (改良助役)	1 特別巡回及び道路の点検に関すること。 2 気象・道路等に関する情報の収集、並びに伝達に関すること。 3 障害物の除去に関すること。 4 応急対策・復旧用資機材の整備、並びに調達に関すること。 5 応急対策・復旧工事の計画・実施に関すること。 6 維持作業機械、車両の使用計画及び調整に関すること。 7 その他交通対策、災害の技術的検討に関すること。						
	施設担当助役	(施設助役)	1 電気、通信、機械、営繕施設の点検及び応急修理・復旧に関すること。 2 施設関係に係る応急対策・復旧工事の計画・実施に関すること。 3 施設関係に係る維持作業機械、車両の使用計画及び調整に関すること。						

- **※** 1
- 警戒体制は、状況により体制の規模を縮小できるものとする。 各組織の事務分掌は、別紙組織編成表の構成員の中より職種等を考慮して決定する。 **※** 2

資料4 非常体制の組織・構成員及び事務分掌

構成員及事務分組 織		成	員	事 務 分 掌
本 部 長	所		長	対策本部の指揮監督及び総括、並びに本部運営の細目の決定に関すること。
総括責任補助者	土木担	1 当	副 所 長	本部長の補佐及びその職務の代理、並びに総合調整及び情報連絡の総括に関すること。
総括班		3 当		1 各班の調整連絡及び管理局との連絡情報に関すること。 2 報道、外部防災機関等との広報、情報連絡及び調整に関すること。
総務班	総務	担当	助役	1 職員及び応援派遣に関すること。 2 職員及び家族の健康管理、救援等に関すること。 3 救急薬品の整備、調達に関すること。 4 緊急食料の確保、並びにその他必要物資の調達に関すること。 5 庁舎等の防災及び修理に関すること。 6 災害対策関係の予算、その他経理に関すること。 7 その他庶務に関すること。
	業務	担 当	助役	料金の徴収・管理に関すること。
業務管理班	管理	担当	助役	1 交通規制及び交通の確保、並びに道路巡回、事故処理に関すること。 2 お客様に対する情報提供、並びに避難、救助に関すること。 3 沿道等苦情処理に関すること。
	1	第1班 第2班	(維持助役)	1 特別巡回及び道路の点検に関すること。 2 気象・道路等に関する情報の収集、並びに伝達に関すること。 3 障害物の除去に関すること。
++ 14: TI	土木担当助役   -	第3班	(改良助役)	4 応急対策・復旧用資機材の整備、並びに調達に関すること。 5 応急対策・復旧工事の計画・実施に関すること。
技 術 班		第4班	(改良助役)	6 維持作業機械、車両の使用計画及び調整に関すること。 7 その他交通対策、災害の技術的検討に関すること。
	施設担当助	役	(施設助役)	1 電気、通信、機械、営縫施設の点検及び応急修理・復旧に関すること。 2 施設関係に係る応急対策・復旧工事の計画・実施に関すること。 3 施設関係に係る維持作業機械、車両の使用計画及び調整に関すること。

<sup>※</sup> 各組織の事務分掌は、別紙組織編成表の構成員の中より職種等を考慮して決定する。

資料 5 特別巡回、警戒体制及び緊急体制解除基準

防災体制等	解 除 基 準	備考
特別巡回	降雨が終了し、注意報等も解除されて天候が回復し、巡回点検の結果も何等異常がない場合で、河川の減水、周辺からの表流水等も消滅した場合。	
警戒体制	気象状況が回復し、警報などが解除され、巡回点検の結果も異常がない場合。 ただし、小雨であっても再度の降雨等が予想される場合等は、特別巡回の体制は継続されるものとする。 なお、地震の場合は、点検の結果異常が発見されなければ体制を解除することができる。	災害復旧工事等を施工している ときは、体制を継続する。
緊急体制	気象状況が回復し、通行止めが全て解除された場合。 その他体制を解除することが妥当と判断される場合。	災害復旧工事等を施工している ときは、警戒体制を継続する。
非常体制	広範囲の通行止めが解除され、対策本部を解除しても良いと判断された場合。 ただし、一部でも交通規制が継続している間は緊急体制又は警戒体制を継続するものとする。 その他本部体制を解除することが妥当と判断される場合。	災害復旧工事等を施工しているときは、警戒体制を継続する。